

博士論文 2020 年度

ウズベキスタン共和国の国際法への影響と関与の再考

－歴史的展開との関連において－

《A Revisit of the Influence and Commitment
on the Republic of Uzbekistan in the Law of Nations:
in the View of Historical Context》

慶應義塾大学大学院法学研究科

バヒリディノフ・マンスール

目 次

目次	1
略語表	4
序章	6
第一節 本研究の課題および目的	6
1 研究の理論的枠組みおよび研究方法	10
2 ウズベキスタン共和国における国際法の歴史に関する研究の現状	11
第二節 本研究の必要性	11
1 課題の設定	11
2 本研究の意義	11
3 駐日ウズベキスタン共和国大使館員および（一財）日本ウズベキスタン・シルクロード財団代表理事として実施した実践的研究	12
第三節 本研究の範囲および構成	15
1 本研究の対象とする範囲および目的	16
2 研究手法について	17
3 本論文の構成	18
4 仮説設定	20
第 I 部 古代における国家制度の誕生および国際法の起源	23
はじめに	23
第一章 初期都市国家の成立（紀元前二〇〇〇年～五世紀）	25
第一節 サカ・マッサゲタイの部族連合	25
第二節 バクトリア、ソグドおよびホレズム王国	27
第三節 フェルガナおよびチュルク系国家の誕生	29
第二章 古代における法源および条約	31
第三章 古代における外交関係	35

第Ⅱ部 中世における地域法文化および国際規則の発達	41
(七二二年～一六世紀)	
第一章 イスラーム法およびイスラーム・ルネサンス	41
第二章 チュルク軍事封建君主制における遊牧民の法および慣習	44
第三章 中世における外交関係および儀典	47
第Ⅲ部 近代における国際法の形成および保護国時代の不平等条約	58
(一七世紀～一九一七年)	
第一章 ウズベク諸汗国における成文国際法の発生	58
第二章 ウズベク諸汗国の不平等条約	59
第一節 コーカンド・ウズベク・汗国および帝政ロシアとの間の 通商条約 (一八六八年)	59
第二節 ブハラ・エミール国および帝政ロシアとの間の通商条約 (一八六八年)	60
第三節 ヒバ・ウズベク・汗国および帝政ロシアとの間の 平和条約 (一八七三年)	62
第四節 ブハラ・エミール国および帝政ロシアとの間の友好条約 (一八七三年)	65
第三章 ウズベク諸汗国に対する帝政ロシアの裁判権	68
(一八八五～一九一七年)	
第一節 帝政ロシア政治代表部の管轄問題	69
第二節 ウズベク諸汗国の衰退およびジャディード運動	72
第Ⅳ部 社会主義時代における新たな国家制度および国際法の発達	80
(一九一七～一九九一年)	
第一章 ウズベク・ソビエト社会主義共和国の設立過程	80
第一節 ソビエト連邦初期の国際法文書 (一九一七年)	80
第二節 中央アジアにおける最初の人民共和国 (トルキスタン、 ブハラ、ホレズム) の設立 (一九一八～一九二四年)	85
第三節 民族・国境画定政策および自決権の問題 (一九二四年)	95

第二章	ソビエト国際法および国内法の関係	99
第三章	ソビエト社会主義共和国としてのウズベキスタンの 国際法的な主体性	105
第四章	ソビエト連邦時代におけるウズベキスタンの国際法の歩み (一九一八～一九九一年)	108
第V部	ソビエト連邦崩解体後の独立三〇年間の国際法の発達 (一九九一年～)	119
第一章	ウズベキスタン共和国の国内法における国際法の実施	119
第一節	一九九一年の独立宣言および国家承認	119
第二節	一九九二年の憲法および国際法の関係	121
第三節	国際法の優位説および憲法規定	123
第四節	外交政策に関する憲法第一七条	126
第二章	国内法制度における条約の定義および適用	127
第一節	ソビエト連邦時代の条約の暫定的な適用	127
第二節	一九九五年の「ウズベキスタン共和国の条約に関する法律」	128
第三節	二〇一九年の「ウズベキスタン共和国の条約に関する法律」	132
第三章	ウズベキスタン共和国の新たな政策および法文書における 国際法の実施	136
第一節	二〇一七年の大統領令「ウズベキスタン共和国の五つの重点 発展分野における二〇一七～二〇二一年の行動戦略」の 国際法的側面	136
第二節	人権分野における国内法制度の最近の発展	139
結語		146
1	国際法の歴史の重要性	149
2	国際法の歴史の研究を取り巻く社会的背景	149
3	本研究の学術的および実践的意義	150
4	研究素材について	151
参考文献・資料		156

略語表

AAPSO	The Afro-Asian People's Solidarity Organization
ADB	Asian Development Bank (アジア開発銀行)
BPSR	Bukhara People's Soviet Republic (ブハラ・人民ソビエト共和国 1918-1924)
CA	Central Asia (中央アジア)
CANWFZ	Central Asia Nuclear Weapon Free Zone Treaty (中央アジア非核兵器地帯条約)
CAREC	Central Asian Regional Economic Cooperation Program (中央アジア地域経済協力プログラム)
CASU	Central Asian State University (National State University of Uzbekistan from 1991)
CIS	Commonwealth of Independent States (新独立国家共同体)
COMECON	Council for Mutual Economic Assistance (経済相互援助会議 1949-1991)
CPC	Council of People Commissars of Soviet Union (ソビエト連邦の人民委員会 1917-1946)
EIB	European Investment Bank (欧州投資銀行)
EU	European Union (欧州連合)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
INTERVISION	ソビエト連邦、東欧諸国、フィンランドのテレビ放送協力機構
JICA	Japan International Cooperation Agency (独立行政法人国際協力機構)
KPSR	Khorezm People's Soviet Republic (ホレズム・人民ソビエト共和国 1918-1924)
MGIMO	Moscow State University of International Relations (モスクワ国立国際関係大学)
NAM	Non-Alignment Movement (非加盟運動)
NKID	ソビエト連邦の外務人民委員部 (1917-1946)

OIC	Organization of Islamic Cooperation (イスラーム協力機構)
OM	Oliy Majlis (ウズベキスタン共和国の議会)
OSPAAL	アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ人民連帯機構
RU	The Republic of Uzbekistan (ウズベキスタン共和国)
SCO	Shanghai Cooperation Organization (上海協力機構)
TASSR	Turkistan Autonomous Soviet Socialistic Republic (トルキスタン自治ソビエト社会主義共和国 1918-1924)
UN	United Nations (国際連合)
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (ユネスコ、国連教育科学文化機関)
UNWTO	The World Tourism Organization of the United Nations (国連世界観光機関)
USSR	Union of Soviet Socialistic Republics (ソビエト社会主義共和国連邦)
UzSSR	Uzbek Soviet Socialistic Republic (ウズベク・ソビエト社会主義共和国 1924-1991)
WB	World Bank (世界銀行)

凡例

- ・ウズベキスタンの地名の「ヒヴァ」について「ヒバ」の表記に統一した。
(二〇一九年四月より、外務省の外国名の表記で使ってきたカタカナの「ウ」に濁点を付ける「ヴ」を使わないよう改められたことを考慮した。)
- ・ハン国については、汗国と表記を統一した。
- ・汗国の統治者のタイトルは、ハン (Khan) と表記を統一した。

国名	本文での記載
コーカンド・ウズベク・汗国	コーカンド・汗国
ヒバ・ウズベク・汗国	ヒバ・汗国
ブハラ・ウズベク・汗国	ブハラ・汗国

序章

第一節 本研究の課題および目的

ここ三〇年来の世界情勢において、新たに独立した中央アジア地域の五カ国の出現は、現代国際法におけるこれら諸国の役割を考慮する必要性を与えてきた。国際法秩序においてこれらの諸国の参加は、国際機構および科学技術の前例なき発展とともに、国際法適用の範囲を拡大し、現代国際法の進展に焦点を当ててきた。その中で、二〇二一年は、当該地域において歴史的および地政学的に中心的な役割を果たしているウズベキスタン共和国（以下、ウズベキスタン）にとって独立三〇周年を迎える象徴的な年である。この間、共和国は主権国家として一貫して現在の国際関係の法的基盤の強化および拡充に努め、国際社会との協調および世界平和への共同取り組みの過程に積極的に参加し続けている。

ソビエト連邦の解体後、ウズベキスタンを含む中央アジア諸国の国際法に関する研究は、教育制度や言語の類似性を考慮して、ある程度、共通する学術的な歴史的由来を有する側面も反映してきた。CIS 諸国、中央アジア諸国、コーカサス、中欧および東欧諸国、バルト三カ国の学問および実務社会において活躍している専門家は、各地域の伝統的な特徴や文化を活かし、多様性のある国際関係のシステムにおける国際法の役割を、さらに強化する過程に積極的に関与している。この文脈においてウズベキスタンも偉大なシルクロードの交差点、西欧と東洋を結ぶ中央アジア地域の主要な国として注目される場所である。世界平和および法の支配の維持に貢献している国際法の専門家のこうした二カ国間および多数国間の形式による国際協力への積極的な参画、研究および分析は、後々国家の外交政策や国際機関における相互作用はもちろん、ビジネス対話、国際交流の今後の発展のためにも効果的なアプローチを提供できることは間違いないだろう。

他方、この過程において学問社会を代表する研究者と、しばしば「現場主義」を優先する実務家の、相互コミュニケーションおよび対話のプラットフォームの創設および積極的な関与の必要性を強調したい。その意味で、国際法は学術研究、言語学および実践的な知見と経験の相互交流の豊かな歴史をもち、現在もこの分野の進歩に重要な要素となっている。また他方で、過去の長きに亘る政治的孤立または言語学的および地理的側面が故、日本の学会においては必ずしも認識されてきたとは言えないウズベキスタンの過去および現

在における国際的な法の性質の探究が、両国間のさらに十分な法的発展および関係の強化のために求められている。その意味で、結論としてウズベキスタンおよび日本の関係の役割に求められているのは、国際法公序の展望への明白な承認によって、規範設定的かつ規範執行的過程に参画してゆくことだと考えられる。

日本およびウズベキスタンをも包摂する冷戦後の国際社会は既に変貌を遂げたので、多元的な国民国家社会に生まれるべき異なる展望の調和を基盤とする世界的公序は、現在生じているあらゆる問題に関して専ら国内的視野からといった非常に狭い指向ではなく、活力に満ちた展望により追求されなければならない。

近代的な法学は、国際法の歴史を他の学術分野と結合させる傾向にあるが、ある程度、独立した学問分野として確立させる試みがなされている。ただし、世界の多くの地域における国際法発展に関する理論的研究は、十分に進展している訳ではない。

このアプローチには、いくつかの原因を推測することができよう。第一に、国際法自体が比較的、近代において法体系として認知されるようになったことである。第二に、法理論において、その本質を十分に明らかにする際に障壁となる「欧州中心主義」や「国家主義」を含む特定の傾向が支配的だったことである。特定の歴史的な段階における「非ヨーロッパ文明」の地域における国際法の発展過程の影響は、重きを置かれないことがまま見られた。その主要な原因の一つは、古代期の成文法による法源を含む文献資料の研究が必ずしも十分でなかったことと推測できる。

ところで、遠隔地、言語の壁および適切な研究資料の不足などといった要因から、国際法学者によるこれら研究資料の調査・分析に十分な動機が欠如するのを余儀なくされたこととの関係性は、認識されるべきである。そのことから、いくつかの地域、とりわけユーラシア大陸における古代期の諸国の国際実行に関する条約、外交使節に関する制度、地域に共通する慣習法の役割および宗教的・哲学的規範の関連性については不完全な状態が生じていたという一方的な結論が導出されていた。その結果、研究者および専門家は、実務的な調査、法源に関する諸説および具体的な研究手法を、世界史、考古学、民族学、地域研究および他の学問分野に求めるようになった。同時に、最近数十年の間に、中央アジア諸国を含む旧ソビエト連邦地域において、本研究の方向性に積極的な変化が見られるようになってきている¹。世界各国の学者および実務家は、国際法および外交史を研究する学際的なアプローチを効果的に活用し、日常職務を遂行するとともに、駐在国における極めて重要な任務である平和関係の構築を維持している。

東西のユーラシア大陸の中心部に位置するウズベキスタンの独特な地政学的意義を考慮すると、その国際法および外交史は国際的性質を有しており、近隣諸国または地域との国際交流に貴重な経験を蓄積させ、国家間対話の促進に影響したと思われる²。

ウズベキスタンは、中央アジアに位置する約三四三八万人³という中央アジアの半数を占める最大の人口を擁する国で、世界でも稀有の一〇〇種類の天然資源に恵まれていることから世界との貿易が頻繁に行われている。また学問的にも、幾何学、天文学、医学、科学、哲学、法律など欧州の文化に先駆けた開花がみられる。たとえば、世界的な学問については、九世紀には「第一の師」アリストテレスに次ぐ偉大な哲学者という意味で「第二の師」および「東洋のアリストテレス」の異名をとるアル・ファラビ(Al-Farabi) (九五〇年没)⁴、一〇世紀には医学で世界的な貢献をしたイブン・スィーナ(Avicenna) (一〇三七年没)⁵、中世天文学の代表作である「マスウード宝典(Al-Qanun Al-Masudi)」をはじめ精密科学の分野において大きな貢献を残したホレズム出身の学者であるアル・ビールニー(Al-Beruni) (一〇四八年没)、アルジェブラ(幾何学)の創始者であるアル・ホラズミー(Al-Horazmiy) (八五〇年没)⁶、およびイスラーム法(シャリア)の法源としてイスラーム国際法においてコーランについて重視される預言者の言行(スンナ)の伝承(ハディース)(Khadis)の『真正伝承集』の集成の編者であったアル・ブハーリ(Al-Buhariy) (八七〇年没) およびアッ・ティルミズィー(At-Termiziy) (一三四一年没)、などの研究業績は、現在でもイスラーム法学および中央アジアの研究者にとっては必須文献となっている⁷。

古代期のウズベキスタン領土における国際法の起源は、古代における民族の部族間関係の発展および当該地域の二大大河—アムダリア川(Amudarya)およびシルダリア川(Syrdarya)のオアシスに初の都市が誕生したこと、古代信仰、ゾロアスター教、初期キリスト教、仏教などの宗教・哲学的な教義や祭祀の影響を受けて法源が形成された農耕社会と関連していた。中世初期のイスラーム文明の普及は、遊牧民の慣習および規範の変容に伴い、イスラーム法に基づく国家制度の発展を強く促し、初のチュルク系民族の封建制君主国家の成立につながった。歴史が示すように、偉大なシルクロードの中心にあったウズベキスタンは、高度な文明および文化の発祥地であった。国家制度の三四〇〇年以上の歴史は、国民の豊かな学問および文化遺産、古代の著作、象徴的な考古遺産、写本および遺物がこれを物語っている。古来、ウズベキスタンの地で活躍し、ウズベキスタンにおけるイスラーム法学、政治学、外交の発展に貢献したウズベキスタンの偉人とされる名前—ア

ルフラガヌス(Al-Farghani) (八六一年没) 、ザマフシャリー(Al-Zamakhshari) (一〇七五—一四四年) 、アル・マルギナニー(Al-Marghinani) (一一二三—一九七年) 、バハー・アッディーン・ナクシュバンド(Naqshbandi) (一三一八—一三八九年) 、ミルゾ・ウルグベク(Ulugbeg) (一三九四—一四四九年) 、アリー・シール・ナヴァーイ(Alisher Navoiy) (一四四一—一五〇一年) は、中世初期のイスラーム・ルネサンス期の自然科学の始祖として、世界の科学文明に絶大な足跡を残した⁸。中世に確立された国家制度の基盤、規範および規制は、チュルク文化の外的影響を受けつつ、アミール・ティムール(Amir Temur) (一三三六—一四〇五年) 帝国時代の国際関係の更なる発展に貢献した。

ただし、このような豊かな歴史的な遺産にもかかわらず、ウズベキスタンおよび中央アジア地域における国際法の全体の歴史を主題にした研究は、ソビエト連邦国際法学において「暗黙のタブー」であった。このことは、社会主義の七十年にわたる「鎖国」時代のウズベキスタンにおいて、同国の国際法の歴史に関する研究論文が極めて限られているということによって例証されるものである。ソビエト連邦時代のウズベキスタンにおいては、国際法学者が中央アジアの国際法の歴史を研究対象にすることは、ほとんどなかった。国際法学者および実務者は、何より国家イデオロギーおよび共産党指導部が支配していた政治体制にとって必要とされる分野の研究に専念した。ソビエト連邦の硬直した法制度は歴史的な過去のものとなり、旧ソビエト地域の主権国家は、国際法分野を含む新たな法制度を形成している段階である。また、当該地域において承継性のいくつかの要因が見られるが、それは恐らくソビエト時代に由来する共通の法的な遺産および国家実行である。

これら諸国の独立後、当該地域において共通の国際的・地域的な法的な枠組みを形成し、さらに進展する課題も高まっている。七〇年間にわたりイデオロギー的な連帯性から開放された国家の主権機能が強化される過程において、各国の国内法の整備が重要になる一方、中央アジア地域の新しい国際法に基づき相互利益のある協力関係、対外経済的な対話の継続、隣接地域との平和体制を維持することが求められている。ただし、特定のイデオロギーの世界を超えても、伝統的に従来 of 国際法観は、西欧のいわゆる「文明国の法」として述べられていて、東洋諸国の観点からのものではないことが、ほとんどである。しかしながら、この点に関し疑問を呈する著作も日本国内においても現れてきており⁹、同様に諸外国においてもその傾向が見られる¹⁰。とはいえ、それらはどれもアジア地域およびイスラーム圏全体を欧州と比較するものであって、当該地域の特定の国を考察対象とし、その

結果導かれる見解と欧州を比較するものではなかった。そこで本論文は、内外の文献を渉猟しつつ、ウズベキスタンにおいてどのように国際法が発生し、どのような独自性を持ち、ならびに現在の国際法に影響を与えてきたのかといった点に注目したい。

このような文献は、日本では見られないものであり、日本における国際法の歴史研究にも貢献することが期待される。これらの点につき、国際法の観点から考察を試みたい。本論文は、ヨーロッパ中心の国際法の歴史観と若干異なるが、学術的な貢献をもって、かかる歴史に新たな光をあてることを目的とする。

1 研究の理論的枠組みおよび研究方法

本論文において国際法の歴史の研究には、歴史的手法、比較分析の手法、および法制度の分析手法を活用し、次のアプローチを採った。

第一に、歴史的手法の研究では、歴史における国際法分野の発展の傾向の調査を行う。まず、過去のありようを現在に復元する試みを行い、歴史を過去の物語と捉える一方で、現在の国際法的な観点からの評価に留意した。本研究方法を進めることで、ウズベキスタンにおける国際法の発展の具体的な姿を明らかにした。

第二に、比較分析の手法では、古代における法文化および世界宗教との関係、中世における地域の伝統や慣習、また、独自の規則が国際法の発展に及ぼした影響を分析した。近代から現代にかけて国際法が国内法制度に与えた影響も分析の上、明らかにした。

第三に、法制度の分析手法については、主に近代以降を対象として、国内法と国際法制度との間の構造的および機能的な関連性について、成文法を比較検討してその特徴を明らかにした。すなわち、統治機関の政策や構想を含む情報と法制化との関係や、法執行の段階における国際法と国内法との相互作用の重要な側面を明らかにすることを試みた。

こうして、これら研究手法を通じて、国際法に関連する題材について多面的な分析および評価をすることを可能にした。また、国際法の歴史の研究の学術的な価値をより高めるために、次の点にも注意を払った。

- 1.中央アジアにおける国際法の歴史および法制度の発展を分析し、その特徴を明確にするということについては、学術的に新たな価値を創出する。
- 2.とくに、近代以降の、この地域における国際法思想の形成および発展の示す情報として、定期刊行物およびその発行年や出版した研究機関を明示した。
- 3.諸外国、ソビエト時代およびウズベキスタンの法の専門家および実務者によって執筆された国際法に関する多数の研究論文、書籍、書評、レビュー、ジャーナルおよび新聞記

事などを収集、渉猟し、この領域の情報アクセスを開拓した。

- 4.ウズベキスタンにおける国際法の専門家や学者の学術活動の主な分野と、国際法についての、国内的および国際的な学術における彼らの役割や影響と、ウズベキスタンにおける国際法研究との連続性もしくは関連性に光を当てた。

2 ウズベキスタン共和国における国際法の歴史に関する研究の現状

一九九一年のウズベキスタン独立後における民主化は、それまでの、政治、法制度、思想、文化および科学の各方面に見られた独断的で固定観念的な考え方から、全面的な脱却という社会全体の方向が促進されることになった。そのことは、従前、あまり研究されてこなかった研究課題についても、明確な変化を惹起することとなった。何世紀もの間、研究対象として注目されてこなかった、現代生活に通じる、さまざまな時代の歴史の研究についてもその例外ではなく、かかる問題についての研究の歩みを始める契機ともなった。

ただし、現状において依然として、学術的な国際法の歴史の重要性および当該分野における研究の発展水準は、必ずしも向上していない部分があり、国際法の歴史を対象とする主題を選択して、研究を行う開拓的な取り組みは強く求められる状況である。ウズベキスタンにおける国際法の歴史の法的側面を、現代国際法理論全般を背景にして、歴史、考古学および他分野のアーカイブなどの文献により、国際関係および外交に関する事項を抽出し、分析したものをまとめることが必要とされている。ただし、当該分野の研究を進める上では、数多くの資料および文献が、ウズベク語およびロシア語によって執筆されている。そこで、筆者は、主にウズベク語、ロシア語および英語で調査および分析を進め、内容を精査した上で、そこから日本語へ置き換えるという手法で研究成果に向かうこととした。

第二節 本研究の必要性

1 課題の設定

ウズベキスタンに関する国際法の歴史の研究意義については、同国における国際法的な歴史遺産の価値を位置づけ、古代から現在において社会形成上での国際法の性質、形態および役割と貢献度を多方面において客観的に分析し、理解することによる知見の拡充、日本においてそれを日本語で初めて紹介することで、国際法の歴史におけるアジアの位置づけを再考することをいざなう意味で大きな意義があると考えられる。

2 本研究の意義

本研究は、ウズベキスタンにおける国際法の歴史の形成過程を、現在、入手可能な記録文書や出版物をもとに、歴史的・法的・文化的分析を行い、現代国際法の受容までの歴史的な変遷を浮き彫りにして、国際法の受容の独自の様式を提示し、併せて、その歴史における独自の国際的な法形成の取り組みも明らかにし、現代国際法に対して、地域の多様性を提示することを試みる。また、本研究は、ウズベキスタンの国際法学の発展に対しても学術的な意義をもたらし、ウズベキスタンの教育者、実務者の育成および活用、さらに同国における国際法の発展のみならず、豊かで独特な歴史にも興味ある、より幅広い層の理解に寄与するためにも資する内容であると考えられる。

こうした研究を実現するため、次の目標を設定し、具体的な作業を行った。

- 1.ウズベキスタンにおける国際法の発展の歴史的側面を研究するため、各時代における国家制度および法文化の特徴の分析を試みた。
- 2.古代の国際法および法文化、信仰および世界宗教との相互作用の主な特徴を考察した。
- 3.世界文明および中央アジアの歴史的な関係性の影響を反映した国際法学の形成過程をさまざまな角度から解明することを試みた。
- 4.旧ソビエト連邦およびウズベキスタンの国際法および国際関係論学者、歴史家、および外交官の学術的ならびに実務的な活動に関連した著作、論文および記録文書などについて文脈によって、時系列的または事項別に整理した。
- 5.ウズベキスタンの法律の専門家、学者および外交官などの国際法に関する学術的に信頼性のある情報にアクセスし、将来の国際法研究のための情報ベースとして発掘し、学術情報として利用しうる手がかりとなることを試みた。
- 6.ウズベキスタンの国内法および国際法の相互作用の問題を歴史的観点から研究した。
- 7.ウズベキスタンの国内法および国際法の相互作用メカニズムに関する憲法規定を解釈することを試みた。
- 8.ウズベキスタンの国内法における国際法規範および条約の定義と関連性を分析した。
- 9.国際法に関する旧ソビエトおよびウズベキスタンの学術的な研究および実践的な役割、ならびにその相互作用を特定することを試みた。
- 10.時系列的な記述については、古代時代における都市国家の設立からウズベキスタン共和国独立後の現代までの期間をその射程とした。
- 11.研究対象とした地域的な広がりについては、ユーラシア(Eurasia)地域における、主な地理的交流のあった重要な地域を対象を絞った。さらに、何世紀にもわたる歴史の中で、

ウズベキスタンが密接に交流してきたペルシア、中国、ギリシア、インド、アラブ世界、ヨーロッパ、モンゴルおよびロシアなどの国々についても焦点をあてる。

3 駐日ウズベキスタン共和国大使館員および（一財）日本ウズベキスタン・シルクロード財団代表理事として実施した実践的研究

本研究に関連して、筆者は、国際法に関する実践的な取り組みを、さまざまな形式で進めてきた。それら活動を、本研究が、国際法に関する実践との意義ある連携を示すものと位置づけ、積極的に論文中に取りあげるものとする。以下、整理する。

1.ウズベキスタンおよび中央アジア地域に関係する、国際法、国際関係、対外貿易、安全保障、環境問題および地域の歴史に関するカンファレンスの企画および主催。

(a)『国際シンポジウム－エネルギー安全保障と日本ウズベキスタン関係－環境共生型のエネルギー開発とパートナーシップ－』（会場：慶應義塾大学三田キャンパス、二〇〇九年八月三十一日）。

(b)『国際シンポジウム－グローバルな安定化要因としての中央アジア地域安全保障』（会場：慶應義塾大学三田キャンパス、二〇一一年九月一九日）。

(c)平城遷都 1300 年記念特別事業日本・ウズベキスタン国際シンポジウム「ウズベキスタンの古代文明及び宗教-日本文化の源流を尋ねて」（東洋大学井上円了ホール、二〇一〇年二月一五日）、（奈良大学講堂、二〇一〇年二月一七日）。

(d)『シルクロード東京 文化学術シンポジウム<2016 年秋 東京> 新シルクロード・ディスカバリー－ウズベキスタンと日本の古代文化の接点を探る－』（立正大学石橋湛山記念講堂、二〇一六年一〇月二九日）。

2.ウズベキスタンの国際法に関連する歴史についての筆者による発表。

(a)「ウズベキスタンにおける国際法の思想的背景－古代文明の誕生からウズベキスタン諸汗国の衰退まで－」『地域文化学会研究大会』（東京海洋大学、二〇一五年六月七日）。

(b)「ウズベキスタンにおける古代国家の形成及条約関係」『シルクロード東京 文化学術シンポジウム<2016 年秋 東京> 新シルクロード・ディスカバリー－ウズベキスタンと日本の古代文化の接点を探る－』（立正大学石橋湛山記念講堂、二〇一六年一〇月二九日）。

3.大使館員としての実務的活動。

(a) I・カリモフ(Islam Abduganievich Karimov)（一九三八—二〇一六年）ウズベキス

- タン共和国初代大統領訪日（日本政府招待）（二〇〇二年七月二八日～三一日）駐日ウズベキスタン大使館 大使補佐官として対応。
- (b) I・カリモフ・ウズベキスタン共和国初代大統領訪日（公式実務訪問）（二〇一一年二月八日～一〇日）駐日ウズベキスタン大使館 大使館員として対応。
4. (一財) 日本ウズベキスタン・シルクロード財団代表理事として、同財団による両国における官民部門での多面的な交流の促進活動の計画および実施の支援。
- (a) 安倍総理大臣のウズベキスタン共和国訪問（二〇一五年一〇月二五日）（安倍総理大臣のウズベキスタン訪問、モンゴル及び中央アジア五か国訪問、二〇一五年一〇月二二日～二八日）。
- (b) S・ミルジヨエフ(Shavkat Miromonovich Mirziyoyev)（二〇一六年一二月に大統領に就任）・ウズベキスタン共和国大統領訪日（公式実務訪問）（二〇一九年一二月一七日～二〇日）。
5. 日本およびウズベキスタンとの間の最初の二国間協定の締結および交渉過程への参加。
- (a) 「航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定（略称 日・ウズベキスタン航空協定）」（二〇〇四年効力発生）の翻訳業務および調査過程に参加。
- (b) 「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定（略称：日・ウズベキスタン投資協定）」（二〇〇九年効力発生）の草案作成および関係省庁間の交渉ラウンドの企画・組織業務に参加。
- (c) 両国の官民連携の交流事業に関する法的な業務「ブハラ州と日本ウズベキスタン・シルクロード財団との協力関係の覚書」（二〇一九年一〇月調印）の締結。
6. ウズベキスタンにおける学術研究に関連するフィールドワーク。
- (a) タシケント（本論第IV部～V部に関連する：ソビエト連邦時代におけるウズベク・ソビエト社会主義共和国(UzSSR)の首都、独立後のウズベキスタンの首都）：ウズベキスタン共和国の関係する政府機関、国立大学および研究所などの専門家との情報交換を行い、その情報を踏まえて本論文の各部に関する資料構成および地方調査のプランを作成した。（二〇一八年四月～八月）。
- (b) サマルカンド（本論 I～IV部に関連する：古代ソグディアナの都市マラクダ、マー・ワラー・アンナフルの中心、ティムール朝の首都、ソビエト連邦時代のウズベク・ソビエト社会主義共和国の首都）：サマルカンド州、サマルカンド国立大学、地方研究所において古代ソグド、ティムール王朝、ウルグベクがサマルカンドを統

治する時代における国際法的な関係について調査を行った。（二〇一八年七月、二〇一九年一〇月）。

- (c)ヒバ（本論文第Ⅰ部、第Ⅱ部および第Ⅲ部に関連する：ヒバ・汗国の中心地）：第Ⅰ部で記述したゾロアスター教の発生地の一つであるホレズム州におけるアヴェスターについての研究資料を閲覧した。また、拝火教の寺院の遺跡を視察し、現地の専門家と意見交換を行った。第Ⅱ部であつかったイスラーム・ルネッサンスの代表的な学者であるビールニーの生涯について調査を行った。とくに、イスラーム・ルネッサンスにおける法制度および外交関係について現地調査を行った。第Ⅲ部に関連しては、ヒバ・汗国の最後の政権のアーカイブ、帝政ロシアの保護下時代におけるヒバ・汗国における条約関係および外交制度に関する調査を行った。具体的に一次史料として、ヒバ・汗国の最後の首相であったイスラム・ホジャの著書、日記およびジャディード運動の資料などの入手。帝政ロシアおよびヒバ・汗国の国際法的な関係にかんする国家アーカイブ、博物館などの史料を調査した。（二〇一九年四月、八月）。
- (d)カラカルパクスタン自治共和国（第Ⅰ部 サカ・マッサゲタイの部族連合およびバクトリア、ソグドおよびホレズム王国との関係地）：（アヤズカラ遺跡、紀元前四世紀から七世紀の間に建てられた古代のホレズム要塞の遺跡の視察と、現地考古的発掘調査団からのヒアリングを行った。（二〇一九年五月）。
- (e)ブハラ（本論文第Ⅱ～Ⅲ部に関連する：イスラーム・ルネッサンスの代表的な学者イブン・スィーナの出身地およびブハラ・汗国の首都）：Ⅱ部に関しては、ブハラ州のブハラ国立大学およびブハラ国立医科大学の学長をはじめ専門家と意見交換を行った。Ⅲ部での、ブハラ・汗国におけるジャディード運動の活動について情報収集した。とくに、汗国における法制度および帝政ロシアとの条約に関する調査を行った。（二〇一九年四月、二〇一九年一〇月）。
- (f)テルメズ地方（本論文第Ⅰ部に関連する：バクトリア王国の中心地）：第Ⅰ部に関連して、スルハングリア州のテルメズ国立大学、テルメズ国立考古学博物館の専門家たちと意見交換をおこない、クシャーナ朝時代の仏教遺跡の視察を行い、現地の専門家と意見交換した。（二〇一九年九月）。

第三節 本研究の範囲および構成

1 本研究の対象とする範囲および目的

本研究は、学際的な領域を含む法学的な観点によって、古代における国家誕生から二〇二一年「ソビエト連邦崩壊後の独立三〇周年」までのウズベキスタンにおける国際法の歴史についての問題の内容を明らかにするものである。これは、日本のみならず、ウズベキスタンの国際法学においても、初めての日本語による試みの一つである。また、本研究は、国際法においてウズベキスタン共和国の影響と関与がどのようなものであるかを再考し、それを歴史的展開との関連において探求するという表題について、学術的に研究する初の試みでもある。

現在、本研究および題材に関する出版物は極めて少ない。その理由は、本研究の対象が複雑であること、および近代ウズベキスタンの法思想の三つの時代（前社会主義者、社会主義者、後社会主義者）の法学者の取り組みに対する「総合的」な研究が依然として学術的に発展途上にあることが、その原因であると考えられる。ただし、本研究に関する領域の研究不足の現状については、とりわけウズベキスタン共和国独立以降は、徐々に状況が変化してきている。

こうした変化を受けて、本研究では、国際法における、新たな有望な研究領域に関して新たな視点による国際法の歴史の把握を提示することを試みた。また、ウズベキスタンの国際法の形成過程の年表、定期刊行物を明確にし、同国の学者および外交官の国際法に関する著作の初めての書誌も記録した。

歴史的な公文書の研究においては、資料を発掘し、当該分野での学術研究の情報源となることを、特に意識した。歴史的な法的研究という視座からは、国際法の発展を長期間にわたって分析したことは、この対象領域では初の試みではないかと考える。また、本研究が、学術的により新たな評価を得られることに向け、研究の実践的な価値への貢献ということに留意し、次の点を整理した。

- 1.学術研究の成果として、国際法について、特にウズベキスタン共和国、中央アジア諸国、日本および世界の学問に貢献する。
- 2.国際法学の領域のみではなく、国際法学以外の分野における研究の情報源としても、その歴史的 content および研究手法などが活用される。
- 3.国際法の法的な発展系統図を描写する。
- 4.ウズベキスタンの国際法学を、国際法以外の法分野だけでなく、歴史、経済、哲学およ

び文学などの分野とも相互に関連づけて、学際的な研究分野としての発展の可能性を提示する。

本論文の要点については、これまで各種の発表機会や雑誌論文などで部分的に発表してきた。慶應義塾大学の法学に関する雑誌では、本研究についてのいくつかの要点をこれまで発表してきた。

これまで公刊された小論では、次の研究を行った。その一つは、ウズベキスタンにおける国際法の発展の諸相について、法的な題材に焦点を当て、一般的な歴史的研究の取り組みと関連づけて分析・検討したものである。それらの研究においては、次の段階に向け、研究課題についてのさらなる包括的な研究を進めるための詳細な研究計画の見通しを確保することができた。また、当該研究においては、法的な題材と最も関連性の深い側面を明らかにし、研究成果を、例えば出版の際に研究成果の共有を行い、法学教育の実務的な要求に対応し、現代的な国際法研究成果と政府や行政における今日的課題との間の課題の関連性を強調しようとした。

本研究の主な内容に関しては、二〇〇六年から慶應義塾大学をはじめ、中央アジアと関連のある日本の教育機関、ウズベキスタンおよび中央アジア地域、二〇一九年から二〇二〇年には、コーカサス地域、バルト諸国、東欧および中欧諸国の政府部門、地方自治体および研究センターなどの視察および専門家との間でも議論および情報交換を行った。

国際法の歴史に関する多くの問題は、法と宗教、外交史、民族学および考古学が交錯していることから、本研究の目的は、研究対象の歴史的期間におけるウズベキスタンの国際法の歴史に関する資料を、現在の国際法に照らして体系化し、その展開を再検討および分析し、特徴づけることにある。

2 研究手法について

現代的な関心を考慮して、本研究での題材の選択については、次の要素を考慮した。①現代国際法の発展過程と、現在のウズベキスタンにおける国際法の課題との関連性、②歴史を遡っての研究の必要性、③独立前の状態および現代との連続性、④これまで知られていなかった、あるいは研究目的で使用されることがなかった著作物や資料を今後の学術的利用に提供することの重要性である。次いで、要点を整理する。

1. 国際法の文献の発見や整理。

国家にとっては知的な財産であり、国際法研究の基礎であるのが国際法の文献である。

この充実なくして、現代国際法の学術的発展を論じることはなしえない。

2. ウズベキスタンの歴史的な遺産からの素材発掘。

ウズベキスタンの現代国際法学の潮流は、イデオロギー的な束縛から解放され、歴史を再考し、理論的かつ実践的な問題の研究に、多彩で進歩的な新たなアプローチを、模索する過程にある。

3. ウズベキスタンにおける国際法の歴史の発展段階の評価および対応策。

ソビエト連邦や現代国際法の文献には、国際法の歴史を題材として研究した内容は極めて少ない。現状では、ウズベキスタンにおける国際法の全体の歴史の研究および学術的な指導は発展途上にある。また、筆者は、日本を含む他のアジア諸国で、ウズベキスタンを対象にした国際法の歴史について、学術的発展に寄与する様な法学者の研究を寡聞にして知らない。そこで、本論文においては、歴史や他の学術分野の著作から、国際法の歴史の研究対象となる情報の発掘を行った。その発掘に十五年以上の年月が必要だったのは、さながら砂漠に埋もれた貴重な鉱石を探す旅のようなものであった。

3 本論文の構成

本論文の構成は、研究の主題および目的によって決定された。本論文は、序論、五つの部、結論、引用文献および参考文献から構成される。

第Ⅰ部は、古代における国家制度の誕生および国際法の起源について、古代を扱っている。ウズベキスタンの国際法が古代から中世に至るまで発展してきた過程、時代的に古代ペルシアおよびアレクサンダー大王のヘレニズムが影響した中央アジアの初の古代都市国家の成立、中央アジア地域における都市国家および部族連合体の国際法的な主体の特徴、国際関係においてメディア王国、アッシリア帝国、古代ペルシア、古代ギリシア、中国、インド、ビザンチウムおよびヨーロッパの近隣諸国との部族間、地域間、国家間の法的関係の形成、中央アジアの古代国家における初の条約の誕生、同時代の条約法の形成における古代宗教、信仰および世界宗教の関係と直接的な影響などの問題を明らかにしている。とくに、古代ウズベキスタンのホレズムおよびブハラに由来するアヴェスター教における国際規範の初期制度について考察している。

第Ⅱ部は、中世における国際規則の発達（七二二年～一七世紀）においてチュルク・モンゴル軍事封建国家および君主制度の成立、中央アジアにおけるイスラーム文明の繁栄時代に焦点を当てている。当該地域におけるイスラーム法制度の普及およびその国際規則の形成過程への影響、中世国際法の発展におけるイスラーム法・シャリアの役割、地域法であるチュルク・モンゴル慣習法、チンギス法典ヤサの影響、国際規則、イスラーム法制

度と慣習の関連性、特に戦争法、条約および外交使節制度の特徴について説明する。イスラーム国際法についてかなり意義深い著作がある中で、イスラーム法および中央アジアの地域法の調和が国際規則にもたらした影響に注目している。本論文の主題を提示する上で特別な価値があったのは、イスラームおよびチュルク・モンゴル法文化における大使法、外交儀典の特徴および地域慣行を反映した著作である。

第Ⅲ部は、近代における国際法の発展および不平等条約の時代（一七世紀～一九一七年）で、ソビエト連邦時代に資本主義と特徴づけられた近代の時代を扱っている。中世と比べて段階的な衰退化時期と特徴づけられる時代である。ティムール王朝の弱体化および解体に伴い、最終的に一七世紀に三つのウズベク君主国―ブハラ、ヒバおよびコーカンド・汗国が残ったが、列強の保護国または植民地になった。第Ⅲ部では、帝政ロシアの植民地政策時代における近代国際法の展開を最初の非イスラーム国家との不平等条約、領事裁判権および治外法権について論じる。第Ⅰ部と第Ⅱ部で言及したように、第Ⅲ部でも国際法の観点から、この時代の外交制度の特徴を明らかにしている。また、この部では、中央アジアにおいて「西欧の法文化」の段階的な浸透を支持したウズベク人の思想家の改革についても触れる。彼らによるヨーロッパ法、教育および社会制度において基準を導入する努力について言及するとともに、日本をはじめ、アジアにおいても同様に進歩的な過程と比較することによってウズベキスタンの特徴を明らかにする。

第Ⅳ部は、社会主義時代における新たな国家制度および国際法の発展（一九一七年～一九九一年）において、ソビエト連邦の時代を扱う。十月革命に伴う中央アジアの君主国の崩壊がもたらした中央アジア初のブハラ、ホレズムおよびトルキスタン人民共和国の設立、ソビエト・イデオロギーにおける旧保護国の自決権および主権の問題、ソビエト連邦の構成国としてのウズベク・ソビエト社会主義共和国の設立および国際的な法的主体性について明らかにする。ソビエトの国際法と科学との一体性と矛盾、破綻の要素、革命の否定の瞬間、および社会主義の全体主義体制に提起された問題を探究する。

第Ⅴ部は、ソビエト連邦崩壊後の独立後三〇年間のウズベキスタン共和国における国際法の受容の形成および発達過程の主要な局面を考察した。この時代の各段階および分野における国際法の実施は非常に進歩的で、国家実行と並行して成長したと思われる。

そこでは、独立後のウズベキスタンの国内法および国際法の相互作用、外交政策に関する憲法規定および一九九五年、二〇一九年の「ウズベキスタン共和国の条約に関する法律」などを扱う。国際法および国内法の相互作用における条約分野の役割を検証し、国内法制

度および国際法の相互作用における現代的動向について解明する。独立前後の国際法上の地位および主権の問題、一九九二年の憲法および国際法の関係、一九九五年および二〇一九年の「ウズベキスタン共和国の条約に関する法律」の比較、ならびに条約分野における国家実行の事例を概観する。近年のウズベキスタンにおける国内政策文書および法令に関する国際法の実施、特に中央アジア諸国との条約関係における実施過程について説明する。二〇一七年の大統領令を含む、ウズベキスタンの新たな政策および法文書における国際法の実施について紹介する。最後に、人権保障分野におけるウズベキスタンの国際イニシアティブならびに国内法制度における実施および新たな取り組みについて紹介する。

そして、結語では、本論文の要約を基礎として、現代国際法学における国際法の歴史の役割を再確認する。本研究が、ウズベキスタンと中央アジア地域における国際法の発展が果たした社会的な役割および影響を、特定の歴史的時代の資料を基礎として具体的に追ったものである。二〇二一年は、ウズベキスタン共和国独立三〇周年の記念すべき歴史的な出来事であり、続く二〇二二年は日本およびウズベキスタン共和国の国交樹立三〇周年という節目を迎える。今後、両国の戦略的なパートナーシップ¹¹および多面的な交流のさらなる発展のため、少しでも本論文の内容や考え方が役に立つことを祈念して、研究をまとめる所存である。

4 仮説設定

本研究は、ウズベキスタンおよび中央アジア地域が、国際法の発展に果たした役割と影響を、特定の歴史的時代の資料を基礎として具体的に追ったもので、日本では初めての試みである。国際法学が、法学の専門分野として形成されていく過程を分析した。歴史、哲学、経済学および文学などのほか、法学の他分野との相互連携に焦点を当てた。

著者は、本研究から、国際法学の成り立ちと機能の図式的な再現を行おうと試みたが、結果として、国際法学がどのように発展してきたのかを知ることができた。より広い研究の視点で問題を提示するために、著者は大規模な問題に焦点を当て、各部の中で論述してきた。

選択された問題に関する疑問点が、論文に全て反映されていない場合があることは著者も承知している。ただし、本論文は海外での初の総合的な研究の一つであるため、著者はこの問題を可能な限り多面的に捉え、こうした重要かつ複雑で未踏の現象の分析に一定の見解と知見を提供するに至った。

本論文の研究は、独立後のウズベキスタンの政治的、社会経済的および思想的に大きな

変化があったからこそ、可能となったものである。その主な成果は、国際法の歴史の発展の可能性が確立されたことにある。また、本論文においては、多くの資料や文書を分析および精査してきたが、これは、国際法学の観点からも、より包括的な取り組みを行ったと考えている。明らかになった情報源によって、国際法の問題に関心を持ち、学術的な作品を残してきた先人たちを、これまで知られていたものと比較して、より広い範囲で明確にすることができた。入手できた資料を分析したことで、ウズベキスタンの国際法の発展を改めて見直し、先達者の研究について、より高い評価を与えることができた。また、本研究によって、次の結論を導出しうる。ウズベキスタンは、民族学的な意味での「多面的」文化の中心に位置し、国際的な法的科学的空間を「独自」に構築し、民族的なアイデンティティを維持してきた。

ウズベキスタンの国際法学は、ウズベキスタンの思想家、学者および政治関係者の努力によって生まれた。現在のウズベキスタンは、その継承者であり、国内外の学者から高く評価され、その伝統を守っている。ウズベキスタンの国際的な法の遺産の研究は、過去の世代へのオマージュであり、膨大な知識を紹介するにとどまらず、ウズベキスタンの国際法学のさらなる向上に向けた一助となるものと位置づけられる。

本論文の学術的な新規性は、国際法思想の発展の現段階において、科学的、文化的小および社会政治的に極めて重要な問題の解決を試みている点にある。また、研究対象に対する新たな分析手法を採っている。すなわち、これまでの政治的・思想的なドグマや固定観念から脱却するため、国際法分野での成果を研究する方法に基づいている。これにより、ウズベキスタン国際法の国内・対外・グローバルな法の発展に対する意義と貢献度を客観的に評価することができるようになる。

¹ Nefedov, B.I. *The Emergence of International Private Law*, 1 MOSCOW J. INT'L L., 3-18 (2016).

² Ртвеладзе, Э.В., Саидов, А.Х., Абдуллаев, Е.В., *Очерки по истории цивилизации древнего Узбекистана: Государственность и право*, (2000) С.123. (Rtveladze, E.V., Saidov, A.X., Abdullayev, E.V. 『古代ウズベキスタンの文明の歴史に関する考察：国家主義および法律』 (ウズベキスタン共和国国立人権研究所出版、二〇〇〇年) 一二三頁。)

³ 二〇二〇年一〇月一日時点の人口は三四三八万人 (出所：ウズベキスタン共和国国家統計委員会)。

⁴ ABU NASR AL-FARABI, MABADI' ARA' AHL AL-MADINA AL-FADILA 246-49 (Walzer, Richard Trans., AL-FARABI ON THE PERFECT STATE, 1985).

⁵ 日本において、イブン・スィーナ (アウィセンナ) として有名である。小松久男編『中央

-
- ユーラシア史 世界各国史 四(新版)』(山川出版社、二〇〇〇年)一四五―五〇頁。
- ⁶ 幾何学(アル・ジェブラ、Algebra)は、彼の名に由来している。
- ⁷ Encyclopedia of Uzbekistan: The Monuments of Islam, Imam Muhammad Ben Ali Al Hakim At-Termezi Al- Jami As-Sahih 211 (2002). アッ・ティルミズィーその名が示すとおりウズベキスタンのブハラ市とテルメズ市の生まれ。
- ⁸ President of the Republic of Uzbekistan Mirziyoyev, S.M., Speech at the festive event occasion to the Teachers and Mentors Day of the Republic of Uzbekistan on 30 SPT. 2020. Available at <https://president.uz/en/lists/view/3864> (29 OCT. 2020).
- ⁹ たとえば、大沼保昭『人権、国家、文明―普遍主義的人権観から文際的人権観へー』(摩書房、一九九八年)、真田芳憲『イスラーム法の世界(改訂増補版)』(中央大学出版会、二〇〇〇年)を参照。
- ¹⁰ WALKER, T.A. A HISTORY OF THE LAW OF NATIONS, 104-113 (1899).
- ¹¹ 「日本国とウズベキスタン共和国との間における友好、戦略的パートナーシップと協力に関する共同声明」(二〇〇二年七月二九日、東京において両国首脳による調印)。「日本国とウズベキスタン共和国との間の戦略的パートナーシップの深化及び拡大に関する共同声明」(二〇一五年一〇月二五日、タシケント市において両国の首脳による調印)。「日本国とウズベキスタン共和国との間の戦略的パートナーシップの更なる深化及び拡大に関する共同声明」(二〇一九年一月一九日、東京において両国の首脳による調印)。

第 I 部 古代における国家制度の誕生および国際法の起源

はじめに

周知のように、“*Ubi societas ibi jus*”（社会あるところ法あり）という原則に基づけば、古代にも国際法が存在したことを証明できるだろう。同概念の基本的な意味からすれば、「法は、単に社会が存在するところに存在するのではなく、そこに存在しなければならないのであって、法は、そうした社会が存在のための必要条件であり、あらゆる体系化された必要形式のための十分条件である¹⁾」。

古代国家や部族の相互関係が確立し始めると、すぐにその外交や取引は制度化され始め、部族間の交流に一定の規則や規範が設けられるようになった。ここにいう規範は、すぐに義務的性質をもつようになった。それらは「高次の理由」によって成立したというよりはむしろ、現実的な主体間の関係を規律するために拘束力を獲得した。すなわち、自然法に由来するか、契約書式の実定法に由来するかにかかわらず、必要に応じて拘束的な性質を得たのである。ある程度の発展を遂げた者から構成される共同体が法規範の対象とならないことは想定しえないことから、かかる概念は古代の法体系—古代国際法—の存在を推定することができる。この文脈において、その出現の年代を定めることに関して、国際法の歴史を考えると、大別して三つの説に集約される。第一は中世において国際法の基礎の出現を支持し、第二は古代をその起源とし、第三は、国際法の初歩的な内実のみが古代に現れたと主張し、制度的な出現は初期中世や封建時代まで待たなければならないと主張する²⁾。

ソビエト連邦の法学者の多くは、国際法の起源は、国家の出現と関係があるという仮説を立てている。そのため、ソビエトの国際法理論では、国際法の出現を奴隷制社会の時代、すなわち原始社会が階級制となって、欧州、アジアおよびアフリカで最初の国家が形成されたことが一般に知られていた³⁾。アジアおよび東洋地域における学者および外交官が、それぞれの国や地域の歴史、国際法および外交史につき研究してきたことは、古代世界の国際関係が、文化的・民族的・地域的・思想的な共同体の上に存立したことを意味する。このことはまた、国家間・部族間の規範を国際法の淵源とし、その上に重要な相互利益が存していたという史的事実を裏づけるものである⁴⁾。対外的関係の基本的な規制は、当該

国の領域における王朝、軍隊および部族の現実的な利益を達成すべく、現代の政治的規範の解釈からすれば宗教的指令と呼ばれる「部族長や君主の意思」に基づき決定された⁵。

現在のウズベキスタン領域内における古代国家と積極的な対外的関係を有していた古代ペルシア、インドおよび中国を含む地域では、ヨーロッパ大陸の国々（古代ギリシア、ローマおよびビザンチウム）が、地域間貿易および中継地を運営していた⁶。これら事実、その過程に関与する部族と国家間に、相互に受容可能な規則や規範を認識させ運用させることを例証するものである。そのことは、考古学的な発見によっても確認されており、地域的な特殊性にもかかわらず、国際法の起源に疑いなく帰すことを確信させる。古代から中世のウズベキスタンにおける国際法および外交史では、国家間の法規範の淵源は、次のように分けられる。①慣習および条約に定められた部族間の制度に由来する規則、②社会における道徳および倫理の原則を定義する宗教的・思想的な教義および規範、③異国人や捕虜の取り扱い、戦争の遂行および領地の分割、平和および中立の確立に関する規則を含む民族的・領土的な特性に関する規則などである。

古代中央アジア国家の主な対外的関係の形態としては、①部族と国家主体間の軍事的および政治的同盟の維持、②近隣諸国を通じた通商および貿易通過の保護、③統治者の意思を伝達するための使節や特別な貿易仲介者の派遣、④宗教的規範の保護の下でなされる合意および協定の締結、がある。国際法が生起し始めた時期、都市国家および部族双方の関係を単に領土の奪取、国境の保護という軍事的な行為、あるいは当事者間の商業的利益の確保に限定すべきではないことは明らかである。この点、一部の学説によれば、古代の主体が合意の当事者だけでなく、合意の形成および解決方式の枠組みの創設にも積極的に関与していた。これら事項には、戦争回避を目的とした王家および王朝間の結婚(*inter-dynastic marriage*)、統治者の外交・商業使節の不可侵、外国人および異教徒の法的地位、君主選定、軍事同盟の提携を含む外交政策の主な決定機関である最高部族長会議「クリルタイ(*Qurultai*)」の召集が含まれる⁷。

ここで、ウズベキスタンでの国際法の起源における主体および当事者の主要な分類を試みたい。①古代の定住民族（インド・アーリア系）および遊牧民（チュルク系）部族、またはそれら領土、親族および民族的な共通要因による部族間の軍事連合、②中央アジアのオアシスの都市国家「トランスオクシアナ(*Transoxiana*)」地域に設立された初の都市国家、③宗教的な原理に基づく社会の法規範を確立した古代信仰および世界宗教の制度である。現代国際法の、ほとんどの規範および制度は、部族関係や民族間関係を規律する規則

を起源としている。それは、部族関係の出現の第一段階であり、国際法の主な規制的な特性および特徴の形成に多大な影響を与えた。中央アジアにおける古代の圧倒的な戦闘力をもつ部族、サカ(Saka)、マッサゲタイ(Massageteans)およびチュルクは、部族を社会組織の基本的な単位として、後に一族と民族的に親密な近隣部族の連合体に発展し、徐々に定住化することによって、占領地や都市の住民と同化するようになった。次いで、第二段階は国家の権利の創設—特権階級の地位をもつ部族指導者の集団を構成する都市—によって、将来の君主、聖職者および貴族、国家内制度や規制を強化すべく彼らの知識および地位を利用する。中央アジア地域において該当する国家は、バクトリア、ソグド、ホレズムおよびフェルガナの古代王国があげられる。最後に、第三段階の社会組織化では、身分的には国民ではなく、信者およびその説教者、宣教師などが法律の伝達者および対象者である。法の区分および適用は、特定の信仰および宗教的教義に基づいてなされる。

ウズベキスタンおよび中央アジア地域においては、古代アリア人の拝火教（ゾロアスター教）、古代チュルクおよび遊牧民の最高の天の力を信じる「テングリ」信仰—日本の漢字「天」との類似性は偶然ではないと考えられるが—これらが、ユダヤ教、仏教、キリスト教およびイスラーム教という世界の宗教および国家や帝国の成立以来、何世紀にもわたって平和裡に共存してきた⁸。

第一章 初期都市国家の成立（紀元前二〇〇〇年～五世紀）

第一節 サカ・マッサゲタイの部族連合

比類なき考古学的発見、中央アジア史に関する古代の文献資料から、アレクサンダー大王の遠征およびヘレニズムの到来よりもずっと以前の紀元前三世紀、既に当該地域において豊かな文化、発達した貿易および階級社会をもつ古代国家が繁栄していたという事実が知られている。ウズベキスタン領土に存在していた古代都市国家のバクトリア、ソグドおよびホレズム、およびアジア大陸の三大帝国とされるアッシリア、メディアおよびペルシアとの対外的および通商関係につき、古代ギリシア・ローマの著作者は記している⁹。

本来、古代国家の民族構成は、サカおよびマッサゲタイという部族が代表的で、部族連合で統一されていたが、次第に国家形態へと成長していった。学説によれば、民族的にアリア族に由来するサカ・マッサゲタイの部族連合は、古代の国際関係において積極的に

関与し、同盟は好戦的なマッサゲダイ族が率いていたとされる¹⁰。古代ギリシアの著作によれば、サカは世界的に著名な「スキタイ人」と親族関係のある部族として特徴づけられる。また、歴史学では「スキタイ人」という呼称が、黒海草原のペルシア語圏の民族を指すのに対し、中央アジア関連部族には「サカ」および「マッサゲダイ」という名称が使われている。これら部族連合体は、当時としては相当強力な軍事力を持ち、古代東洋およびアジアの政治史において重要な役割を果たしていた。たとえば、ヘロドトスによると、スキタイ人（サカ）はメディア王国を破り二八年間アジアを統治したという¹¹。サカの諸部族連合は、民族的多様性にもかかわらず、人類学的な統一性と類似した文化および伝統をもっていた。古代ペルシアのナクシルシステムの碑文には、サカ族の三つの主要なグループ、すなわちサカ・ハウマヴァルガー（古代イランやインドとの国境に居住）、サカ・ティグラハウダー（中央アジアを占領）、サカ・パラドラヤ（沿岸のサキ族—カスピ海やポンタ川周辺の住民、またはスキタイ人）が記載されている。

サカ族は、軍事および政治的な同盟者として参加してきたが、近隣の大国や帝国の臣民または家臣としては従属しなかった。アリアヌスもサカが臣民でなく、ペルシアの同盟主体であったことを強調している。古代ペルシアおよび古代ギリシアの資料によれば、サカ族の首長を指す語として「マジスター(Majista)」という語が使われているが、これはサカ族が世襲王族ではなく、部族評議会によって選出された首長によって統治されていたという軍事民主主義(military democracy)的な権力の性格に起因する。このことは、古代ギリシアおよびペルシアの王権と神聖性の不可分の権利とは異なる法文化が存在していたことを意味している。中央アジアにおける古代国家は、諸帝国の侵略または近隣領土の征服およびそのサトラピ(Satrapy)¹²の下での防衛、小規模な血族を保護する目的で、サカおよびマッサゲダイの強力な戦闘部族と同盟を締結していることがままた見られた。

それに関連して、国際法の観点から、古代中央アジア諸国が、民族および領土の関連で結ばれた国家間・部族間の同盟関係を基盤として、平和と権力の均衡を維持する意思を表明していたことは注目に値する。古代中央アジアの部族および都市国家連合は、同盟関係および相互防衛に関する合意の締結、統治者および首長の王家間の婚姻、平和の保証人としての王朝の子弟による人的交換、貿易および通関などの分野の対外的関係に基づき行われた。この過程を経て、バクトリア、ソグド、ホレズムおよびフェルガナといった古代国家は、中東、アジアおよびコーカサスといった地域との国際的な陸路貿易を発展させ、ローマ、ビザンチウムおよびルーシといった魅力的な市場へのアクセスを開拓していった。

この点、考古学的資料は、バクトリア、ソグドおよびホレズムとビザンチウムとの関係を証明している。サマルカンドおよび当該地域の古代都市において発見された硬貨や遺物には、ビザンチン由来の硬貨や製品のみならず、ビザンチンや古代コプト・キリスト教の影響の痕跡を明らかにする物証もある¹³。

第二節 バクトリア、ソグドおよびホレズム王国

中央アジアにおける古代国家は、その歴史的要因により、現代の主体とは異なり、城および都市、部族連合、前国家または準国家およびその他の政治集団であった。同様なことは、国家の同盟関係にも該当する。たしかに、同盟国家を締結する法的枠組みこそあったものの、その内容や形式は現代のそれとは大きく異なるものであった。トランスオクシアナ地域のアムダリア川およびシルダリア川の大規模な河川灌漑システムは、他の古代文明と同様、国家の基礎をなした。この事実は、一般的な歴史現象である、大規模河川（ユーフラテス川、ナイル川）の下流地域における世界文明の国家発祥と文化の原初的形態から生じたことを如実に物語っている。

中央アジアのソグド、バクトリアおよびホレズムの古代国家は、紀元前五二三年～五二一年のアケメネス朝の王ダレオスのベヒストゥン碑文の中に登場している¹⁴。これは、中央アジアの諸民族および古代ペルシアのアケメネス朝との関係に明確に言及しているからである。古代ギリシアの歴史家アリアヌスの「アレクサンドロス東征記」は、古代ソグディアナ王国の「王家の都市」について伝えている。シルダリア川の流域では、キュロス二世（在位紀元前五五九～五三〇年）に因んだギリシア名のキュロポリスの都市が繁栄していた¹⁵。

紀元前六世紀のマラカンダ市（現在のサマルカンド市）につき、世界的に有名なアフラシャブ(Afrasiyab)の集落を含む二一九ヘクタールの領土を持つソグド国の首都として言及されていることは、この時代における国家および行政区画の発展を示している。古代ギリシアの歴史家シケリアのディオドロス（紀元前九〇—三〇年頃）は、著作『ペルシア誌』クニドスのクテシアスの著者に言及し、アッシリアの伝説的な王ニヌス(Ninos)が、バクトリア王国(Rege Bactrianorum)¹⁶の王オクシアルトとの戦いについて触れている。「バクトリア軍は勇敢で兵も多く、国土を通過することは困難である。バクトリアには多くの都市があり、その首都バクトラ¹⁷（現在のウズベキスタン・スルハンダリア州の一部）は

難攻不落で、複数の城壁をもっていた。」古代ギリシア語の文献から判断すると、ウズベキスタン領土の中央アジア国家の地位が、「都市国家の連合体」として特徴づけられている。定住貴族のため城塞および城郭都市をもつ都市国家だけでなく、これら国々の人々や部族が居住していた入植地によって特徴づけられたのである。都市国家には、定住した貴族の要塞「エリマター(erymata)¹⁸」があった。新たな都市の成立は、中央アジア（紀元前三世紀半ば）にソグドおよび独立したグレコ・バクトリア王国が形成された後も続いた。国王エウクラティデス（紀元前二世紀）の治世の間、グレコ・バクトリアは「千の都市の王国¹⁹」と呼ばれていた。この時期には、古代インドとの国際関係が活発で、グレコ・バクトリアの王たちは征服願望を抱いていた。

ヘロドトスは、ペルシア帝国が成立する以前から、中央アジアにおいてホレズム王国が外交上優越的な政治力をもっていたと指摘している。ペルシアおよび中央アジアの古代文明の国家思想の一部となったゾロアスター教やマズディズム²⁰などの古代宗教は、その源流が古代ホレズムにあるという説がある。この点、限られた情報源からは、これら古代国家およびその時代の部族間の国境および厳密な領土の分布に関して実証性を担保できない現状を甘受せざるを得ない。主権の制約は、同盟国および近縁関係の国の軍事行為に参加する義務として現れた。そのことから、ホレズム王国の独立性は、ペルシア軍のガウガメラの戦い（紀元前三三一年）にホレズムが兵隊を派遣していなかったと確認されている点で明らかになっている。バクトリア、ソグドおよびホレズムは、古代メディア王国およびアッシリアとその時代の歴史的関係に基づく次のような法的地位を有していた。①独立した平等国家、②帝国内のサトラピまたは宗主国の一定の保護下にある自治国、③衛星国家—外部の共通の敵国に対し軍事的・領土的な同盟を締結している国家であった。

アレクサンダー大王の中央アジア地域への進出後、中央アジアの領土にあったほとんどの国家は、サトラピ（州）としてアケメネス朝ペルシア帝国の一部となり、領土、歴史的名称、主要都市の首長を保持しつつ、その主権形態を維持させていた。ただし、国家の統治者は主に最高権力者ではなく、王室評議会の評議員もしくは軍の指導者および定住貴族の中から選出されていた。古代国家がアケメネス朝に属していた事実は、ダレオス一世およびサカ族との戦争に関する大きなベヒストゥン碑文の冒頭に記載されている国家および州の名簿が刻まれている。したがって、ヤクサルテス川（現在のシルダリア川）周辺にキュロス王によって設立されたキュロポリス(Kiropolis)²¹という都市の名称によって、ソグディアナがアケメネス朝に統合したことを明らかにしている²²。クテシアスによれば、そ

の統合手続きは、特定の合意を締結し、帝国のサトラピ（州）としての領土に対し君主の法的権利を承認する。領土の統合および従属は、軍事行動および和平交渉によって成立していたことに注意したい。クテシアスによれば、東洋の主要な政治勢力を代表していたバクトリア王国とペルシアの戦争は長期間にわたって継続し、最終的にバクトリア人が自発的にアケメネス朝の権力を認めた際に終結したと報告されている。

メディアおよびペルシア帝国に中央アジア諸国を併合する方法の類型として、第一には、最も原初的形態で残酷な方法であった他国による強制的な征服であった。この場合、敗戦国が独立のため最後まで抵抗したときは、住民のうち成人を虐殺または捕虜にした。その後、領土は必然的に戦勝国の領土に併合され、地元貴族や征服者の一親族から強力な知事が任命された。第二の従属形態は、初期の軍事衝突で強力な国の側が確定され、劣勢にある側がこれを認識せざるをえない場合に生じた。この際、劣勢な国の統治者は、強国の支配者に忠誠を誓った。この合意に従い、従属領土は帝国に併合されたが、実質的な国家形態は認められていた。このとき、劣勢な国の統治はその地位の存続が認められたが、その住民は強国に対して適切な貢物または税を納めた。サトラピの境界は、常に可変的であった。そのため、現在の資料は、領土の変更は地図などに的確に反映されていないと認識すべきである。とはいえ、ほとんどの場合、サトラピは人為的に形成された主体ではなく、通常、当該地域の文化、民族および歴史的な集団を反映したものであったと思われる。同様に、紀元前二世紀半ば、アケメネス朝の旧サトラピであったバクトリア領土にグレコ・バクトリア王国が設立された。

中央アジア諸国の従属関係は、主として税金および軍事民兵の提供から構成されていた。相当程度、地方貴族（貴族階級：ノービリタース）の影響力および権限が保持されていた。したがって、アレクサンダー大王の中央アジア征服の内実を見ても、統治領域にギリシアから派遣された財務官や執政官は見当たらない。さらに、国家の領土に外国軍の軍事駐屯地も設置されなかった。軍隊は、あくまで地方の民兵で結成された。

征服者が、敗北した統治者の王位継承権を主張するという伝統は、古代中央アジア国家にも存在した。中央アジアの治世や支配王朝の正当性は、しばしばヘレニズム世界や古代文明に伝統的な征服権によって正当化された。

第三節 フェルガナおよびチュルク系国家の誕生

フェルガナ（大宛）は、当該地域において特異な状況に置かれていた。フェルガナの広範囲に渡る対外的関係は、インド・イラン部族が大移動した時代の特有の歴史的条件によって説明しうる。その後もフェルガナは、その独立した地位を維持し、アケメネス朝の支配地域外に留まり、アレクサンダー大王に征服されることはなかった。一般に、フェルガナの歴史において検討される時期は、後にウズベク民族の主要な構成要素となる古代フェルガナ国（破洛那国）の形成期である²³。

紀元前一世紀の司馬遷の史記には、紀元前一二五年にフェルガナを訪れた中国の特使の張騫の足跡が記載されている²⁴。彼は、「中国の使者がフェルガナから苜蓿²⁵および葡萄の種を採取し、天子が中国の地に植えるように命じた」と記している。史記は、国際関係の贈答品の交換を記録している。たとえば、中国ではフェルガナの馬は有名で、張騫は「大宛には『駿馬』と呼ばれる美しい馬がたくさんいる。これらの馬は、血の汗をかき、汗血馬と呼ばれたが、その祖先は天馬の子である」と述べている。アラワンの岩画面²⁶は、その物証となっている。フェルガナの君主は、中国の文献では、王の称号を得た統治者であった。王は、戦争と平和の問題に対処し、外交関係の確立および断絶、統治者の任命および解任は、積極的かつ決定的な役割を果たした長老会議に諮問した。フェルガナの統治者は、これら資料から、アジア専制君主というよりむしろ、古代ギリシアのバシレウス²⁷を彷彿させる。政治組織の面では、フェルガナは首都を中心とした都市国家、あるいはオアシス国家の連合体によって代表された可能性が高い。フェルガナについて語った張騫は、フェルガナには七〇の町や都市だけでなく、要塞集落があることに注目している。フェルガナは、有名なシルクロードに沿って中国と古代西欧との間の国際貿易の発展に貢献し、フェルガナの部族は、中央アジアの民族の闘争、グレコ・バクトリア王国に対するトハラ人（吐火羅人）²⁸、クシャーナ朝の成立という歴史上の大きな出来事に積極的に参加した。

チュルク人の国家形成は、後の王朝の創始者が率いる支配氏族を中心としたチュルク系遊牧民および半遊牧民の部族の連合体として部族単位で形成された。中央アジアに出現したクシャーナ朝の歴史は、その民族の共通の歴史にとって欠かすことのできないものである。クシャーナ朝の文化は、古代ホレズムから中央アジアの古代仏教の中心地の一つであるテルメズへと広がっていった。サカ族の法文書では、クシャーナの王（ヴァスデーヴァ）についての言及から始まる。第二の重要な事象は、フン族の中央アジアへの段階的進出であり、その初の出現は、紀元前一世紀の事実が記録に残されている。フン族の動きは、二つの結果をもたらした。すなわち、①チュルク言語を使う遊牧民族の積極的な進出、②

中央アジア内陸地域のセミレチエ地方²⁹、天山山脈およびシルダリア盆地の遊牧民の移動である。フン・クシャーナ時代およびエフタル時代の対外的関係は、①中央アジアの古代国家および長らくつながりを有していた遊牧民部族の比較的平和な共存、②チュルク語を利用する部族の新たな集団間の征服および貿易に基づく新たな関係の構築を特徴とする。中央アジアの都市国家が弱体化したことで、遊牧民の活動が活発化した。

ところで、国家崩壊に関する内的過程は、近隣の遊牧民の部族がこの弱体化を利用して軍事的拡大を図ったことに端を発する。フン族およびエフタルの軍事的進出が、ゲルマン人のローマ侵攻に外見的に類似しても、実際には大きな相違がある。フン族は、ローマに対する古代ローマ人およびスラヴ人のように、ソグドおよびバクトリアに社会文化や封建的な制度を伝えなかった。遊牧民の征服者は、中央アジアの古代文明の遺跡を破壊しただけだった。中央アジアにおいては、六世紀および八世紀に新たな国家が繁栄したため、衰退は非常に短期間で克服されたことが注目される。すなわち、六～八世紀には、最初の遊牧国家、西突厥（五八〇～七〇四年）および突騎施（七〇四～七六六年）が形成された³⁰。中国の資料によると、トハリスタンでは、クシャーナ人およびエフタル人の後を継いで、政治権力を具現化したチュルク人のヤブグ（統治者、汗に次ぐ称号）³¹が統治していた。チュルクの国々は、外交および貿易活動を積極的に行っていた。

第二章 古代における法源および条約

歴史の中で、宗教およびイデオロギーは国際関係において積極的な役割を果たしてきた。宗教は、政治および法律と直接的な関係を持ち、常に社会的に重要な役割を果たしてきた。古代東洋の神権国家において宗教、政治および法が相互に関連していた。何世紀にもわたって、世界宗教の神学者たちは、異邦人との協定の可能性について議論してきた。

フーゴー・グロティウス(Hugo Grotius)は、早くも十七世紀に、この問題について積極的に述べている。彼の著作では、国際社会と普遍的な国際法の実現が表現されている。宗教と国際法の相互作用は歴史の中で存在してきた³²。国際法の出現以前に、宗教は国際関係において重要な規範的な要素であった。当然のことながら、その形成の過程で、国際法は宗教に基礎を置くのではなく、その規準や規範を借用した。それまで何世紀にもわたって、宗教はその力を示した。

イスラーム教以前の時代の中央アジアの古代法制度は、ゾロアスター教、キリスト教、

ユダヤ教および仏教の宗教に影響を受けている。特別な地位は、法の順応的的制度として出現した初期キリスト教ネストリウス派(Nestorianism)によって占められていたが、時間の経過とともに、それにアリストテレス哲学およびゾロアスター教（拝火教）など、外部の法規範が統合されることによって、多くの創造的な法規範的特徴が生成されていった。この時代の思想および宗教教義を多面的に検討することは、学術上、不可欠である。中央アジアの古代国家における貴族制度において、支配的な地位を占めていた拝火教が一般的であった。イスラーム教の出現以前に、ブハラおよびホレズムを中心地の一つとするゾロアスター教は、安定した宗教哲学体系を創出しただけでなく、当該地域国家および隣接する帝国の普遍的な法源の基礎となった³³。とくに、資料によると、ゾロアスター教は、古代ソグド、バクトリア、ホレズム、アケメネス朝およびサーサーン朝の統治者および住民の主要な宗教の一つであったことを示している。ゾロアスター教に関する学術的研究によれば、この信仰は、ある程度の法源であるだけでなく、中央アジアの古代諸国の法制度の全分野を完全に統合しようとしていた。このゾロアスター教の普遍性は、イスラーム教の普及以前に、古代ユダヤ教、キリスト教およびマニ教に匹敵するものであった³⁴。ソグド人は積極的な圍繞地活動を行い、トルファン、セミレチエ、ベラサグンなどに入植した。ソグド語の同盟および植民地は、ゾロアスター教徒、キリスト教徒、仏教徒およびマニ教徒などが含まれていた。

イスラーム教が広まった初期のムスリムの伝達者および神学者たちは、ユダヤ教およびキリスト教の聖職者および信者を「法の人々」（すなわち、明らかに「独自の法律をもっている」）として特徴づけ、「異教徒」（グノーシス主義、マニ教）と区別した。宗教的思想の主な教義は、ゾロアスター教の聖典アヴェスターおよびその注解書ゼンド(Zend)³⁵であった。アヴェスターにおいて、「守る者は、攻撃するのではなく、信仰に強く、条約に忠実である³⁶」とされている。同規定は、良い統治者とは法を尊重し、条約を遵守する統治者であることを示している。この点で、国家における法・社会制度および対外的関係は、アヴェスターに基づいていた。アヴェスターによると、ゾロアスター教の社会では、①司祭、②軍人、③平民の三つの主要な身分が定義されている。おそらく、司祭や軍人の王朝の著名な指導者が国家の統治者の地位に選出された。裁判官、仲裁人および統治者の法務官としては、最上階級であるゾロアスター教の司祭であり、「マギ（祭司）」「モウベド（聖職者）」「ダシュトゥール（大祭司）」と呼ばれていた。ホスロー一世（五三一—五七九年）が治世中に編纂した、サーサーン朝の裁き『千の裁きの書』³⁷は、司祭や裁

判官の重要な宗教的意義および地位を語り、「司法捜査および規則の遵守に対する敬意が宗教の中に存していた」ことを強調している³⁸。アヴェスターでは、条約や協定の神であるミトラは、部族間の合意と軍事紛争の解決の主な保証人となっている。ミトラは、契約、仲裁、同意および平和の概念と結びついている。アヴェスターの規範によって、ミトラは戦争の神として崇拝され、条約を遵守する者を戦争で保護し、法律および合意に違反する者に対しては冷酷な態度で臨んだ。ミトラは、国家の国境を守ったことで部族間の同盟への統合、条約の締結によって国家および部族間の紛争を克服する行為を規制している。アヴェスターの最古の賛美歌の一つであるミール・ヤシュテ（ミスラの賛美歌）において、最高神アフラ・マズダーは預言者スピタメ・ザラスシュトラに向かって、次のように述べている。「約束を守らない邪悪な者によって国が破壊される。彼らは、偽善的な百人の悪党よりも悪い。」このように法律は、法的小説および社会規範として、軍閥による弾圧から司祭や牧夫を守るためのものであったとことも示している³⁹。

ところで、統治者の権力の正統性および合法性は、征服権のみに限定されなかった。王位継承権を証明する際、宗教的な性質をもつ特定の論拠が援用され、王族および神の力との間に論理的な関連性を確立することで、王朝の合法性が正統化された。このことは、国際法の観点からも極めて重要である。古代、特に東洋の政治思想の主な潮流の根底には、さまざまな形態の王の力の「神性」という概念に起因する。このことは、これら思想および宗教儀式をより深く考察し、さらに、追加的な事象をも検討する努力を促している。

国家の象徴(state symbology)という点では、中央アジアの統治者の硬貨が注目されている。硬貨に刻印された象徴の方式は、その時代の特定のイデオロギーおよび法的な概念を反映している。硬貨資料に基づきグレコ・バクトリアおよびクシャーナ時代における商業・金融関係、政治史および条約関係の多くの問題に焦点をあてたい。それはウズベキスタンの古代地域および近隣諸国との経済的・文化的な関係が考証されるからである⁴⁰。

中央アジアにおける古代国家の条約は、国家間の条約、国家および部族間の合意、都市国家および個々の部族間の合意に分類することができる。その適用範囲として、当該地域の条約は、軍事条約と通商条約に区別できる。中央アジア地域における条約の中で、軍事分野の条約は相当な部分を占めていた。さらに、これら条約は、平和の確立、王朝間の婚姻、軍事同盟および防衛同盟、国境および領土の分割などの条約に分けられていた。なかんずく重要な位置を占めていたのは、統治者一族間の「平和および婚姻の条約」であり、それが平和維持と国家間貿易の促進に貢献していた。同時に、戦争は自然状態と見なされ、

その手段や方法は何ら限定されなかった。敗北した場合の敵の所有物は勝者に譲渡された。バクトリア朝時代の紀元前二〇六年に締結されたグレコ・バクトリア朝のエウテュデモス王とセレウコス朝の統治者アンティオコス三世との平和条約に従い、インドからの戦闘象を含むグレコ・バクトリア軍の一部がセレウコス朝の占有物となった⁴¹。

古代ギリシアの資料によると、アンティオコス王の治世中、パルティア(Parthia)人は反乱を起こし、メディア王国から独立した。彼らは、ザリーナ女王が率いるサカ族に援助を求め、その結果、サカ族およびメディア人の戦争は平和条約で終焉し、メディア王国の名目上の従属下にあったパルティア人は、それまでの所有権を事実上保持することになった。同条約は、中央アジアの国際法の歴史の中で学術的に知られている初の条約であり、紀元前七世紀末～六世紀初頭までの年代で記録されている⁴²。偉大な思想家ビールーニーの著作⁴³には、古代の条約および貿易文書の言語がソグド語であったことが記されており、これが後の古チュルク語のアルファベットの源流となった。ソグド語のアルファベットは、六～七世紀の宗教文学の古代記念碑、ゾロアスター教、仏教およびキリスト教の資料にも見ることができる。

条約の文言について、古代ウズベキスタンでは、ソグド語が公用語として使われていた。最古のソグド文書のアルファベットは、セム語系のアルファベット、より正確にはアラム語系に属し、西アジアから東方に徐々に拡まっていった。この文字は古代アリア人からチュルク人に継承された。セム語のアルファベットの部分における、この地域の古代の人々の利点は、彼らにフェニキア人の次に歴史上の地位の権利を与えたことである。外国の言語および文字としては、仏教徒が導入したインドのサンスクリット、マニ教徒の斜体アラム文字、シリアのキリスト教徒が書いた「エストランゲロ⁴⁴」が使われていた。

グレコ・バクトリア国の領土に出現したクシャーナ朝では、文字の利用および古代仏教文献の導入により仏教が広く実践された。古代アラブの歴史家タバリー(At-Tabari) (八三九―九二三年)は、古代ブハラにはゾロアスター教の「火の神殿」とともに仏教寺院があったことを証言しており、宗教的寛容および古代教団の平和共存の証左となっている⁴⁵。

これに関連し、サーサーン朝時代に伝統が形成され、それがアラブのカリフおよびモンゴル統治時代にも伝播した。サーサーン朝の王ホスローの下では、都市部に住む者が優勢だったキリスト教徒(ネストリウス派および単性論派)は、カリフおよび汗と交渉する教主がいて、キリスト教の集会の上流階級の権利を代表していた。具体的には、六世紀のギリシア・シリア学問の代表者として有名なマル・アバがいる。彼は、東ローマ帝国の「学

問の果実」を東洋にもたらしただけでなく、東ローマ帝国の対外活動にも多大な影響を及ぼしたとされる⁴⁶。

第三章 古代における外交関係

古代国家の対外的関係は、統治者に代わって大使や使者を派遣することによって行われた。外交使節は、平和条約の締結、戦争終結および同盟関係の構築のため派遣された。条約交渉をする決定は、後に宮廷貴族政治の中核となる関係部族の首長で構成される長老評議会に委ねられた。統治者は、平和の維持および合意に関する条件を遵守する目的で書面による協定または口頭の合意を交わし、近親者を人質として対抗国の圍繞地に送った。大使および使節は、神々の庇護および保護のもとに置かれていた。この点、敵国の大使を含む大使の不可侵特権が事実上認められていた。ただし、大使としての任務が接受国の判断およびその他の要因（自然災害や地理的遠隔性）により、関係者にとって予期せぬ結果に終わることもままあった。

張騫は、中国とフェルガナの外交関係について指摘している。中国の武帝は、馬を購入するため、潤沢な贈り物をもって中国からの使者をエルシ（大宛）の首都⁴⁷に派遣したが、大宛の長老らは中国の使者を拒否し、不敬罪で彼を殺害したことから、紀元前一〇四年と紀元前一〇二年には、有名な大宛討伐の軍事作戦が行われた。

同時に、当該地域における部族間および国家間の外交関係の歴史には、法律が紛争の軍事的解決ではなく平和的解決を現実的に優先することを要求した事例が多く残されている。中立制度は、特定の国に対し軍事同盟を結ぶという近隣諸国からの提案があった場合、その国家や部族の利益のため積極的に利用された。このことは、古代においては、中央アジアの古代国家および部族連合の関係についての特別な手段としての外交がより安定したものになっていたことを示唆している。外交文書の交換が、サカーマッサゲタイの場合には、文字言語がなかったため口語形式でなされ、恐らく暗記を要する伝達には特別な者が求められた。

中央アジア地域および中国を通る商業使節および隊商(Caravan)の経路は、世界貿易の重要なルートの一つであった。貿易的な意義は、古代フェニキアに匹敵するといっても過言ではない。極東地域との貿易関係において、中央アジアの古代国家（ソグド、バクトリア、ホレズムおよびフェルガナ）は、東洋では帝国に集中していたことから、ローマ帝国

に対する明確な利点となり、重要な役割を果たした。古代西欧への絹の輸出を独占することで、経済力を強化し、対外的な過程および通過国としての相互作用に影響を及ぼすことができた。バクトリアの領域に成立したパルティアの統治者であるミトラダテス二世（紀元前一二三～八七年）⁴⁸は、中国およびローマ帝国に大使を派遣し、東西間の絹、鉄および色ガラスなどの貿易を仲介した世界史における統治者の一人であった。英語の「silk」は、ギリシア語の「serikon」に由来しており、東洋言語に共通の起源をもつと言われる。プトレマイオス（二世紀）の著作によれば、ローマ帝国と古代中国の貿易における仲介者および貿易代理人としてのソグド人の役割につき、マケドニア商人の日記から引用している。商業キャラバンの到来は、古代においては「使節団」の到来と見なされ、商人は統治者の使者として重要な役割を果たし、貿易関係のみでなく多くの政治機能や義務を負っていた。五六七年末、ソグド商人はチュルク部族の大使とともにコンスタンティノープル市において東ローマ帝国の皇帝と会談を行った。チュルク大使は、スキタイ文字で書かれた信任状を持参したとされている。紀元前二世紀、同様に中国はフェルガナに再び使節団を派遣し、中国およびその近隣地域を襲撃していた遊牧チュルク部族に対する防衛同盟を締結した。シルクロードに沿って古代中央アジアの都市には、インド、中国、ペルシア、アラブ世界、ユダヤ人、スラヴ人およびチュルクの遊牧民族を含むさまざまなディアスポラの商人の商館やキャラバンサライがあった⁴⁹。

煬帝（在位六〇五～六一七年）のウェイ・ジエ大使⁵⁰は、国際貿易の中心地として繁栄したサマルカンドおよび当該地域の熟練した商人としての住民について報告している。中国使節は、ソグドの子どもたちは五歳から読み書きを教えられ始め、読解する素養を得た後、直ぐに商業を教えられると記録している。六三〇年に中央アジアの古代国家を訪問した仏教の巡礼者の玄奘三蔵は、独立した統治者が率いる都市の数が多い国スリク(Sulik)⁵¹につき言及し、サマルカンド住民を「道徳と品位の規範からすれば、近隣住民の模範である」と評している。国際関係の中心地、ブハラ領内の「商人の街」パイケンドでは、極東とは陸路だけでなく海路を通じた交易も活発に行われていた。

歴史的には、アレクサンドロス大王（前三五六―前三二三年）が紀元前三二八年～三二七年、現在のウズベク地域に当たるソグド国、バクトリヤ国、ホラズム国に遠征したことで、この地にヘレニズム文化が栄える端緒を開いた⁵²。既にこの当時、この地域には独立した法秩序が存在していた。この秩序は、古代ギリシアおよび古代ローマのそれに類似したものであり、両者と中央アジアとの間には外交および貿易が頻繁に行われていた。現在

ウズベキスタンで発掘された歴史遺跡が証明するように、四世紀には、インドを通じて仏教は現在のウズベキスタン南方のスルハンダリア州(Surkhandaria Region)に普及していた。このことは既にイスラーム文明以前に仏教圏のアジアとの交流が存在していたことを意味している⁵³。

-
- ¹ TAUBE, M. 1 HISTORY. 1 HISTORY OF THE BIRTH OF CONTEMPORARY INTERNATIONAL LAW 6-14 (1894).
- ² Саидов, А.Х., Международное право в схемах и определениях (Юрист, 2004) С.33. (Saidov, A.K. 『国際法の規則および定義の研究』 (ロシア科学アカデミー、二〇一四年) 三三頁。)
- ³ Kozhevnikov, F.I., THE SOVIET STATE AND INTERNATIONAL LAW: 1917-1947, AN ATTEMPT AT HISTORICAL-LEGAL RESEARCH, 27 (1948).
- ⁴ TALAAT AL GHUNAIMI M. THE MUSLIM CONCEPTION OF INTERNATIONAL LAW AND THE WESTERN APPROACH 78-82 (Martinus Nijhoff, 1968).
- ⁵ Butler, W.E. *Volodimir Grabar, Peter Lombard, John Mair, and the History of International Law 2 L. UKRAINE*, 144-152 (2013).
- ⁶ Алимova, Д.А., Ртвеладзе, Э.В., Очерки по истории государственности Узбекистана (Шарк, 2001) С. 8-40. (Alimova, D.A., Rtveldadze, E.V. 『ウズベキスタンにおける国家制度に関する考察』 (東洋出版社、二〇〇一年) 八一四〇頁。)
- ⁷ Сарсенбаев, М.А. Международное право в истории Казахстана и Средней Азии (Алма-Ата, 1991) С. 24-44. (Sarsenbayev M.A. 『カザフスタンおよび中央アジアの歴史と国際法』 (一九九一年) 二四一四四頁。)
- ⁸ Chunakova, Olga, *Sogdian M. Fragments of Buddhist Sutra*, 39 Pismennye pamiatniki Vostoka, 41-59 (2019).
- ⁹ Хлопин, И.Н. Историческая география южных областей Средней Азии: Античность и Раннее средневековье, (Ашхабад, 1983) С. 8-44. (Khlopin, I.N. 『中央アジアの南部地域の歴史的な地理—古代および中世前期』 (アシガバート出版、一九八三年) 八一四四頁。)
- ¹⁰ Пьянкова, И.В. Массагеты соседи индийцев, Гафуров, Б.Г., Литвинский, Б.А., Средняя Азия в древности и средневековье: история и культура, (Наука, 1977) С. 53-58. (Gafurov, B.G., Litvinsky, B.A. 「古代および中世の中央アジア (歴史と文化)」 Piankova, I.V. 『マッサゲダイはインドの隣人である』 (ナウカ出版、一九七七年) 五三一五八頁所収。)
- ¹¹ Геродот. История в девяти книгах (Перевод Стратановского, Г.А., 1972). (HERODOTUS. HISTORY IN NINE BOOKS (Stratanovsky, G.A. trans., 1972).
- ¹² HISTORY OF UZBEKISTAN: IN CHARTS AND DIAGRAM 17-18 (University of World Economy and Diplomacy under Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Uzbekistan, 2002). 古代ペルシア時代の総督(Satrap)の管轄領のことをいう。
- ¹³ Ртвеладзе, Э.В., Пидаев, Ш. Р., Каталог древних монет южного Узбекистана (Фан,

- 1981) C. 1-13. (Rtveladze, E.V., Pidaev, S.R. 『ウズベキスタン南部の古代硬貨の目録』 (ファン出版、一九八一年) 一一一三頁。)
- 14 ベヒストゥン碑文は、イラン西部の断崖、地上一〇〇メートル以上の高さにある。同じ内容のテキストが、エラム語、古代ペルシア語、アッカド語 (新バビロニア語) という三つの異なった言語で書かれている。アンドルー・ロビンソン (片山陽子訳) 『文字の起源と歴史』 (創元社、二〇〇六年) 八五―八七頁。
碑文には、ダレオス一世 (在位: 紀元前五二二年～紀元前四八六年) 時代の多数の民族の名前が記録されている。
- 15 Массон, В.М. Древнеземледельческая культура Маргианы (АН СССР, 1959) С.122-136. (Masson, V.M. 『マルギアナの古代農業文化―新しい考古学的発見』 (ソビエト連邦科学アカデミー出版、一九五九年) 一二二―一三六頁。)
- 16 「グレコ・バクトリア王国」 (紀元前二五五年頃～紀元前一三〇年頃) は、中央アジアのバクトラ (現在のアフガニスタンのバルフ州) を中心として建てられたギリシア人国家。邦語では、前田耕作『バクトリア王国の興亡―ヘレニズムと仏教の交流の原点』 (ちくま学芸文庫、二〇一九年) などを参照。
- 17 Kashimbekov, K. UZBEKS OF NORTHERN UZBEKISTAN (Russian Academy of Science, 1994) 6-15 (in Russian). グレコ・バクトリア王国の中心地、交易路の要衝の一つ。
- 18 古代ギリシア語で「城壁」を意味する。
- 19 ユニアヌス・ユスティヌス『ピリッポス史』 Liber XLI、第一段落。
- 20 ゾロアストリアニズムともいう。奈良県立大学ユーラシア研究センターの『ゾロアストリアニズムと奈良・飛鳥文化を探る』 (二〇一七年) 調査研究レポートがある。
- 21 ソグディアナの最大の町。アレクサンダー軍の侵攻の際には対抗し「キュロポリス包囲戦」として記録されている。現在のタジキスタン北部ホジェンドに位置する。
- 22 Isaev, M.A., *On the elaboration of the legal status of the Grand Duchy of Finland*, 4 Moscow J. INT'L L., 33-43 (2018).
- 23 Заднепровский, Ю.А. Древнеземледельческая культура Ферганы. 118 *Материалы и исследования по археологии СССР*, 187-191(1962). (Zadneprovsky, Y.A. 「フェルガナの古代の農業文化」『ソビエト連邦考古学研究』第一一八巻 (一九六二年) 一八七―一九一頁。
- 24 邦語では、司馬遷 (小川環樹、今鷹真、福島吉彦訳) 『史記列伝 五』 (岩波書店、一九七五年) 七五―一〇一頁。大宛列伝 第六三に、張騫の足跡が記載されている。漢と大宛との交渉や戦争についても記されている。
- 25 漢字で表記される苜蓿は、中央アジア原産のマメ科ウマゴヤシ属の多年草「紫馬肥やし」のこと。牧草として優れている。
- 26 フェルガナ盆地の東側、アラワンの「汗血馬」の岩面画。邦語では加藤九祚『シルクロード文明の旅』 (中央公論社、一九九三年) 一五二―一五四頁を参照。
- 27 古代ギリシアの共同体の指導者を意味する。
- 28 Рыбаков, Б.А. Западно-Тюркский Каганат: Кризис рабовладельческой системы и зарождение феодализма на территории СССР III-IX вв. (АН СССР, 1958) С.379-396. Ribakov, B.A. Western Turkic Kaganate, STUDIES ON HISTORY OF USSR: CRISIS OF SLAVE SYSTEM AND EMERGENCE OF FUEDALISM ON THE TERRITORY USSR III-IX CENTURIES 379-396 (Academy of Sciences of USSR, 1958). グレコ・バクトリア王国を滅ぼしたスキタイ

- 系の民族で、その土地をトハリスタン(Tocharistan)と呼んだことから吐火羅人と表記された。
- 29 カザフスタン共和国の南東部およびキルギス共和国の北部にまたがる地域を指す歴史的地域名。現在のカザフスタン共和国の旧首都アルマトゥ市(Alma-Ata)およびキルギス共和国の首都ビシュケク市(Bishkek)が含まれる。
- 30 Drujinin, N.M., CRISIS OF SLAVE SYSTEM AND EMERGENCE OF FEUDALISM ON THE TERRITORY OF USSR: PART III CENTRAL ASIA 380-396 (Academy of Sciences of USSR, 1958).
- 31 Ковалевский, А.П., Посольство халифа к царю волжских болгар в 921-922гг., 37 Исторические записки, 191-214 (1951). Kovalevskiy, A.P. *Embassy of Khalif to Tsar of Volga bulgars*, 921-922. 37 J.Istoricheskie Zapiski, 191-214 (1951).
- 32 フーゴー・グロティウス (一五八三—一六四五年)、一七世紀のオランダの法学者で「国際法の父」「自然法の父」と称される。『自由海論』を、一六〇九年に著した。その中で、海は国際的な領域であり、全ての国家は、海上で展開される貿易のために自由に使うことができると主張した。『戦争と平和の法』は、一六二五年に出版され、近代国際法を初めて体系的に基礎づけた著作である。
- 33 Janos, Jano. *The Four Sources of Zoroastrian and Islamic Jurisprudence*, 3 ISLAM L. SOC., 291-294 (2005).
- 34 Дорошенко, Е.А., Зороастрийцы в Иране: Историко-этнографический очерк, (Наука, 1982) С. 7-34. (Doroshenko, E.A. 『イランにおける(歴史・民族誌学論究)』(ナウカ出版、一九八二年)七一三四頁。)
- 35 アヴェスターの解説本。
- 36 アヴェスターの章名。崇拝行為も「ヤスナ」という。
- 37 Периханян, А.Г. Сасанидский судебник: Книга тысячи судебных решений, (Ереван, 1973) С. 5-31. (サーサーン朝法典(Perikhanyan, A.G.訳『千の裁きの書』(エレバン出版社、一九七七年)。サーサーン朝には成文化された法律がなく、法的事例をまとめたものとして編纂された。
- 38 Токарев, С.А. Мифы народов мира (Москва, 1980) С. 221-226. (Tokarev, S.A. 『世界の民族神話学』(モスクワ出版、一九八〇年)二二一一二二六頁。)
- 39 Rtveladze, *supra* note (13), 163-166.
- 40 Rtveladze, *supra* note (13), 1-13.
- 41 アンティオコス三世即位時、既にグレコ・バクトリア王国は分離していた。アンティオコス三世のバクトリア進撃にグレコ・バクトリア朝エウテュデモス王が抗戦。二年以上の戦いの後、エウテュデモス王は降伏しセレウコス朝の宋主権を受け入れた。
- 42 Alimova, *supra* note (6), 8-40.
- 43 Бируни, А.Р. Избранные произведения. Т. 1. Памятники минувших дней. Перевод и примечания М.А. Салье (1957) С.253. Al-Biruni. Vol. I. THE CHRONOLOGY OF ANCIENT NATIONS, Translation & comments by M.A. Salye, 253 (1957). 邦語では『古代民族年代記』などと訳されている。
- 44 シリア文字の主要な三書体中で最も古く、他の二書体の元となった。
- 45 Alimova, *supra* note (6), 56.
- 46 Пигулевская, Н., *Мар Аба - К истории культуры VIв.* 5 Советское востоковедение, 74-84

- (1948). (Pigulevskaya, N. 『Mar Aba』六世紀の文化史) 『ソビエト東洋研究』第五巻 (ソビエト出版社、一九四八年) 七四—八四頁。)
- 47 フェルガナ地方の最も古い都市であるクヴァ市(Quva)およびリシタン市(Rishtan)の一部であると推定される。
- 48 パルティア王国の最盛期の王で、メソポタミアを奪回しアルメニア王国と同盟を結び、ローマとも接触した。
- 49 キャラバンサライ(Caravan-sarai)は、ペルシア語で「隊商宿」の意味。イスラーム世界において対外貿易の拠点地および隊商の宿泊施設としての機能の他に情報交換も行われた。
- 50 韋節(いせつ、英語表記では、Wei Chieh; Wei Jie)は、七世紀、隋の煬帝のとき、侍御史(じぎょし)として、司隸従事の杜行滿と共に中央アジアおよびインドに派遣された。(『隋書』西域伝の序)。韋節は、『西蕃記』という旅行記を記したが、散逸し、『通典』边防などに一部が引用され、当時を知る資料となっている。邦語では、小谷仲男＝菅沼愛語「『随書』西域伝、『周書』異域伝(下)の訳注」京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編第一号(二〇一三年)五二—一〇六頁を参照。また、煬帝大業年間には、西域諸国からも多数の朝貢が行われ、日本からは遣隋使が二回派遣された。
- 51 ソグド王国の中国語転写。
- 52 Поль Фор, Александр Македонский, (Молодая Гвардия, 2011) С. 87-92. Faure P. Alexander le Grand. – Paris:Fayard, 1985. 邦語では、アッリアノス(大牟田章訳)『アレクサンダー東征記 上』(岩波書店、二〇〇一年)二六一—三一七頁を参照。
- 53 日本では仏教伝来は六世紀前半(五三八年)といわれていることから、奈良とホラズムとの関係で仏教交流があったともいわれている。たとえば、NHKきんきメディアプラン編『シルクロードの装い』(NHKきんきメディアプラン、二〇〇四年)一一頁他。

第II部 中世における地域法文化および国際規則の発達

(七二二年～一六世紀)

第一章 イスラーム法およびイスラーム・ルネサンス

一般に、国際法概念や規則の起源については、欧州のキリスト教に淵源があり、一六世紀から一九世紀の間にかけて欧州の拡張と歩調を合わせて世界に広まっていったと考えられている。したがって、アーサー・ヌスbaum(Arthur Nussbaum)のように「イスラームの国際法は、戦争に関する若干の点を除けば、貧弱である上に、曖昧で捕えどころがないものである¹⁾」と主張する論者もいれば、ヘンリー・ウィートン(Henry Wheaton)、チャールズ・G・フェンヴィック(Charles G. Fenwick)、ラサ・オッペンハイム(Lassa Oppenheim)のように国際法の歴史を取り扱うにあたり、ムスリムの国際法について、まったく言及していない論者もいる²⁾。他方で、当初のこのような排他的な概念としての西欧的国際法概念は、後日西欧社会以外の国家を西欧秩序の中に取り込むことで国際法の性質として本来有すべき普遍的国際性の拡大を図つたと考えられる³⁾。

しかしながら、七世紀から約千年間ユーラシア中核を占めたイスラーム文明圏は、他の宗教圏との関係を規律する法スィヤル(Siyar)をもっていた⁴⁾。たとえば、イスラーム世界で「国際法学の父」と称されるシャイバーニー(Al-Shaybani) (七四九—八〇二年)はグロティウスより七七〇年も前にその体系的な「ムスリム国際法・スィヤル」という著作において、戦争の法についての具体的事例、イスラーム世界に居住する非イスラーム教徒の税金に関する問題、イスラーム国家と非イスラーム国家の外交関係を規律する規則について詳しく論じている。また、七世紀から、中央アジアにおいて普及してきたイスラーム教は行政制度、社会構造の変化ならびにイスラーム法文化をもたらした。当時の国際法はイスラーム法の一部とみなされ、外交関係の執行にもその影響を与えることとなった。その普及の第一段階で、非アラブ世界の統治者間で征服および布教活動を通じ、イスラーム教は国教となった。中央アジアにおける国際法の歴史の中で、この時期は八世紀および九世紀に当該地域で初のチュルク系イスラーム教徒の軍事封建王朝が形成された時期と一致している。それらの中で—突厥汗国、カラハン朝、ガズナ朝、セルジューク朝およびホラズム・シャー朝—に注目したい⁵⁾。

通商・交易関係を通じたイスラーム文化の普及は、古代チュルク諸部族および中央アジアの人々に多大な影響を及ぼした。ムスリム商人の商業使節には、ユダヤ教およびネストリウス派キリスト教を含むマー・ワラー・アンナフル(Maverannahr)⁶に広まったさまざまな宗教の宣教師が加わっていた。通商関係は、チュルク人とアラブ人の親交を深め、イスラーム教の段階的普及および遊牧民との新たな同盟関係の構築に貢献した。アラブの歴史家イブン・アスィール(Al-Athir) (一一六〇—一二三三年) は、カラハン朝の創始者サトゥク・カラカン(Satuq Bughra Khan) (九九五年没) によるイスラーム教の改宗につき、その著作の中で報告している。ムスリム国家の内外を問わず、布教活動はスーフィー教団・ダルヴィーシュ(修道僧) によって後から行われ、九世紀にはダルヴィーシュおよび神学者は、武器によって征服することなく、農耕民族および遊牧民の間にイスラーム教を広めた。中央アジアにおいてナクシュバンディー教団(Naqshbandiy)およびヤサヴィー教団(Yassaviyu)は大きな影響を持っていた。

中央アジア遊牧民のイスラーム教への改宗に大きな役割を果たしたのは、マー・ワラー・アンナフルからキプチャク草原に移動してきたナクシュバンディー教団、ヤサヴィー教団、カーディリー教団(スーフィー教団)の宣教師であった。

君主の権力および軍事力にもかかわらず、統治者にとって聖職者の支持は不可欠であった。長期に亘る宗教的な規範および伝統をもつ中央アジア地域では、神権によって正当化されない権力は必ずしも容易に受容されるものではなかった。カラハン朝は、中央アジアの中で初のイスラーム王朝として、世界との関係を含めたイスラーム教およびイスラーム法の普及に貢献した。この時代、イスラーム法の影響下で条約分野が整備されていった。これは、戦争の終結および領土問題に関する事例のみだけでなく、宗教の規定に基づく国際政治・貿易関係、王朝間の交流の発展・強化に関する協定も締結された⁷。

ところで、イスラーム諸国は交渉の第一段階において、まず特定国と平和条約を締結した後に、専門的な事項に関する協定を締結した。全ての条約は、条文を厳格に遵守し、約束に誠実であることを義務づけている。イスラーム教では、約束を重視することはイスラームの聖法であるシャリア(Sharia)の基本原則として認識され、締結された条約は神に対する義務とみなされた⁸。同時に、条約の締約国が一神教(キリスト教およびユダヤ教)のいずれかの宗教を信仰していれば、これらの国は、条約を締結できる地域であるダールツ・スルフ国(Dar al-sulh)と、暫定的休戦地域であるダール・ル・アフド国(Dar al-ahd)に分類される⁹。前者は、ムスリム諸国と友好関係に関する条約の締結可能な対象である。

たとえば、一〇二五年には、カラハン族（シルダリア、東トルキスタンおよびセミレチエ地方を領有）の統治者であるカディル・ハン(Kadir Khan)（在位一〇二六～一〇三一年）およびガズニー王朝のスルタン・マフムード(Makhmud of Ghazni)（在位九九九～一〇三〇年）との間で合意が成立し、アフガニスタン、ペルシアおよびインドの一部をその支配下に置くこととなった。両国の君主間の外交儀礼は、君主(suzeren)間での対等な関係を慎重に遵守し、正確な儀式に従い行われた。同条約に従い、両王家の王位継承者の間で王朝間の婚姻を結ぶことが合意されたが、その後、スルタン・マフムードによって条約は一方向的に停止された¹⁰。

この時期からイスラーム法が積極的に適用されるようになり、国家の外交的な立場に影響を与えるようになった。この意味で、中央アジア地域を含むイスラーム世界における、大使法、戦争法、平和または領土獲得に関する条約分野を含む国際法の多くの制度に影響し、貢献したのはイスラーム法とされている。その結果、アラブおよび非アラブのイスラーム国家の関係は、クルアーンおよびスンナに基づく一般規定によって定められた。イスラーム法の同様の規定は、個人および国家間の関係も規制した。とくに、捕虜に関する人権分野についての厳格な規則が含まれる。イスラーム法学者は、宗教的な文書に基づき、イスラーム教徒が敵を拷問にかけること、民間人または軍事行動に自発的ではなく強制的に出た者を殺害すること、逃亡者、捕虜および負傷者を殺害すること、捕虜を拷問にかけること、民間施設および動産を倒壊または破壊すること、および家畜を捕殺することを禁じている¹¹。

アラビア語は、イスラーム世界において学問および宗教の国際言語になった。同時に、中央アジアでは、チュルク語、ソグド語、ペルシア語が使われていた。その意味で、この時代は、イスラーム・ルネサンス期といえる。一〇六九年、優れたチュルク人思想家ユースフ・ハーッス・ハージブ(Yusuf Balasaguni)（一〇一五—一〇七〇年）¹²は、イスラーム・ルネサンス期のチュルク語による初の著作『クタドゥグ・ビリグ』（幸福になるために必要な知識）を記し、これは当時の国家統治および外交関係の手本になった。とくに、大使(jalavach)の地位およびあるべき人格について詳細に定めている¹³。実際、国家を組織するまたはその立法作業の指針となるべきものは何かについての助言および指導の大綱である「ビリグ」という概念は正に知恵、知識の伝達に関係していた¹⁴。国家および民族を問わず、全てのイスラーム教徒は外国人とみなされなかった。ただし、非イスラーム教徒は異教徒とされたが、彼らに対しては寛容であった。彼らは入国には許可、その保護に

はイスラーム教徒の庇護を必要とした。

国家君主は、戦争および平和の問題を解決し、国際条約を締結し、外国に大使館員を派遣し、他国の大使館員を接受するなど、国際関係の中で国家を代表していた。イスラーム法には、世俗的な権力および神学の権威との間に分類や区別はなく、イスラーム共同体の長「イマーム」は、その両方の権限を兼ね備えている。ただし、実際には、世俗的な立場および宗教的な立場の分離という考え方は、イスラーム教の世界では常に存在してきた。

一二～一三世紀の西欧における君主と教皇の熾烈な権力闘争と同様、イスラーム世界では、バグダッドに居を構えるアラブのカリフおよびその「正式な家臣」との間に、宗教的権威および政治的権力の代表者がしばしば対立した¹⁵。スペインのコルドバ、エジプトのマムルーク朝、オスマントルコ、ウルゲンチを首都とする中央アジアのホラズム・シャー朝の統治者およびスルタンであった¹⁶。

第二章 チュルク軍事封建君主制における遊牧民の法および慣習

中央アジアにおける中世国家の法制度には、アラブ支配の時代が反映されており、征服された地域および個人の生活には、導入されたイスラーム法およびチュルク・モンゴル法が統合されていた¹⁷。部族の軍事封建貴族であるチュルク族の「ハン(Khan)」、「エミール(Emir)」、「ベック(Bek)」の階級は、イスラーム法およびチュルク・モンゴル遊牧民の慣習法の源流に求められ、自らの領地内外における権力強化を図る法政策を追求した¹⁸。統治者の正式な称号は、トルコ語（ハン）およびアラブ・イスラーム（イマーム、カリフ）の伝統的要素を組合せたものである。実際、ペルシアの君主は古代イランの「シャー」と組合せてイスラーム教の称号を得ていた。一方、オスマン帝国の統治者は、イスラーム教の称号「スルタン」およびトルコ語の称号を組合せていた。

同様に、シャリアは、イスラーム教を国教にする過程で、ジョチ・ウルス（金張汗国、キプチャク・ハン国）の制度に統合され、イスラーム教徒の官吏および聖職者がジョチ・ウルスの政権に携わった。また、イスラーム法制度は、チャガタイ・ハン国では、チャガタイに代わって王位についたティムール朝で強化されていった。第一に、外国法の適用は、多民族および多文化の人口および幅広い国際関係を有する大規模な体制の帝国を支配していたチュルク・モンゴル系の統治者にとって極めて重要であった。第二に、限定的な適用は、専ら征服された民族および外国との関係を規制する目的で行われた。モンゴル法の立

法者は、遊牧民族であるチュルク・モンゴル人の法制度および慣習を変えようとはしなかった。

その例として、チンギス・ハン法典（ヤサ、Yassa）¹⁹に触れたい。チンギスの次男チャガタイは、「ヤサ（モンゴルの慣習法）の守護者」に任命され、帝国全体で疑う余地のない権威を享受した。ヤサ法典（ヤサは古代チュルク語で法律という意味でモンゴル語のヤサックに由来する）チンギス・ハンによって一二〇六年にクリルタイで公布された²⁰。

「ヤサ」法典に従い、敵対国の君主、支配者および民衆が敗北または降伏するまで和平を結ぶことを禁じていた。また、外交関係において「大使が殺害された場合、殺害者の部族全員が死をもって応えるだろう」と規定した。同時にヤサは、広大で多民族国家であるチンギス一族の支配地域の全ての住民に義務づけられた法の規範ではなかった。それは、後述するように、モンゴルの統治者である特定の階級が、その慣習および伝統に忠実であることを担保するために設定された一連の基本規則であった。ヤサ法典は一般に他宗教に対して寛容であり、征服地の聖職者を尊重したので、彼らは全ての人頭税および関税から免除された。同時に、ヤサで提示されているモンゴルの慣習および外国の文化遺産との矛盾は、中央アジアのイスラーム世界において、これら法令を完全に受容するには、ある程度の問題および限界を引き起こした。伝統的にイスラーム教の規範が適用されなかった分野であった軍の組織および軍事行為の戦略に対するヤサ法典の適用は、イスラーム教聖職者からも好評を得た。

この事実は、イスラーム法が地域に深く根ざしており、一般に中世のモンゴル人の伝統的な規則よりも発展していると考えられていたことを意味している。ただし、中央アジアにおいて重要な地位を確立したことに鑑みれば、チュルク・モンゴル法の生命力および普及が、イスラーム法と共存しえたことは注目し得る。この点、イスラーム法学者は、モンゴルの慣習を法律に組み込み、「Adat-Chingisie」（チンギス・ハンの慣習法）という用語を使用した²¹。同様に、モンゴル帝国の多くの後継国家、特にジョチ・ウルス、モグーリスタン汗国、ノガイ汗国において興味深い法現象として見なされる。

広い領域を実効支配の下においていたが、チンギス帝国は隣接するいわゆる「文明国」と同等の地位を有する国家になれなかった。結合された部族首長の集団の地位で留まっていたのである。ヤサを根拠に、中央アジアのイスラーム教徒とモンゴル貴族の間に衝突が頻発していたことは強調されるべきである。イスラーム法の規定に違反するヤサの規律が、イスラーム教徒の宗教的権利および規範を制約し、法の抵触を引き起こしたからである。

他方、アジアおよび中東のイスラーム諸国との国際法関係にイスラーム法の規範が適用された。中央アジア諸国の統治者の外交上の利害関係が、モンゴルの伝統保有者であるセルジューク朝、マムルーク朝、モグーリスタン・ハン国の統治者に関連する国家実行の場合、双方で遊牧民の法規およびヤサが優越する傾向にあった。両イデオロギーおよび法的な構造によって、チンギス・ハン法典に否定的だったイスラーム軍事的神政制の諸国に対して中央アジアの統治者は、非イスラーム文明のキリスト教国家（スペイン、モスクワ・ルーシ）との協力および外交関係を正当化することができた²²。

中央アジア諸国の統治者が、ヤサおよび草原の慣習に従い実施された軍事作戦を通じ、旧モンゴル帝国の支配地域において自らの権力の合法性を、さらに高めたということができる。同時に、中央アジアにおける全ての重要な国家間の条約および合意はクルアーンによって宣誓された。ヤサ法典は、伝統的に超大国を志願していたチンギス一族の国の中で適用された。それは、モンゴル帝国、ジョチ・ウルス、チャガタイ汗国である。宮廷における公式の歓迎式典、祝賀会および祝宴では、彼らの遊牧民の先祖の多くの慣習が守られていた。これら伝統は、後にブハラ・汗国の創始者の後継者、すなわち一〇月革命以前に支配していたアストラハン朝のハンによって継承された。

アミール・ティムール²³治世の時代にも、国際法に関してヤサおよび慣習は適用されていたことは疑う余地がない。ティムールが創設した帝国は、チュルク・モンゴルの国家としての要素および軍事体制に、イスラーム文化の要素が組み入れられたものであった。

「ティムール法典(Temur Tuzuklari)」によって、ティムールは二七の国の統治者であったことが知られている²⁴。ティムール王朝における議会の役割は、クリルタイによって行われた。より大きな部族集団は、「エル(El、地域)」および「ウルス(Ulus、地区)」と称された。ティムールには「力は正義の中にある」という格言がある。国家はティムール王家全体の財産と定められ、王家の代表はその所領内では完全に独立した統治者であり、王朝の長からの介入は、諸勢力の反乱または覇権の争い、外部の敵対勢力からの侵略の脅威があった場合のみに行使された。ティムール帝国における中世の遊牧民法の主な法源は、ヤサおよび古代慣習法である「トゥラ(Tura)」であった。ここに、ティムールは、さらに新たな法制度を導入し、統治者の命令「スジム(Suzim、声明)」または「フクム(Huqm、判決)」を下した²⁵。

以上から、ティムールは、従来、継続したチンギス一族の後継子孫が支配する国家制度と異なり、新たな国家および法体制の創設者としての地位を確立しようとしていたと考え

られる。ティムールは、敬虔なイスラーム統治者として、アラブ・カリフの宗教的な最高権力を認める一方で、当該地域において、依然として偉大な影響力を及ぼすチンギス一族の世俗的なハンの最高権威を利用するという二つの局面による国家体制を創設した。結果として、彼の後継者は常に二つの法制度、すなわち、イスラーム法およびチュルク・モンゴル法制度の間で、衝突回避を行いつつ権力を確立した。ティムールの孫であり、インドのムガル帝国の初代皇帝となったバーブル（一四八三—一五三〇年）は、「バーブルの書 (Baburnoma)」という回想録において、「私の先祖や親戚は、常にチンギスの法律を誠実に遵守してきた。議会でも、裁判所でも、祭事でも、座していても、起きていても一誰もがチンギスの法に逆らうことはなかった。」と記している²⁶。

このように、イスラーム教徒同士の戦争の際に適用された法律に従い、チュルクおよびモンゴルの軍人は、捕虜を奴隷として売買することが禁じられた。ティムール軍には、イスラーム教以外の者および女性が軍事的な地位を有することもあったので、イスラーム諸国の統治者は、チャガタイ国をイスラーム教と認めないこともあった。たとえば、一三七二年にホレズムの王フセイン・スフィはティムールの大使に対し、「あなた方の王国は、戦場（イスラームではなく異教徒の領地）であり、あなた方と戦うことはイスラームの義務である」と述べた²⁷。ここで、イスラーム法が、遊牧民の権利を排除しなかった理由について言及する場合、歴史家は、チンギス・ハンとその子孫の活動に関し、中世から次の時代にかけて、チュルク世界におけるイスラームの国家および法の発展の特殊性を念頭に置く必要がある。

イスラーム教の国家主義および法制度が、統治者の為政より優位にあったアラブ世界とは異なり、チュルクの君主は多くは立法機能を保持していた。この傾向は、中央アジアのチュルク系国家のみでなく、例えばペルシアの白羊朝²⁸、マムルーク朝、オスマン帝国およびムガル帝国にも典型的な傾向が見てとれる。

第三章 中世における外交関係および儀典

近代国際法の歴史からすると、第一次および第二次世界大戦まで、国際法はほぼヨーロッパ諸国および列強の利益保護またはその調整によって発展した唯一のヨーロッパ成文法である。他方で、多くのアジア諸国では、現在国際法と考えられているいくつかの基本的なルールが存在していたと言えるだろう。とくに、外交分野を定める規則がそれに該当す

る。これらを考慮すると、多くの非ヨーロッパ諸国においては諸国の関係を規制する規則がこれら諸国の発展において一定のまたは極めて重大な役割を果たしつつ、その多くは法典化されなかったということについて自信をもって言うことができる。

地理的、宗教的、民族のおよび軍事的な多くの要因がここでは考慮されなければならない。その最も顕著な例としては、シルクロードのような重大な貿易路の中心であった中央アジア地域が挙げられよう。そこは、現在の国際法が規制する外交および他の特定分野にかかわる交渉が非常に死活的なものであった。外交および通商分野に関与する権利は、中央アジアにおける中世国家の国際法上の基本的な権利の一つであった。大使制度は、外交および通商使節の派遣、使節の開設、条約の交渉および締結、君主への書簡の送付および提示、ならびに他の外交行為から構成されていた。中世においては、国家による恒常的な軍事行為の実施が特徴であるにもかかわらず、国家における慣習、法制度の発展、平和および通商関係を維持する対外的関係の重要性によって大使および儀典に関する法規は大きく発展した²⁹。隣接するコーカサス、マワラナフル地域および中国、ルーシ各国との外交関係を確立するハンおよびアミール、そして他地域（オットマン帝国、ビザンティア、ヨーロッパ君主国、ペルシア）の統治者は、シルクの貿易および貴重品や材料の輸出を通じた経済活動を促進するか、宗教の不寛容から生じる対立のための軍事的基礎を創設したかった。

九一七年、バグダッドのカリフ・アル・ムクタディル（八九五—一九三二年）は、平和条約の締結および捕虜交換につき交渉するため、東ローマ帝国皇帝コンスタンティノス七世ポルフィロゲネトス（九〇五—九五九年）の大使を接受した。両国間の軍事行動の最中にもかかわらず、東ローマ帝国の大使は祝賀を受け、カリフとの謁見を果たした。豪華な晩餐会の後、いくつかの合意が締結され、九一七年一〇月にラムサ川で八日間の捕虜交換が行われた。イスラーム諸国の君主制度における外交および儀典に関する貴重な資料である『カリフの法廷制度および慣習』（*Rusum Dar Al Hilafa: The Rules and Regulations of the Abbasid Court*）の歴史学者で、アッバス王朝の行政官僚だったヒラル・アサビ（*Hilal-As-Sabi*）（九六九—一〇五六年）は、儀典につき解説している。「東ローマ帝国の大使は宰相に挨拶し、彼に敬意を払った。彼はチグリス川と庭の間にあるマジリス（*Majlis*、野外の儀式のための儀式場）、敷物をひろげ、カーテンを掛け、椅子が置かれた会場に着席した。彼は、使用人や剣で武装したグーラム隊（*Ghulyam*、コーカサスおよび中央アジア地域出身のチュルク系の親衛隊）に囲まれた³⁰。」「数時間後、彼はカリフ・アル・ム

クタディル自身に招かれ、彼は壮大で贅沢な歓迎を受けた³¹。」

中央アジアにおける中世の君主国は、ヨーロッパ地域と同様に中央集権化された行政官僚制度に特徴づけられる。とくに、外交関係に関する制度および外国の大使を接受することなどを含む儀典を所掌する部局があった³²。そうした官職の中に、クシュベギ(Kush-begi)、ディバンベギ(Divan-begi、行政機構の長)の役職が含まれる。クシュベギは、首相の地位に当たる最高の行政官であり、君主に直接奏上する権限をもち、君主の不在時には統治者の代理として代表権を行使することもあった³³。クシュベギの下部局には、大使の任務に当たる軍事貴族として君主に仕える「ミルザ(Mirza)」および「ベック」、彼らの補佐を行う商人および通訳官が置かれた³⁴。

たしかに、中世の国際法の発展につき、貿易関係は征服行為とともにあった。他方、商業主義が、上記のイデオロギーや宗教的な慣行に優越する場合もまま見られた。したがって、一三〇七年に教皇クレメンス五世によってイスラーム教徒との貿易が禁じられたにもかかわらず、ジェノヴァとヴェネツィアにおいては、セルジュークトルコ人が中央アジアから移動した後に建国されたトルコ帝国のアイドゥン侯国(一三〇八～一四二五年)との貿易関係は中断されなかった。こうして、国家の経済的利益は、常に政治的および宗教的思惑よりも優先されてきたのである。一三四八年、アイドゥンの統治者であったヒズルは、ヴェネツィア、キプロス王国およびロドス騎士団などのカトリック圏諸国と協定を締結し、ローマ教皇の承認を得た。一三五一年、ジェノヴァは同協定に加盟した。協定によって、エーゲ海では海賊行為が禁止され、アイディンリク港では一定の税制優遇と関税の軽減が導入された。実際、カトリック圏諸国の領事館が侯国に設置され、その任務には契約履行の監視、ヨーロッパの貿易業者の権利および利益の保護が含まれていたが、これらは領事の管轄下のみ服した。また、アドウィン侯国は、カトリック圏諸国に対する敵対同盟には参加しないことを約束した。その後、侯国は、オスマン帝国スルタンのバヤジッドに対抗して、一四〇三年にティムール帝国と同盟を締結した。その結果、キリスト教国家とオスマン帝国から、一定の主権を獲得し独立を維持することができた³⁵。

中央アジアからの外交使節は、差し迫った軍事的脅威が存在しない場合、貿易に従事する者が多かった。一四二一年にホレズムの大ムハマド・ハン(チムール、チムール帝国の承継地)にいたシャハルフ王(Shakhrukh)(在位一四〇九～一四四七年)に「エルチ(elchi、大使)」を急送した³⁶。シャハルフへの公式書簡には、地域全体を通じて商品を配分するバザールを提供する隊商ルートに関する諸都市の地位に関する問題と、

遊牧生活を行うチュルク・モンゴル部族の連合体「ウルス」に対する努力を求める事項がしたためられていた。また、中央アジアにおける宗教的および知的な官吏は、域内の貿易だけでなく、隊商交易にも結びついた。一四三二年、中国皇帝は、サマルカンドとの友好関係の強化、民衆の反乱が貿易路に与える阻害に対する共同行為および商人保護を目的として、君子シャーに宛てた書簡を携えたリー・グイ大使を派遣した。有力商人の集団の一員である「ウルタク(Urtak、同志)」は、隊商交易を組織した。また、彼らは中世の君主からもその任務を受けていた³⁷。ウルタクは、依頼主から一定の額を受取り、その後、封建社会において、西欧諸国、インドおよび中国の文物など（絹、錦の服、鎧や武器、布、磁器、金や銀の製品、宝石および芸術品など）の貴重な輸入品を携えて帰国した。そして、ウルタクは、時に封建的な貴族階級まで昇っていった。一三世紀の歴史家によれば、中央アジアでは、マー・ワラー・アンナフルの君主に次ぐ大封建領王に就いたウルタク商人もいたといわれる。一三世紀と一四世紀の変わり目に、フラギット・ウルスでは、商人のタジュディン・アリ・シャー・テブリジが名声を得て、当初は商人として、後にイラクのアラブ国家工房（カルハナト）のマネージャー、次いでウルジャイト・カーンとアブ・サイード・バハドゥル・カーンの高官、遂には大封建領主へと昇進した。

同様に、イスラーム世界の知的エリートを代表するこれらの他国に派遣された大使およびその官吏も、中央アジア地域における非イスラーム的な国際法の知識の普及に努めることはなかった。なぜなら、何よりも、それらは西欧の野蛮人によって創られた規則であり、イスラーム法および地域慣習法に幾分矛盾するものであったからである。ただし、他方で外国人（非イスラーム教徒）への貿易の許可の発給、ウズベク・汗国を含む中央アジア諸国家への通行証、専門使節による宮廷を喜ばせる貴重な備品や調度品の探索、もしくは一定の外国または同地域の商人に、公式の書簡または、ハンが安全を保証する権利を与えることによって外交特権の付与とした、といったいくつかの事実は、イスラーム世界だけではなく西洋世界とも外交関係があったことを物語っている³⁸。

この時代、既に大使は不可侵と考えられていた。外交免除について実際に書かれた規範は存在せず、「サフィル(Safir)」と「ラスル(Rasul、使者または大使)」という用語が存在していたが、これらはアラビア語から借用・吸収したものであり、目的地に到着するという任務の完成それ自体が宗教的な重み（公式使者が目的地に無事に到着するということ自体、神の御技によるものである）、外交成果に良い影響を与えるという効果的認識を持たせた）を有していた³⁹。というのも、当該用語はイスラームの聖なる言語に由来す

るだけでなく、コーランおよび伝承においては特別の使われ方をするものだったからである⁴⁰。「ラスル」は、単に外交使節であるだけでなく使徒(Apostle)をも意味し、神に遣わされた予言者ですらあるので、特に預言者ムハマドに与えられた異名となったが、彼らは「神の直接的な保護のもとにいる伝達者」と呼ばれることもあった⁴¹。中世ウズベキスタンにおける国際法分野に関するこのような宗教に由来する語は、中央アジア外交における特定任務および人物に特別の尊敬が払われていたことが示すが、それが不機嫌な権力者から特使の虐待を防ぐ外交免除を活性化させることには必ずしも繋がらなかった。しかしながら、こうした独特の雰囲気と多様な実務上の理由から、大使らは定期的に訪問する統治者から特別の注意を払われることとなった⁴²。外国大使（非イスラーム教徒）はその任務によって、ある程度、イスラーム教徒の同僚と同等の取り扱いを受ける資格を与えられることがあったのである。コーランは、異教徒との間でもその原則に忠実であることを求めた。クルアーンの規定は、巡礼中に行われる可能性もある国際貿易を促す上で重要な役割を果たした。「私の宮殿に来た全ての国の人々は、私のハンの寛大な食卓に迎えらる。私の目に映った者には、彼の地位に相応しい名誉が与えられる⁴³。」

中央アジア諸国は、大使の財産の不可侵性も保障する原則を確保しようとしてきた。換言すれば、中央アジア諸国は、外国人の大使の財産の没収を含めた不法行為があった場合、派遣国の報復を受け、国家間関係が緊張状態に陥ることを認識していたのである。これら目的のため、大使が接受国の領土を侵害し、接受国の法律を遵守しない場合が生じないよう一定の特権を付与する必要があった。これらは、当該地域の国家間および他国との関係において必要な保証といえる。これは、着任期間中の、大使の特権、優遇および免除を、特定国にいる一般的な外国人を管理する一般規則とは別個に設定したものであり、これらを併せて大使館に関する法の個別の体制、すなわち、外交特権を意味することになった。他方、大使は、接受国の内政不干渉の原則を遵守しなければならなかった。その一方で、大使の外交特権は、赴任中および赴任地での安全確保（後の身体の不可侵）、財産の不可侵性の確保、さらに、大使の生活費の接受国による保証、および関税その他の税金の免除が付与されるようになっていった。大使の外交特権という国際慣習を検証してみると、その発展は平坦ではないものの、かかる慣習が次第に地域の国々において普遍的に認められるようになり、国際的な行為規範となっていったことが認められる。封建的な紛争が続いたことで、秩序と安全が常に安定的に保証されていた訳ではなかったことは、大使が外国に滞在中や移動中での大使の安全保障の原則に違反することにつながった。

大使の外交特権の原則は、接受国の首脳が、外国の大使の身元を探ろうとすると、非友誼的行為と受け取られ、大使同士の対立、遂には対抗措置につながり得ることが理解されていったため、後に、国家間の原則になっていった。たとえば、一五七二年、ブハラアルタミシュ大使はインドでは名誉が与えられなかったことで、ブハラでは戦争の口実とまでされたことがある。

一般に、大使の外交特権は互惠の原則によって担保されており、敵対国の大使にもその原則が適用される。大使は、主権者の代理人とみなされたからである。中央アジアおよび小アジアのイスラーム教徒の統治者は、自国の領土で一定の特権および免除を付与されるため、大使にチュルク語で書かれた特別な命令書「ヤルリク (Yarlik、勅令)」を発行した。すなわち、国際関係におけるチュルク語は、仲介言語としての役割を果たしていた。マムルーク朝のスルタンは、出生はチュルク系のキプチャック人でも宗教的にはイスラーム教徒でアラビア文字しか習得していなかったもので、媒体言語としてチュルク語も使用していた⁴⁴。

一三～一四世紀には、中央アジア地域における大使の権威、自由に通過する権利を証明する公式文書も残されている。それは「パイザー (Paiza、安全通行証)」のことで、特使の地位に応じて特定のチュルク・モンゴルのトーテム (Totem) を入れた金、銀および銅の記録に刻印された査証のようなものであった⁴⁵。また、国の象徴としては、旗「タグ」が使用されていた。統治者の状況により、旗の数が決められた。ティムール帝国では、国家の神聖なものとしていた図像がある旗を用いた。こうして、旗は権力の象徴として捉えられていたため、一族はそれぞれの紋章を持っていた。一族の戦旗には、家紋のシンボル「タムガ (Tamga)」が描かれた⁴⁶。これは、ヨーロッパにおける紋章や家紋に該当する。旗には、主に二つの重要な機能があった。第一に神聖な象徴としての役割であり、第二に行軍や戦闘で部隊を統率する手段の一つだった。各一族には、独特の掟と鬨の声「ウラヌス」があった。

大使は、旗や紋章および文書など、主権者を象徴する品々を授けられていた。ティムール朝時代には、チャガタイ・トルコ語とペルシア語が使われていたが、一九一七年の革命までは、ウズベキスタン汗国においてアラビア語文字でそれらの言語を使用していた。ティムール人、エジプトのマムルーク朝、ジョチ・ウルス、オスマン帝国などのイスラーム・チュルク系統治者の外交文書の形式は、導入部、本文、終章の三つの部分に分かれていた。導入部は、宣誓 (invocation)、自身の名前と肩書きの提示 (initulatio)、相手の名前

と肩書きの提示(*inscriptio*)、挨拶(*salutatio*)で構成されていた。

国際関係に対する国家主権、政治的、経済力が特に強調されていたのは、君主の位階の名称である。各王朝の首長の称号は、大使の口頭や書簡、外交文書などに登場した。中央アジアの君主の称号である「カーン」、「アミール」および「スルタン」は、イスラーム法とチュルクの遊牧民の慣習とアラブの伝統を反映していた。ほとんどの場合、文書の本文には、通知(*notificatio*)、要領(*narratio*)、事実記述が含まれた。終章には、管理規則とも呼ばれ、記入年月日と場所(*datum*)が含まれた。

さらに、ヤサに基づく最高の儀式の慣習のいくつかの説明と命令および規則の列挙、ならびにトルコの慣習法「ウルフ（習慣）」の説明が加えられた。チュルク人の外交儀礼では、外国の統治者を客人として、あるいは亡命者を宮殿に招き入れた場合、最高支配会議の右側（オング）の場所を与えられることになっていた。大使の接受の規則や慣習としては、①大使を派遣した外国の統治者の報告と要請の提示、②贈答品の提示、③大使本人の要請および要求の提示、④両側にハンの役人を伴い大使本人（自国の家族の貴族度に応じて）の謁見、⑤大使の肩に統治者が手を触れる、⑥統治者の指示で、大使を統治者の左か右に並ぶように指示するという順序であった。外国人の大使は、聞かれるまで言葉を発する権利がなかった。大使の家柄や階級によっては、統治者の玉座の向かい側で、より離れた場所から謁見することになっていた。また、貴族出身でない大使らは、国王の座る食卓に着席する権利がなく、王宮の別に用意された場所で食事をした。

大使帰還の際、ティムール朝の統治者は、派遣国の統治者への贈答品と大使への特別な晚餐を振舞う「お別れの謁見」を催した。たとえば、一四二〇年一二月から一四二一年までの期間に中国からティムール朝に赴任した大使には、統治者サマルカンド・ウルグベクから、白い足の黒い馬が贈られた。そのため、対外関係を扱う内外機関が設置された。それらの中には、大使館、使節団および代表団などが含まれた。使節団の任務については、平和の確立、大使の安全確保、自国の商人支援などの問題が議論された。こうして、東アジアでは、ティムール朝は中国との貿易関係を積極的に維持していた。一四〇七～一四三〇年は、大使館や貿易使節団の交流が活発に行われた。これら大使館員の任期は長く、最長で三年以上のものもあった。中国からティムール朝への主要な輸出品目の一つは磁器であり、その生産は一五世紀に中国で高い完成度に達した。『バーブル・ナーマ』によると、統治者ウルグベクは、中国からの幾人かの大使および貿易使節団によって、マー・ワラー・アンナフルに持ち込まれた中国の磁器を用いた建屋を造った⁴⁷。当時の文献によると、

チベットからの大使がウルグベクと謁見するためにブハラへの到着が報告されている。一四三九年、ウルグベクはエジプト大使と会談している。

この地域における国々は、外国の大使を往路の国内都市での滞在中、大使が持って来た贈答品に応じ、その大使に対し貴重な贈答品や相当な支援金を贈った。贈答品の価値は、国家間の関係の状態によって決定され、友好的な関係であればあるほど、双方で価値が高く大量の贈答品を贈った。

対外通商について、大使が統治者に代わって貿易を行うこともあったからである⁴⁸。たとえば、露帝ツァーリの英国人特使アントニ・ジェンキンソン(Anthony Jenkinson) (一五二九—一六一〇年) は、ブハラとのウズベク・汗国におけるロシア・ツァーリの商業利益を代表する資格も与えられた。こうして一六世紀中葉まで、オスマン帝国、ペルシア王国、モスクワ大公国、ムガル帝国、中国、スペイン、イスラームの軍事的神政制の君主国などにおいて、ウズベク・汗国の大使館が一四箇所設置された⁴⁹。ウズベク・汗国および外国ならびに外国人にかかわる多くの経済、軍事およびその他の問題は、君主の公式書簡の授受、口頭による合意、軍事力の行使、外交交渉(ウズベク・汗国における外国人奴隷の解放にかかわる問題)によって解決されたが、他のイスラーム国家にはイスラーム法も適用されたという事実も勘案する必要がある⁵⁰。

¹ NUSSBAUM, ARTHUR. A CONCISE HISTORY OF THE LAW OF NATIONS (2d ed.1947). 同書の邦訳として、広井大三訳『国際法の歴史』(こぶし社、一九九七年)を参照。

² 真田芳憲『イスラーム法の精神』(中央大学出版会、(改訂増補版)二〇〇〇年)、二五三—三一八頁(著者の意見)。

³ 古賀幸久『イスラーム国家の国際法規範』(勤草書房、一九九一年)二三頁。

⁴ 大沼保昭編『資料で読み解く国際法(第二版)』(東信堂、二〇〇二年)八頁。

⁵ Бартольд, В.В., Общие работы по истории Средней Азии: Работы по истории Кавказа и Восточной Европы (Восточная литература, 1963) С. 31-48. (Barthold, V.V. 『中央アジアの歴史に関する総合論文集、コーカサスおよび東ヨーロッパの歴史研究』(東洋文学出版、一九六三年)三一—四八頁。

⁶ マー・ワラー・アンナフルとは、中央アジア南部のオアシス地域の歴史的呼称で「アラビア語で「川の向うの土地」を意味する。邦語では英語読みの「トランスオキジアナ」と表記されることもある。

⁷ Black, Jeremy. A HISTORY OF DIPLOMACY 26 (Reaktion Books, 2010).

⁸ Velyaminov, G.M., Semyonov, V.S. *God and Law: Multi or Unipolar world?*, 3 Moscow J. INT'L L., 28-40 (1999).

⁹ 邦語では、マジード・ハッドゥーリー原訳、真田芳憲訳『イスラーム国際法—シャイバー

- ニーのシヤル』(中央大学出版部、二〇一三年)を参照。
- 10 Чехович, О.Д. Самаркандские документы XV-XVI вв.: О владениях Ходжи Ахрара в Средней Азии и Афганистане (Наука, 1974) С. 14-48. (Chekhovich, O.D. 『一五世紀～一九世紀のサマルカンドの文書—中央アジアおよびアフガニスタンのホジャ・アフラーの所有地について』(ナウカ出版、一九七四年)一四—四八頁。
- 11 Sheikh Wahbeh al-Zhuhili, *Islam and International law*, 87 INT'L REV. RED CROSS, 269-283 (2005).
- 12 カラハン朝の大侍従、チュルク語の韻文形式で君主のためのあるべき姿や品行を説いた教訓、道徳書として『クタドゥグ・ビリグ』を著した。作品名は「幸福になるための知恵」を意味する。現存するチュルク・イスラーム文学最古の作品。
- 13 Karaev O. *Terminology and Names in "Kutadgu Bilig" Poem*, 3 J.SOVIET TURKOLOGY, 86-90 (1981).
- 14 Юсуф Хас-Хаджиб Баласагунский, Наука быть счастливым: Кутадгу Билиг, в переводе Н.Гребнева (Москва, 1971) С. 78-85. (Yusuf Balasaguni, THE WISDOM OF ROYAL GLORY: KUTADGU BILIG, translated by N.Grebnev, 78-85. (Moscow, 1971).
- 15 Султанов, Ш.З. Султанов, К.З. Омар Хайям (Москва, 2007) С. 115. (Sultanov Sh.Z., Sultanov K.Z. 『オマル ハヤーム』(モスクワ出版、二〇〇七年)一一五頁。
- 16 Султанов, Т.И., Письма золотоордынских ханов, Тюркологический сборник (1975) С. 234-251. (Sultans, T.I. 『ジョチ・ウルスのハン(Khan)の公文書』(トルコ語コレクション、一九七五年)二三四—二五一頁。)
- 17 Бартольд, В.В. Работы по отдельным проблемам истории Средней Азии: Том 2. (Наука, 1964) С. 25-37. (Barthold, V.V. 『中央アジア史の論文集』第二卷(ナウカ出版、一九六四年)二五一—三七頁。)
- 18 Баскаков, Н.А. Об унификации названий древних и средневековых письменных тюркских языков, Тюркологический сборник (1977) С. 21-26. (Baskakov N.A. 『古代および中世のチュルク言語の表記名の統一について』(チュルク語集、一九七七年)二一—二六頁。)
- 19 「大ヤサ」の成立に関して、一二〇六年にチンギス・ハンがモンゴル帝国を建国した年とする説が定説としてロシア語の文献で取り上げられているが、史書が少なく諸説ある。
- 20 Почекаев, Р., Чингизово право. Правовое наследие Монгольской империи в тюрко-татарских ханствах и государствах Центральной Азии: средние века и новое время (Казань, 2016) С. 70-85. (Pochekaev, R. 『チンギス法-中央アジア諸国およびチュルク・タタール諸汗国におけるモンゴル帝国の法的な遺産—中世および近代時代』(カザン出版社、二〇一六年)七〇—八五頁。)
- 21 Pochekaev, R. *The "Edict" of Mandukhai Khatun and Specific Features in Development of Mongolian Law during the "Dark Ages,"* 18 J.Pismennye pamiatniki Vostoka, 123-137 (2013).
- 22 Бартольд, В.В., Арабские известия о Русах, 1 Советское востоковедение (Москва, 1940) С. 15-51. Barthold, V.V., *Arabic documents about Rus people*, 1 Soviet Oriental Studies, 15-51 (1940).
- 23 Karimov, I.A. THE WORD ABOUT AMIR TEMUR 49 (Tashkent, 1996) (in Uzbek), Karamatov, K. AMIR TEMUR IN THE WORLD HISTORY 304 (Shark, 2001) (in Russian) 邦語

- では、前嶋信次『シルクロードの秘密国—ブハラ—』（芙蓉書房、一九七二年）一六六一—一七〇頁を参照。
- ²⁴ Хидоятов, Г.А. История дипломатии. Т. 1. С древнейших времен до XX века: (Ташкент, 2004) С. 126-153. (Hidayatov, G.A. 『外交史—古代時代から二〇世紀まで』第一巻、(外交世界経済大学出版、二〇〇四年) 一二六一—一五三頁。)
- ²⁵ Barthold, V.V. *The Burial rites of the Turks and Mongols* (M.Rogers, J. trans., 14 CENTRAL ASIATIC J., 195-227 (1970). (Barthold, V.V. 『トルコとモンゴルの埋葬儀式』中央アジアジャーナル 14 号、一九七七年) 一九五—二二七頁。) Давыдова Г.А., Из эпистолярного наследия Алишера Навои, 102-113 (TURCOLOGICA J., (1986). (Davydova, G.A. 『アリー・シール・ナヴァーイの手稿の遺産から』 (TURCOLOGICA、一九八六年) 一〇二—一〇三頁。)
- ²⁶ Руи Гонсалес де Клавиho, Дневник путешествия в Самарканд ко двору Тимура 1403-1406 (Ruy Gonzales de Claviho, Historia Del Gran Tamorlan Sevilla, 1582). Перевод, предисловие и комментарий И.С.Мироковой (Наука, 1990) С. 103. (レイ・ゴンザレス・デ・クラビホ (Mirokova. I.S.訳) 『タメルラン大帝史』(ナウカ出版、一九九〇年) 一〇三頁。) R. G. de Clavijo, EMBASSY TO TAMERLANE 1403-1406 (London, 1928). 邦語では、グラヴィホ (山田信夫訳) 『チムール帝国紀行』(桃源社、一九七九年) 一八一—二八三頁を参照。
- ²⁷ Потапова, Н.Ю., История дипломатии: Том 1 (Университет мировой экономики и дипломатии МИД Республики Узбекистан, 2011) С. 141. (Potapova, N.Y. 『外交の歴史』第一巻 (ウズベキスタン外務省・外交世界経済大学出版、二〇一一年) 一四四頁。)
- ²⁸ この国家を成立させたチュルク系部族名「白い羊に属するもの」に由来する。
- ²⁹ Nagieva, A.A., Larina, F.S. *International Legal Aspects of The Diplomatic Protocol*, 1 MOSCOW J. INT'L L., 80-83 (2018).
- ³⁰ アッバス朝において最高統治者カリフ(Khalif)のチュルク諸部族から構成された親衛隊。
- ³¹ Хилал Ас-Саби, Установления и обычаи двора халифов, перевод с араб., предисловие и примечания И.Б. Михайловой (Памятники письменности Востока LXVII, Наука, 1981) С. 27. (Hilal Al-Sabi (Mihailova, I.B.訳) 『カリフ皇帝における規則及び習慣』(科学出版社、一九八一年) 二七頁。) ほかに湯川武訳『統治の諸規則』(慶應義塾大学出版会、二〇〇六年)を参照。
- ³² Tolstykh V L. *State in Historical and International Legal Context*, 2 MOSCOW J. INT'L L., 19-21 (2017).
- ³³ Маъруфов, З.М., Толковый словарь узбекского языка (Москва, 1981) С. 218-220. (Mayrufov, S.M. 『ウズベク語辞典』(ロシア語出版所、一九八一年) 二一八—二二〇頁。)
- ³⁴ Семенов, А.А., Бухарский трактат о чинах и званиях и об обязанностях их в средневековой Бухаре, 5 Советское востоковедение (1948) С. 138-153. (Semenov, A.A. 『中世ブハラにおける階級およびその公職に関するブハラ規則』ソビエト東洋研究五号 (ソビエト科学アカデミー出版社、一九四八年) 一三八—一五三頁。)
- ³⁵ Жуков, А.К. К истории образования Османского государства Княжества Айдын, Тюркологический справочник (1978, 1984) С.126-139. (Jukov, A.K. 「オスマン帝国の

- アイドゥン侯国設立の歴史」(一九八四年)一二六一—三九頁。)
- ³⁶ Mikhwand. “Rauzat as’safa” vol. 6, L 423, cited by B.A.Akhmedov in *State of Uzbeks* 39, 123 (Moskow: “Nauka”, 1965) (in Russian).
- ³⁷ Petrushevskiy, I.P. *City Aristocracy in the Empire of Khulagy*, 5 Soviet Oriental Studies J. 85-111 (1948) (in Russian).
- ³⁸ MIR ABDOUL KERIM BOUKHARY, HISTORY DE L' ASIE CENTRALE, le Serie, vols.1-2, 101-104 (1970).
- ³⁹ ARBERRY, ARTHUR J. THE KORAN INTERPRETED 271, 273, sura “Thunder”, 32, 45. (trans.,1969).
- ⁴⁰ ALLWORTH, EDWARD A. MODERN UZBEKS; FROM FOURTEENTH CENTURY TO THE PRESENT, 79-103 (1990).
- ⁴¹ NIZAM AL-MULK, THE BOOK OF GOVERNMENT OR RULES FOR KINGS 45 (Darke, Hubert. Trans., Stanley Lanepoole : The Mohammedan Dynasties (1965)..
- ⁴² VLADIMIR ULIYANITSKII, SNOSHENIYA ROSSII S SREDNEY AZIEI I INDIEI V XVI-XVII VV. Po DOKUMENTAM MOSKOWSKOGO GLAVNOGO ARKHIVA MID, book 3 for 1888 (1889).
- ⁴³ Дипломатический словарь., 4-е изд. (Наука, 1985). С. 332-337. (『外交百科事典』第四版(ナウカ出版、一九八五年)三三二—三三七頁。)
- ⁴⁴ Григорьев, А.П., Официальный язык Золотой орды XIII-XIV, Тюркологический справочник (1977, 1981) С. 81-89. (Grigoriev, A.P. 『一三～一四世紀のジョチ・ウルスの公用語』一九八一年)八一—八九頁。)
- ⁴⁵ Urmanceev, F., *In the footsteps of White Wolf*, 6 SOVIET TURKOLOGY, 12-20 (1978).
- ⁴⁶ 自由通行証の金属製の表象。
- ⁴⁷ Zahiriddin Muhammad Bobur, BOBURNOMA (Yangi asr avlodi, 2015) 704 (in Uzbek). 『バーブル・ナーマ』は、ティムール朝サマルカンド政権の第六代君主でムガル帝国の初代皇帝バーブルの回想録。邦語では、バーブル(間野英二訳注)『バーブル・ナーマ 1』(平凡社、二〇一四年)を参照(ウルグベクの建物については同書一二—一四頁)。
- ⁴⁸ Michell, Robert. *Khivan Mission to India, The Geographical Magazine*, II 177-178(1875); MOHAMMAD ANWAR KHAN ENGLAND, RUSSIA AND CENTRAL ASIA 199-200 (1963).
- ⁴⁹ JENKINSON, ANTHONY. THE VOYAGE OF MASTER ANTHONY JENKINSON MADE FROM CITY OF MOSKOW TO THE CITY OF BOGHAR IN BACTRIA IN THE YEAR 1558: WRITTEN BY HIMSELF TO THE MERCHANTS OF LONDON OF THE MOSCOVIE COMPANIE (in old English).
- ⁵⁰ Nizamiddinov, Ilyas. “Hindistanningtannig Ozbek Elchilari”, 6 Uz.J. Mehnat wa Turmush, 22 (1974). (Nizamiddinov, I. 「インドに派遣された最初のウズベクの大使たち」『タシケント・労働および生活雑誌』第六卷(一九七四年)二二頁。)

第Ⅲ部 近代における国際法の形成および保護国時代の不平等条約

(一七世紀～一九一七年)

第一章 ウズベク諸汗国における成文国際法の発生

成文の国際法受容は、一八世紀以降に始まった。すなわち、ティムール帝国が衰廃した後に出現したブハラ(Bukhara Khanate)¹、ヒバ(Khiva Khanate)²、コーカンド(Qoqand Khanate)³の三つのウズベク・汗国からなる中央アジアの最大な君主国の軍事力の弱体化により、帝政ロシアと不平等な平和条約および通商条約の締結を余儀なくされたのである⁴。一八世紀に世界大分割が起こった際に、ロシア帝国と他の列強の計画が輻輳した。欧州諸国は、新たな市場および貿易方法、そして当然、その安全を求めていたからである。その結果、中央アジアのいくつかの地域において国のアイデンティティー、伝統、主として宗教的理由に基づく慣習が新たな秩序に対して対立することになったが、当該地域において外国の貿易商が強大な影響力を行使していた。これらの国々は、一般に国益、特に貿易会社のために、より大きな利益を得るため新たな市場の独占を保証する強固な法的基盤を設けようと試みた。これらの試みは、非列強地域において列強との闘争激化の一因となった⁵。たとえば、中央アジアの場合、これら問題の対応策の一つとして、各国の辺境に準独立国のベルト地帯を打ち立てることを計画した。その結果、その近隣諸国および地域であるインド、アフガニスタン、ヘラット(Herat)およびヤルカンド(Yarcand)、カシュガル(Kashgar)⁶は、イギリス帝国の影響下に置かれることになった。他方でウズベク諸汗国および中央アジアとコーカサス地域、東欧の一部は帝政ロシアの統治下に置かれることになった⁷。

ここで当時の国際法に関して決定すべき最重要課題は、当時イギリスの影響下にあったアフガニスタン、中国および中央アジア諸国の国境に関するものであった。アフガニスタンの当時の支配者であったシール・アリーハン(Sher Ali Khan)の実効的な占有下にある領土はアフガニスタンとして考えられるべきであり、したがってアフガニスタンの国境画定に関する公式文書および覚書は帝政ロシア政府およびコーカンド・汗国⁸とブハラ・エミール国⁹の統治者に提出されるべきだとされた¹⁰。その後は、ロシア帝国が中央アジアにおける勢力進出の契機としてウズベク諸汗国との不平等条約締結を利用した¹¹。

第二章 ウズベク諸汗国の不平等条約

一九世紀のイスラームの盟王オスマン帝国は完全に衰えたが、一八五三年クリミア戦争の講和条約で、オスマン皇帝が欧州の公法および協調の利益への参加が認められたことでパリ条約体制の一員になった（第七条）。その結果、イスラーム世界と非イスラーム世界の国際関係において適用されていたイスラーム国際法（スィヤル）は欧州諸国に強要できなくなった。かかる状況下で、列強による植民地化の過程が進み、条約がそれらの支配の優位を決定づけた。こうした支配権が確定したため、非欧州圏は段階的に関与できなくなっていった。他方、帝政ロシア政府はクリミア戦争の敗北の結果、バルカン半島および中東での積極的な政策を諦め、その代わり既に経済・貿易関係のあった中央アジアのコーカンド、ブハラ、ヒバ¹²の三つのウズベク・汗国に目を向けるようになり、各ウズベク・汗国と不平等条約の締結を試みた。一八四〇年から通商、友好条約を締結する目的で、帝政ロシア政府によって派遣された外交使節団はウズベク・汗国の君主達から拒否されたため、帝政ロシアの軍事活動が開始された。内戦で弱体化していた中央アジアの三カ国が最初の帝政ロシアとの戦闘行為で撃破され、最終的に帝政ロシアおよび各汗国と不平等条約が締結されたことで、事実上、当該地域における保護国(protectorate)の時代が始まった。

第一節 コーカンド・ウズベク・汗国および帝政ロシアとの間の通商条約

(一八六八年)

帝政ロシア政府およびウズベク・汗国の間で締結された最初の条約は、コーカンド・汗国との通商条約であった¹³。コーカンド・汗国はムガル帝国の創始者のバーブルに共通しているウズベク部族のミング(Ming Dynasty)の統治者によってフェルガナ地域に創設された。一八六七年晩秋、ロシア皇帝によって派遣された帝政ロシアの北西地域¹⁴元総督コンスタンチン・フォン・カウフマン将軍(Konstantin von Kaufman)（一八一八—一八八二年）がタシケント市（コーカンド・汗国）に到着すると、当時のコーカンド・汗国の統治者であったサイド・ムハマド・フドヤルーハン（Said Mukhammad Khudayar Khan、在位一八四五～一八七五年）に通商条約を締結するため、特使を派遣するよう要請した¹⁵。その後、コーカンド市においてコーカンド・汗国軍隊の準備や動向を考慮し、新たな戦闘

で帝政ロシアの中央アジアにおける外交政策の変更を恐れたカウフマンは、コーカンドのハンに両国の間で平和の維持を保証する書簡を提出するようロシア政府から命令された。それに対しハンは、「軍隊の動きは冬服の分配のため単なる秋期の軍事演習に過ぎない」として納得させる内容の公文を携行させ、特使を派遣した¹⁶。カウフマンはロシア貿易商の権利または関税減少に関する通商条約につきハンの特使に告知し、通商条約の草案を、特使を通じて送付した。これと同時に、コーカンド・汗国の資源全般を調査する目的で、軍事・外交使節が帝政ロシア政府によってコーカンド・汗国に派遣された。コーカンド・汗国ハンは、「最も狂信的な自身の支配下にある臣民の攻撃からロシア貿易商を保護できない」と主張しつつ、初期段階から条約の内容に対して不合意を表明した。当該条約の規定によって保証された以下の四つの特権は、帝政ロシア国にとって最も重要な権利を与えたと言えるだろう。

- 1) 汗国へ入国するロシア貿易商の権利
- 2) 汗国の全ての都市において通商代表を持つ権利
- 3) 商業施設や貯蔵庫を設置する権利
- 4) 商業税制度における汗国臣民と同等の権利

条約は一八六八年一月二九日に署名され、二月一三日にコーカンド・汗国ハンのフダヤール(Khudayar khan)により最終的に批准された¹⁷。

ここで、明治維新时期の日本およびウズベク諸汗国における不平等条約の基本的な内容を比較すると、貿易および通商がそれらの規範創設過程に先んじた現象であったことがわかるだろう。条約は、相互の国際法関係の発展の新たな段階を創出した。ただし、当時それは西洋諸国や列強によってそれらの国益を達成する手段として利用されたと言われているが、ウズベク・汗国および鎖国体制から転換し始めた日本において手段としての国際法の理解は、主として外交および貿易交渉の側面でその緊急の必要性から進められていったのである¹⁸。

第二節 ブハラ・エミール国および帝政ロシアとの間の通商条約

(一八六八年)

ブハラ・エミール国は、チンギス・ハンの孫シェイバーニー・ハンを祖とするにシェイバーニー家によって創設された。アストラハン朝(Astrakhan Khans Dynasty) (設立一五

九九年)、マンギト朝(Mangit Khans Dynasty)(設立一七五三年)と続いた古い歴史をもつウズベク・汗国である。一七四七年以後はウズベク・汗国の中でエミール国と称される。イスラーム世界における学問の一つの発生地だった首都のブハラ市は聖都と呼ばれていたが、一八世紀に頻繁に行われていた他の中央アジア諸国家との戦争のため、その発展水準は著しく低下した。

一八六六年五月八日イルジヤル(Irdjar)地域で攻撃を受けたブハラ・エミールは野心的な帝政ロシアと平和交渉を開始するため、オレンブルグ(Orenburg)市に全権大使を派遣した。ウズベク・汗国においての交渉での主要な目的は、ウラーテェッペ(Ura-Tepe)およびジッザーク(Jizzak)地域の返還の確保および地域統一、帝政ロシアとの国境をシルダリア川(Sir-Darya)の左側の堤(Bank)に設定することで同意を得ることであった。

ウズベク・汗国との激しい衝突およびそれに次ぐ外交交渉過程の中で、一八六七年にウズベク・汗国の領土の一部は帝政ロシアのトルケスタン(Turkestan)州として、ロシアの総督地(Government-General)の地位を提供され、事実上、ロシア国防省の最高軍事代表の新たな制度が設立された¹⁹。同年七月一七日のロシア皇帝が授与した権限(委任状)によって、当該地域において「あらゆる政治、国境および商業活動を行うこと、交渉活動、条約の署名手続き、当事国の臣民に関連する規制および条例などについて協議を行うために、隣接地域に信任しうる者を派遣する皇帝を代表する全権利」がトルケスタンの総督に与えられた。ロシア皇帝は、上述の全権付与によって締結および署名される全文書を受諾するよう本件に関与を行った。行政内部での変化の後、ロシア帝国はブハラ・エミール国との通商条約の締結という課題に転じた。こうしてロシア皇帝の承認を得た平和の条件を規定する十条からなる条約草案がロシアの準備団によって形成された。

総督省は、ブハラのエミール、サイド・ムザファール(Said Muzaffar al-Din Bahadur Khan)(在位一八六〇～一八八五年)とロシア帝国との関係は専ら総督を通じて行うことおよび、エミール国の特定の地域の再分割を含むいくつかの規定を提案した²⁰。一八六七年九月にロシア側は条約草案に署名した後、駐割オレンブルグブハラ大使に条約草案を提示した²¹。条約草案はブハラ・エミール国とロシア帝国の新たな国境線を規定した。両当事国は互いの領域への侵攻を防止することによって国境沿いの平和および安全を確保するように義務づけたのである。

同条約のうち七規定は、エミール国領域以内でロシアが貿易を行う権利および不動産を取得する権利ならびにロシア通商代表制度を設定する権利、または、各地区における代表

事務所を設置する権利からなる商業利益をブハラにおけるロシア帝国およびその臣民に開放することを意図していた。エミール国に居住するロシア国籍の者には、ブハラ臣民と同様の商業税を納入する義務を負わせた。エミール国政府はロシア通商使節を略奪者から保護するとともに、エミール国におけるロシア臣民に対する排他的な刑事管轄権をロシア総督に委任する義務があった。

ブハラ大使が条約に署名した後、エミールの批准のために同条約はエミール国に送付された。条約の内容などに関しブハラ・エミールが直接に皇帝とやりとりすることは禁じられていなかったが、外交交渉は総督を通じて行われた。条約は、形式にブハラの主権を侵害するものでは、まったくなかった。

しかしながら、ブハラ・エミールは条約の批准に不満を表し、インド、他のウズベク・汗国のコーカンドおよびヒバ、イギリス、オスマン帝国、アフガニスタン王国にロシア帝国の予測される侵入および拡大し始めた諸勢力に対して連合を構築するよう試みた。ただし、エミールの提案は各国から拒否された。さらに、ロシアは同年九月に更なる敵対を受けた。ブハラに向けられたロシア軍事使節は、ブハラの国境区域ベクリックのベックによってエミール国領域内で拘束され、使節団長はイスラーム教に改宗させられ、ブハラ・エミール国軍の軍事指導員に強制的に従事させられた²²。ロシア側は、継続的に批准行為を要請し、拘束された軍事使節の即時解放を求めた。最終的に、ロシア側から早期批准を求め続けたロシア政府の要求に応じず、ブハラ・エミール国は大使を通じて、批准する意思がないと表明した。新たな要求を行わず、署名した条約の全てに同意した。

第三節 ヒバ・ウズベク・汗国および帝政ロシアとの間の平和条約

(一八七三年)

ヒバ・汗国はホレズム王朝の後継国家で、一六世紀にチュルク・モンゴル系のコンギラト部族(Qungrat)によって創設された。中央アジアの侵攻過程においてヒバ・汗国は最も危険性のある存在であった。また、他の汗国と比べて、帝政ロシアおよびヒバ・汗国の間で国境が画定されなかったこともロシア側にとって大きな問題であった。その理由は、ハンの誠実な家臣たちはロシア軍施設や隊商を攻撃していた。最後に、帝政ロシア政府の許可を得たカウフマン総督はヒバ・汗国の重要な地域を攻撃した後に、ヒバのサイド・ムハマド・ラヒム・ハン(Said Muhammad Rakhim Khan) (在位一八六四～一九一〇年)は

外交交渉に応じた。

一八七三年八月一二日に長期に渡る交渉およびロシア帝国の軍事的な圧力の結果、ヒバ・汗国およびロシア帝国の間で平和条約が締結された²³。一八七三年の平和条約の規定の内容は帝政ロシアおよびブハラ・エミール国、コーカンド・汗国の間で合意された条約と同一ではなかった。ブハラおよびコーカンドは戦闘で敗れたので、広大かつ重要な諸地域のロシアによる併合に黙従せざるを得なかった。ただし、国際法上、ヒバ・汗国のハンだけは、ロシア皇帝の家臣としての恥辱を忍んで服従したのである²⁴。

ここで他のウズベク・汗国との条約と比較すると、一八七三年の平和条約の規定は正式にヒバ・汗国の主権国としての外交関係を行う権利などを廃止し、ヒバ・ハンをロシア皇帝の家臣と規定した²⁵。その第一条は、ヒバ・汗国の法的な地位をロシア帝国の保護国にした²⁶。ニコライ二世の決定により帝政ロシアの大公の称号と騎兵大将の階級を与えられたハンは、自らをロシア皇帝の「従順な奉仕者」と宣言し、外交関係を遂行する権利を放棄することおよびロシア中央政府の許可なく他国に武力を行使することが禁止された。こうして彼は、次のように最も重要な主権の属性の一つを剥奪されたのである。

第一条「サイド・ムハマドラヒム・ハンは、全てのロシア臣民の皇帝の従順な従事者と自ら認める。隣接国の統治者といかなる商業上または他の条約の締結および直接的なまたは友好的な関係を維持する権利を放棄する。中央アジアにおけるロシア帝国の最高権力の認可および許可なくそれらに対していかなる軍事行動もってはならない。」

条約は、ウスチュルト(Ust-Urt)台地全域、すなわち、カスピ海の東岸、シルダリア川の下流の左堤だけではなく、アムダリア川²⁷の下流に入る権利とともにキジル・クム(Kizil Kum)砂漠に干渉する権利をロシアに譲渡することによって、ヒバとロシアの国境を画定した(第二条)。また、ヒバ・汗国との戦争の可能性を回避するため、カウフマン総督はロシアの国境を保護し、ハンをコントロール下に置き、必要な場合、統治が困難なトルクメン部族²⁸の攻撃に対してハンを支持するためにロシアの軍事要地を設立することを考案した²⁹。ヒバ・汗国臣民を含むこれまでヒバのものと考えられたアムダリア川の右岸およびその属地は、ハンからロシアに移転され、ハンが所有していたまたはハンによって汗国の官吏に使用のために与えられた右岸およびその属地は、ロシア政府の財産になった(第三条)。第四条は「皇帝陛下の意思により、同権利の一部がブハラ・エミール国の

所有物として移転される場合、ヒバ・汗国のハンは、当該地の所有者および法的支配者としてエミールを承認し、当該区域における権限を再取得するいかなる意思も放棄する」とし、ヒバ・汗国の領域の一部をブハラに移転する可能性について規定している。

ただし、当該区域において広大な所有地を保持するヒバ・汗国の新しく任命されたディバンベギであるムハマド・ニヤズ(Muhamad-Niyaz)の財産については、留保が付された³⁰。左岸の宗教施設に属する右岸の全不動産は、そこから得られる収益と同様に没収された。ハンはアムダリア川の右岸の一部がロシアからエミールに譲渡されたことに対しても合意した。ロシア政府が運航の認可を付与した船舶以外、ブハラおよびアムダリア川の航行の完全な管理をロシアに付与した(第五条)。当該規定は、ロシアの汽船ならびに政府および民間の他のロシア船は、アムダリア川の排他的かつ自由な航行を認められるが、ヒバおよびブハラの船舶は、中央アジアにおける帝政ロシアの最高権力の特別な許可なくして、航行の権利を享受することが不可能になったというまさに不平等条約に該当する規定である。条約に従って、ロシア臣民はアムダリア川の左岸沿いの造船所および商業中継地を維持する権利を取得した(第六条)。また、かかる帝政ロシア臣民の保護に対し、ヒバ・汗国の政府に国際法上の責任および義務が発生することが定められた。第七条は「これらの造船所を除き、自らの商品の保管および貯蔵のためロシア臣民はアムダリア川左岸における商業中継地および貿易施設維持する権利を付与される。中央アジアにおけるロシア最高権力が指定する地域において、汗国政府は、造船所、貿易施設、商業事務所、商業中継地に勤務する者またはそれらと貿易を行う者が宿泊する施設、農業を定着させるための膨大な未開拓の土地を商業中継地として分配することを約束する」と規定する。

第八条から第一条までの規定は、一八六八年のコーカンド・汗国との通商条約の規定と同様の条件で、汗国においてロシア当局および臣民が自由に貿易を行う権利を定めた。ここでの根本的な相違は、第九条によって非イスラーム国家であったにもかかわらず、帝政ロシアとの条約関係においてロシア側がザカート³¹および関税から免除されることである。第九条では「カスピ海の港またはオレンブルグへのカザリンスク(Kazalinsk)街道の何れかでヒバ・汗国および他のイスラーム諸国の商人と同様に汗国において貿易を行うロシア商人はザカートおよび他の種類の商業税の納入から免除される」と規定された。

第一二条は、ロシア臣民にヒバにおける不動産を所有する権利を付与するが、「かかる不動産は、中央アジアにおけるロシアの最高権力の同意によって土地税の対象となる」と定めている。第一三条から第一四条までの規定は、ヒバ臣民およびロシア臣民を含む民事

訴訟の解決についてこれを扱う。ロシア臣民の債権者はヒバ・汗国の債権者より優先権を付与された。ロシア臣民が被告となる事例においては、ヒバに滞在する場合においても、最寄りのロシア当局が裁判を行っていた。第一三条は宗教を区別せず、両者に対する貿易・経済上の義務を守るよう「ヒバ臣民およびロシア臣民の間の商業的義務は、両当事国によって神聖かつ不可侵のものとする」と規定した。第一四条は、汗国政府は、ヒバ臣民に対するロシア臣民の告訴および請求を遅滞なく捜査すること、それらが十分に根拠ありと証明された場合、速やかに履行することが規定されている。

これに対して第一五条は、ロシア臣民に対するヒバ臣民の告訴および請求は、前者が汗国の領域内において生じた事例においても、調査および履行のため最寄りのロシア行政・司法により引き継がれるものになると規定した。現在の犯罪人引渡しに類似した制度を創設した第一六条は、ロシア当局が発行した通過証明書および許可を持参しない場合、ロシアからの入国をいかなる者にも許可せず、ロシアの司法的逃亡犯罪者はこれを引き渡すヒバの義務を規定した。同条は「その国籍および民族に関わらず、いかなる場合においても汗国政府は、ロシア当局が発給した出国許可なくロシアからの入国者を許可してはならない。万一ロシア国籍を有する司法的な逃亡犯罪者が汗国の領域内に亡命した場合には、汗国政府は彼らを逮捕し、最寄りのロシア行政・司法当局に引き渡さなければならない」としており、引渡し制度を設けている。

なお、他のウズベク汗国および帝政ロシアの間で締結された条約と同様にヒバ・汗国における奴隷制度を廃止するという最高支配者であるハンの声明に条約上の国際義務を与え、その声明の履行を継続するという約束を定めている（第一七条）。第一八条は、二二二万ルーブルに相当する戦争の賠償金を二〇年間かけて支払う義務をヒバ・汗国に課した。

一八七三年の条約の締結によって、ロシアはヒバにおいて広範な権利を持った。多くの商業的な特権以外に、ロシアはヒバの外交関係およびアムダリア川の航行の管理を獲得した。ロシア臣民は、特別な法的地位を付与され、汗国による奴隷制度の廃止はロシアに対する法的な公約となった。条約は、ロシア側でトルケスタンの総督カウフマン將軍総督により署名された。一八七三年八月一二日にヒバ・汗国のサイド・ムハマドハンが条約のウズベク語の文書に自らのハンの捺印によって条約を批准した³²。莫大な賠償金の支払いを含む多くの負担のためヒバ・汗国は義務を履行することが困難となった場合、ロシアによる干渉の口実を作るものであった。しかしながら、ロシア帝国は、ヒバ官吏任命の管理権も王位継承権を承認する権利も有することができなかった³³。

第四節 ブハラ・エミール国および帝政ロシアとの間の友好条約

(一八七三年)

ヒバ・汗国に対する作戦活動中、ブハラ・エミール国は、帝政ロシアに対して中立性を守り続けた。一八七三年四月二三日、ロシア政府はエミールの同盟および友好関係を求めるロシア皇帝の正式な公文を送付した。最終的に、文書の交換の結果としてブハラ・エミールは、軍事活動の目的で配備した軍事物資を保管する軍事施設の設置をロシア軍隊に許可した³⁴。ヒバ・汗国との条約締結後に、エミールと条約案を協議し、それを作成する目的で、ロシア政府はロシア外務省アジア部に所属していたエストニア系のカール・フォン・シュトルーベ(Karl Fon Struve)特使³⁵をブハラ・エミール国に派遣した。両国によって同盟関係の締結を確認した上で、ロシア側の外務省および国防省において条約の新たな草案が作成された。当該条約の主要な規定は、他の不平等条約の内容に類似するものであったが、ブハラ友好条約は「上記の一七条から定められた友好関係に関する両国の条約は、これまで五年間にわたって継続したブハラおよびロシアの友好関係を、さらに発展および強化することをあらゆる誠意をもって希望する」と規定する(第一八条)³⁶。

当該条約は、ロシア語およびウズベク語でそれぞれの二つの謄本が作成された。署名後、一八七三年九月二八日にエミール国のシャヒリサブズ市(Shakhrisabz)において条約は、ブハラ・エミール・サイド・ムザファアル自らの主導によって受諾、批准された。ブハラ・エミール国における条約の批准手続きは汗国のハンおよびエミールの特別な公印によってなされていた³⁷。ブハラとの条約は、多くの点においてヒバ・汗国と締結された条約と類似しているが、エミール国において軍事施設の設置などの事実上の征服行為という異なる事情を反映しているため、重大な相違が存在することになった。

他方で、ヒバ条約は、ヒバ・汗国の外交関係に関するハンの管轄を剥奪することによって、当該国に対するロシアの保護国との地位を確立したのに対し、ブハラ条約はエミール汗国における外交行為の実施を含む形式的な主権を保持した³⁸。条約とともに送付された公文の中でも、帝政ロシア政府は、エミールに対し全ロシア地域の皇帝陛下による保護の可能性に触れているが、同一文書において、エミールが友好条約を侵害しない限り、以前のように貴国を独立して支配するものと約束した³⁹。条約自体は、決してブハラ・エミール国の主権を侵害している訳ではなく、法律上はあくまでブハラ・エミール国は完全な主

権国家として存在した。たとえば、ヒバ条約においてロシアはアムダリア川航行の排他的な権利を取得したことに対し、ブハラ条約はブハラおよびロシアの航行する平等な権利を設定する（第三条～第五条）。第三条において「平等に基づいてエミールの所有物であるアムダリア川の一部においてロシアの汽船および他の政府および民間の船舶は、ブハラ・エミール国の船舶と同様に自由な航行する権利を付与されるヒバ・汗国およびブハラ・エミール国の船舶は中央アジアにおけるロシアの最高権力の特別な許可なく航行してはならない」と規定された。

こうしてヒバ条約によって商業代理・貿易施設を設置する権利は一方向的にロシア側が有していたが、ブハラ条約の第五条は帝政ロシアにおいてブハラ・エミール国の商人に同一の権利を付与する。また、ブハラ領土の経路で全隣接地域に通過・移動するロシア商人の品物は免税通行の権利を与えられた（第七条）。ブハラおよびエミール国の他の都市において、ロシアの商人は商業務の遂行を監督することおよび地方当局との関係を処理するため、必要に応じて商業代理（隊商長、Caravan-bashi）を設定する権利を規定する（第九条）。ブハラ・エミール国においてイスラーム法「シャリア」の適用を認めることによって改めてブハラ・エミール国の主権は形式的に保証された。第一条は「ブハラ臣民と平等性の下で、シャリア法によって許可されている産業および工芸分野にロシア臣民は加入することができる。同時に、ブハラ臣民はロシア国内法に基づき、ロシアにおける産業および工芸にロシア臣民と同様な権利を受諾する」と規定していた。ウズベク諸汗国および帝政ロシア間の条約の中で当該条約の第一二条のみが帝政ロシアの領域以内においてウズベク人に不動産を取得する権利を付与された。

第一二条「ロシア臣民は、汗国において不動産を購入する権利を付与される。ブハラ臣民と同様に同不動産は土地税を課せられる。ブハラ臣民はロシア帝国の領域内において同一の権利を享受する」。

ただし、友好条約は管轄権および領事業務を扱うが、ロシアにおける臣民に平等な権利を与えていない（第一四条）。第一三条から第一五条までの規定はブハラ臣民およびロシア臣民を含む民事訴訟の処理を扱う。ロシア臣民の債権者はブハラ・エミール国の債権者より優先権を与えられた。ロシア臣民が被告となる事件については、地理的にエミール国に最も近いロシア行政・司法当局によって処理される。汗国およびロシア帝国の間で外交

関係の開設に伴う各外交使節の設立を規定する（第一五条、第一六条）。エミール国および帝政ロシアの間で外交関係も条約によって次のように規定された。

第一五条「中央アジアにおけるロシア皇帝の最高権力と直接的かつ不断の関係を維持す目的でブハラ・エミール国エミールは自らの常設代表として全権特使を派遣する。汗国の費用で、任命される全権特使はブハラ・エミールが所有するタシケント市の施設に駐在する」。

第一六条「ロシア政府はエミール殿下の保護の下で常設代表を有することができる。ブハラにおけるロシアの全権代表はエミールの駐タシケント全権特使と平等な条件の下で、ロシア帝国の費用および施設において駐在する」。

条約の第一七条は、ヒバ条約と同様に奴隷制度に関する規定である。ただし、奴隷制度の排除そのものではなく、人身売買の停止および隣接する地域から移動された奴隷の早急な解放を定める。さらに、同規定を含むエミール国の各地域において当該条約の履行を実施するためにベックリックに対してエミールの国内令の発行行為を求めた。

第一七条「ロシア皇帝およびブハラ・エミール国のエミール汗国殿下はブハラ・エミール国の領域以内で人道の諸法則に違反する恥ずべき人身売買の排除に同意する。当該同意に従ってエミール殿下は上記のことを実施するために全てのベックに対して厳密な命令を下さなければならない。エミール殿下の奴隷売買の終結にもかかわらず、売買のために隣接する地域からブハラ・エミール国の国境都市に移動させられた奴隷はその持ち主の所有から解放され、自由になる」。

こうして条約の範囲は初期の外交交渉において両国によって合意された内容を、さらに拡大した。ロシア帝国およびブハラ・エミール国の国境画定も条約に規定され、以前に他の汗国との紛争の原因であった領域の一部を帝政ロシアに割譲した⁴⁰。ブハラは所有するアムダリア川の航行する権利、ブハラ・エミール国において不動産を購入する商業的に有利な権利を獲得することができた。ウズベク・汗国およびロシア帝国と締結された不平等条約は一九一七年社会主義革命まで拘束力を有していた⁴¹。

第三章 ウズベク諸汗国に対する帝政ロシアの裁判権（一八八五～一九一七年）

第一節 帝政ロシア政治代表部の管轄問題

ブハラおよびサマルカンド間を結ぶ中央アジア鉄道の経営に関する帝政ロシア政府の一八八五年の決定は、ブハラ・エミール国における帝政ロシア政治代表部(The Russian Imperial Political Agency)の設置および帝政ロシア政治代表(Political Agent)の制度の設立に関する帝政ロシア外務省および国防省間の長期に亘る論争をようやく解決した⁴²。

中央アジア地域における帝政ロシアの総督を勤めた歴代の人物は帝政ロシア軍に所属し、各汗国との対外関係を国防省が担当するべきだと主張し、異なる立場を持つ外務省と対立していた。最終的に政治代表は帝政ロシアから派遣されるが、地位的に総督の管理下に置かれるようになる。ただし、中央アジアにおける帝政ロシアの政策に対して省庁間の調整および相互作用は必ずしも理想的ではなかったと思われる。

ロシア政府は、一八七三年の友好条約第一六条に基づきロシア外務省附属の帝政ロシア国政治代表部をブハラに設立した⁴³。同代表部の設立は、ロシアの一八八五年一月一二日の法令に定められ、一八八六年一月一日に業務を開始した。同法は、エミールとの全権大使の交換に対するロシア政府の許可により五五〇〇ルーブルを削減し、在総督府ロシア外務省の外交官職を廃止した。ただし、一八九四年に同職は再設立された。最初の政治代表にはロシア外務省の上級外交官であったニコライ・チャリコフ(Nikolai Charikov) (一八五五—一九三〇年) が任命された⁴⁴。

政治代表部の設立によってロシア帝国と中央アジア諸国の間で新たな外交ルートが開始されたにもかかわらず、総督府は外交関係に積極的に関与していた事実も否定できない⁴⁵。

ここで、政治代表の法的な地位をみてみよう。政治代表の活動内容はロシア外務省令により定められ、これは帝政ロシアの外交官等級において総領事よりも上位にあったものの、特命全権大使の地位は有しなかった⁴⁶。最初に政治代表の管轄地域はブハラ・エミール国のみに及んでいたため、他のウズベク・汗国との外交および領事関係は総督府が負うことになった。上記制度の見直しによって外交官職が廃止されたことを鑑みると、中央アジアの他の汗国との外交において総督府を通じてロシア国防省は直接的な権限を有していたと考えられる。ただし、ウズベク・汗国との条約の規定において総督府という文言は、ほとんど使用されず、ロシア帝国の最高権力という用語が代替的に使用されていた⁴⁷。

とりわけ一八八五年以降に中央アジアにおけるロシアの軍事戦略の拡大ならびに新たな軍事施設の設置などのため、政治代表はロシア外務省への所属にもかかわらず、最高権力

の長である総督の命令および指示で総督府の政治・法律顧問の役割を行っていた。すなわち、外交・領事任務に加え、政治代表は行政および司法的な役割も担っていたのである⁴⁸。また同代表は、汗国におけるロシアの臣民、財産、商業利益の保護、査証の発行や公賓の接客など以外にもロシア臣民を含む訴訟の検察官および裁判官を兼務していたのである。

一八七三年の友好条約第一六条に違反して、帝国政治代表部はブハラ・エミール国の費用で駐在していた。ブハラ・エミール国の外交慣習に基づき、汗国と外国の間で公務を負う外国人の駐在はエミールからの来訪者であるため、汗国が全費用を負担した。他のウズベク・汗国でも、ハンは外交使節に対し適切な建物、土地、警備を自らの負担で与えていた⁴⁹。

中央アジア初の鉄道の建設に伴ったウズベク・汗国とロシアの前例のない商業交流と、ロシアの私的活動の莫大な増加は、帝国政府の行政上の問題と同様、司法上の問題を引き起こした⁵⁰。一八七三年のウズベク・汗国において告訴されたロシア臣民の引渡し以降の法的な実行によれば、民事訴訟において汗国のイスラーム法廷における「シャリア」によって、ロシア臣民はキリスト教徒としての公正な裁判を期待することはできなかった。政治代表部の設立に伴い、政治代表はロシア臣民に対する完全な司法権を有する公式な全権代表になった⁵¹。

しかしながら、当該管轄を規定するロシア刑法の範囲は、ウズベク・汗国において適用されなかったため、政治代表は法律上曖昧な地位に置かれることになった。ロシアの外務省および法務省は、一八八五年五月二七日に法律への編入および改正案によって問題を解決しようとした⁵²。政治代表の司法任務が最終的に確定されるまで、彼は汗国領域においてロシア臣民によって犯された全犯罪を管轄した。同代表は、地区(Uezd)⁵³における治安判事の役割をすることとされていた。ブハラに居住するロシア臣民の民事訴訟は、政治代表の権限内にあった。これらの事件を審理する際、代表は総督府の治安判事職に関する規制に従い裁判を行った。領事と同様に司法機能を有していた治安判事は、ロシア臣民が被害者となった場合に調査を担当したが、犯人の逮捕権を持たなかった。調査中、犯人がロシア臣民であることが明らかになった場合、当該事件は政治代表に引き渡された。遺言確認と後見の事務も治安判事に割り当てられた。こうした新たな制度は、中央アジアの各汗国におけるロシア司法の範囲を拡大し、治安判事に政治代表の司法的な機能の一部を移転した。ロシア臣民およびブハラ臣民の間の民事訴訟と同様、ロシア臣民に対して行われたブハラ臣民の刑事上の犯罪も、ブハラ・エミール国のイスラーム裁判所(Kaziyat)⁵⁴の管

轄内に置かれた。

民事訴訟の場合、両者が政治代表の「決定によって解決に合意する場合」、代表は仲裁人の役割をする権限を持っていた。イスラーム法および中央アジア慣習法に従って裁定されるロシア臣民を含む事例の裁判にも政治代表は責任を負った⁵⁵。

ブハラ・エミール国に居住する非キリスト教の外国人（主にブハラ・ユダヤ人、**Bukharan Jews**）は、政治代表に関する帝政ロシアの上記規制によってロシア臣民と同一の法的権利を認められた⁵⁶。一八九三年以降、ロシア臣民の裁判官は、事実上、汗国におけるロシア臣民から選定された治安判事となった。かかる状況に対し汗国臣民には大きな不満が表れ始めたので、それが結果として政治的な対立に繋がっていった⁵⁷。

一八九四年五月三〇日に、開業して間もないロシア国立銀行ブハラ支店とブハラ臣民との間に起こった民事訴訟が治安判事に任された事例のように、一八九三年以降、イスラーム法の適用範囲は限定されていた⁵⁸。諸汗国内におけるロシアの拡大した権限およびロシア臣民の人口増加は、中央アジアにおけるロシア司法制度の急速な浸透をもたらした。一八九六年一月一五日に、治安判事は、ブハラにおけるロシア大蔵省の資金提供部に対する強盗事件を起こしたブハラ臣民を裁く司法権を付与され、また、判事が訴訟の数の増加に対処するのに資するべく、二名の判事補が任命された。こうして一九〇七年までに、汗国に三人の判事が存在することになった。

ところで、汗国におけるロシア司法権の問題のもう一つの側面は、ロシアの総督地であったトルキスタン州のウズベク住民の法的身分であった。一八八三年のフョードル・ギエルスー(Fyodor Giers)（一八二四—一八九一年）正枢密参議官⁵⁹は、総督政府の地区裁判所の実行においてこの点で画一的な法の適用を行わなかった。裁判官の中には、ブハラ臣民およびヒバ臣民を植民地のイスラーム法廷の管轄であると尊重する者もいたが、大多数は、ブハラ臣民およびヒバ臣民は帝政ロシアの「公式」なロシア裁判所に従うと考えた⁶⁰。この点は、イスラーム教徒のシャリアの下で懲罰可能ないくつかの犯罪が、ロシア刑法では認識されないという問題を引き起こした⁶¹。ギエルスーは、「諸汗国の臣民、アフガン人および総督地のイスラーム教徒はロシア国内のイスラーム教徒と同様に処遇し、自国裁判所の司法権のもとに置かれるよう」勧告した⁶²。

一八八六年には、その提案が、トルキスタン州法の第二一四条に編入された⁶³。同条は、「定住した自国民に対する司法権に関する規定は、トルキスタン州と同様に近隣の汗国領土の住民にも適用される。」と明記している。翌々年後、中央アジア遊牧民領域において

在住する諸汗国臣民に対し例外規定が設けられた。その理由としては、遊牧民が独特の慣習および伝統を法として扱っていたからであると考えられる⁶⁴。一八八八年五月一七日の州法では、定住者が存在しないために当該地の裁判所も存在しないロシア・トルキスタン地域では、ブハラ臣民およびヒバ臣民は、ロシアの治安判事と州裁判所の管轄に属すると規定された。また総督は、彼が有害または不適切であると認定した他の外国人に対し、諸汗国と同様、「即決裁判権」という特権を有していた。

こうして最終的に、ロシア臣民は一八九三年までに諸汗国の裁判所の司法権からロシア臣民を除外することを含む全ての法律問題に繋がることになる広範な治外法権の端緒を獲得することになった⁶⁵。かかる治外法権を発動するため、治安判事制度が各地域で設置されることになった。それも僅か五年という期間で行われたということは、それだけ当該地域の法制度の確立が重視されたことを意味する。

第二節 ウズベク諸汗国の衰退およびジャディード運動

新大陸の発見、航海の急速な発展および初期資本主義時代に関わる人間社会のあらゆる分野における科学技術進歩の影響は、国際法の発展にも多大な影響を与えた。また、この影響は、当該過程の進展的な側面とともに、世界のさまざまな地域の利害をめぐって列強同士が対立する傾向をも惹起させたことを認識すべきである。外交、軍事力および産業革新を巧みに利用して、列強は新たな地域の統合を含む自らの影響力の拡大を着実に進めていった。同様の状況は、中央アジア地域においても見ることができ、帝政ロシアとイギリスが政治的影響力および商業的な利益を求めて激しく競争したこともその一つである。

一七～一九世紀の中央アジアの諸君主国は、九～一二世紀の第一次イスラーム・ルネサンスの時代および一三～一六世紀のティムール王朝の時代とは異なり、内紛と王位をめぐる統治者の絶え間ない闘争のために、偉大な祖先とは対照的に、国家の多極分散と軍事力の弱体化を招いたことを認識しなければならない。もちろん、外部からの征服のない、初期の封建主義の時代には、経済発展のための契機として、国家のための進歩的な要素を導入する一方、聖職者の保守主義の傾向が強まるにつれて、事実上の汗国の国際的な孤立をもたらした。他方、何世紀にもわたってチンギス・ハン帝国の支配下にあったロシアは、中央アジア、コーカサス、バルト海および東欧諸国の多くの領土で列強としての地位を主張し始めた。

かかる状況は、西洋学者の著作で「蒙昧の地域」と呼称されるようになったウズベキスタンおよび中央アジアの国際法の発展にも特定の影響を与えていることは事実である。

帝政ロシアによる軍事的な拡張は、中央アジア諸国のすべてまたは主権機能の一部を喪失させる結果となった。ブハラおよびヒバのウズベク・汗国は、帝政ロシアとの国際法関係において、保護国として不平等条約の条件を受け入れざるを得なくなった。一八七三年に締結された平和条約に従い、汗国の形式上の主権性は維持されたものの、対外関係の独立性は帝政ロシアとの不平等条約によって制約されることになった⁶⁶。

ウズベク・汗国と帝政期のロシア国際法関係の性質は、当該地域の最大貿易都市のフェルガナを中心に、コーカンド・汗国の敗戦の結果として「総督府」となったトルキスタンと異なるものであった。ブハラとホレズムの法制度および条約関係は、イスラーム法とシャリアの規範の優越したものであった。そこでは、帝政ロシアの領事裁判権および治外法権制度も適用された。また、トルキスタン総督府の領域以内に行政・経済管理に関するロシア法制度も利用したため、「法制度の二極化」の状況が生じることとなった。なお、対外関係および国防問題は、ロシア皇帝が任命した軍事総督の管轄下に置かれた。このことに関連して、この時代の国際法の発展は進歩的ではなく、ウズベク・汗国で奴隷にされたロシア人捕虜の移送および交換、近隣部族の襲撃からの保護、大使館、軍事および貿易任務の安全保障など、領事分野に限定されたものであったと考えられる。

これらに関連して、欧州列強の外交官および国際法の専門家は、ロシアの貿易使節や調査団への攻撃主体となったウズベク・汗国および隣接する地域に住む好戦的遊牧民族に対して、文明世界として対抗政策を打ち出す傾向にあった。

F・マルテンスは、一八八〇年の著作『中央アジアにおけるロシアとイギリス』という著作の中で具体的にペルシア、中国、日本、ウズベク・汗国およびアフガニスタンの例をあげながら、これらのアジア諸国に対しては、国際法より自然法を適用する政策を認めている。著者はこれら国々の政府、領土および社会構造の存在にもかかわらず、「文明および教育国」より未だに遅れていると記している⁶⁷。マルテンスは、アジア諸国の「慣習、道徳および法律」が、平等および互惠主義に基づく国際関係の進歩的発展に必要な保証条件を提示していないと強調している。

中央アジアにおけるロシア帝国の権力体制の要因は、次のように特定できる。①ウズベク・汗国領土の帝政ロシア管轄下への移行および統一政策、②外交上の権限および現地法制度の帝政ロシア手法への統合、③対外貿易と豊富な天然資源の開発を統制する目的で行

われる帝政ロシアの当局の制度化および国家機構の形成。この政策は、同地域の民族や国家の間に激しい不満を引き起こした。この点では、アジアおよび東欧諸国の改革・革新と同様、日本の「明治維新」やフィンランドの民族解放運動「フェンノマン運動」に代表されるように、ウズベク・汗国でも同じような感情が沸き起こったと考えられよう⁶⁸。

二〇世紀前半、ハンの専制政治の体制から西欧型の立憲君主制への改革、法・教育・金融の分野の近代化の重要性の意識が高まったことを背景に、改革派の「ジャディード」

(Jadid—アラビア語で新しいという意)が出現した⁶⁹。ジャディードは、知識階級、貿易商および聖職者の子弟にあたる中央アジア社会の裕福な階級の代表であり、その多くはヨーロッパ諸国、トルコおよび帝政ロシアへの留学体験を持っていた。

ジャディードは、中央アジアにおいて国際法および外交分野のヨーロッパ的な基準の普及による改革の必然性を認識していた。ヨーロッパ出身の著者を紹介する初翻訳版の書籍、外国語学教科書および西洋的な「新方式」(new method)専門学校などは、ジャディード運動によって設立されたものである。

ジャディードは、自らの文化、宗教、伝統およびヨーロッパ文明の進歩的な成果を用いて、いわゆる「和魂洋才」的な「調和」の支持者として認知され、應義塾大学の創設者の福澤諭吉や、一九世紀後半の日本人の思想家らとの共通点を指摘することができる。

ジャディードの法律に対する囑望は、平等、自由、連帯および民族間の共同体原則に基づいていた。聖職保守派と概念が対立していたにもかかわらず、ジャディードの最大の関心の一つは、人権の保護、即ち女性の社会的な地位向上の問題であり、それは彼らの見識の進歩性を物語っている。

マフムッド・ホジャ・ベフブディ(Makhmud-khodja Bekhbudy) (一八七五—一九一九年)、中央アジアにおいて初のトルクメニスタン大学教員となったアブドラ・アヴローニ(Abdulla Avloni) (一八七八—一九三四年)、ムナヴヴァル・コリ・アブドゥラシドホノフ(Munavvar-qori Abdurashidkhonov) (一八七八—一九三一年)らのジャディード運動の指導者は、学術、政治、経済、法律分野および外国語の教育を含む科学および教育の進歩的な方法を積極的に導入した。彼らのスローガンは、「すべての者は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、理性と良心に恵まれており、兄弟愛の精神をもって互いに接しなければならない」というものである。この趣旨は、現代における、国際人権文書の精神にも一致している⁷⁰。

彼らの著作においては、国が高度な法教育を導入することの重要性が強調されていた。

一九一三年の教育者マフムド・ホジャ・ベブディは「若者の間の高度に教育された専門家、その中でも、あらゆる分野の法律家は国家に真の利益をもたらすであろう」と強調した。M・ベブディのヨーロッパ法に関する著作『Qonuni Ovrupo（ヨーロッパの法）』は、近代中央アジアにおけるヨーロッパ法に関する初の科学的著作である。同書においては、国民の権利と自由の確保を促進する目的、ヨーロッパの近代法制度の教育が謳われている。

ジャディードの政策文書によると、中央アジアにおいて新たな国家形態の創設を目指した。一九一七年には、ジャディードの参加のもと、「議会制度への移行によるトルキスタン・ソビエト人民共和国に関する規則」の草案が作成された。当該規則の第二条に従って、「トルキスタンのすべての行政機構は、トルキスタン人民会議によって制定される法律に基づいて実施される」と定めている。その結果、国家で採択された法律は、国民の代表者によって決定されなければならない。すなわち、国家のインテリゲンチヤ（知識階級）は、国民の権利および自由の保障を第一と捉えたからである。ウズベク国民の先祖であるこれらの思想家が、近代のイスラーム・ルネサンスを二〇世紀初期に創出しようとした。彼らは、聖なる知恵「知識以外に救いの道はないし、ありえない」を信条としていた⁷¹。

一九～二〇世紀に中央アジアで展開された植民地制度は、一九世紀の中央アジアの諸民族から民族的な国家主体性を奪い、地域発展の文明的な過程における直接的な参加を大幅に制限し、国家の社会文化的な集団特性に多大な被害を与え、近代における強制的なソビエト化のために前提条件を築いた。こうして、地域的な法制度とロシア帝国および諸汗国の間で締結された条約において、両者の有用な部分が後の国際法に十分な影響を与えようという意味では、これまでの考察が非常に大きな意味を持つてくると思われる。この時期の日本における国際法の受容は、専ら外来の国際法を無条件に受け入れ、それに日本の制度をいくという点で、非常に積極的な国際法の受容であった。これに対し、ウズベキスタンは、上述の考察から理解されるように、日本のように積極的な国際法の受容が見られた訳ではない。むしろ、外来の国際法に優越する形で地域慣習法およびシャリアが深く根付いていたのであり、そのことが外来の国際法を部分的にしか受容しないという土壌につながっていたのであると思われる。これを国際法一般の立場からみれば、日本が既存の国際法に自らを合わせていくこと、即ち国際法に貢献するというよりも国際法に身を委ねていくことから、国際法に理論的な影響を及ぼすことが少なかったということが結論づけられよ

う。他方、中央アジア諸汗国の外来の国際法に対する対応は、消極的であったがゆえ、皮肉にも却って外来の国際法を部分的に改変する形で地域慣習およびシャリアと結合し、国際法の発展に一定の貢献をしたと考えられるのである。

-
- 1 ブハラ・汗国（一五五七～一九二四年）とは、ブハラを首都にゼラフシャン川からアムダリア川流域の地域を支配した三つの王朝の総称。ブハラは中央アジアにおけるイスラーム教学と商業の中心地。
 - 2 ヒバ・汗国（一五一二～一九二〇年）は、ヒバを首都に、アムダリア川の下流および中流地域に栄えた。
 - 3 コーカンド・汗国（一七〇九～一八七六年）は、コーカンドを首都に、フェルガナ盆地を中心に栄えた。
 - 4 Тереньтев, М. А. История завоевания Средней Азии (*in Russian*) (1906). С.3. (Terentiev, M.A. 「中央アジアの征服の歴史」(一九〇六年) 三頁。)
 - 5 SCHUYLER, E. 1 TURKESTAN, 269-277 (Scribner, Armstrong & Company, 1885).
 - 6 現在の中国の新疆ウイグル自治区の西南部に位置する地区。
 - 7 TERENTIEV, M. A. RUSSIA AND ENGLAND IN CENTRAL ASIA, 252 (1875).
 - 8 現在、ウズベキスタン共和国において、フェルガナ州、ナマンガン州、アンデザン州およびタシケント州の一部の領域に当たる。
 - 9 現在、ウズベキスタン共和国において、ブハラ州、ナワイ州の領域に当たる。
 - 10 FERRIER, J. HISTORY OF AFGHANS, 67 (William Jesse trans., 1858).
 - 11 VALIKHANOV, CHINGIZ. THE RUSSIANS IN CENTRAL ASIA 539-540 (1865).
 - 12 現在、ウズベキスタン共和国においてでホレズム州、カラカルパキスタン自治共和国の領域に当たる。
 - 13 ENCYCLOPEDIA OF ASIAN HISTORY, KHANATE OF KOKAND, II 301-303(1988).
 - 14 旧リトアニア大公国およびベラルーシの地域を含む。一八四〇年から帝政ロシア領土に編入された。
 - 15 Серебренников, А. Г. Туркестанский край. Сборник материалов Истории его завоевания XIX., 4-5 (1912-1916). (Serebrennikov, A.G. 『トルキスタン地域、一九世紀の征服に関する公文書集』(一九一二～一九一六年) 四一五頁。)
 - 16 1 Узбекистон ССР тарихи. (1956) С.89-135. (『ウズベク・ソビエト社会主義共和国の歴史』第一卷(一九五六年) 八九～一三五頁。)
 - 17 MILUTIN, D. A. DNEVNIK 1873-1882, I, 89-90 (1950).
 - 18 大森正仁「板倉卓造の国際法観(明治期)」『近代日本研究』第八卷(慶應義塾福沢研究センター、一九九一年) 二二頁。
 - 19 Кауфман, К.П., Проект Всеподданнейшего отчета по гражданскому управлению и устройству в областях Туркестанского генерал-губернаторства,(Санкт-Петербург, 1885) С.133-134, С.349, С.352. (Kaufman, K.P. 『トルキスタン総督府の諸州における文民管理および行政に関する報告』(サンクトペテルブルク、一九八五年) 一三三—一三四頁、三四九頁、三五二頁。)
 - 20 改正後、二つの規定が追加された。
 - 21 1 ENCYCLOPEDIA OF ASIAN HISTORY, KHANATE OF BUKHARA, 194-195 (1988),

- Audrey Burton, *The Bukharans: A Dynastic, Diplomatic and Commercial History 1550-1702*, J. ASIAN HIST., 849-851 (1997).
- 22 侯。チュルク系民族の封建領主の称号。稲子恒夫『政治法律ロシア語辞典』（ナウカ、一九九二年）二八頁。一般的にウズベク・汗国を構成するベツクリック（州）の知事。地政的に重要なベクリックのベックはハンおよびエミールの息子が務めた。
- 23 Правительственный вестник, Декабрь 12, 1 (1873). (Government Bulletin of Russian Government, December 12, 1 (1873) in *Russian*)
- 24 ABBOT JAMES, NARRATIVE OF A JOURNEY FROM HERAT TO KHIVA, MOSCOW, AND St. PETERBURG DURING THE LATE RUSSIAN INVASION OF KHIVA. Vol. 1 (1856).
- 25 Стасов, В.В. 4 Трон хивинских ханов, Вестник изящных искусств, § 5 (1886) С.405-417. ; П. П. Иванов, ред. Архив хивинских ханов, XIX в. (1940). (Stasov, V.V. 『ヒバ・汗国のハンの王位 Vestnik izyashnih iskusstv』第四卷（第五部）（一八八六年）四〇五—四一七頁、Ivanov, P.P. 『19世紀のヒバ汗国のアーカイブ』一九四〇年。)
- 26 OPPENHEIM, L. INTERNATIONAL LAW, A TREATIES, I, 173-174 (7th., ed. 1948).
- 27 РОССИЯ, FELIX FE. DE L'ALAI A L'AMOU-DARIA 394 (1896).
- 28 Расселение туркмен в хивинском ханстве в XIX в. (По материалам архива хивинских ханов). 1 Страны и Народы Востока, , 242-256 (1959). （「一九世紀のヒバ・汗国におけるトルクメン人の移住 —ヒバ・汗国のアーカイブの文書に基づいて」『Strani i Narodi Vostoka』第一卷（一九五九年）二四二—二五六頁。）
- 29 Гендемианский мирный договор между Россией и Хивинским ханством 12 августа 1873 (Сборник архивных документов, 1992). С. 348-351. (Peace Treaty between Russian and Khiva Khanate 12th of August 1873, 348-351 (Collection of archive documents, 1992). Дипломатический Словарь под редакцией А.Громыко. Т.1. (Наука, 1985) С.249. (Gromiko, A. 『外交辞典』第一卷（ナウカ出版、一九八五年）二四九頁。)
- 30 Правительственный вестник. Ноябрь 16, 2 (1873). (Government Bulletin of Russian Government, November 16, 2 (1873) in *Russian*)
- 31 ザカートは、イスラーム教の五行の一つで、困窮者を助けるための義務的な喜捨、および「浄め」を「意味する。」一定量以上の財産に課せられる税。貧者、旅人、孤児などのために使われる。
- 32 Правительственный вестник. Ноябрь 12, 1 (1873). (Government Bulletin of Russian Government, November 12, 1 (1873) in *Russian*)
- 33 TERENCEV, *supra* note (7), 268.
- 34 アラル海軍部。
- 35 К.シュトルーベは一八七三～一八八二年まで駐日ロシアの代理公使、総領事、特命全権公使として勤務した。日本で活躍した最初の帝政ロシア外交官の一人であった。F.マルテンスと同様にエストニアの学術都市として有名であるタルトゥ出身である。
- 36 Договор России и Бухары от 10 октября 1873г. Сборник договоров России с другими государствами 1856-1917 (1952). (一八七三年一〇月十日の「ロシアおよびブハラとの条約」『ロシアおよび外国との条約集、一八五六～一九一七年』（一九五二年）。)
- 37 Покровский, С.П. Международные отношения России и Бухары. САГУ бюллетень, XVH (1928) С.45-48. (Pokrovskii, S.P. 『ロシアとブハラの国際関係』（中央アジア国立大学出版、一九二八年）四五—四八頁。)

- 38 Логофет, Д. Н. 2 Бухарское Ханство под Русским протекторатом (1911) С.169, 171-172, 177. (Logofet, D.N. 『帝政ロシアの保護下のブハラ・汗国』第二卷(一九一一年)一六九頁、一七一—一七二頁、一七七頁。)
- 39 Uzbekiston ССР тарихи, *supra* note (16).
- 40 ARCHIVES, *supra* note (28).
- 41 PIERCE, RICHARD A. RUSSIAN CENTRAL ASIA, 1867-1917: A STUDY IN COLONIAL RULE. (1960).
- 42 DOBSON, GEORGE. RUSSIA RAILWAY ADVANCE INTO CENTRAL ASIA 169 (1890).
- 43 YEARBOOKS OF THE RUSSIAN FOREIGN MINISTRY (1886-1916).
- 44 Чарыков, Н. 15 Записки о местных путях сообщений, подлежащих улучшению в интересах торговли в бухарских владениях, (SMP A., 1885) С. 191. (ブハラにおける帝政ロシア政治代表 Charikov, N. 『ブハラ領域における商業の改善化を目的とする現地の運輸ルートに関する報告』(一八八五年)一九一頁。)
- 45 KALMYKOW, A.D. MEMORIES OF A RUSSIAN DIPLOMAT. OUTPOSTS OF THE EMPIRE 1893-1917, 202 (1971).
- 46 ARCHIVES, *supra* note (28).
- 47 Положение об управлении Туркестанским краем Июнь 12, 1886, (PSZ,1886), NO. 3814. (「トルクメニスタン地方の統治に関する規則、一八八六年六月一二日」(一八八六年) NO.3814。)
- 48 さらに、同代表はブハラ・エミール国のエミールおよびロシア皇帝との外交書簡においてエミールの特別な秘書官および書簡の作成係も兼務した。
- 49 WOORLYCH PEROWNE, J.T. RUSSIAN HOSTS AND ENGLISH GUESTS IN CENTRAL ASIA (1899).
- 50 Charykov, N. Podlezhashchikh uluchsheniui v interesakh torgovli v bukharski- kh vladeniakh, SMP A. XV (Zapiska o mestnykh putiakh soobshchenii, 1885). С.192. (Charykov, N. 「ロシア貿易の発展の為ブハラの所管が改善される」(地方交易ルートに関するメモ、一八八五年)一九二頁。)
- 51 YEARBOOKS OF THE RUSSIAN FOREIGN MINISTRY, *supra* note (43).
- 52 2 Uzbekiston ССР тарихи (1956). (『ウズベク・ソビエト社会主義共和国の歴史』第二卷(一九五六年)。)
- 53 ロシア帝国で行政区域のことである。
- 54 イスラーム法におけるカジ「判事」という意味から由来する。
- 55 GEIER, I.I. TURKESTAN 201, 206, 217 (1909); Фомченко, А. П. Русские поселения в Бухарском эмирате, дорога в экономическом отношении (1914). (Fomchenko, A.P. 『ブハラ・エミール国におけるロシアの移住施設および経済的な関連での道路の位置づけ』(一九一四年)。)
- 56 Миропиев, М.О. О положении русских иногородцев (1901). STATUTE No. 5827 MARCH. 6, 1889, PSZ (1889). (Miropiev, M.O. 「ロシア異国人の地位について一九〇一年」法令 No. 5827 一八八九年三月六日 (PSZ、一八八九年)。)
- 57 GRULEW, M. DAS RINGEN RUSSLANDS UND ENGLANDS IN MUTTEL-ASIEN 91 (1909).
- 58 Положение об управлении Туркестанским Краем, *supra* note (47).
- 59 一七七二年に制定された帝政ロシアの官等表(Табель о рангах)により、一四等文官の中で上から三等および二等職を有する官吏。稲子恒夫『政治法律ロシア語辞典』(ナウカ、一

- 九九二年) 五二七頁。現在、首相顧問または副首相のレベルに当たる。
- 60 FRANK, ALLEN. THE DEVELOPMENT OF REGIONAL ISLAMIC IDENTITY IN IMPERIAL RUSSIA: Two COMMENTARIES ON THE TAVARIX-I BULGARIA OF HUSAMADDIN AL-MUSLIM, MUSLIM CULTURE IN RUSSIA AND CENTRAL ASIA FROM 18TH TO THE EARLY 20TH CENTURIES 113-128 (1996).
- 61 Покровский, *supra* note (37), 53-54.
- 62 Гиерс, Ф. К. Отчет ревизирующего по высочайшему повелению, Туркестанский край, Тайного Советника (1883) С 459-460. Крестовский, В. В. В гостях у эмира бухарского. Путевой дневник, Русский Вестник май (1884) С.57-61. (Giers, F.K. 「帝政ロシア政府の指令によるトルキスタン地方に関する監督者の報告」 (一八八三年) 四五九-四六〇頁、Krestovskii, V.V. 『ブハラ・エミールとの謁見客として、視察報告ロシア日報五月』 (一八八四年) 。)
- 63 Положение об управлении Туркестанским краем. *supra* note (47).
- 64 Еренов, А.Э. К вопросам права феодальной собственности в дореволюционном Казахстане, 5 Вестник АН КазССР, 35-48 (1953). ; С. З. Зиманов. О практическо-феодалных отношениях у кочевников-скотоводов, 12 Вестник АН КазССР, 63-67 (1955). (Erenov, A.E. 「革命前のカザフスタンにおける封建的な所有地の諸問題について」 『カザフ科学アカデミー論文集』 第五号 (一九五三年) 三五-四八頁。Zimanov, S.Z. 「遊牧・牧畜民の封建的な関係について」 『カザフ科学アカデミー論文集』 第一二号 (一九五五年) 六六-六七頁。)
- 65 H. CARRERE D' ENCAUSSE, REFORMS ET REVOLUTION CHEZ LES MUSULMANS DE RUSSIE L' EMPIRE: BUKHARA 1867-1924, 29-68 (1966).
- 66 История дипломатии, Т.2. (Москва, 1963) С.63-67. (『外交史』 第2版 (一九六三年) 六三-六七頁。)
- 67 Мартенс, Ф. Россия и Англия в Средней Азии (1880). (Martens, F.F. 『中央アジアにけるロシアと英国』 (一八八〇年) 五五-八〇頁。)
- 68 明治維新、明治時代初期の日本において薩長土肥の四藩中心に行われた江戸幕府に対する倒幕運動および、それに伴う一連の近代化改革。フェンノマン運動、フィンランドにおけるロシア統治下での文化運動、民族主義運動。
- 69 ジャディード運動。一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての、ロシア帝国および中央アジアにおける改革派ムスリム知識人による改革運動。
- 70 Avazov, N.H. *Human Rights in Behbudi s Activities*, 3 JOURNAL OF LAW RESEACH 6-11 (2020).
- 71 S・ミルジョエフ「大統領演説：A.Avloni、M.Behbudi、M.Rashidkhonov の Буюк хизматлари учунјуу を記念する授賞式」 (二〇二〇年一〇月一日)。

第IV部 社会主義時代における新たな国家制度および国際法の発達

(一九一七～一九九一年)

国際法を正しく活用するためには、その真の性質を知らなければならない。その性質を理解することについては、その他の社会的事象と同様、歴史の理解によって大きく左右されることになる。それぞれの事象は、過去、現在および未来の同一線上にある。いかなる事象も、それ自体の歴史の外には存在し得ず、その影響から逃れることはできない。歴史に目を閉ざす者は、事象の本質を見誤り、その使用の誤りを避けられない。したがって過去の誤解は、現在の誤解や未来の誤った判断を導くのである。

国際法は、政治との関連性があるにもかかわらず、独立した社会現象であり、政治が無視できない現実として機能している法分野である。政治が権力に与える影響を考慮すると、その影響力のバランスを取るには、政治における法の優位性の原則を認識しなければならない。このような方向性でいくつかの措置が行われている。

国連ミレニアム宣言（二〇〇〇年）では、国際関係における法の支配の尊重を求める決意が表明されている。このことは、国際法が政治に及ぼす影響には、主に二つの側面があることを示している。それは、第一に、国際法は政治を一般に受け入れられる枠組みに制限され、第二に、法的手段のアーセナル(arsenal)を与えることによって、政治に追加の機会を提供しているということである¹。

グローバル化された状況にあつて、国や民族の相互依存を強めている場合にこの問題が考察されることは、特に重要である。さまざまな文明の相互作用の問題が、第一段階で表面化してきた。国連ミレニアム宣言は、この点について、「社会の中の差異、および社会同士の差異を畏れてはならず、抑圧してはならず、人間性の貴重な資産として大切にしなければならない。平和の文化と全ての文明間の対話は積極的に推進されねばならない。」としている。

第一章 ウズベク・ソビエト社会主義共和国の設立過程

第一節 ソビエト連邦初期の国際法文書（一九一七年）

ウズベク・汗国の拡大する対外関係の弱体化および停滞にもかかわらず、二〇世紀前半の国際社会におけるグローバリゼーションの過程は新たな段階に入った。国際法の発達は歴史的な過程であり、長年にわたる政治的な過程の結果でもある。国際法は政治およびその動態性から相対的に独立しているが、歴史は過去の世界観の共通性が必ずしも平和と秩序を保証してきたことを実証していない。列強が参加した一九一四～一九一八年の戦争は、史上初の世界大戦であった。ヴェルサイユ・ワシントン体制は、史上初のグローバルな秩序を構築し、国際連盟は平和および安全を維持するための初の普遍的な国際機関となった²。

国際的には、一九一八年三月に締結されたブレスト＝リトフスク条約が、帝政ロシアの「正当な廃止」および「大国としての地位」ならびに一部の主権の喪失を決定した。これらの過程は、「君主制」の国家制度の維持を主張した中央アジアの保守的な汗国に根本的な変化をもたらした。

共産主義の温床となった一九一七年一〇月の革命は、やがて「鉄のカーテン」による東西の遮断につながった七〇年間の孤立、国際法および外交関係におけるユーラシア、コーカサス、バルト諸国および東欧諸国の国家エリートらの完全かつ独立した相互作用の欠如、イデオロギーの壁による人権侵害および意志の表現の制約となった。

同時に、帝政ロシアの革命的激動と崩壊は、何世紀も継続した東洋の国家制度を共産主義イデオロギーに基づいた新しい国際法のドクトリンを社会主義的な形態の国際法主体に変容させるための前提条件を創出したことにも注目すべきである。

一九一七年一〇月は、地域内だけでなく世界史の流れを根本的に変え、ヴェルサイユ・ワシントン体制として知られる戦後の国際秩序の運命をも左右することになった。帝国の廃墟では、「プロレタリア独裁による新型の政党(Dictatorship of the proletariat)」が権力を掌握し、ロシアだけでなく世界全体の政治的再編成計画を打ち出した。

ボリシェビキは、革命政治の介入、プロパガンダの思想を外交政策の実践に導入し、結果として「プロレタリア国際主義の概念」を創出した。ウズベク・汗国における「民族共産主義」の発生により国民暴動が起り、「ジャディード運動の青年」の急進派が勢いを増した結果、中央アジアの君主制の崩壊および政治秩序の変化につながった。

この時代のウズベキスタンおよび中央アジアにおける国際法の発達は、次の五段階に類型化することができる。

1. ソビエト連邦初期におけるジャディードおよびボリシェビキの共同参加によるトルキ

- スタン、ホレズム、ブハラの人民主義共和国の設立（年代順）。中央アジアの歴史における初の憲法制度、「非イスラーム法」基準の導入による人民代表制が採用された（一九一八～一九二四年）。
2. 中央アジア民族・共和国境界確定政策によって当該地域の人民民主義共和国と自治共和国を「ソビエト社会主義共和国」へと段階的に移行させ、ウズベク、カザフ、キルギス、タジクおよびトルクメン社会主義共和国への再設立（一九二四～一九四四年）。
 3. ウクライナおよびベラルーシの国連加盟による戦後復興を背景とした世界外交におけるソビエト連邦の地位の確立、外交分野におけるソビエト連邦の構成社会主義共和国の立憲主義的権限の拡大。ウズベキスタンの共産党指導部の提案で、ソビエト連邦外務省所属のモスクワ国立国際関係大学（以下、MGIMO）にウズベク人の学生を外交官や国際法の専門家として育成する制度の開始（一九四四～一九六五年）。
 4. 国際機関にウズベク人の国際法専門家が参加することによってソビエト国際法の「東洋の学派」が誕生した。ソビエト連邦外務省において初のウズベク人の大使および高等教育機関の教員の活躍（一九六五～一九八五年）。
 5. 「ペレストロイカ改革」、ドイツの統一、ソビエト連邦のバルト諸国の独立宣言によって、ソビエト連邦内の主権拡大運動が高まったことは、最終的にソビエト連邦崩壊と社会主義共和国の独立の過程を加速させた（一九八五～一九九〇年）。

本章では、君主制崩壊後の中央アジア諸国の主権獲得の試みに向かった国際法の発達の第一段階に注目したい。

初の憲法の採択、人民代表会議の設立、および外国との条約締結によって中央アジアの封建制度は、「共和国」として設立された人民・民主国家(People's Democratic Republic)の国家制度に代えられた。上記の歴史的な過程は、ロシアにおいて発生した過激な政治変化によって、ロシアの社会民主主義の活動家、ボリシェビキ運動、ジャディードを含む中央アジアの知識人の新しい政治アクターが参加した結果として、加速していったことが強調されるべきである。

共産主義時代の初期段階における国際法文書を、諸々の要因から明確かつ正当に評価することは困難である。ただし、当該文書の考察によって、ウズベキスタンの領土に誕生した人民民主主義国家の法的特質、当時の政変の性質や開始された改革内容について理解することができる。古代や中世の時代とは対照的に、それら文書の一貫性、完全性および言

語的な接触の可能性には特別な価値がある。国際法の文脈において、ソビエト連邦当局の初の法令に注目したい。「平和に関する布告」および「ロシア諸民族の権利の宣言」（一九一七年）は、ソビエト連邦の国際法の歴史において初めて、中央アジアを含むロシア帝国の旧領土と保護領の人々のための「平等」および「主権」の概念を宣言した。

ソビエト連邦政府は、一九一七年十一月八日の「平和に関する布告」の内容に基づいて、第一次世界大戦の参戦国に対し、併合や賠償の規定を設定せずに平和条件の調印交渉を行うよう要請した。そこにいう布告は、併合を「大国または強国に、小国または弱国の国民の明確かつ明白で明示的かつ自発的な同意および願望なしに、その国民の強制的な併合がいつ行われたかを問わず、また、その国の発展または未発展の程度を問わず、もしくはその国の国境内に当該国がどれだけ強制的に併合され、または保持されているかを問わず、併合すること。」と定義している³。同文書は、軍事的状況の平和的解決に向けた対外的な方向性を有しているものの、宣言のイデオロギー的特異性が考慮される必要がある。その内容は、平和達成の問題を超えていたからである。

とくに、この文書は、社会主義国家の外交政策の基礎および共産主義に基づく国際関係再構築へのアプローチを定めていた。この文脈において、ボリシェビキ指導者らは、「人民のあらゆる形態の搾取と植民地支配の撤廃、人民の自決のための認識、大小を問わず国家と人民の平等を肯定する。」という宣言の用語を巧みに使用した。

条約の分野において、法令は、領土併合に関する旧ロシア帝国の条約の破棄および「秘密外交」の廃止を明示した。ソビエト連邦の初の外交政策文書に世界の主要国の公式文書と同様の条項が含まれていたことは特筆すべきである。たとえば、ボリシェビキの布告に含まれる「秘密外交の廃止」は、ウィルソン大統領の「一四条項」にも存在していた⁴。

同時に、未だ不安定な権力および対外関係構造を強化する目的で、共産党指導部は、「善隣友好、対等および経済協力の性質を有する以前に締結された帝国の全ての条約と協定は、共産党政府に受け入れられるものとする。」と認めた。

共産党政府が拒否した帝政ロシアと暫定政府⁵が締結した条約および国際法文書は、次の三つのカテゴリーに分けることができる。第一は、平和布告で宣言された平和原則および併合罪に反する条約である。第二は、他の国家および民族手段の主権を侵害する不平等条約である。第三は、外国との対外債務の取極である。一九一八年一月二八日のソビエト連邦の外国債務協定の廃止に関する法令第三条によって「全ての外国の債務は無条件および例外なく無効とする」と明記した。ソビエト連邦の法学者は、社会主義国家は、イデオ

ロギー上の対立により、自己の政治的秩序に反する条約を、一方的に破棄する方法以外に選択肢がなかったと論じている。また、主権国家の対外関係につき、当該国家が締結した条約を無効にする宣言を実施する国際機関は存在せず、実質的に当該問題を、その国家が自らの意思で決定するべきであると強調した。

一九一七年一月一五日に採択された「ロシア諸民族の権利宣言」は、ソビエト連邦の設立過程の開催を定めた第二の法的文書として言及されるべきである。同宣言は、ボリシェビキが、帝政ロシアの民族政策およびその中間行政機関である総督府および保護国の廃止を決定したことを明記している。これによって、中央アジア地域において、トルキスタン総督府が廃止され、ジャディードの若手運動家のイニシアティブのもと、ブハラおよびヒバの君主国は打倒されたのである。

封建君主制度の廃止および西洋の進歩的な法文化の普及を目指した若手のウズベクの改革者らは、ボリシェビキの国際社会において自己の政権を正当化することに対して必死だった「民主主義的スローガン」に洗脳された点に留意すべきである。この点につき、一九一七年一二月三日付のボリシェビキ政府の旧ウズベキ・汗国および中央アジア地域のムスリム集団に対する声明に注目したい。「ロシアと東方のムスリム教徒に宛てた宣言」と銘打つこの文書は、帝政ロシアがウズベキ・汗国と締結した不平等な協定の破棄を宣言し、「中央アジアの諸民族の信仰、習慣、国家制度および国民生活は、自由で不可侵であるべきである。」ことを明確にした。

旧ウズベキ・汗国で見られた旧ロシア帝国における保護国または自治領の独立運動の急速な拡散は、ボリシェビキ指導部は民族政策国を大幅に調整することを余儀なくされた。

ボリシェビキは、民主化の過程と国家主権の運動を鎮静化することを望み、第一段階で国家主権の特徴的な要因を人民共和国に与えることを急いだ。とくに、主権問題において帝政ロシアの領土に居住する民族の利益を反映させる目的から、ソビエト連邦の連邦政府の形態が提唱された。また、かかる形態の中で、イスラーム法および伝統に基づいて社会的基盤のあるイスラーム教徒が多い地域を原則として重視した。同宣言によって、ロシアの民族的な特権および制限が廃止され、民族の自由、自決権、平等および主権の原則、旧帝政ロシアからの独立国家としての設立の可能性が正式に定義された⁶。

宣言採択後の国家実行として、ソビエト連邦政府はフィンランド⁷の独立を承認し、ポーランドの領土分割に関するプロセインおよびオーストリア・ハンガリーとの間の全ての条約を破棄し、帝政ロシアが隣国の中国で獲得した全ての権利および特権を放棄すること

を宣言したことは、注目されるべきである⁸。

これら措置は、中央アジアの進歩的なイスラーム世界において、他民族から成る帝国の「解体」と、独立国家の設立に伴う全ての国家の自決権を事実上承認したことから、肯定的に受け止められていた。ボリシェビキは、ロシアで権力獲得したことを一か国の範囲のみならず、普遍的な意義ある革命として野心的に位置づけた。レーニンをはじめ、いわゆるボリシェビキ主導部の第一世代は、人類の社会主義への移行は、国家制度の消滅だけでなく、国際関係のあり方の変化にもつながると確信していた。当該ドクトリンは、国際法の主体である主権国家としての存在を終え、政治的イデオロギーおよびその固有の法的性質に基づいて社会主義的な超大国に統合されるというユートピア的なプロジェクトを希求するものであった。しかし、その後、ボリシェビキの計画は、全世界、とりわけヨーロッパおよび東方諸国の社会主義運動の支持を得られず、ソビエト連邦および限られた地域にとどまり、競争する二つの社会・経済・文明モデルの世界における「平和共存」イデオロギーの形成への政策に向かった。

ただし、「平和的共存」のイデオロギーは、ボリシェビキにとって外交戦略のみでなく中間的な戦術的な一歩として捉えられていた。それは、共産主義と資本主義間のイデオロギー的な対立を解消し得なかった。共産主義のイデオロギー自体が、権力構造の法的な基盤および正当性の主な源泉となった。この枠組みは、ソビエト連邦崩壊まで、外交政策および国際法の学問に内在し続け、事実上ソビエト連邦設立以降の世界史の異なる段階において、地政学的プラグマティズムの要因から認められていた。

第二節 中央アジアにおける最初の人民共和国（トルキスタン、ブハラ、ホレズム）の設立（一九一八～一九二四年）

中央アジアのウズベク・汗国のブハラおよびヒバは、帝政ロシアの保護国であったことを指摘した。保護地域は独自の主体性を有するが、最も重要な国際法的な関係においては、「庇護」国家の権限に制約される。これが、いわゆる「半主権国家」であり、一定の独立性を享受するが、多くの国家機能は、大国の影響力や利益の下に服するのである⁹。

中央アジアにおいて一〇月革命後に民衆の反乱が起こり、ウズベク・汗国は君主国としてもはや存在し得なくなり、当該地域における初の人民民主共和国として、新たな国際法の主体的地位を取得した。帝政ロシア崩壊後、ブハラおよびヒバ・汗国の保護制度、帝政ロ

シアの領事裁判権に関する条約は破棄された。たしかに、各汗国との交渉の第一段階において、ポリシェビキは汗国の主権を認め、条約関係を確立しようとした。一九一九年四月九日、タフタ地域においてロシア・ソビエト連邦社会主義共和国(RSFSR)（以下、ロシア・ソビエト共和国）とヒバ・汗国の間で講和条約が締結された。同条約は、次の規定を定めた。①相互の戦闘行為の停止、②ソビエト連邦政府によるヒバオアシスの人々の自決権の承認、③大使館の開設。ヒバ・汗国の政府は、モスクワとタシケントに、またロシア・ソビエト共和国政府はヒバに代表機関を設置する権利を有すること、④商業目的のために領土内の全ての水陸路の自由で安全な移動を相互保証すること、⑤ ロシア・ソビエト共和国に対し敵対的な行為を行った全ての旧帝政ロシアのトルクメン人の臣民に恩赦および自由居住権を付与すること¹⁰。ただし、ロシア・ソビエト共和国およびヒバ・汗国との間で講和条約が調印されたにもかかわらず、両者は戦闘行為を停止しなかった。他方、汗国のジャディードもまた、先進工業国に倣った進歩的改革、議会制度の確立、新しい教育制度の導入、およびその他の革新を要求し、汗国の保守的な勢力と対立した。その結果、ヨーロッパ諸国、トルコおよびロシアに留学経験を持つ「ヒバの青年ジャディード(Mladokhivians)」の指導者は、君主制から脱退政策を主導した。一九二〇年二月一日の軍事行為の結果、最後のハンであるサイド・アブドゥッラーが率いるヒバ・汗国は消滅し、人民共和国の設立が発表された。同様の過程がブハラ・エミール国においても発生し、ポリシェビキの武装部隊の軍事援助を得た「ブハラの青年ジャディード(Mladokhivians)」が、最後のエミールのサイド・アリム・ハンを廃位させた。

その後、旧ウズベク君主国の領土内に、ブハラ・人民ソビエト共和国(BPSR)（以下、ブハラ人民共和国）とホレズム人民・ソビエト共和国(KPSR)（以下、ホレズム人民共和国）が成立し、国際法の原則に基づいて、ソビエト・ロシアを含む他の外国と外交関係を結んだ。

歴史的に見ても、社会革命や他の地政学的要因によって国家が消滅したり、政治的に変容したりすると、必然的に国家継承の問題が生じるものである。これは、既存の国家が負う国際義務に対する姿勢を明確にするために特に重要である。中央アジアの人民ソビエト型の国際法の主体になったブハラ人民共和国およびホレズム人民共和国が形成された後にも継承権の問題は生じた。

一九二〇年四月二六日、全ホレズム会議（クルルタイ）が国家の新しい形態を定めた。同年四月三〇日のホレズム人民共和国第一次憲法によると、ヒバ・汗国は廃止され、旧称

「ホレズム」に由来する「ホレズム人民共和国」が後継国として宣言された。国家体制は、君主制から人民の民主的な統治へと移行した¹¹。こうして、ホレズム人民共和国は、一九二四年にウズベク・ソビエト社会主義共和国が成立するまで、王政から共産主義への中間的な国家形態となったのである。

ホレズム人民共和国の憲法は、新しい国家形態である「人民ソビエト共和国」を立法化し、二八〇人の代議士で構成される全ソビエト人民下院（国会）、中央執行委員会とその執行機関である議長との間で権力の機能を分担した。何世紀もの歴史を持つホレズム史において初めて、憲法は一般市民の政治的権利を定義し、民主的な改革を宣言した。とくに、基本法は、議会が全ホレズム・クルルタイ人民代表の人物の最高権威と宣言されたホレズムにおける民主的な政治システムの創設を定義した。すなわち、全ホレズム・クルルタイの権限には、ホレズム人民共和国の内外政策全般の管理、国境の画定と変更、外国との外交関係、戦争と平和の宣言、条約の批准、およびホレズムの国籍と共和国領土内の外国人の権利の取得と喪失に関する法令の発布などが含まれていた。

ホレズム人民共和国の政府として人民ナジリス会議（閣僚内閣）は、国家行政の最高機関であった。一九二〇年四月七日には、ホレズム外務ナジラート(Nazirat)を含む七つのナジラート（省庁）が設置された。一九二〇年四月九日、汗国の領土制は廃止され、人民代表大会を任命・選出するための各地域の人民評議会を設置することが決定された。ホレズム共和国は独立した外交政策を模索し、ヨーロッパおよびアジア諸国との国際法上の関係構築を目指した。そこで、フィンランド、スウェーデン、ドイツ、トルコおよびアフガニスタンとの協力関係を確立している。一九二一年一月二四日、ホレズム人民共和国のB・サリモフ代表を団長とする外交使節団がアフガニスタンに派遣された。

一九二〇年九月一三日、モスクワにおいてホレズム人民共和国およびロシア・ソビエト共和国との間の同盟条約(Union Treaty)（全二四条）と貿易協定（全一五条）が締結された。ソビエト連邦政府は、帝政ロシアおよびヒバ・汗国との間で締結された全ての不平等条約と協定を廃止した。ロシアは、帝政ロシアとその旧帝国の国家機関が所有する全ての不動産および財産をホレズム人民共和国に引き渡し、ホレズム人民共和国の国家財産として認めた。同盟条約に基づき、国家主権と領土の完全性の尊重、相互の内政に不干渉という原則に基づき、国際法的な関係が構築された。両国間の国境も画定された¹²。

条約によって両国間の政治・経済の協力関係の基礎は固められた。双方は、市民権の確立および政治的権利の相互承認に合意した。条約の第一条は、「全ての国民の自決権と旧

帝政ロシア政府の植民地政策の拒絶に基づき、ロシア・ソビエト共和国は、ホレズム人民共和国の完全な独立および主権を認める」と規定した¹³。条約はまた、貿易・経済関係、なかんずく灌漑施設の整備、通信手段、電信などの使用条件、航海規則および漁業規則などについても規定した。同盟条約において、ホレズム人民共和国の不可侵性の保護を目的とするロシア・ソビエト共和国の軍事援助も規定された。共和国の自由および独立に対する侵害から保護するための援助が保障されていた。同条約の第一七条は、両国の軍事・政治協定が締結され、それに基づき、ホレズム人民共和国の国防当局および軍がロシア・ソビエト共和国の協力の下で創設されることを定めた。

また、一九二〇年九月一三日には、同盟条約に従って、両国間の経済協定が締結され、その中でホレズムに対する五億ルーブルの技術的・財政的援助と補助金が決められた。また、輸出入関税を撤廃した両共和国間の自由貿易の確立に関する取極めも締結された。ただし、ホレズムの主権・不可侵権に関する条約に定められた規定を実際に認めることなく、ホレズムに大規模な軍事部隊を配備したソビエト・ロシアは、ホレズムの国内政策や政府の運営過程に干渉し始めた。ホレズム人民共和国が存在していた五年間、ボリシェビキは定期的に共和国の政権交代に影響を及ぼし、共産主義を中心として、民主的改革に終止符を打った。一九二三年一〇月二〇日、ソビエト連邦当局の圧力のもと、新憲法が採択され、ホレズム人民共和国は「ソビエト社会主義共和国」となった。

一九二〇年九月、ブハラ青年ジャディードの参加の下でブハラ暫定革命委員会は、ブハラ・エミール（首長）の権力転覆および独立したブハラ人民共和国の樹立を発表した。一九二〇年九月一四日、その主導役のフェイスラ・ホジャエフが率いる共和国政府が発足した。ブハラにおける新たな国家形態の形成期¹⁴には、最高権力機関である三五〇人の代議士からなる全ブハラ人民代議士会議が、国内政策のみならず外交政策活動も行った。一九二一年九月二三日のブハラ人民共和国の憲法¹⁵によって、議会の外交権限は、外国との外交関係、宣戦布告、条約の締結および批准、国内・国際融資債務に関する協定の締結、および関税・貿易条約の締結であった。憲法は国民の全ての層に平等な政治的権利を規定し、国民の不平等を解消した。一九二〇年一〇月、タシケントにおいて、ブハラ人民共和国とロシア・ソビエト共和国の間で軍事・政治協定が調印され、翌年三月四日に同盟条約が締結された。ロシアとの二国間条約は、ブハラの独自政策の実施を制限した。したがって、国際法上の観点からは、一般に同盟条約はソビエト軍がブハラ人民共和国の領土に駐留する「合法性」を正当化するものであったとみなされる¹⁶。

かかる状態は、ソビエト連邦の内政への干渉を意味していたのである¹⁷。ブハラ人民共和国およびホレズム人民共和国は、継承権に基づき、一九世紀に締結された国境に関する条約の多くの条項を承継し、イランおよびアフガニスタンの領土から領土を分離した。このことは、一九二一年三月四日のロシア・ソビエト共和国およびブハラ人民共和国との同盟条約第四条によって確認された。すなわち、「両締約国は、本条約締結時に存在したロシア・ソビエト共和国とブハラ人民共和国の間の国境を認める。」と規定されたのである。

一九二二年八月九日にモスクワにおいて締結されたロシア・ソビエト共和国およびブハラ人民共和国の経済協定、一九二三年五月三十一日に締結された関税協定も、ブハラのソビエト大国への経済的な依存度を強化することを目的としたものであった。したがって、経済協定に基づき、外国市場に輸出される全てのブハラ人民共和国の製品は、輸出入計画に基づいてロシア・ソビエト共和国に供給され、当該計画を超える商品は、ソビエト連邦の対外貿易機関を通じて販売されることになった。

ここで、人民ナジル外務院は、ブハラの外務に関する専門的な内部機関でもあった。人民ブハラ政府では、人民ナジル評議会議長は外務大臣の職を兼務していた。これは、共和国の国際活動をより重視し、外交政策をより迅速に実施するために行われた。ところで、ブハラ人民共和国は、近隣諸国との国交樹立を積極的に行った。ロシア・ソビエト共和国に次いで、ブハラが主権を承認したのは、一九二〇年一〇月二六日のアフガニスタン王国であり、一九二〇年一二月一七日には、政府の議長兼外務大臣のF・ホジャエフ

(Fayzulla Khodzhaev) (一八九六—一九三八年) が、アフガニスタンのマフムード・タージ外相と両国間の国交樹立に関する協定に署名した。もっとも、数年後にブハラの外交政策はソビエト連邦当局を通じて実施されることになり、国境はロシア・ソビエト共和国軍によって監視されるようになった。したがって、一九二二年には、ブハラ人民共和国の大使ホシム・ショイク(Khashim-Sheikh)がアフガニスタンに派遣され、ソビエト連邦政府の軍をブハラ領土からの撤退に関する合意に関する協定が署名された。この事実は、国際社会で広く賛同されることとなった。その結果、一九二三年六月一八日、ロシア・ソビエト共和国の要請により、カブールに駐在していたブハラ人民共和国の大使館は閉鎖され、アフガニスタンにおけるブハラ人民共和国の対外関係はソビエト連邦大使の任務となったのである。また、ブハラ人民共和国は、イラン、トルコ、中国、日本、その他の東洋諸国およびドイツを中心とした西欧諸国との国交樹立に力を傾注した。ブハラおよびドイ

ツの間では、貿易、文化および教育の分野について、協定および取極めが締結された。一九二二年秋には、ブハラのF・コジャエフ議長はドイツを公式訪問し、ドイツの大手銀行および企業との協定ならびに契約に調印した。

こうしたなか、多くのウズベクの若者が、法律、経済、技術および人文科学などを学ぶ目的でドイツに派遣された。一九二二年三月、ブハラ政府の代表としてU・プラトホジャエフ大臣(Y.Pulatkhojaev)はトルコを訪問し、ムスタファ・ケマル・アタテュルク(Mustafa Kamal Otaturk) (一八八一—一九三八年) との間でトルコにおける国家・行政改革に対するブハラ人民共和国の財政支援について協議した。

ブハラおよびホレズム人民共和国の対外貿易、特に綿花の輸出業務に関して通商・産業ナジラート(通商産業省)は、積極的な役割を果たした。ブハラおよびホレズム人民共和国の外交機関には、次のような組織が含まれた。①ロシア・ソビエト共和国、アゼルバイジャン、ペルシア、トルコおよびアフガニスタンに設置された共和国の全権代表部、②ブハラおよびホレズムと相互に開設された総領事館、ロシア・ソビエト共和国、アゼルバイジャン、アフガニスタンおよびトルキスタン自治共和国との間で、総領事館および領事館の開設(ブハラ人民共和国の七つの領事館、ホレズム人民共和国の四つの総領事館の開設)、③共和国の貿易代表部(貿易事務所・商業館を含む)ロシア・ソビエト共和国、ブハラおよびホレズムの取極に基づいて締約国に設置された。同時に、ブハラおよびホレズム人民共和国にロシア・ソビエト共和国、アルメニア、イラン、トルコおよびアフガニスタンの大使館ならびに全権代表部が設置され、ブハラ人民共和国のチャルジュ、ケルキ、テルメズ、ドゥシャンベおよびシャフリサブスの各都市には、ロシア・ソビエト共和国の領事館が設置された。

この時期の外交に関する法制度発展の特徴は、一時的な目的および任務を伴う臨時の大使使節であった革命前の時代とは異なり、外国に共和国の常設の大使館が、共和国の首都に外国の常設大使館が開設されたことである。当該地域における大使館に関する法の発展のいま一つの特徴は、ブハラ人民共和国およびホレズム人民共和国が、直接的なルートのみでなく、ロシア・ソビエト共和国の外交当局または外交代表を通じて外交関係や交渉を行ったことである。これは、共同の外交宣言や声明を発出することだけでなく、一九二二年のジェノア会議において外交交渉を行うため、ソビエト連邦ロシアの全権代表に彼らの権限を委任することにも見てとることができる。

一九二二年二月二二日の「ジェノア会議においてロシア・ソビエト共和国政府によるソ

ビエト共和国ーアゼルバイジャン、アルメニア、ベラルーシ、ブハラ、グルジア、ホレズムおよび極東共和国の利益の代表および保護に関する合意」によると、「一九二二年二月二二日、ブハラ人民共和国全権代表アッタ・コジャ・プーラット・コジャエフ、および、ホレズム人民共和国臨時貿易使節団の議長アブドゥラフマン・コジャエフを含む八つのソビエト共和国の全権代表は、次のように決議した。この会議（ジェノバでの国際経済会議）において、八つの共和国の利益を擁護し、また、同会議で発展しうる特定の条約および協定につき代理として締結し、署名することをロシア社会主義ソビエト連邦共和国に委託する」とされている¹⁸。

世界的に社会主義革命運動の普及および支持を主要な外交政策として位置づけたソビエト・ロシアは、一九二〇年代に政治的に敵対していた先進国との通商関係を回復するよう、西側に接近方法を模索していた。結果として、一九二二年ジェノバ会議¹⁹はロシアおよび西洋諸国の間で経済協力の調整の初の「場」となったが、帝政ロシア時代の対外債務の返済については合意達成に至らなかった。

ブハラおよびホレズム人民共和国の一九二〇～一九二四年までに継続した国家としての極めて短期間において存在した両国の対外関係機関は、二〇の二国間条約および二の多国間条約を締結した。そのうち、多数国間条約を含む大部分の国際合意がソビエト・ロシアとの間で締結された文書であり、主に締約国の政治・経済分野に関する内容の規定であった。とくに、経済分野に関しては、中央アジア共和国に対するソビエト・ロシアの経済支援および一九二一年から一九二三年にかけて締結されたアムダリア川船隊および他の施設の管理に関する三国間協定（ロシア・ソビエト共和国、ブハラ人民共和国およびホレズム人民共和国）をあげることができる。

ブハラおよびホレズム人民共和国は、ソビエト・ロシアの影響のもと、外国貿易活動関係は国家の統制下にあった。いわゆる「外国貿易の国家独占」政策に基づいて対外経済関係が実施された。この目的のため、ブハラおよびホレズムは、ロシア、トルキスタン自治共和国およびアフガニスタンと通商代表部を開設した。ブハラおよびホレズム共和国は、上記の国と密接な貿易・経済関係を有していたので、多くの経済条約や協定を締結した（例えば、一九二四年一月四日のブハラおよびアフガニスタンとの貿易関係のアレンジメントに関する議定書など）。

革命前の時代と異なるイデオロギー的な政策の特徴は、対外貿易関係の実施の際に、共和国の新しい国際法制度、即ち外国に外交使節として共和国の常設通商代部の設置、組織

化および地域におけるソビエト連邦制度の独占機能の拡大であった。このことは、何世紀にもわたる偉大なシルクロードの貿易文化で栄えてきた当該地域にとって、国家管理の一極集中主義から生じたことに起因する。共産党は、中央アジア諸国の経済統合を提案し、一九二三年にソビエト連邦の中央政府の支配下の初の地域機関として「中央アジア経済会議」(SAES)を設立した。国際法の観点からは、ブハラ、ホレズム人民共和国およびトルキスタン自治共和国の経済連合の枠組みが誕生したことによって、地域において完全に独立した主権国家ではなく、ソビエト連邦指導の連邦制の国家主体に近づいたと評することができる。それは、後にソビエト連邦体制となっていく。

旧帝政ロシアの植民地であったトルキスタン総督府州も独立国家の地位を獲得しようとするさまざまな政治過程に関与したが、最終的には自治共和国としてソビエト・ロシアの一部となった。当初、ソビエト・ロシアは、一九一八年に成立したトルキスタン社会主義連邦共和国の主権を承認していた。もっとも、一九一八年四月には、第五回トルキスタン地域評議会の結果を受けて、トルキスタンがソビエト・ロシアに統合されることが決定された。こうして、一九一八年五月一日、ロシアの中にトルキスタン自治ソビエト社会主義共和国(TASSR) (以下、トルキスタン自治共和国) が承認された²⁰。

自治共和国の設立に関する規則によると、トルキスタン自治共和国は、自治共和国として運営され、ロシア・ソビエト共和国の中央政府を承認し、その行動を調整する、とされている²¹。トルキスタンの対外活動は、一九一八年一〇月一五日のトルキスタン自治共和国憲法第四条の規定によって規定されていた。外交を担当する権限を与えられた機関には、トルキスタン自治共和国ソビエト会議、トルキスタン自治共和国ソビエト中央委員会、人民委員会、外務委員会があった。

ここでは、当時のソビエト連邦の新しい社会主義外交政策の形成過程について焦点をあてたい。一九一七年一月九日、外交活動の実施、国際関係における新しいイデオロギーの外交・領事業務を創設するため、ソビエト外務人民委員会(NKID)が創設された。一九一八年から一九三〇年の間、ソビエト連邦の初代外務大臣は、帝政ロシアの元外交官 G. チチャーリン(G.Chicherin²²)であった。一九三六年までソビエト連邦外務省は、人民外務委員会という名称であった。一九四六年三月、ソビエト連邦の最高評議会は、戦後の復興過程における国家の行政・経済改革の一環として、人民委員会を省庁に再編する法律を採択し、外務人民委員会(NKID)は外務省と改称された。十月革命が形成した新たな政治体制における共産党外交当局の最初の任務は、帝政ロシアが締結した「秘密条約」の一般

開示および条約集のロシア語ならびに外国語での公表であった。当初、秘密条約の内容は、新聞および専門機関紙に掲載され、後に「旧帝政ロシアの外務省公文書館の秘密文書・条約集」が公刊された。帝政ロシアの条約およびその他の外交文書は、計約一三〇点の秘密文書として公開された。その中で、中央アジア地域、コーカサス、バルトおよび東ヨーロッパ地域などとの不平等条約および外交文書も多数公開された。

ところで、トルキスタン自治共和国の外務人民委員会の業務範囲および機能的な権利は、「ロシア・ソビエト共和国のトルキスタン自治共和国外務委員会に関する規則」によって定められた。その活動の主要な業務は、次のように決定された。

- 1) 外国政府との対外的・政治関係の実施
- 2) 外国におけるソビエト貿易および自治共和国の商業利益の支援
- 3) 外国における自治共和国の市民に関する保護および協力
- 4) 大使館、領事館、その他の代表使節団の開設および設置

一九一九年にトルキスタンはアフガニスタンに外交使節団を派遣し、カブールに初の自治共和国の在外公館を開設した。本来、自治共和国は外交施設を設置することが国際法規範と抵触するが、ソビエト政府は自己の外交政策の方針を優先させたと思われる。結果として、相互主義に基づいて、アフガニスタン政府は隣接するトルキスタン自治共和国の領土内に自国の総領事館を開設することを国内法で明記し、一九一九年七月には在トルキスタン自治共和国・アフガニスタン王国総領事館がタシケントに開設された。この時代におけるソビエト政府の外交制度の特徴は、州および地区の地方自治体も外交業務に関するいくつかの権限および機能を委任されたことである。トルキスタン自治共和国の地域行政機関の管理下には、ロシア・ソビエト連邦の中央政府機関との調整によって、外国の国境管理・監督当局との行政間の関係、市民の保護、外交・領事分野の職員の採用および研修を実施する特別部署が設置された。たとえば、トルキスタンのタシケント市評議会は、ソビエト・ロシアの外務人民委員会の認可を得て、東洋諸国および隣接する地域に派遣する領事ポストへの候補者の選出に関与し、中国および近隣のイスラーム諸国に開設したソビエト連邦の総領館に勤務する人材を選出し、彼らの任務を管理した。

ソビエト連邦の「対外貿易の国家独占」を基礎とする社会主義モデルの対外貿易法制度および規制の形成過程は、ソ連通商代表部の開設に関する二カ国間の条約および協定の締結および外国と対外経済・貿易関係の拡大を目的とした国内法制度の整備、一定の情報・統計公開によって発展した。したがって、特定の行政制度および国家の発展にとって有望

的な分野によって、閉鎖的なイデオロギーの規制にもかかわらず、国際法的な文書の通達・交換、または通商関係に関する公式な情報の開示は積極的に行われた。

一九一八年四月二二日、ソビエト対外貿易業務の国家管理下の統一・国有化に関する法令が採択された。同文書によって、外国との対外貿易業務および外国の企業との商業的な諸取引は、全てロシア・ソビエト政府の名において実施されることが決定された。具体的には、通商・産業人民委員会が対外貿易を正式に担当する管轄機関とされた。そして、委員会に新部局として国内製品の輸出入の業務を担う「外国貿易部」が設置された。一九二〇年六月に公布された「ロシア・ソビエト連邦の対外貿易および物産の交換の組織化に関する法令」によって、通商・産業人民委員会は人民対外貿易委員会に再設置された。対外貿易の国家独占は、ソビエト連邦の対外経済政策の基礎の一つとなった²³。これに関連して、現在も旧ソビエト諸国の中に、対外経済関係を促進する外交特権を有する通商代表部、常設事務所(Representative Office)および貿易館(Foreign State Trade House)を外国に設置する国際慣行が存在し、積極的に世界的な貿易活動に関与している。

対外関係を運営する権限の帰属にもかかわらず、トルキスタン自治共和国は、設立以降、国際法の主体として地位を確立できなかったが、国際法関係の直接的な当事者または状況によって主権国家としての機能を与えられ、国際舞台において登場した事例もある。他方、第一に、トルキスタンは、恒常的にロシア・ソビエト連邦の構成共和国であり、独立した主権国家の地位を有しなかった。その結果、国内法制度においても国際法の主体には該当しなかった。第二に、一九一八年のトルキスタン自治共和国憲法によって防衛、外交、金融および産業分野の事案は、ロシア・ソビエト連邦の中央連邦政府機関の管轄内にあると決定された。もっとも、同憲法に従って、トルキスタン自治共和国が連邦の代表者（政府代表、大使、総領事など）を通じて、対外貿易、地域間の協力および市民への法的支援に関して、近隣諸国と対外関係を実施する権利が定められた。また、トルキスタン自治共和国は、ブハラおよびホレズム共和国と比較すると、自国籍を持たず、ロシア連邦からの離脱権に関する規定もなかった。共産主義イデオロギーの下では、ソビエト連邦流の「自決権」は、トルキスタンに真の主権を付与するものではなく、実際には国際法的関係および外交政策の実施について専ら連邦に依存していた。ポリシェビキは、植民地主義の完全な排除と民族自由を求める自らの魅力的なスローガンに反して、中央アジア地域の新しい諸国を支配し、国家と経済構造の活動に露骨に干渉した。

ソビエト連邦当局の階級原理に基づく国家形成の下では、中央アジア地域の住民が自立

した国家運営を行使できなかつた。実際、憲法で定められた「ソビエト自治共和国」は、民族・領土的なものというよりむしろ、行政・領土的な形態といった方が適切である。共産主義によって課された「ソビエト的な自治性」のモデルは、真の主権を付与せず、地域の「社会主義の中央政権」に依拠する形式的な体制であった。この現実は、中央アジア諸国を含む各人民共和国および地域の憲法で確認されており、外交政策、防衛およびその他の国家の運営に関する重要な分野は、ソビエト連邦政府の管轄下に置かれていた。こうした政治的な迫害や党指導部からの圧力にもかかわらず、ウズベキスタンの国家指導者は、ソ連による植民地政策の継続について、堂々と意見を述べていた。これを受け、ソビエト国家の他地域においても同様の感情が広がっていった。これら条件のもと、レーニンは、人民共和国が形式に独立した形にはとどまるが、内容的にソビエト連邦の中央政府に完全に依存するという「民族的な統一」方式を提案した。これら過程については、次章で詳述する。

第三節 民族・国境画定政策および自決権の問題（一九二四年）

一九二二年一二月、ロシア・ソビエト連邦は「ソビエト社会主義共和国連邦」（ソビエト連邦）の設立を発表した。実際、共産党指導部の新たな非合理的な計画によって関連地域の人民共和国および自治共和国における民族国境画定の政策ならびに共産党のイデオロギーに基づくソビエト連邦を設立し、その中で「自治性」という国家形態の導入が実施されたのである。社会主義の国家制度の最終的な形態となったソビエト連邦は、以前、共産党によって宣言され、独立した主権国が構成する国家共同体ではなく、膨大な単一国家に発展し、形式な連邦の参加国（ソビエト社会主義共和国）は、主権の象徴たる対外的および形式的な要因（憲法、議会、国民、領土および政府）があつたにもかかわらず、実際の独立性を喪失し、ソビエト連邦から離脱することは不可能となった。連合構成国は、国際法の完全な主体になることを国内法制度で制約され、国家共同体の平等な一員として全ての権利および義務で結ばれる主権国家になることが困難となった。関連する領域において一定の地位を有する場合、それは連邦国家によって掩蓋される。構成国は、部分的には主権国家でありながら、いくつかの主体に対して国際主役になるに過ぎないのである²⁴。中央アジア諸民族および部族の先行する歴史的な発展の過程において、当該地域の領域内にウズベク、カザフ、キルギス、タジクおよびトルクメン人の人口が集中している領域およ

び地方が特定されるようになった。ただし、国家形態として、一九二〇年の時点で、中央アジアに三つの国家、即ちブハラ人民共和国、ホレズム人民共和国およびトルキスタン自治共和国は機能していた。一九二三年一〇月三〇日、ホレズム人民共和国に対するボリシェビキ政権の威圧的な政策措置および国家運用における増大する関与によって、ホレズムはソビエト連邦の構成国になり、ソビエト社会主義共和国に変容した。一九二四年九月一九日、ブハラ共和国の人民代表大会も同様な決定を強制させられた。一九二四年四月二八日、ソビエト政府は、中央アジアに設立される社会主義共和国と自治共和国の領土および国境画定の政策を実施する目的で「民族・国境画定に関する臨時領土委員会」を設置した。臨時委員会のもと、当該地域に居住する民族、即ちウズベク人、カザフ人、キルギス人、タジク人およびトルクメン人による各小委員会が設置された。次いで、一九二四年九月十九日、ブハラ人民共和国の全ブハラ人民会議クルルタイの決議によって「ブハラの諸民族の最高意思が表明され、ホレズムおよびトルキスタンのウズベク人と共同でウズベク・ソビエト社会主義共和国およびタジク自治州の設立の同意が宣言された。そこでは、「我々は、ブハラに居住するトルクメン人がトルクメン・ソビエト社会主義共和国に加盟することを兄弟民族として同意する。クルルタイは、ウズベキスタンおよびトルクメニスタンはソビエト連邦に加盟する必要性を強く主張する」とされた。

同様に、一九二四年九月二九日に開催されたホレズム人民共和国の全てのホレズム・クルルタイは、ホレズムに居住するウズベク人、カラカルパク人およびトルクメン人にホレズム人民共和国から分離して、民族的に関連する共和国と統一する権利を決定した。一九二四年九月一五日に開催されたトルキスタンの共産党中央委員会の臨時総会において、中央アジアに関する民族・国境画定措置を実施することが決定された。一九二四年一〇月二七日にソビエト政府は、ブハラおよびホレズム人民ソビエト共和国の廃止を決定した。ソビエト・ロシアソビエト連邦の代議院は、トルキスタン自治共和国の国民が自治共和国を分離し、独立した民族共和国を設立する権利を付与した。このように、一九二五年五月一日からのトルキスタン自治共和国の分割確定に関するソビエトの第一二回評議会の決議によって、トルキスタンに居住するウズベク、カザフ、キルギス、タジクおよびトルクメンの各民族は、トルキスタンを分離し、民族的な要因に基づいて新たに設立されるソビエト社会主義共和国および州を形成する権利を与えられた。ブハラ、ホレズムおよびトルキスタンの旧共和国の領土内に、ウズベク・ソビエト社会主義共和国およびトルクメン・ソビエト社会主義共和国が設立され、タジク・ソビエト社会主義自治共和国はウズベク共和

国の構成地域として承認されたのである。

一九二五年五月、第三回全ソビエト連邦会議は、各共和国の人民会議の決定に基づき、ウズベク、タジクおよびトルクメン共和国のソビエト連邦への加盟を決定した。議会決議によって、「当該共和国の連邦への加盟は、ソビエト社会主義共和国連合が全権を有する民族の自由な連合体であり、以前抑圧された諸民族の忠実な堅陣であることを証明するものである」と声明した²⁵。一九二五年五月一三日、ウズベク社会主義共和国は正式にソビエト社会主義共和国連邦の構成国になり、ソビエト連邦の一員として国際共同体においてソ連の共和国として参加するようになった。ソビエト連邦の同年の議会決議の第一条によって、「ソビエト連邦の設立に関する連邦条約」はウズベク社会主義共和国に適用するようになった²⁶。その後、ウズベク共和国の一部だったタジク自治共和国は分離し、ソビエト社会主義共和国という法的地位を付与され、ソビエト連邦の新たな構成国となった。カラカルパク自治州はロシア連邦の自治共和国になったが、一九三六年からウズベク共和国の構成国として自治共和国になった。一九三六年にカザフおよびキルギス自治共和国はソビエト連邦のソビエト社会主義共和国となり、ソビエト連邦に正式に加盟した。また、一九二五年六月一六日 ソビエト連邦の外務人民委員会は、ウズベク共和国はソビエト連邦への加盟に関する口上書を諸外国の政府に発出した。ブハラおよびホレズムの両人民共和国の統合および領土画定の結果として誕生したウズベク・ソビエト社会主義共和国は、これらの共和国が締結した条約を承継した。一九三八年一月、ウズベク共和国は次の五つの州、即ちブハラ、サマルカンド、タシケント、フェルガナ、ホレズムおよびカラカルパク自治共和国から形成されることとなった²⁷。さらに、一九四一年三月六日のソビエト連邦最高会議の決議によって、アンディジャン、ナマンガンおよびスルクハンダリヤ州が追加された²⁸。一九二二年一二月三〇日の「ソビエト社会主義共和国連邦の成立」に関する条約が定めた外交政策上の権利および義務は、ソビエト連邦の構成国になったウズベク共和国にも適用された。当初、一九二二年に四つの共和国の連邦として設立されたソビエト連邦は、一四年で一九三六年には一二の共和国を構成する連邦となった。第二次世界大戦後、ラトビア、リトアニアおよびエストニアのバルト三国も構成国として編入された。ソビエト社会主義共和国連邦の設立条約は、ソビエト社会主義共和国の次の国際関係および外交分野に関する権限を規定した。a) 国際関係における代表権; b) 連邦の対外国境線 (external borders) の変更; c) ソ連に新たに加盟する共和国の承認に関する条約の締結; d) 宣戦布告および講和条約の締結; e) 対外債務に関する国際文書の調印; f) 条約の批准; g)

対外貿易および国内の通商制度の設定に関する権限、である。事実上、国際関係業務における中央アジア諸国を含むソビエト連邦の社会主義共和国の権限は限定されていた。その後、ソビエト連邦の設立条約は、一九二四年のソビエト連邦憲法の不可分の一体となり、国内法制度に編入された。ソビエト連邦の共産党のイデオロギーに基づいた国家政策は、結果として連合制よりも単一国家(unitary state)の成立につながった。憲法上、ソビエト連邦から任意の脱退を含む構成国の権限が規定されていたにもかかわらず、国際法の規範よりも国内法制度・イデオロギー的なアプローチが優先されたのである。

一九四四年二月一日、対外関係分野において連邦共和国の権限拡大に関するソビエト連邦の法律が採択された。同法によって、外務人民委員会を全連邦委員会に連邦・共和国外務人民委員会を再設置することが決定された。また第一条は「連邦共和国は外国と直接的な対外関係を実施し、条約を締結することができる」と規定している。ソビエト連邦憲法第一四条「a」に次のような追加規定が導入された。「連邦共和国および外国との対外関係の実施において統一した手順(order)を確立する」という文言が追加された²⁹。

また、ソビエト連邦憲法に新たに追加された第一八条によって「全ての連邦共和国は、諸外国と直接的な対外関係に参加する権利、諸外国との協定の締結する権利、および外交・領事分野の代表を交換する権利を有する」と定めた。憲法第六〇条の「d」項によって、「国際関係における連合共和国の代表権を確立する」という共和国の権利が規定された³⁰。また、同法第三条によって「ソ連全連邦外務人民委員会を連邦・共和国外務人民委員会に再設置する」ということが決定された³¹。

各ソビエト社会主義共和国において当該共和国の民族の言語は公用語として定められたが、連邦以内における共和国間の相互作用または対外関係において、公用語としてロシア語が主要な言語としては位置づけられた。ウズベク共和国においても、ウズベク語が公用語となっていたが、一九三九年一二月³²に新チュルク語³³のアルファベットからキリル文字に移行してからは、キリル文字のアルファベットが使われるようになった。もっとも、いくつかの共和国は自国のアルファベットを利用し続けた（グルジア、アルメニアおよびバルト三国など）。ウズベク共和国はソビエト連邦の構成国として、綿花や鉱物資源、金および天然ガスの主要供給国になり、連邦全体の経済的な発展にとって極めて重要な役割を果たした。とくに、天然ガスに関してウズベク共和国は、中央アジアの地域の主要な部分のみでなく、ロシアのウラル地方を含むソビエト連邦の最大の産業地帯にガスを供給してきた。ブハラ人民共和国およびホレズム人民共和国、トルキスタン自治共和国の設立過

程および活動は、ウズベキスタンの国際法の歴史において重要な意義を有する。中央アジア地域において君主制移行後の最初の独立国家として誕生し、最短の独立期間において民主主義的な発展の道を進んだ。中世の君主制から民主主義への変革に向けて、大きな前進になったのである。

この移転過程において、ボリシェビキの圧力で民主的改革の実施が困難な状況にもかかわらず、行政、外交および国際法関係ならびに国内法制度の世界標準を導入するため、最大限の努力と試みを行ったジャディード運動に率いられたブハラとホレズム人民政府は、特別な歴史的役割を果たしたと確信できる。独立を宣言した人民共和国の悲劇的な敗北は、共産主義者が帝政ロシアによって植民地化された中央アジアの自由な選択による「自決権」の権利を付与するという形式的な政治スローガンおよび現実の間に大きな差があることをあらわにした。事実上、ソビエト連邦版の自決権は、旧帝国を絶対的な中央集権主義に共通する「新帝国」に変え、いわゆる単一国家が設立することを目的としていた。

こうして、中央アジア地域の二〇世紀初頭の新独立諸国は、短期間において国際的な改革を成し遂げ、当該地域の民主主義国家に変わっていた。もっとも、この歴史的な過程は共産党政権によって中断され、国家主権は一九九一年の独立まで長年にわたって凍結されることになった。

第二章 ソビエト国際法および国内法の関係

各国の法制度の歴史において、国内法および国際法の関連性の発展に関する特殊性が存在する。国家が初めて国際法および国内法の関連性の問題に直面するのは、①条約の締結、②外交関係の開設および実施という二つの分野を特定できよう³⁴。ソビエト法学者は、ソビエト連邦の法制度に関し、「最も人道的で、時には国際法の発展に大きな影響を与えた最も進歩的なもの」として評価する傾向があった。当該制度が国際舞台において七五年継続したことから、国際法の発展への一定の影響は、自然的な過程として認める必要がある。他方、国際法自体も国内法制度の形成過程に影響を与えるという一定の循環性があることにも注目すべきである。ソビエト連邦時代には、政治的な思想の特殊性および経済的な要因の存在も考慮しなければならない。イデオロギー的な対立に基づく国際法に対する見解および解釈の相違は、ソビエト連邦の外交関係にも影響した。その中で、国家イデオロギーのもと、ソビエト連邦の通商代表部の制度をあげることができる。二〇世紀後

半まで、通商、対外経済および貿易関係において、ソビエト連邦を正式に代表する権限およびその機能は、国家の行政機関のみに委ねられた。これは、ソビエト連邦による経済・産業分野の国有化政策の特徴であった。第二次世界大戦後、新たな社会主義圏の拡大に伴い、東欧・バルト諸国の国家実行において、この制度は広く普及した。外交政策の分野および国際機関における参画分野においても、国際法にはいくつかの発展がみられたにもかかわらず、ソビエト連邦は国際法を国内法に編入する原則を採ろうとしたことは一度もない。もっとも、憲法の至高性に関する一九八九年法は、かかる状況に重大な変更を導入した³⁵。ソビエト連邦の初期の憲法においては、外交政策に関する規定の制定にもかかわらず、国際法および国内法の関連性に直接的言及がなかった。ソビエト連邦最後の一九七七年憲法において人権分野に関する内容を見ると国際法への部分的な一定の適合性が見られる。

憲法規定は、全体としては国際法の規範と矛盾してはいなかったが、国民の権利に関する規定を含む章の構成は、国際的な人権文書とは異なっていた。まず、憲法第七章においては、国民の社会・経済、文化分野に関する権利、および政治的な権利といった順で、個人としての人権の確立は最後の順番になっている。対照的に、国際文書において、個人の自由および権利は、常に第一に考えられている。多くの事例において、国家が国民の権利に関する規定を憲法の全文および第一章に置くことによって、その保障が強調されるが、ソビエト連邦の法制度の歴史においては、こうした民主主義的な憲法を採択するために重要な原則は遵守されてこなかった。ソビエト連邦は、自己の法規範を最も受容可能で、進歩的なものと評価し、国際法への導入を試みた。世界中で過激な社会主義革命を根付かせる対外政策を諦めたソビエト連邦は、平和的および比較的合法的な方法による共産主義の思想を海外に植え付ける取り組みを放棄しなかった。このことと併行して、ソビエト連邦の国際法の学問は、西欧諸国圏外の法文化における人権分野の進歩的および民主主義的な発展について言及を回避して沈黙を守ったことである。たとえば、海外において人権を実施する可能性は政治的な理由から閉ざされていた。国際基準、とりわけ人権基準は、それがソビエト連邦による事前の（それが例え「文言上の」ものでしかなくとも）受容のためからだけでなく、「文明国」による一般的な承認と実施のためから高度な正当性を享受した。国際的な人権基準に帰する正当性は、国際社会の大多数によって共有される「普遍的な人間の価値」を表明する一般的な認識にも基づいていた。改革者らは、国際法との非一貫性を廃絶することを目的としたソビエト法の包括的改訂の強調、また、政治的および

純粹に技術的な原因のため、こうした改革は容易に達成し得なかった。それゆえ、多くの政治家や専門家は、国際基準の新たな立法行為への段階的な変容は、国際的な原則および規範の直接的な浸透に国内法制度を「開く」急進的な憲法の変更を伴うべきだと議論した。そうした改革は、ソビエト連邦が国際法を、陸の法の一部として宣言する一般的な憲法上の原則を受容することを必要とした。

ソビエトの国内法に国際法を直接に編入する規定する憲法上の規則が欠如していることは、偶然ではなかった。かかる状況は、一般にはソビエト社会における、とりわけソビエトの法制度における長きにわたる孤立主義的傾向を反映していた。こうした「閉鎖的な」法制度の改革に向けた動きは一重にペレストロイカ到来から始まった³⁶。法の支配の概念に基づく現代社会がソビエト連邦において打ち建てられない限り、更なる経済的および社会的な発展への展望は持てないと、ソビエト連邦の指導者らは理解していた。包括的な政治的および法的改革の重要な要素は、国際的に受容される規範、とりわけ人権に関する規範の遵守を確保しなければ、国は世界社会への統合を十分にはなされないという認識だった。この時期の政治的および法的な議論の分析は、興味深い現象を明らかにする。すなわち、ソビエト連邦が過去に想定していた人権に関する数多くの国際的な関与は、支配的かつ制限的な法および実行に深い変化をもたらすよう意図された政治的議論および法的革新の源に突然なった。国際人権基準は、提案された法的改革を推し量る重要な規範的判断基準として生起した。国際法はこうして民主政および人権の推進力の決定的な媒体となった。国際法に焦点を合わせることは、いくつかの政治的・法的考慮により動機づけられており、そのいくつかは今日、ウズベキスタンおよび他の CIS 諸国に対し、その妥当性を維持している。その理由としては、次のことがあげられる。第一に、国際レベルで発展した法的基準に対してソビエト法が遅れを採っていたということには、意思決定者および市民の間で広範なコンセンサスがあったこと。第二に、国際法への依拠は、国際制度が国内当局より信頼されているということを示していたことである。他の国民の権利に対するこの冷却な姿勢からすると、ソビエト連邦は、自国の国内法および理論を国際法の影響のために十分に開くことは期待できなかった。この事実は、ソビエト連邦の国際法の学問が、当該分野における世界学術の進歩的な思想を含む対外的な要因の影響を受けにくい状況にあったことを雄弁に物語っている。

現代国際法は、連邦制度の参加国に関する国際法的主体性について、最終的な範囲をまだ確立していない。当該問題に対し連邦を構成する主体の対外活動は、一般に認められた

国際法の規範を違反できないことは、統一の見解とされている。この規範は、連邦を構成する主体の国際的な法的人格の範囲を特定する際の規制手段である。ソビエトの国際法の理論において、連邦を「社会主義型」および「ブルジョア型」に区別する必要性またはソビエト連邦およびその構成国の国際法上の主体性の平等な法的人格の概念について見解が存在していた。この点に関し、ソビエト連邦は「世界で連邦制度の新たな、または高次のモデルであり、ソビエト連邦の各共和国は国際法の主体としての資格を有する。」として特徴付けられたが、同時に、他の外国における連邦の構成国の法的性格を事実上、否定したと指摘できる。このようなイデオロギー的な区別はソビエト連邦の全ての連邦共和国は平等な国際法的な主体性を有する概念と矛盾していた。この概念は、一九七七年のソビエト連邦憲法の関連規定によって定められた。憲法第八〇条は、「連邦共和国は、外国との対外関係に参加すること、それらと条約を締結し、外交および領事分野の代表者を交換し、国際機関の活動に参加する権利を有する」と規定している。こうした連邦の構成国の規定上の広範な権限は、連邦全体の権限に匹敵するものである。憲法において共和国による国際的な行為に対しては、連邦中央政府の同意の取得につき言及がなかった。憲法第七三条によれば、連邦中央政府は「連邦共和国と外国および国際機関との間の関係の統一した規制の確立および調整する権利」を委任されたと規定している。もっとも、対外関係を行う際の上述の統一した規制および調整機能を確立するメカニズムは規定されなかった。そのため、連邦共和国に対するこうした規制は法律ではなく、行政機関（全連邦省で、共和国の省を通さず直接、行政を行う権限を有する省）、関連団体（ソビエト連邦対外友好文化交流協会連合会など）および共産党内の規制によってコントロールされることになった。

同様のアプローチは、一九九一年八月の連邦条約によって「ソビエト社会主義共和国」は「ソビエト主権共和国連邦」という名称に変わり、ソビエト連邦崩壊直後の一九九一年九月五日付けのソビエト連邦人民大会の決議において言及されている。同決議によって「連邦共和国が国際法の主体として承認されるように目指していること、および国連への正式な加盟を検討することを支持する。」と明記された。そのことによって、同決議は、ソビエト連邦およびそのいくつかの構成国がすでに国連に加盟していたことを前提に採択されたと確認しうることができる。ソビエト国際法学において世界の他の連邦国家と比較して、ソビエト連邦の連邦制度の独自性を強調する傾向は支配的であった。これと併行して、「非社会主義」諸国の学界において、ソビエト連邦の構成国であるウクライナとベラ

ルーシを例にすれば、外交関係の樹立および国連に加盟する権限が、一般の国際実行と認められず、国際法的な例外主義に対するソビエト連邦の一方的な主張に過ぎないという評価が有力説であった。すなわち、連邦は国家の全ての象徴を有する形態である。国際法は、一般的な国家と複合的な国家の国際的な実体を区別しない。国際法にとっては、国家および複合的な国家は、同様に国際秩序の主体であり、平等な権利および義務を有する。他方、連邦の構成には、一定の国際法的な権限を維持する主体が組み込まれている。その意味するところは、単一国家および国家間の連合と異なる連邦のこの特徴自体を国際法が許容していると考えられたのである。

一九七七年のソビエト連邦憲法第七六条によれば、連邦共和国は、自国の領土において独立して国家権力を行使する主権国家であった。この文脈において、ソビエト連邦共和国の国際活動の法的範囲について言及すると、各共和国の憲法が外交関係および条約を締結する権利を定めたことが重要である。各連邦共和国の対外活動に対するソビエト連邦の国際法の取り組みは、連邦の主体に前例のない多くの権限を付与し、外交使節の開設、国際機関の活動への参加など、条約の締結を禁じないというものであった。ただし、連邦共和国の国際活動の形態は、独立した主権国家と同一の普遍的なものとはいえなかった。

とくに、ソビエト連邦の国際法の学界において、段階的に認知されてきたソビエト連邦憲法と連邦共和国の憲法に基づく構成国の国際法上の主体性は、ベラルーシ共和国およびウクライナの共和国に関してのみ成功例であった。歴史・伝統的にロシアと深い関係にあったこれらのスラヴ系の共和国は、国連に加盟することが可能になり、外国によってその国際法的な地位が承認された。両国の国際法的な地位の確立は、ソビエト連邦の連邦制度における彼らの特別な法的な地位よりも、第二次世界大戦での戦勝国が国際連合の設立について協議する過程において、政治的な妥協の結果として得たものである。このことについては、国連憲章が起草された一九四四年、ダンバートン・オークス会議の参加国に対し、ソビエト連邦政府は、いち早くウズベキスタンを含む全ての十五カ国のソビエト連邦共和国が国連に加盟することを提案した。西側諸国の代表は、国連におけるソビエト連邦支持者である連邦共和国の加盟国の数を拡大する背景には、ソビエト連邦が国際機関において政治的優位性を目指していることがあった。そのため、かかる提案は認められなかった。国連の諸活動に参加する権限を付与されたウクライナおよびベラルーシは、国際共同体および二カ国間の国際関係の土俵において自己の権利を直接に実施していたが、他の連邦共和国政府は、ソビエト連邦の全連邦代表団の一部として間接的にのみかかる権利を行

使したのみであった。ソビエト連邦の法学文献において、ソビエト連邦の連邦共和国は主権国家であるが「資本主義圏のほとんどの連邦国」（例えば、米国、ブラジル、インド、ドイツおよびスイス）は、国際法の主体としてみなさないという学説が一般的であった。ソビエトの学者は、共産党イデオロギーを正当化するため、いくつかの社会主義共和国が作られた民族および地域には、ソビエト連邦に編入するまでに国家制度さえ存在しなかったことを強調したのである。

条約の締結などの国際法上の行為能力は、国家の憲法によって定められる。たしかに、特定の連邦の構成主体の対外的な能力の範囲は、その連邦の憲法規範によって規定される。しかし、このことは憲法のみが連邦の構成主体に対して何らかの権限を定めることを意味するものではない。連邦参加者の部分的な国際法上の主体の範囲は、最終的に国際法によって定義されるのである。ウズベキスタン共和国およびソビエト連邦の旧連邦共和国（ベラルーシおよびウクライナを除く）は、一九四四年以降、国内法によって与えられた権限を有していたにもかかわらず、一九八〇年後半まで、外国との本格的な二国間条約を締結できなかった。そこに転機が訪れたのは、ペレストロイカの時代（一九八五年）以降、連邦共和国は国際法的に明らかな抵触を起こさずに、限定的に条約活動を積極的に開始したのである。いずれにせよ、憲法規定は、国際法の原則および規範を違反することはできない。このことは、連邦参加者の法的人格を確定する上で、憲法および国際法の関連性は、特に国際実行において明白に見られることを示唆している。その例として、連邦共和国が外国との外交関係の開設を可能にする問題の歴史的な過程がある。一九七七年の憲法の第八〇条によって、ソビエト連邦の連邦共和国の外交権利が認められた。ただし、この行為に対する国際社会における姿勢は、各国によってかなり異なっていることが、次第に明白となった。まだソビエト連邦の社会主義共和国だったバルト三国（ラトビア、リトアニアおよびエストニア）は、自ら採択した独立および主権宣言に基づき、外国との国交樹立を目指したところ、国際社会から広範囲にわたり拒否された。転機が訪れたのは、一九九一年八月にソビエト連邦の中央指導部が参加国の独立を承認してからである。ソビエト連邦の法体制において憲法上の規定から、全ての連邦共和国は国際法の主体であり、国際社会との交渉に参加すること、他国と必要と見なされた関係を発展させることが可能となった。もっとも、「上の中央機関」がかかる行為に対して実質的に障害措置を講じていた。同時に、他の国家と連邦共和国の間で国交樹立の前例がなかったのは、欧米諸国において、国際舞台に多数の親ソビエト連邦の国家が現れることを警戒していた事実もあり、

また、ソビエト連邦の中央政府との関係を悪化することを避けていたことが考えられる。ソビエト連邦の法学界は、連邦共和国が国際法の主体であるという教条的な主張以外に、国際関係において共和国の国際法的主体性の確立を立証するために積極的ではなかった。その理由は、連邦共和国における国家アイデンティティーのあらゆる対外的な形態を全面的に抑えていたソビエト連邦の中央指導部に追従していたからである。ソビエト連邦国際法の学者は、理論的または実務分野において旧ソビエト連邦の連邦共和国における自決権およびそれらの国際法上の主体の諸問題について自由に討議できなかった。他方、ソビエト国内法の専門家および学者は、ソビエト連邦における民族問題の解決および世界で一番優れている連邦国家としてソビエトの連邦制度について多数の書籍を出版していた。

こうして、ウズベキスタン共和国および他の旧ソビエト・社会主義共和国の外国との国交樹立行為は、ソビエト連邦崩壊後に初めて可能となった。国際法上、ソビエト連邦の連邦共和国が構成国である以上、外交関係を開設できなかった。この文脈において「外交」という用語は、具体的かつ国際法的な性質を有する主権にのみ適用されるものである。ソビエト連邦憲法によって定められた共和国の外交分野に関する権利は、国際規則と抵触し、実施することが困難であった。そのため、連邦構成国の国際法的主体性は、当該国の憲法によって確立されるという概念が、国際的に説得力がないことは明らかであった。国際法の一般原則および国際慣習に従い、連邦の参加者は、それら憲法の規定にかかわらず、外交使節団の交換を主張することはできず、その代表者およびその他の対外機関は、主権国家の外交分野の範囲外で活動すべきとされた。この点、ソビエト連邦崩壊後、ロシア科学アカデミーの準会員であるG・トゥンキンは、一九九三年のモスクワ国際法学会の会合において、「ソビエト連邦の崩壊の見解として、連邦構成共和国が国際舞台への進出を目指したことがその原因の一つであった」と批判的に述べている³⁷。

第三章 ソビエト社会主義共和国としてのウズベキスタンの国際法的な主体性

党・国家監督のイデオロギーから発生した行政的・指令的な制度は、連邦構成共和国の主権的な性質を段階的に弱体化し、ソビエト連邦の中央集権化および統一化に方針を厳格に強化していた。事実上、直接的な対外関係の実施も連邦構成共和国のイニシアティブというよりも、ソビエト連邦中央政府の決定および調整によって行われた。構成国は、それら過程が実施機関の位置レベルに留まることを甘受せざるを得なかった。ソビエト連邦を

構成した共和国および後に編入された中央アジアのソビエト・社会主義共和国は、一九二二年一二月三〇日制定の「ソビエト社会主義共和国連合の設立に関する条約」および一九二四年一月三十一日のソビエト連邦憲法第一条に従い、次の外交政策権限を全連邦機関に移管した。①国際関係における代表権、②境界の変更、③条約の締結である。ウズベキスタン共和国初の一九二四年の憲法では、ウズベキスタンは対外的な関係に参加する権利を有しなかった。ただし、この憲法によって、連邦構成共和国が外国との対外経済取引を実施する規則が規定された。具体的には、連邦構成共和国の名で、対外債務業務の実施、外国企業とのコンセッション契約の承認および調印する権利であった。ウズベク共和国の国際法的な主体としての機能の実施は、次のソビエト連邦機関のチャンネルを通じて実現された。①ソビエト連邦の最高会議における連邦共和国の代表制度。連邦構成共和国の代表者は、最高会議の外務常任委員会および人民委員会議の活動に参加する権利を与えられた。②連邦構成共和国の閣僚会議議長は、ソビエト連邦の連邦閣僚会議閣僚として、対外関係の統一した管理の実施に参加し、助言を行うことができた。③ウズベキスタンの公式代表者、特に連邦構成共和国の外務大臣は、国連におけるソビエト連邦代表団に共和国の臨時的なメンバーを派遣することができた。

こうして、連邦構成共和国としての国際法上の主体は、次の法的な行為に定められた、①連邦構成共和国の憲法および法律ならびに規制の採択と改正する権限を与えられた権利である³⁸。②ソビエト連邦からの自由に脱退する権利³⁹。③連邦構成共和国の市民権および市民権を独自に保有する権利（一九三六年の共和国憲法第二条）⁴⁰。④一九七七年のソビエト連邦の憲法および一九七八年の連邦構成共和国の憲法は、特定の外交政策的な機能の範囲を拡大した。とくに、中央アジア地域の連邦構成共和国の基本法によって、「連邦構成共和国は外国と直接関係を結び、協定を締結し、外交および領事館の代表を交換する権利を有する」と正式に規定した⁴¹。ソビエト連邦の連邦構成共和国の条約は、ソビエト連邦全体を代表して締結されたものであった。一九七八年七月六日のソビエト連邦の「ソビエト連邦の条約の執行および破棄の手続きに関する法律」第七条によって連邦構成共和国が条約の締結に対する提案を提出する権利を決定し、連邦構成共和国の一定の利益が考慮されたと考えられる⁴²。もともと、同法が採択されて以来、いずれの連邦構成共和国もこの権利を行使した形跡はない。それと同時に、各連邦構成共和国に独自の利益こそ存在したものの、ソビエト連邦の中央政府は必ずしもそれに応じることはなかった。条約分野において、中央集権化が優勢であったが、ペレストロイカ時代以降、連邦構成共和国

は条約を締結する一定の権限を与えられたが、締結分野の範囲は限られていた。一九三六年および一九三七年のソビエト連邦憲法において、連邦構成共和国の最高機関による条約の批准および廃止などの権利は確立されていなかった。同権利は、一九七八年の連邦構成共和国の憲法で初めて規定された。

それにもかかわらず、連邦構成共和国による二国間条約および取極めの締結は、主に地域間の協力、経済・文化交流の範囲を超えることがなかった。たとえば、一九四四年から一九九〇年にかけて、中央アジア地域の連邦構成共和国は外国との間で四三の協定および議定書を調印したが、その中で三つの文書のみが政府間の文書的性質を有していた⁴³。この時代の中央アジア諸国における条約に関する国家実行の特徴は、連邦構成共和国の地方自治体および州と外国の地域との間で協力に関する議定書の調印であり⁴⁴、主に近隣諸国（アフガニスタン、中国およびイランなど）との間で締結された。一九六六年五月二三日のソビエト連邦の領土内における外国の外交・領事代表機関に関する規則は、連邦構成共和国領土以内に外交免除および外交特権与えられている外国の代表機関および人物に関する権利を規定している⁴⁵。タシケント市においてモンゴル、アフガニスタンおよびインドの総領事館が開設された。たとえば、隣国カザフ共和国において中国総領事館およびハンガリー人民共和国の外交当局の事務所が機能していた。ただし、外交使節への信任状の授与手続きをモスクワの全ソビエト連邦の外務省が担当した。各国の総領事館特定の構成共和国のみではなく、中央アジア全体の連邦構成共和国の外務省および官公庁との連携を担当し、個別の領事および外交案件にも対応した⁴⁶。

中央アジアの連邦構成共和国は憲法上、外交関係を結ぶ権利を有していたが、いずれも外国に自国の外交使節を開設しなかった。他方、モスクワにはソビエト連邦の閣僚会議政府において独自の法人格を保有した連邦構成共和国「常設代表部（Permanent Representative）」が設置され、派遣国の対外・国際関係の補助機関として機能した。一九七七年ソビエト連邦憲法および一九七八年の連邦構成共和国憲法に従い、連邦共和国は、形式的に国際機関の活動に参加する権利が認められた。旧憲法には、当該規定がなかったが、事実上、この権利を行使できたのは国連に加盟していたロシア、ウクライナおよびベラルーシのみだった⁴⁷。基本的に、連邦構成共和国と国際機関の相互作用は、地域および専門的な機構の活動への参加に限定されていた。たとえば、エストニア・ソビエト・社会主義共和国は、ソビエト連邦、東欧諸国およびフィンランドのテレビ放送協力機構でインターヴジョン(Intervision)の加盟国で、ウズベク・ソビエト社会主義共和国は、アフリ

カ・アジア経済協力機構(Afro-Asian Economic Cooperation Organization, AFRASEC)に加盟していた。一九八〇年代は、国際活動に一定の制限があったにもかかわらず、連邦構成共和国の外務省の権限および活動範囲が拡大していた⁴⁸。アジア的なメンタリティによるホスピタリティおよび豊かな歴史、文化を持つウズベキスタンは、世界共同体において有名であり、重要な国際会議およびイベントの主要な開催地として見なされた⁴⁹。ウズベキスタンにおいて国連、ユネスコ、アジア・アフリカ人民連帯機構、非同盟運動などが主催した国際会議が行われた。たとえば、情報技術の重要性に鑑みると、一九八四年はタシケント市の二〇〇〇年を記念した IPDC (ユネスコ・コミュニケーション開発国際プログラム) のユネスコ・セッションがウズベキスタンで開催されていることに注目したい。

第四章 ソビエト連邦時代におけるウズベキスタンの国際法の歩み

(一九一八～一九九一年)

ソビエト連邦時代における国際法の発達は、ジャディーズム運動の改革、トルキスタン自治人民共和国、ブハラ人民ソビエト共和国、ホレズム人民ソビエト共和国、そして、後にウズベク・ソビエト社会主義共和国の設立が大きく影響している。一九九一年の独立前のウズベキスタンの国際法の学問の発展過程を次の三つの時代に分けることができる。①トルキスタン、ブハラおよびホレズム諸人民共和国における国際法の学問の発展「一九一七～一九二四年」、②ウズベク・ソビエト・社会主義共和国の設立時代における国際法の学問の発展「一九二四～一九四五年」、③第二次世界大戦後からソビエト連邦の崩壊までの期間における国際法の学問の発展「一九四五～一九九一年」、である。

十月革命およびそれに関連した出来事は、世界情勢の状況を劇的に変えた。中央アジアにおいて革命の最初の段階において君主制度の崩壊後、諸人民共和国は西洋諸国によって使用されていた国際法および外交分野と同一の方法を導入し始めた。一九一八年には、中央アジアの最初の民主国家であったブハラ人民共和国、ホレズム人民共和国およびトルキスタン自治共和国は、国際社会との関係を確立し始めた。彼らは、西洋モデルおよびイスラーム法規則の統合を基礎とした民法典および新たな刑法典ならびに新たな憲法を採択した。この時代の先駆的外交官、国際法学者であるジャディードだったアブズッラ・アウラニイは、イスラーム諸国においてトルキスタン自治ソビエト社会主義共和国の領事および政治代表であった⁵⁰。ババムハマッド・サリム・オグリ(Baba Mukhammad Salim Ugli)

は、ホレズム人民共和国のロシアにおける全権代表で、レーニンとアラル海の法的地位に関するいくつかの会議および交渉を行なった後、アラル海南部はホレズム人民共和国の支配体制(dominated regime)下に入るようになったという顕著な業績を残している。

ブハラ人民共和国において、国際法および外交の発展に重大な役割を果たしたアブズラウフ・フィットラット(Abdurauf Fitrat) (一八八五—一九三八年) は、アラビア語、トルコ語およびロシア語の有能な知識を有した東洋学者で、中東とアフリカ諸国の地域専門家であったが、ブハラ・エミール国が崩壊以前、在アフガニスタン・ブハラ・汗国領事館領事として勤務しつつ、中央アジアの君主制度に対する反対運動の指導者でもあった⁵¹。ブハラ・汗国崩壊後、一九二一年から一九二三年にかけて、ブハラ人民共和国の外務大臣を務めた。二〇世紀初頭の君主制の諸国の崩壊後にトルキスタン地域において教育をはじめとする社会のあらゆる分野の改革に関与した。とくに、タシケント市に中央アジア初の西洋的な高等教育機関を設立した。彼らの努力によって、一九一七年十一月一五日から二二日まで、タシケント市で行われた第三回トルキスタン・ソビエト辺区会議において、高等教育機関の開設が決定された。このことは、当該地域において歴史、言語、民族学、考古学および法分野を総合的に研究することが掲げられ、科学的、社会的、政治的な観点から、極めて重要な出来事であった。ただし、当該地域において圧力を強化していた共産党指導部の政策によって、活躍した改革派の実務者および学者は、社会的な孤立、外国への亡命、またはより悲劇的な状況におかれる者もいた。たとえば、一九二一年、ブハラ人民共和国、ホレズム人民共和国およびトルキスタン自治共和国の政府は、ウズベク人の若者による中欧および西欧諸国の先進的な学術および知識を学ぶ積極的な志を支持し、七〇人以上の国費留学生をドイツに留学させた⁵²。留学生は人民共和国の政府の推薦および援助によってドイツの代表的な高等教育機関において工学、社会学、経済学および国際法などの分野で西洋的な知識を学んだ。ドイツをはじめヨーロッパの諸国において中央アジアのさまざまな分野を紹介する目的で、彼らが一九二三年から雑誌誌「Kumak—援護」を発行している⁵³。しかしながら、帰国後、ほとんどの留学生は共産党の治安当局によってスパイ容疑で逮捕され、結果的に将来または命を奪われたことになったのである。学者も同様に、政治的な抑圧の恐怖および厳格な検閲の導入によって、自らの研究活動および学術的な指導を行う可能性を失った複雑な状況が絶え間なく続いた⁵⁴。共産党のイデオロギー的な圧力も激化し、マルクス・レーニン主義の思想に合致しない学術論文を出版することは禁じられた。これらの原因によって、国際法分野における学者の研究・出版活動は縮小の一途を

たどった。ソビエト・社会主義共和国においても、国際法に対する姿勢にも進歩は見られなかった。かかる状態は、実務社会および学問分野の両者に多大な被害を及ぼし、特に前者の危機的な状態を通じて、国際関係および対外貿易全体に影響した。そうした状況に対する評価は、徐々に当初のポリシェビキによる国際法の教育への過小評価につながっていた。具体的には、大学などの高等教育機関の法学部は廃止される状況が頻発した。たとえば、一九一八年一月二六日、ソビエトの機関紙のイズベスチヤ(Izvestiya)は「法学部のカリキュラムが完全に老朽化し、社会の新たな需要に適応していないことから、人民教育委員会は、一九一九年一月一五日から法学部を廃止し、全ての単位を終了することを決定した。」と報じた⁵⁵。これに代えて、ソビエト政府は新たに社会科学の学部を設置し、法律学科もその中に統合された。ウズベキスタン共和国を含むソビエト連邦の他の社会主義共和国において、二〇世紀の一九二〇～四〇年代における国際法の歴史および国際法学者の対外的な活動は「空白期間」に近い水準まで低下した。ソビエト連邦における国際法の学問は、「階級のドグマ」およびイデオロギーによってコントロールされるようになった。旧帝政ロシアおよび隣接する地域の国際法学者および専門家の外国（主にヨーロッパ、アジアおよび中東諸国）への活動移転を含む国際法の学問の中で生じた現象は、今もなお広範囲に学術的な研究の対象になったと確信することができない状況である。この事実は、一部のソビエトの国法学者が国際法の出現の時期を、諸民族の平等、人類的普遍性および自決の原理を掲げた最初の社会主義国家の誕生と関連づける根拠になった。

ソビエト連邦の指導部が、公的な建前として提唱した多くの原則は、当時の国際関係において新しいものではなかった。同時に、中央アジア、コーカサスおよび他の地域を代表した共産党の現地エリートの中で民族的なアイデンティティ、宗教および地域伝統に由来する反ソビエト的な感情も密かに浸透していたが、最終的に対外政策を含む国家運営に関する決定は、全て共産党のイデオロギーに基づいて行われた。この状況のもと、一九一八年三月九日のトルキスタン自治共和国人民委員会の「トルキスタン人民大学の組織に関する」決定によって、一九一八年四月二日にタシケント市で中央アジア初の大学が誕生し、同年五月一二日には、同大学に「イスラーム教徒の学生部門」が開設された⁵⁶。一九二〇年九月七日、ロシア・ソビエト共和国の人民委員会の布告に基づき、トルキスタン人民大学は、トルキスタン国立大学に改編された。一九二三年七月、全連邦共産党中央執行委員会の中央アジア局およびトルキスタンの共産党中央執行委員会の決定によって、同大学は第一中央アジア国立大学と改称され、一九六〇年四月からタシケント国立大学とな

った⁵⁷。トルキスタン国立大学の活動の初期には、法学分野は社会・経済学部で教えられていたが、一九一八年秋には、法学学科が開設された。一九二一年には社会科学部、一九二四年には地域経済および法学部、一九二八年にはソビエト連邦経済および法学部となり、一九二七年にはロシア人の教員が初めて国際法の講義を行なった。一九三四年から一九三八年にかけて、中央アジア国立大学には行政法学部があり、そのカリキュラムには国際法の科目も含まれていた。

第二次世界大戦中、ソビエト連邦科学アカデミーをはじめ、歴史、経済、法律、東洋学、世界文学、博物館および図書館などの学術機関がウズベキスタンに疎開した。著名な法律家を含む科学アカデミーの著名な学者および専門家がウズベキスタンに疎開し、法曹界の発展および人材育成に貢献した。ウズベキスタンは、科学機関および研究所、二三の科学部局などで研究開発や学術指導を行なった科学者を集めた。とくに、タシケントに避難した学者の中には、E・A・コロヴィン(Evgeny A. Korovin) (一八九二—一九六四年)、ソビエト連邦の国際法学者、ソビエト連邦科学アカデミー特別会員) およびその他多くの学者や教師がいたが、彼は科学の発展や専門家の育成に大きく貢献し、国際法の分野を含む多くの書籍を公刊した。戦時中の一九四三年一月四日、タシケントにウズベキスタンの科学アカデミーが開設されたが、このことは、中央アジアにおいて特筆すべき歴史的出来事といえる⁵⁸。

一九四四年九月二七日、「ウズベキスタン共和国外務人民委員会の設置に関する法律」が採択されたことを受け、ウズベキスタン共和国政府はソビエト連邦人民会議に対し、タシケント国立大学の東洋学部⁵⁹を基礎とした国際関係・外交学科の設置を要請した。この要請によって「将来、中央アジアの連邦構成共和国の外務人民会議に勤務する優秀な外交分野の実務者の養成」⁶⁰が掲げられた。東洋学部は、将来的には、ヨーロッパにおける東洋学の中心地であるオックスフォード大学と同クラスの水準を目指し、東洋地域研究および東洋語に造詣の深い国際法および国際関係の専門家、外交官および学者などの専門家を養成するための「人材の鍛錬所」になった⁶¹。一九四四年一〇月一四日、全ソビエト連邦外務省のもと、MGIMO が設立され、ウズベキスタン政府は共和国の学生を同大学の国際法学科を専攻するためロシア・ソビエト連邦に派遣した。その中で、後の外務大臣B・アブドゥラザコフ(Bakhodir A. Abdurazzakov) (一九二七—二〇〇六年)、ソビエト連邦国際法の「東洋の学派」の創始者であるR・トゥズムハメドフ教授(Rais A. Tuzmukhamedov) (一九二六—一九九六年)、A・クチャカロフ大使(Anvar

M.Kuchkarov) (一九一六—一九九六年) が輩出された。何百年もの歴史を持つ外交と科学の伝統を立派に継承し、ソビエト連邦時代のウズベキスタン初の外交官として活躍したのは彼らであった。他方、ソビエト連邦政府は、共産党の頂点に登ったグルジア出身であったスターリンの例で見られるように、特定の民族の優越性を否定し、ソビエト共和国の全ての民族に名目上、同じ権利および可能性を与えたとされている。それは、ソビエト連邦の正式な名称にも特定の地域および民族を含めなかった政策にも見られるが、国際法および外交分野の専門家の育成に関し、圧倒的にモスクワ、レニングラード、キエフおよびミンスクの国立大学は、キャリアにとって主要な教育機関の中心地として発展した。当時のソビエト連邦の特徴として、国際法の学問分野の発展に実務者（外務、貿易、運輸および司法当局など）のキャリアが積極的に関与していた事実に注目したい。それは、国家のイデオロギーの一つとして外交現場で活躍する官僚は国際法の知識を徹底的に学んだことである。その中で、この時代の多くのウズベク人の専門家に影響を与えた国際法学G・トゥンキン(Grigoriy I.Tunkin) (一九〇三—一九九三年) は代表的な例である。国際海洋法、南極、外交・条約分野などに関する国連および他の国際機関が主催する国際会議へソビエト連邦代表団を率いたG・トゥンキンはソビエト連邦の在外公館の法務部、外務省の条約局長を勤め、国際法の学問分野においても幅広く活躍し、多様な豊かなキャリアの持ち主であった。彼の著書『国際法理論』⁶² (一九七〇年) および『国際システムにおける法と権力』⁶³の出版は、ソビエト連邦国際法の学問のみならず、世界中で読まれるようになり、ソビエトの国際法を研究する上での基礎的な文献の一つとなっている。一九五七年、G・トゥンキンの提案によってソビエト連邦国際法学会(Soviet Association of International Law)が設立された⁶⁴。一九六〇年から当協会によってウズベキスタン共和国を含むソビエト連邦内の社会主義国および東欧諸国の国際法学者および専門家が共同で出版した『ソビエト国際法年鑑』という研究書の発刊が開始された。

みてきたように、ソ連において戦後の国際法の主要な学術的な拠点は、モスクワ、レニングラードおよびキエフに置かれた。国際法の地域的な学派が、主にハルキウ（ウクライナ）、ミンスク（ベラルーシ）、ヴィリニユス（リトアニア）、バク（アゼルバイジャン）およびタルトゥ（エストニア、F・マルテンスの生誕地）で形成された。中央アジア地域では、上述の中央アジア国立大学（後にタシケント国立大学と改称）が、ソ連東洋の国際法研究の主要な教育機関の一つとなった。この時代の著名な国際法学者および外交官の一人は、ヌリトジン・ムヒトジノフ(Nuritdin N.Mukhitdinov) (一九一七—二〇〇八年)

であったが、彼はインドおよびインドネシアのような独立したアジア諸国への任務中に、ソビエト連邦の「アジア性(Asianess)」を代表していた⁶⁵。ソビエト連邦外務省は、一九七九年四月まで中東諸国およびアジア諸国におけるソビエト外交官の長として彼を留任させた。R・トゥズムクハメドフ教授は、「民族の自決権」を専門とする外交官・学者であった。一九七九年には、ウズベク人として初めて国際法の博士号を取得し、ソビエト連邦の国際法における「東洋の学派」の創始者として認められた。ソビエト連邦および東欧諸国における有名なF・マルテンス賞の初めての共和国の受賞者となった。学術研究および教育活動に積極的に取り組み、中央アジア諸国の科学アカデミーおよび教育機関との協力、日本、インド、韓国および米国での講演、国連をはじめとする多くの国際機関の専門家会議や外交使節団のメンバーとして活躍した。トゥズムクハメドフ教授は、アフリカ-アジア国民連帯組織(AAPCO)におけるソビエト・ウズベキスタン代表として勤務した。AAPCOは、カイロに本部があり、一九七八年六月一二日に始まった、折に触れてソビエト連邦における比較可能な権利の剥奪をせず、非共産主義における軍縮を促進するソビエト対外政策の目的に専心する国連総会の第一〇回特別会期に向けたAAPCOの六人からなる代表団の長であった⁶⁶。トゥズムクハメドフは、ソビエト連邦科学アカデミーにおける国際法問題の専門家および一九八〇年代に書かれた国家主権の問題に多くの業績を割いたソビエト連邦の世界経済および外交協会のモスクワ大学における国際法教授として勤務した。一九五〇年に教職活動を開始したR・トゥズムクハメドフは、モスクワ国立国際関係大学、全ソビエト連邦外務省所属の外交官研修所、ソビエト連邦対外貿易アカデミーにおいて国際法を教授した。ウズベキスタン科学アカデミー哲学・法研究所（一九五八～一九六三年）、ソビエト連邦科学アカデミー世界経済・国際関係研究所（一九六八～一九七九年）、ロシア科学アカデミー国家・法研究所（一九八四年～）などで国際法の第一人者として長年にわたり活躍した。R・トゥズムクハメドフは、MGIMOの教科書「国際法の科目」の五つの版の共著者であり、国際法に関する約四〇〇の学術論文を發表している。代表的なものとして「国家主権」⁶⁷「アフリカ統一機構」⁶⁸「世界政治における途上国：途上国の政府間組織」⁶⁹「新しい国際経済秩序と法」⁷⁰「非同盟中立」⁷¹「非同盟中立運動：ソビエト連邦の視点」、「開発のための軍縮」、「非同盟運動と国際法」などがあげられる。この中の「民族の自己決定」や「非同盟運動」に関する書籍などは、慶應義塾大学の図書館にも多数所蔵されている。R・トゥズムクハメドフが編纂・編集した二つのシリーズの出版物、国際法的な文書集「アフリカ統一機構」と「非同盟中立運動の文書集」

は、研究者への多大な情報源として貢献している。R・トゥズムクハメドフは、一九七〇年に採択された国際法の原則に関する宣言の作成に関する国連特別委員会のソビエト連邦政府代表団のメンバーであり、多くの学術的な国際会議および外交的な国際会議に参加している。

統合される領域、経済的独立に向けた社会的および政治的システムの選択を自由に行い、また、その慣習、文化、国家の名誉および尊厳を尊重し、他国および民族集団との平等または一般国民の利益のため、社会的発展の途上で真の民主主義の条件に基づき理解され守られる他の権利のため、また、地球上の平和、友誼および民族集団の友好的回復を強化する目的を持つ平等を果たす国の権利（民族集団的国民）の侵略的形態として国家主権が生ずる。主権的活動を必要とする政治的独立を回避し、いかに主権が生起するか集中することにより、研究者は国籍と利益の名のもとに干渉することなく、どのように活動するかについての基本的問題を回避した。一定の政治システムおよび本質的に受身のシステムに限定される国家主権の定義によって特徴づけられる政治組織体は、稀にしか特定の国家イメージの識別を予測することができないと思われる⁷²。

B・アブドゥラザコフは、ウズベク人の最初の大使の一人である。外交官時代には、アフガニスタンおよびバングラデシュのソビエト連邦大使館の公使を務めた後、ソマリアの大使に任命された。カイロに本部を置くアジア・アフリカ人民連帯機構(OSAA)にソビエト連邦代表として勤務した。一九八〇年から一九八五年まで、ウズベク・ソビエト社会主義共和国の外務大臣を務めた。ウズベキスタンを代表して初めての国際法の博士学位を取得した。この他、多くの著名なウズベク人の外交官が、ソビエト連邦外務省の中央本省で活躍した。中でも、特に注目したいのは、一九八三年にソビエト連邦外務省情報部長から駐ガボン大使に任命された、情報安全分野で活躍した国際法の専門家、L・マクスドフ(Latif M.Maksudov)（一九二八—一九九九年）である⁷³。

¹ Декларация ООН 2000г.（「国連ミレニアム宣言」は、二〇〇〇年に、国連総会決議で採択された。全八章、三二の主要目標からなり、一八九カ国の世界の首脳によって採択された。I.価値と原則、II.平和、安全および軍縮、III.開発および貧困撲滅、IV.共有の環境の保護、V.人権、民主主義および良い統治、VI.弱者の保護、VII.アフリカの特別なニーズへの対応、VIII.国連の強化で構成されている。

² 国際連盟（一九二〇年一月一〇日～一九四六年四月二〇日）本部はスイスのジュネーブ。

³ 1 История международных отношений и внешней политики СССР (1917-1945)

- («Международные отношения», 1986) С.20. (「ソ連の国際関係史および外交政策 一九一七～一九四五年」『国際関係』第一巻(一九八六年)二〇頁。)
- 4 ウィルソン米大統領「十四カ条」は、一九一八年一月八日、アメリカ大統領のウィルソンが、アメリカ連邦議会での演説のなかで発表した平和原則の一四カ条。
- 5 ロシア臨時政府(一九一七年三月一六日～一月八日) 首都はベトログラード。
- 6 前掲注(3)、二二頁。
- 7 Постановление Советского Правительства о признании независимости Финляндской республики 31 декабря 1917г. (「フィンランド共和国の独立承認に関するソ連政府の決議」(一九一七年一月二三日)。)
- 8 前掲注(3)、二三頁。
- 9 Стучка, П. Энциклопедия государства и права (1925), С.463. (Stuchka, P. 『国家および法の百科事典』(一九二五年)四六三頁。)
- 10 1 История советского государства и права Узбекистана (1917-1924гг.) (1960), С.89-136. (『ウズベキスタンにおけるソビエト国家および法の歴史』(一九一七～一九二四年)第一巻(一九六〇年)八九～一三六頁。)
- 11 ホレズム人民共和国は、憲法、領土、人口、国籍、通貨という主権国家の特徴を有していた。ヒバは共和国の首都として宣言された。
- 12 ホレズムは、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の一部であったトルキスタン自治共和国と国境を接していた。一九二〇年のホレズム人民ソビエト共和国の領土は六二二〇〇平方キロメートル。一九二〇年四月二〇日からの最初のホレズム憲法によって旧ヒバ・汗国の二〇のベックリック(beklik-軍事封建制度における君主の家臣が統治する支配行政地区)および二つの自治州の廃止に基づいて二二の地区を設立し、共和国の新しい行政構造が定義された。)
- 13 ホレズム人民共和国の人口は五五万人、民族構成は、ウズベク人(六五%)、トルクメン人(二六%)、カラカルパク人(三. 八%)、カザフ人(三. 四%)であった。
- 14 一九二〇年一月八日、全ブハラ・クルルタイはブハラ人民ソビエト共和国の設立を宣言した。共和国は、憲法、一〇のナジラート(省庁)から構成される内閣、領土、人口、軍隊、通貨を保有していた。
- 15 Сагдуллаев,Т.С. Основные этапы развития советского и трудового права в Узбекистане, 71, Фан,(1983). (「ウズベキスタンにおけるソビエト法および労働法の発展の主要な段階」(ファン、一九八三年)七一頁。)
- 16 四万人からなるロシア・ソビエト共和国軍の部隊がブハラ人民共和国の領土に配備された。
- 17 ブハラ人民共和国の領土は一八二二〇〇平方キロメートル。ブハラを首都とする七つのヴィロヤット(州)で構成された。アフガニスタン、ホレズム共和国、トルキスタン自治共和国と国境を接していた。一九二〇年の人口は三五〇万人。民族構成は、ウズベク人(六五%)、タジク人(一四%)、カザフ人(九%)、トルクメン人(七%)、ペルシア人(一. 一%)、ブハラ・ユダヤ人などであった。
- 18 Документы внешней политики СССР. Москва 1961. МИД СССР 111. (「ソ連の外交政策に関する文書」(ソ連外務省 111、一九六一年)。)
- 19 ジェノア会議は、一九二二年四月一日～五月十九日にかけてイタリアのジェノバにおいて開催された国際会議。三四カ国の代表者が第一次世界大戦後の貨幣経済について協議した。

- 20 トルキスタン自治共和国は、ロシア連邦下の自治制度にもかかわらず、現在のウズベキスタンのサマルカンド州、フェルガナ州およびカラカルパク自治共和国の領土を含み、さらにカザフスタンのアルマトイ州、ジャンプール州、チムケント州、キジル・ロルダ州、キルギスおよびトルクメン共和国の領土の一部も含まれていた。
- 21 Якубовская, С.И. *Ликвидация фактического неравенства наций -(на примере Истории народов Средней Азии и Казахстана)* 48 *Исторические записки*, 157-201 (1954).
(Yakubovskaya, S.I. 「民族の不平等の廃止－中央アジアおよびカザフスタンの諸民族の歴史を例に」『歴史日記』第四八巻（一九五四年）一五七―二〇一頁。）
- 22 ゲオルギー・チチェーリンは、一九一八年から一九三〇年まで外務人民委員（外務大臣）を務めた。ジェノア会議、ローザンヌ会議にソビエト全権大使として出席。ドイツとラッパロ条約を締結するなど、列強との復交およびソビエト連邦の国際地位の安定に尽力した。
- 23 前掲注（3）、二五頁。
- 24 Оппенгейм, Л. 1 *Международное право* § 1 (1948) С. 179. (Oppenheim, L. 『国際法』第一巻（第一部）（一九四八年）一七九頁。）
- 25 «Съезды Советов СССР», (1932) С. 78. (『ソビエト連邦ソビエト大会』（一九三二年）七八頁。）
- 26 *Сборник документов. КПСС и Советское Правительство об Узбекистане.* (Ташкент, 1970) С.13-15. (『ウズベキスタンに関するソビエト連邦共産党および連邦政府の資料集成』（一九七〇年）一三―一五頁。)
- 27 同書、四四頁。
- 28 同書、四六頁。
- 29 同書、四八頁。
- 30 同書、四九頁。
- 31 *Ведомости Верховного Совета СССР № 8, 8 февраля 1944г.* (ソビエト連邦最高会議報第8号、一九四四年二月八日)。
- 32 *Постановление ЦК ВКП о переводе узбекской письменности с латинизированного на русский алфавит от 14 декабря 1939г.* (一九三九年一月一四日のウズベク語の新チュルク語文字からロシア語文字のアルファベットへ移行に関するソビエト共産党中央委員会決議。)
- 33 *Постановление Пленума Средазбюро ЦК ВКП (б) о Новотюрском алфавите от 6 сентября 1926г.* (新チュルク語のアルファベットに関するソビエト共産党中央アジア局の決議、一九二六年九月六日)。
- 34 Хижняк, В.С. *Проблема соотношения внутригосударственного права России и международного права: исторический аспект.* 1 *MOSCOW J. INT'L L.*, 148-163 (2002).
(Khizhnyak, V.S. 「ロシア国内法および国際法の関連性の問題：歴史的側面」『MOSCOW J. INT'L L.』第一巻（二〇〇二年）一四八―一六三頁。)
- 35 *Law of the USSR on the Constitutional Supervision, Vedomosti Siezda nariodnykh deputatov SSSR i Verkhovnogo Soveta USSR, no. 29, item 572 (1989).*
- 36 Gorbachev, M. *Perestroika and New Thinking for our Country and for the Whole World,* Moscow : Politizdat, 149 (1987).
- 37 モスクワ国際法協会会議の一九九三年議事録。

- 38 ウズベク社会主義共和国は一九三一年二月二八日および一九三七年二月一四日に二回にわたって憲法を採択した。
- 39 一九二四年ソビエト連邦憲法第四条、一九三六年ソビエト連邦憲法第一七条、一九三一年二月二八日のウズベク共和国憲法第二二項。
- 40 一九三六年ソビエト連邦憲法第二一条。
- 41 一九三七年のウズベキスタン共和国憲法第一六 a 条。
- 42 一九三六年および一九三七年以前の憲法では、連邦共和国の最高権力機関による条約の批准および破棄などの権利は規定されていなかったが、一九三六年および一九三七年の憲法において、連邦共和国が国際条約の批准や破棄を行う権利が規定された。
- 43 一九八五年から一九九〇年まで、ペレストロイカ改革からソビエト連邦崩壊までの五年間に多数の文書が調印されている。
- 44 ソビエト連邦時代において中央アジアの七都市は世界の一八都市と姉妹都市の関係を結んでいる。タシケントは、一九七三年から今日までシアトルとの姉妹都市の関係を維持している。一九八二年には「平和および核脅威防止のための宣言」を採択した。日本との協力関係は日ソ友好協会のチャンネルも活用して行われた。
- 45 この規定は、連邦共和国に開設する外国の大使館および領事公館に適用された。
- 46 中央アジアの各共和国内の外国の領事館の業務に関しては、一九六六年五月二三日付けのソビエト最高会議議長令第 4961-VI 号「ソビエト領土において外国の外交・領事代表部に関する規則」、一九二六年一月八日付けのソビエト人民委員会中央執行委員会の令「ソビエト領事業務に関する規則」によって規定されていた。
- 47 三カ国は、七〇以上の国際機関の加盟国として、ソ連を代表して参加した。
- 48 中央アジアの社会主義共和国の外務省に関する規則は一九八八年に採択されたが、当該規定にソ連にある外国大使館に共和国の市民の査証を申請する権利が含まれていなかった。
- 49 アジア・アフリカ作家会議（一九五八年以降）、タシケント国際アジア・アフリカ・ラテンアメリカ映画祭（一九六八年以降）が毎年開催された。イデオロギーを問わず、世界各国の指導者、政府首脳、議会などが率いる一五〇人以上の外国公式代表団が共和国を訪問した。
- 50 Abdullah Rejeb Baysun, *National Movement of Turkestan*, 180 (1943).
- 51 Fitrat, *Policy of East*, scribe Abdulkodir Murad 45 (Tarqatguchi Distributor : Young Bukharians Publishing Committee, 1919), (in uzbek).
- 52 一九三〇年代に帰国した留学生は、全員がソビエト当局によって反ソビエト工作活動の行為で有罪された。一方、ドイツに残った一部のウズベク人は研究者や企業家として成功した。
- 53 日本語で応援。タシケントに同様な名称で留学生を応援する基金も設立されていた。
- 54 Бекашев, К.А., Стародубцев, Г.С. *История науки международного права 6 Вестник Университета имени О.Е.Кутафина 13-37 (2015)*. (Bekeyashev, K.A., Starodubtsev, G.S. 「国際法学の歴史」『クタフィーナ大学紀要』第六巻（二〇一五年）一三—三七頁。）
- 55 Известия ЦИК РСФСР от 26 декабря 1918г. № 284 (548). (イズベスチヤ・ソビエト連邦共産党機関紙 No.284 (548) (一九一八年一二月二六日))
- 56 現在、二〇〇〇年一月二八日付ウズベキスタン大統領令により、一九一八年五月一二日がウズベキスタン国立大学(National University of Uzbekistan)の創立日とされている)。

- 57 一九九二年から現在まで、ミルゾ・ウルグベク名のウズベキスタン国立大学。
- 58 一九四四年には、ウズベク共和国の科学アカデミーにより大学院制度が開設され六〇人が入学した。ウズベク人は、その内の四一名を占めた。
- 59 現在タシケント国立東洋大学(Tashkent State Oriental University)。
- 60 ウズベク共和国のイニシアティブはソビエト連邦の中央指導部に否定され、共和国内の高等教育および専門機関においてウズベク人の外交官を独自に養成する可能性が限定された。
- 61 独立後の一九九二年に東洋学部はタシケント国立東洋大学として開設された。二〇一九年には、大学内に「日本学部」が設置された。
- 62 Тункин, Г.И. Теория международного права (1970) С. 511. (Tunkin, G. 『国際法理論』 (一九七〇年) 五一頁。)
- 63 Тункин, Г.И. Право и сила в международной системе (Международные отношения, (1983) (Tunkin, G. 『国際システムにおける法と権力』 (国際関係、一九八三年)。)
- 64 Первое ежегодное собрание Советской ассоциации международного права. Советский ежегодник международного права 1958 (1959). («ソビエト連邦国際法協会の第一回年次総会、ソ連国際法年鑑一九五八年、特別版」 (一九五九年)。)
- 65 “Secretaries of Central Committee of Communist Party”, *Izvestiya* 1 (December 22, 1957), *Pravda* 13 (February, 1968), *Who is who in USSR 1965/1966*, Scarecrow Press, 571 (1966).
- 66 *A.A.P.S.O. in Brief* (Cairo: The Afro-Asian People's Solidarity Organization, 2) (1978).
- 67 Тузмухамедов, Р. Национальный суверенитет (Москва, 1963). (Tuzmukhamedov, R 『国家主権』 (モスクワ、一九六三年)。)
- 68 Тузмухамедов, Р. Организация африканского единства (Москва, 1965). (Tuzmukhamedov, R 『アフリカ統一機構』 (モスクワ、一九六三年)。)
- 69 Тузмухамедов, Р. Развивающиеся страны в мировой политике: межправительственные организации развивающихся стран (Москва, 1977) (Tuzmukhamedov, R 『世界政治における途上国：途上国の政府間組織』 (モスクワ、一九七七年)。
- 70 Тузмухамедов, Р. *Новый международный экономический порядок и право*, Институт государства и права АН СССР (1990). (Tuzmukhamedov, R 「新しい国際経済秩序と法」 『大学法学報』 (ソ連科学アカデミー国家法研究所、一九九〇年)。
- 71 Тузмухамедов, Р. Неприсоединение (Наука, 1989) (Tuzmukhamedov, R 『非同盟運動』 (ナウカ、一九八九年)。
- 72 Tuzmukhamedov, R.A. *National Sovereignty*, INSTITUTE OF INTERNATIONAL RELATIONS, 59 (1969).
- 73 Исламов, Б.И. О соратнике и современнике Ш.Р.Рашидова, министре иностранных дел Узбекистана Б.А.Абдуразакове, 3 Halqaro Munosabatlar. (Islamov, B.I. 「Sh.R. Rashidov の同僚であり、元ウズベク共和国の外務大臣 B.A. Abdurazakov について」 『Halqaro Munosabatlar』 第三卷。S.Rashidov は作家、新聞記者で、戦後のウズベキスタンの発展に貢献したウズベク人の政治家である。一九五九～一九八三年までにウズベク共和国の共産党中央委員会第一書記としてウズベキスタンの対外政策の展開を進めた。一九六二年のキューバ危機においては、カストロとの協議を指導した。

第V部 ソビエト連邦解体後の独立三〇年間の国際法の発達

(一九九一年～)

第一章 ウズベキスタン共和国の国内法における国際法の実施

第一節 一九九一年の独立宣言および国家承認

現代世界において、国家は国際システムの第一義的な主体である。すなわち、あらゆる国家は、動的に発展してゆく国際関係におけるプレーヤーであり、その当事者は第一に常に国益を実現し他国の対外行動に反応しているといえる。

現在、国家実行として実施されている国際法上のコミュニケーションの形式や特定の国際法制度の淵源は、人類の古代史にまで遡る。国際法は、国家を拘束する国際交流に必要なものとして生起した、主に二〇世紀以降の規範の総体である。一八世紀に初めて独立したアメリカ諸州およびフランス革命以降の国際法の主体としての国家概念は、原則として、古代、中世前期および中世後期の時代と異なるものである。同様に、古代からアジア、古代エジプトおよび中東で国家間の相互作用が生じたために、そこで生起した規範または規則などは、特定地域の諸国にとって具体的かつ重要な分野で受容される行為規範の形成の客観的基礎となった。すなわち、「グレゴリオ暦という何世紀も前に外交使節に関する規則、戦争法、海事法および条約に関する慣習法が生起し、国際社会に拡散していった¹。」のである。

こうした相互影響、継承、民族間の外交・貿易関係、文化・人道的な接触のため、中央アジア諸国の外交関係史も必然的に国際的な性質を帯びることになり、当該地域に存在していた多くの民族が体験した重要な国際法および国際交流の慣行は集約されてゆくことになった²。具体的には、平城京時代の日本とソグド王国の国際交流、貿易関係、宗教および伝統に由来する国際慣習の伝播などが科学的および考古学的に証明されている。それらの事実からすれば、主権国家であるウズベキスタン共和国は、国家の地位と国際法関係の豊かな歴史を有するということができよう。

各国内社会と国際社会との相互依存関係が深化するにつれ、国内法と国際法のそれぞれは自己完結的に扱えるものではなく、両者の牴触面に着目し、相互の加入、補完または矛

盾や「欠缺」といった諸々の事情の存在も認識することが求められるようになっている³。

取り組むべき最初の問題は、次のものである。それが「熱い」ものであれ「冷たい」ものであれ、特に両大戦後に、それに対応する憲法の変更の中で表明されるような国際法へより大きな敬意を払うように国内立法機関を導く主要な要因とは何だったか。いかなる破壊的な戦争も、国内のおよび国際的な紛争の惨禍の繰り返しを避けるために、国際法の妥当な遵守が保証されることを望んだのである⁴。

ウズベキスタン共和国のような過去に全体主義の体制内にあった国にとって、「国際法の価値に忠実であり、一種の最高レベルでの誓約」として国際法規則の遵守に憲法および国内法が関与することは重要である⁵。それゆえ、明治期における大日本帝国憲法および「冷戦」終焉後のウズベキスタン共和国憲法に導入された国内法制度内における国際法の地位に関する規定は、国際義務をしばしば平然と軽視し、国際社会に共通する人間の価値を裏切ることとなるかつての全体主義または権威主義に対して、立法府、さらには国民が改善を求めて抗議した成果であるとみなすことも可能であるかもしれない。

一九九〇年六月二〇日、ウズベク・ソビエト社会主義共和国の最高会議(Oliy Sovet)は独立宣言を採択し、翌年八月一日に、同国のI・カリモフ初代大統領署名の「国家独立の基本に関する法律」（以下、基本法）が施行された。同法をもって、ウズベキスタンは史上初めて国際法的な意味で独立国家の主権を対外的に公表した。次いで、九月一日はウズベキスタン共和国の独立記念日とされた。独立宣言後、ウズベキスタンは積極的に新しい主権国家の基盤を築き始めた。

この時、国際法上、ウズベキスタン共和国は国家の定義に必要とする全ての条件を備えていた。それは、①国民、②恒久的な支配領域の存在、③政府・行政と立法府の存在、そして最も重要なこととして、④他国との外交関係の構築を可能とする主権を持つことである。これらの要件は、「国家の権利と義務に関するモンテビデオ条約（一九三三年）⁶。」に見られるものである。

国民は国家主権を有することが認められ、国家の領土および行政管理区分制度も定義された。基本法一三条によって、「ウズベキスタン共和国と外国との外交・領事関係の開設、国際機関への参加、条約を締結する権利」が規定された⁷。その後、ウズベキスタン共和国の初の憲法によって、国家主権が憲法レベルで確認された。独立宣言の特徴は、第一に基本法の制定と公布、第二に国民投票の開催、第三に法律の範囲内で権限を持つ実効的な政府の存在である。独立後、国際関係システムにおいて新生国家の基盤を強化する最も重

要かつ基本的な国際法的な手段の一つとして国家承認がある。ウズベキスタン共和国の独立後一九九〇年代の前半に、一四五カ国以上が国家承認を行なった。

なかでも、「日本は、一九九一年一二月二八日にウズベキスタン共和国を承認した最初の国の一つであり、一九九二年一月二六日には、共和国と外交関係を開設した」。二〇二一年は、両国間の国家承認および国際法関係の三〇周年の象徴的な年となる。

共和国の国家承認は、上述したように、自国にすでに組織化された政治的・行政構造、安定した人口と民族構成、国家としての領土を有していたことから、迅速かつ簡潔に行われた。一九九一年九月の独立宣言後、共和国は国際社会において国家としての国際法上の地位を確立すべき課題に直面した。同国は、三〇年間の独立を経て、一三四カ国と外交関係を開設した。他方、外国にはウズベキスタン共和国の四七の外交使節団と領事館が開設されている。ウズベキスタンは一九九三年に国連加盟国となり、一〇〇以上の国際機関に参加している。

第二節 一九九二年の憲法および国際法の関係

主権平等と内外政策の実施における国家の独立性は、国際法規範の定立者であると同時に、その実施の主体であるという事実を意味している。今日的には、国際法は国内法制度に密接に統合されているため、国内法と国際法を完全に切り離すことは不可能となっている。多くの国において国際法の国内実施は憲法によって間接的に行われ、事例によって国際法は国内法に関して優位な地位が認められる。国際法に関するこの優位性と優先順位は、基本的に憲法規定および条約に定められている。

一九九二年一二月に採択された共和国憲法は、国内法と国際法規範の関係を明確にした最高の法的効力を持つ基本文書である。憲法前文では、人権と国家主権の原則への遵守を宣言し、国際法の普遍的に認められた規範を優先することを認めている。

憲法における国家の外交政策に関する規定は、国内法と国際法の相互関係を定める国内法制度の極めて重要な規範である。周知のように、いずれかの国が実施している対外政策、国際関係における具体的行動や意思表示が、国際法の全ての規範の形成および発達に影響を与えている。

共和国憲法第四章では、外交政策、国際機関との関係に関する規定が含まれている。同章一七条によって、「ウズベキスタン共和国は、国際関係の完全な権利を有する主体であ

る。その対外政策は、国家主権の平等、武力の不行使または武力による威嚇の放棄、国境の不可侵、紛争の平和的解決および内政不干涉の原則、ならびに国際法の一般に認められたその他の原則および規範をその基礎とする。ウズベキスタン共和国は、国家および国民の最高の利益ならびにその福祉および安全に基づいて国家関係を結び、共同体やその他の国家間組織に加入し、またはそれらを脱退することができる。」と規定されている。

共和国の議会である最高会議(Oliy Majlis)は立法権を行使し、立法院および上院の両議院から成る。最高会議はウズベキスタン共和国の内外政策の基本方針の策定、条約の批准および廃棄、大使および国際機関におけるウズベキスタン共和国の政府代表の人事を承認する権限が与えられている。憲法八〇条によって、上院は大統領の指名による共和国の大使および外国における共和国の他の代表者の任命および解任の権限を有する。最高会議の両議院の長は、外国政府、国際機関および他の主体と対外関係において議会を代表し、議会間の国際関係、国際議会組織(Inter-parliamentary organization)との交流に携わっている議員グループ(Parliamentary group、日本でいうところの議員連盟の定義を含む)の活動を指導する。一九九二年の憲法採択後、ウズベキスタンは列国議会同盟、経済協力開発機構、および新独立国家共同体の議員会議(Parliamentary Assembly)に加盟し、これらの憲法規定の適用範囲内で最高会議の中に、日本との協力関係を担当する両議院の議員グループを含めて、二八の同様な協力議員団体が設立されている。二〇二〇年五月の最高会議のプレス・リリースによって、「ウズベキスタン共和国における議員外交に関する基本文書(Conception)」の案も作成された。

次に、憲法における大統領の法的な地位および権限について検討する。憲法上、大統領は国家元首であり、国際関係においても共和国を代表する。共和国の条約および協定の締結または署名を行う権限を有し、共和国によって締結された条約、協定または合意された他の義務の遵守を保証する。また、ウズベキスタン共和国に着任する外交およびその他の代表の信任状および召喚状を受理する。同国の大使および政府代表の候補を指名し、上院の承認を受ける。憲法は、国内法制度の重要な構成部分である国際法を実施する上で広範に発せられる大統領令について具体的に言及している。憲法九四条は、大統領が憲法に基づき共和国内で拘束力を有する大統領令を発出すると規定している。国際法分野に関しては、ウズベキスタン共和国の主要な外交事案、国際機関との相互作用に関する事項、外国との協力関係のロードマップ、国家の発展分野に関する戦略文書、条約と他の国際合意文書の手続きや実施に関する国内行為は、多くの場合、基本的に大統領令によって決定され

る⁸。たとえば、二〇一九年一二月二八日に採択された「ウズベキスタン共和国および日本との二カ国間の協力関係のさらなる拡大および強化措置」に関する大統領令は、二〇一九年一二月のウズベキスタン共和国の大統領訪日の際に合意された二カ国文書の実施、協力関係のロードマップの設定、および国内の調整機関として省庁間のワーキング・グループの構成を定めている。

国家実行に関連する分野および具体的な事案において、最高会議の議決および内閣府の決議も規範的性質を有する法令である。たとえば、二〇二〇年一月一四日に発効した「アラブ首長国連邦におけるウズベキスタン共和国の大使館および関連する施設の建設と整備に関する組織措置」に関する内閣府の決議によって、両国で合意された大使館の開設に関する具体的な措置を定めている。憲法九八条では、共和国の首相は、憲法における権限の範囲内で、国際関係にあつて共和国を代表する権限を有する。

憲法一〇七条は、ウズベキスタン共和国の裁判所制度、憲法裁判所、最高裁判所、軍事裁判所、民事裁判所および刑事裁判所、州・市・地区間・地区単位の行政裁判所および経済裁判所について規定している。共和国の憲法裁判所は、国内法、最高会議の議決、大統領令、内閣府の決議、国家間の条約およびその他の国際義務が共和国憲法に適合しているかどうかを審査、決定する⁹。

また、憲法四三条および四六条は「人権および自由の保障」の章で、国家は憲法と法律に定められた国民の権利および自由を保障し、その権利および自由の司法的救済、未成年者、労働不能者および一人暮らしの高齢者の権利の保護、両性の平等権の保障を定める。共和国は、内外の国民に対する法的保護と庇護を保障する。換言すれば、国民の外交的保護は国家の憲法上の義務である。憲法二三条は、ウズベキスタン共和国の領域内にいる外国人および無国籍者は、国際法および共和国が締結している条約に基づき、権利および自由を保障されると規定する。

第三節 国際法の優位説および憲法規定¹⁰

本節は、国際的な法規範がいかにかにウズベキスタン国内法、特に憲法とウズベキスタン共和国条約法へ移植されたかを考察する。その際、日本における同様の実行とウズベキスタンとの国内法を比較するという方法論をとり、共和国における国際法履行の特色を考察する。

独立後の中央アジア諸国の国際法の発展およびそれらの研究は不十分であった。憲法を含む国内法制度に規定される国際法の概念の多くは、事実上ソビエト連邦時代の政治体制の下で軽視されていた。ただし、その概念は、古代のシルクロード文明からではなく西欧的伝統から生じたという理由ではなく、その時代における全体主義が存在したという理由に由来する。ウズベキスタン共和国憲法および国内法における国際的な法規範実施の基礎を創設する過程は、おそらくウズベキスタンの理想と独立を決定する国内闘争からだけでなく、外在的な、文化的に明確な淵源からも由来している点で、それほど容易なものではないだろう。なお、ウズベキスタン共和国憲法および条約法における発展についても、若干の説明を試みる。

現代憲法の「国際化」につながる重大な要因の中では、国際関係のさまざまな分野、特に世界的な問題の解決および経済的統合に関する分野において絶えず発展する相互依存過程を明確に指摘しておかなければならない。最近の文献において適切に記述されるようになったが、旧ソビエト連邦の中央アジア地域はここ約十五年で「憲法作業の重大な実験場」となってきた¹¹。世界のこの地域に憲法採択によってもたらされてきた根本的な政治的および経済的な変化は、まったく新奇なものであり、しかも急進的に憲法を修正するものであった¹²。

一九九一年の独立宣言後、国家承認を受けたウズベキスタンは国際法の国内履行においてソビエト法的アプローチを改正、拒絶し、国際法を国内法の一部として宣言した。この新たなアプローチは、ウズベキスタンにおける国際法に対する執行の規則における重要な要素となった¹³。一九九二年に採択されたウズベキスタン憲法における国際法は、国連憲章下のウズベキスタンの義務として、および結果として生じる国内法と国際法システムとの間の建設的な関係を確立しようとするものとして位置づけられた¹⁴。

一定の憲法規定は、第一に、特定の抵触する国内法が存在する場合も、裁判所に国際法を適用する権限を付与している。第二に、国際約束または条約の締結および執行の規定の形成において、政府が参画する権能を与えている¹⁵。

第三に、単に勧告的な規定や、「国際法規則と国内法の抵触が生じた場合、後者が適用されるのを確保する」規定も存在する¹⁶。ウズベキスタンにおける憲法の採択は、多くの法的および政策的問題を提起した。権力の分立、司法審査、憲法の直接適用などの問題は、政治的、法的、経済および文化的伝統、ならびに問題の国における地政学的事情に相当な考慮を払って解決されなければならなかった。これらの現象は、旧ソビエト連邦の中央ア

ジア諸国の個々の憲法に存する類似性および相違に由来する。

当該地域において新しい憲法の共通した特徴の一つは、国際法に対する自己の「開放性」である。こうした開放性の明示は、多面的であり、憲法によって異なる。国際法と国内法の関係に関する特別な一般条項の存在は、冷戦後の多くの新しい憲法の特徴である。そうした一般条項は、さまざまな形式で新しい憲法の多くに存在しているが、ウズベキスタンの場合、一般に受容される国際法規範または一般原則は、その優位性を確立している¹⁷。

日本においては、第九八条二項で「確立された国際法規は誠実にこれを遵守する」として国際慣習法および条約を遵守する姿勢を採っているが、条約および一般原則については、個別具体的に裁判所で判断しているのが現実である。一方、ウズベキスタン憲法の上記規定は、国内法制度で国際法と国内法の関係に適用される程度が探究されねばならない。

これらの発展は、憲法草案段階の間、次のものに従い、ウズベキスタンの条約法における新たな原則の比較的容易な受容に貢献するところ大であった。すなわち、普遍的に承認された国際法の原則および規範ならびにウズベキスタン共和国の国際条約は、国内法制度の一部を構成する¹⁸。ウズベキスタンの国際条約が国内法に規定されるのとは異なる規則を設定する場合、国際協定の規則が適用される¹⁹。その例として人権問題を規定する国際法文書を憲法裁判所は優先的に扱うべきである、とされる。同時にウズベキスタンは、国内における人権は「一般的に承認された国際法の原則および規範に従って」承認、保証されると規定される²⁰。人権に対する国際的関心は、本分野における非常に重要な国際法文書を数多く生みだしただけでなく、国内法制度内で拘束力を持つ国内法規則に対して優越する憲法における承認にもつながってきた。人権および自由の保護が、憲法に顕著な位置を占めるのは至極当然である。ウズベキスタンにおいては、個人および市民の権利と自由は、一般的に承認された原則および規範に従い、また、本憲法に従って承認または保証される。個人および市民の権利と自由に、直接に適用可能な効果に関しては、特別な条項がある²¹。さらに、ウズベキスタンの国際条約に従い、法的保護の利用可能な国内手段全てが完了している場合には、人間の権利および自由の権利を求めて国内法機関に提訴する憲法上の権利が導入される²²。市民の権利および自由に関する憲法上の規定は、世界人権宣言およびウズベキスタンが当事国である諸条約に従い解釈、適用される。ウズベキスタンは、六つの重大な国連の人権文書および四十以上もの人権関連条約を批准している。国際条約の批准の過程は、責任ある政府機関の現在の能力に鑑みれば、進歩したものであり、それらの条約により必要とされる国内法の採択によって履行されている²³。人権事務所の

権限を有する者（オンブズマン）は、国民の憲法上の権利および自由を遵守する保証を強化するために、大統領の主導で最高会議第一会期において導入された。また、一九九五年五月六日の最高会議の法令により、国民の憲法上の権利および自由の遵守に関する委員会が設置された²⁴。

さらに、ウズベキスタン憲法においては、既に引用した規定とは異なり、ウズベキスタン共和国の法律の「完全な至高性」を設定する条文も存在する²⁵。国際法と国内法の関係に関する特別な一般条項は、冷戦後の新しい憲法の多くにみられる特徴である。さまざまな形式で、そうした一般条項は新しい憲法の多くに存在しているが、それが設定する関係の類型は異なる。ウズベキスタンの場合、憲法の至高に関しては黙しており、条約も同様である。ただし、一般に受容される国際法規範または一般原則、すなわち、国際慣習法についてはその優位性を確立している。これは、ウズベキスタン憲法の文脈では、これらの規定は国際関係にのみか、もしくは主として関連するものとして、外交政策の政治的考慮に関する一般国際法の示す優位性を確立するのを意図するものとして解釈される。こうした解釈は、国内立法に対する国際規範の優位性について直接にはウズベキスタン憲法が述べていないという事実によって支持される。各々の規定は、非常に抽象的な言い回しで記述されており、外交政策を扱う条の中に置かれている。

第四節 外交政策に関する憲法第一七条²⁶

国際法の諸原則に従って全ての国家と互恵的協力を発展させる政策、諸国間の協力原則は、国際法の最も重要な新原則の一つである。この原則を遵守することは、国際システムの正常な機能にとって必要条件である。この原則は、平和と安全を強化し、人民の福祉を向上させ、そして友好関係を促進するために、諸国家が相互に協力することを要求している²⁷。C I S 諸国の多くの新憲法は、外交政策および国際関係に関する条項を含む。

ウズベキスタン共和国憲法第一七条は国益の維持および国際社会における平和共存を目的とする対外権を行使する独立国家の国際法上の権利の主体を規定している。

ソビエトの憲法は外交政策をソビエト連邦の連邦政府および共産党の中央政治部の権限とし、全体主義体制の利益を考慮して行われたものであった²⁸。独立したウズベキスタン共和国の外交政策の諸原則には、諸国家の平和共存、主権と平等、武力の行使または武力による威嚇の禁止、国境の不可侵、紛争の平和的解決、内政問題に対する相互の不干渉と

いった原則がある。しかしながら憲法を含むソビエト法制度はマルクス主義イデオロギーの下で創設され、国際法の優位性の原則が疑われる多くの国際事例も存在した。ウズベキスタン憲法の文脈では、第一七条の規定は主として国際関係に関連するものとして、外交政策の政治的考慮に関する一般国際法の示す優位性を確立するのを意図するものとして解釈される²⁹。ウズベキスタン共和国の最高会議の上院(Senat)は大統領が任命したウズベキスタン共和国の大使候補者を承認する独自の権限を有する³⁰。

こうした解釈は、国内立法に対する国際規範の優位性について直接にはウズベキスタン憲法が述べていないという事実によって支持される。各々の規定は、非常に抽象的な言い回しで記述されており、外交政策を扱う条文の中に置かれている。さまざまな方法でこれらの条項全ては、国際問題を規律する国際法規則を遵守する一般的な関与を含む。国際法の観点からは、こうした憲法上の関与は、条約規則を遵守するというように全国家の既存の義務に対しては多くをつけ加えていない。むしろ一種の「信頼醸成措置」として、国際社会の信義則かつ法を遵守する構成員と進んでなることの表明としてそれらは認識されるべきである。同時に、対外政策決定および武力の不行使に関する特定の憲法上の関与に関する憲法上の制約は、国連憲章の厳格な遵守の場合を除き、世界平和および安全の強化に当たり、一般的には行政府への議会および憲法裁判所に法的基礎を与えるのに非常に有益である。ウズベキスタン共和国の憲法裁判所は、憲法と共和国が締結した国家間条約および他の国際約束の適合性について判断することができる³¹。この点、ウズベキスタンと異なり、日本では憲法裁判所は設けられておらず、一元的な裁判所システムの中で係争事件に関し必要な範囲内においてのみ違憲審査が行われる。このシステムがゆえに、裁判所は積極的に憲法裁判を行わなくなるので付随的にのみ憲法判断を行うこととなる。この点、ドイツに似た大陸法系の裁判所システムを継受したウズベキスタンは、司法積極制度をとる憲法裁判所制度を設けている。

第二章 国内法制度における条約の定義および適用

第一節 ソビエト連邦時代の条約の暫定的な適用

多くのソビエト学者にとっての根本的な学説の不一致は、必然的に、国際法の定立方法、特に条約と慣習のそれぞれの効力の序列に関して表面化せざるをえなかった。長い間、ソ

ビエト学者は、条約の優位は歴史的過程で資本主義的な帝国主義が弱小国に課した概念および慣行に対して用心深く擁護される主権と一対であると考えてきた。条約、すなわち反社会的な過去から解放された意思の自由な表明は、条約をとりわけ国際法の創造および変更の手段にする優位性を備えたものと見なされた。そこでは慣習は完全に二次的な地位を占めるにすぎない。G・トゥンキン教授のような進歩的な学者によれば、断定的なこうした立場は緩和される。教授は、「条約規範と慣習規範は法的平面で同一拘束力を有する」と認めることに躊躇しない³²。したがって、慣習は黙示的合意に帰着すると論じることで、慣習の形成に関するその分析が依然として主意主義的な構成概念で損なわれるとすれば、彼は、その点でソビエト・イデオロギーを一切信奉しない学者と同一地平にあるとみとめなければならない³³。

旧ソビエト連邦から独立したウズベキスタン共和国と日本の間においては、日本とソビエト社会主義共和国連邦との間で締結された条約および他の国際約束の適用の実質的な継続が口上書の交換によって確認された³⁴。一九五七年一月二日に署名された日本国とソビエト社会主義共和国連邦との間の商用に関する条約については、ウズベキスタン共和国においては外国貿易の独占権が国家に属さないため、日本国がソビエト社会主義共和国連邦に対してソビエト社会主義連邦における外国貿易の独占権が国家に属していることを前提にその通商代表部を日本国に設置することに同意することを規定する同条約の第一条の規定および通商代表部の法的地位を定める同条約の附属書の規定は、日本国とウズベキスタン共和国との間で適用の余地はない³⁵。口上書は当時のウズベキスタン共和国外務大臣のS・サイドカシモフ氏と日本国外務大臣柿澤弘治氏の間で署名された³⁶。航空関係に関する協定について航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結まで、一九六六年一月二日に署名されたソビエト社会主義連邦と日本の航空協定の暫定的な適用および二〇〇一年四月から、国土交通省の行政許可によってウズベキスタン国営航空会社の定期便の運航が行われていた³⁷。

第二節 一九九五年の「ウズベキスタン共和国の条約に関する法律」

ウィーン会議から明確になった国際条約法の驚くべき発展は、この時期の典型的な特徴の一つであった。協力の用意はあるが、自己の意思の特別な表示によってのみ拘束されることを受け入れる条約は、現代の個別主義的な構造をもつ国家間に非常によく適合する法

発達的手段である。法的効力を有する条約の中には、大国の重要な政策に奉仕しながら、それでもなお法的状態または法規を確立したものがあつた。他の条約には、政治的重要性が欠如するわけではないが、主として共通の経済的または文化的な利益に奉仕したものがあつた。さらに、別の条約には、個人の保護に向けられながら、本質的に人道的な影響力を持ったものがあつた³⁸。国により、国際法上の義務の「受容」という問題を異なった扱い方をしていることは、よく知られている。ある国が一元論を採用する場合、条約に基づいて生じるものであつて、慣習国際法に基づいて生じるものであつて、国際的法律義務は、単に効力が与えられ直接に適用されるべき法律の一部として扱われるであらう。

これに対し二元論を採用する国であれば、国際義務を遂行する目的で介在する何らかの国内立法行為なくしては、国際義務に直接の法律効力を与えることは難しいものとなる³⁹。ウズベキスタン共和国の国家実行および国内法と国際法規範の相互作用の過程を考察すると、「受容」の形態はその国際法の規範および関連する具体的な分野によって異なる。国際条約に関しては国際社会との安全保障、司法、政治対話、通商・経済関係、文化交流の幅広いグローバルな分野で二カ国および多国関係の協力を強化する目的で、条約の締結、条約の国内適用を規定するためにウズベキスタン共和国最高会議は、「一九九五年一二月二二日ウズベキスタン共和国の国際条約に関する法律—ウズベキスタン共和国条約法」（以下、一九九五年の条約法⁴⁰）の実施を採択した⁴¹。閣僚会議は、ウズベキスタン共和国の条約の案文の作成・準備作業の国内基準および国際条約に対するウズベキスタン共和国の国際義務の執行について閣僚会議第四七三号を大統領の承認を得て採択した⁴²。ウズベキスタン共和国の一九九五年の条約法は共和国、最高会議、共和国機関によって締結される国家間、政府間、行政機関間（行政取極）の全ての条約の適用を規定した⁴³。同法によってウズベキスタン共和国は、国務事項を扱う条約の起草過程および交渉に参加する場合、締結される条約の提案がウズベキスタン最高会議および大統領に対して提示された。

（例えば *Treaty of friendship and cooperation between The Republic of Uzbekistan and France, signed in Paris*、一九九四年⁴⁴）。

一九九五年の条約法に従って、ウズベキスタン政府は条約を締結する場合、その条約の前文でウズベキスタン共和国政府（*Cabinet of Ministers* 閣僚会議）は共和国の代表締結機関として明記された⁴⁵。政府は締結する条約の交渉手続きや条約文の決定、公布の過程は条約法の規定と同時に新閣僚決議の採択によって規定される事例はある⁴⁶。共和国外務省および法務省はこの過程において草案の作成、政府、最高会議、大統領への条約の説明

および解釈する業務を担当した。他の政府機関の担当分野の管轄範囲にあるものは、日本の国内実行では行政取極に該当する。これは外務省および法務省との調整の上で、担当機関は独自に準備作業を進める（例えば、ウズベキスタン共和国石油ガス国営会社と日本資源開発機構(JOGMEC)との覚書など）。各条約の締結、外国との交渉ラウンドに伴う準備作業の順番および共同進行プラン、TOR (Terms of Reference)の策定と適合性の内容確認は一九九五年条約法および閣僚会議の決議によって決定された。日本の国家実行上、国会の承認および批准を必要とする条約の範囲について、『大平三原則』として名をもつ重要な政府統一見解は国会承認条約の三つのカテゴリーを定めている。すなわち、法律事項を含む国際約束(international commit)（日本国憲法第四一条）、財政事項を含む国際約束⁴⁷、日本と相手国および他の国際主体の関係において政治的な重要性を有すると認められた国際約束である。他方、立法政府の承認を経ないで締結されるものは「行政取極」といい、承認を経ないで署名をもって発効する。立法府の承認を必要とする条約は憲法規定に明記する国もあるが、日本の場合は、内閣の事務として、「条約を締結すること。ただし、事前に時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする⁴⁸」とされており、承認を必要とする条約の具体的範囲は特定されていない。

一九九五年の条約法における「条約」は共和国の国際合意に基づく平等な国際約束であると定義した⁴⁹。同法は共和国が締結した国際条約の形式、分類、名称のいかんを問わず適用されると定めた⁵⁰。または、ウズベキスタン共和国および外国の間において締結された条約と同時に国際関係の分野における権利および義務につき国際機関または他の国際主体との間に条約も適用の範囲に入ると規定した⁵¹。条約法は、ウズベキスタン共和国が締結した条約を国家間の条約(interstate)、政府間の条約(intergovernmental)、行政組織間の条約(interadministrative)という三つのカテゴリーに区別した⁵²。いくつかの中央アジア諸国の条約に関する国内法制度の場合、上記の三つのカテゴリーに議会間(interparliamentary)の条約も含まれている⁵³。条約法に関するウィーン条約の第一一条に基づいてウズベキスタン共和国の一九九五年の条約法は条約締結および締結に対して表明される同意の形を以下のように規定した。

- 1) 条約の批准⁵⁴
- 2) 受諾および承認行為による表明された同意による締結⁵⁵
- 3) 加入行為による表明された同意による締結⁵⁶

中央アジア諸国の中で条約の批准はその条約の内容によって議会(Parliament)または大

統領（主に国際経済分野に関する条約）によってなされることはあるが、ウズベキスタン共和国憲法第七八条および条約法第一四条によって条約の批准は最高会議の排他的な権限である⁵⁷。一九九五年の条約法に従って、批准手続きを要する条約は、平和条約、共和国の防衛、司法協力、経済、多国間との同盟における共和国の領土画定、国際機関に関する条約、条約の締結によって国内法制度の改正および新しい法律の設立を求める条約であった。一九九五年の条約法は、条約履行における政府機関の権利義務および相互関係について明確に規定した。一九九五年条約法が適用された日本との最初の二カ国の条約は航空協定である。現在国際間の定期航空輸送は、二カ国間協定を基礎として発展してきた。日本は、現在六〇国と航空協定を結んでいるが、日本の国内空港の国際化および世界航空市場における地位が高まるにつれて、さらに多くの国々と協定を締結することとなろう。独立後、旧ソビエト地域において日本と航空協定を締結した国はウズベキスタン共和国およびロシア連邦であった。サマルカンド、ブハラ、フェルガナのような多くの古代都市を持つウズベキスタンはシルクロードの文明の発生地として観光立国を目指している。同地域に対して国際的な関心は高まっている中で、一九九二年一月二八日の大統領令に従って、ソビエト連邦政府の民間航空部門⁵⁸ウズベキスタン支部は排除され、ウズベキスタン共和国営航空株式会社（Uzbekistan Airways、以下、ウズベキスタン航空）は設立された。中央アジアの中で約三四〇〇万人という同地域の半数を占める最大の人口を擁するウズベキスタンは日本との観光分野での交流の発展に伴い、二〇〇二年四月から日本国国土交通省の行政許可によってウズベキスタン航空の定期便の運航は開始した。さらに、深化している協力関係良好な関係、定期便運航実績に基づいて十分な需要予測に鑑み両国で航空協定を締結する意義があると判断し、協定締結交渉を開始した結果、二〇〇三年四月、協定案につき基本合意に至った。これを受けて、二〇〇三年一二月、東京において、川口外務大臣とサファーエフ外務大臣との間で本協定への署名が行われた。本協定の特徴は、これまで日本は締結した航空協定にない「航空の安全のための措置（第一四条）」が本協定に盛り込まれた理由である。第一四条は、二〇〇一年六月にICAOが航空の安全に関するモデル条項を作成したことを受け、同規定を二カ国間協定に調整し、入れたものである。日本が今まで締結した航空協定にはなかったもので、航空機の安全に関する協議および安全を確保するために必要な措置をとるべきことを定めている。また、ウズベキスタン共和国の締結した航空協定の中で始めて当該条項をもつ航空協定である。

ウズベキスタンを初めとする旧ソビエト連邦諸国との航空協定締結に当たってモントリ

オール条約への加盟を働き掛ける必要性、経済効果および地域の観光分野の発展や観光の促進、日本との直行便の開設、航空協定の締結を通じ、中央アジアと日本の距離は縮まったことから中央アジア地域とのさらなる関係強化、ウズベキスタンの観光立国としての潜在的ニーズがあり、シルクロード観光開発を目指す構想のもとに各国が協力し、国際的観光の中心地の一つを目指すことも一案であろう。

第三節 二〇一九年の「ウズベキスタン共和国の条約に関する法律」

社会の様々な各分野において、国家間の国際的な相互作用における関係を条約化することは、国家の外交政策の重要な要素であり、不可欠な部分である。それは、外交政策に特有かつ連続的な形態であるという意見が存在する。いかなる条約も、政治、経済および他の協力分野において国際義務が具体化された特定の形態をとる。

ウズベキスタン共和国の国際法分野における条約は、優越的な地位を有する。現在、国際協力の発展の基礎的な要因は、条約の適用範囲、多様性、および数的拡大である⁵⁹。

二〇一九年二月六日に新たな条約法が施行された⁶⁰。独立後の一九九五年一二月二二日に採択された旧条約法は、五章四三条から構成されていた。新しい条約法は、六章五六条で構成され、旧条約法と比して、第一章（一般規定）および第二章（条約の締結手続き）に大きな改正がなされた⁶¹。主に条約法における条約の定義や国内実施手続き、他の適用範囲をより具体化して進展したと思われる。その背景には、現在の国際協力および地域協力におけるウズベキスタン共和国のイニシアティブによる専門的な行政機関および地方公共団体の対外的な活動の拡大、国際機関や多数国間組織との相互作用の更なる条約化、国際法規範の形成過程における政府系の専門家や独立したエキスパートの参加の制度化の重要性が考えられる。

条約法には、新たに第六章（最終条項）が追加され、条約に関する法律違反に対する責任（五二条）、関連する法令の無効の承認（五三条）、条約の執行の保証、本法の趣旨および目的の説明（五四条）、国内法との適合性の尊重（五五条）、本法の施行（五六条）が新たな規定となった。

条約法によって、書面によるウズベキスタン共和国の国際合意は、共和国の法制度を構成する一部であると規定された。同法三条によって「ウズベキスタン共和国の条約は、普遍的に認められた国際法の原則および規範とともに、共和国法制度の不可分の一体である」

と規定している。たとえば、二〇二〇年七月二四日に発効したウズベキスタン共和国イノベーション発展省の業務に関連する「イノベーション活動に関する法律」二条では、条約が同国の法律で定められているものとは異なる規則を制定した場合、条約の規則が優先的に適用されると規定する。この点、旧条約法においては、条約の定義は、「国際関係の分野における権利および義務に関する一カ国およびいくつかの国又は国際機関との平等かつ強制されていない合意である」（三条）と規定されていた。以前の条約の定義を規定する三条では、条約の代わりに国際合意という文言が使われ、国内法制度との具体的な関連性の明記がなかった。この点、条約法には、条約の発案および草案作成に関する専門家による精緻化を定める新しい条文が挿入された。同法では、条約を締結するための提案、専門家による精緻化、司法審査、条約の交渉と署名する権限に関する証明書、条約の発案、準備、締結および施行に関する担当省庁の役割および権限に関する規定が含まれた。これを受けて条約法には、一九九五年の旧条約法には見られなかったウズベキスタン共和国の新しい条約分野に関する次の文言が法律中に挿入された。条約の「発案」(Initiative proposal)、条約に関する「説明注釈書」(Explanatory note)、「専門家による精緻化」(Expert elaboration)、「司法審査」(Legal expertise)、「他種類の審査」、および「条約の交渉および署名の権限に関する証明書」である。

ところで、条約法八条は、共和国の条約草案又は多数国間条約への参加の可否について、専門家による精緻化を開始するための「発案」、および参加の適切性の検討過程を定めている。共和国の国家機関は、外務省との合意の下、各省庁の所掌事務につき「条約草案に関する専門家による精緻化を開始するための発案又は共和国の多数国間条約への参加の適切性の検討」を提案することができる。

ウズベキスタン共和国の司法省は、同国が締結しようとしている条約の草案又は多数国間条約の原文と共和国の国内法との整合性の司法審査を行う。「専門家による精緻化」の過程の際に必要な状況に応じて、条約の草案および審査は共和国の多数国間条約への参加の適切性を協議するために政府関係機関の代表者、専門家および独立したエキスパートから構成される省庁間の作業部会を設置することができる（第一〇条）。ウズベキスタン共和国の外務省による法的な審査の後、条約の草案又は共和国の多数国間条約への参加の適切性に関する事案は、同国の大統領又は内閣府に提出される。もちろん司法省および外務省もそれぞれ法的な審査を行うが、このことは、司法省は条約の国内法との適合性、他方で外務省は条約に関する国際法の側面について審査するので、相互に抵触は生じさせるも

のではないと思われる。なお、旧条約法にはなかった「他種類の審査」は経済、金融、科学、環境の側面、言語学および他の種類の審査をいう。

ウズベキスタン共和国が締結する条約は、国際法規範に従い、厳格かつ義務的に実施される。条約法四条では、同国が締結する条約は、外国、国際機関又は国際法に準拠する条約を締結する権限を有する主体と文書の形式で締結した国際合意をいう。かかる合意は、国際法によって規定される一つの文書に含まれるか、二つ以上の関連文書に含まれるか、若しくは特定の名称と締結の方法（条約、協定、議定書、公文書および口上書の交換又は条約の他の名称と締結するその他の手段）を問わない。

ここで、共和国の締結する条約につき、その法的な適用範囲を四つに分類することができる。第一に政治条約、第二に経済条約、第三に社会分野（科学、教育、文化）に関する条約、および第四は司法事項に関する条約である。条約法七条では、共和国の条約を締結する権限は国家に属すると規定する。条約を締結する主体は、国家である。ウズベキスタン共和国を代表して他国と条約を締結する国家間の条約、共和国政府を代表して他国の政府と締結する政府間の条約、省庁を代表して外国の行政機関との間で締結する取極めがある。

ウズベキスタン共和国を代表して、締結される条約の提案については、外務省によって大統領に提出される。同国の他の政府機関は、外務省と共同又は調整の上、その所管に関する条約を締結する提案を大統領に提出する。内閣府を代表して締結される条約の提案は、外務省から内閣府に提出される。

条約法一三条は、共和国の外国との省庁間の条約の締結の提案につき、条約が規定する事項を所管する政府機関によって共和国の大統領又は内閣府に提出されると規定する。また、条約法一四条は、共和国の他の法律によって別段の定めがない限り、共和国の条約の交渉および署名する決定について次のことを定める。すなわち、ウズベキスタン共和国を代表して締結される条約に関しては大統領の決定、政府を代表して締結される条約又は共和国の省庁間の条約については大統領および内閣府の合意の上で共和国の所管大臣が決定すると規定している。

ウズベキスタン共和国が締結する条約によって規制されている事項が二つ又はそれ以上の国家機関の所管となる場合、外務省の提案で大統領又は内閣府によって条約の義務の実施を担当する一つの国家機関が選定される。たとえば、「マスメディア分野に関する上海協力機構加盟国の政府間の国際協定」については、二〇二〇年二月二六日の「条約の承認

に関するウズベキスタン共和国大統領令」に従い、大統領府所管の情報・マスコミ庁が、かかる条約の管轄当局とされた⁶²。

ウズベキスタン共和国憲法に従い、条約の批准は最高会議の両議院によって行われる。次の条約は、批准の対象となる（一八条）。

- ・ 国家間関係の基本原則および司法協力に関する条約
- ・ 共和国の防衛能力、講和条約、集団安全保障条約
- ・ 共和国と他国との領土境界画定に関する条約
- ・ 共和国の国家間の同盟、国際機関、およびその他の団体への参加に関する条約
- ・ 共和国の既存の法改正や新法の制定を伴う条約

ウズベキスタン共和国の締結する条約に他の締約国による義務違反があった場合、共和国の外務省又は関係する他の国家機関および外務省は共同して、国際法規範および当該条約の規定によって必要な措置を講じる提案を共和国の内閣府に、場合によっては、共和国大統領に提出する。共和国の条約の他の締約国によって重大な違反がなされた場合、当該条約の規定および国際法規範に従って当該条約を終了又は停止することは、条約法によって規定されている一連の手続きを行う（三八条）。

ここで、ウズベキスタン共和国の条約に基づく国家実行につき、いくつかの事例を概観したい。ウズベキスタン共和国とブルガリア共和国の領事条約五七条一項に従い、同条約は批准の対象となり、批准書の交換後三〇日目に発効する⁶³。「最高会議に承認された二〇二〇年三月二日のウズベキスタン共和国の法律に基づくハーグ国際私法憲章（一九五一年一〇月三十一日）の批准である⁶⁴。」また、条約法に従い、ウズベキスタン共和国が締結した条約の発効は、同国による条約の義務への合意表明の後、条約によって規定されている方法および期間、又は当事者間で合意された方法および期間によって行われる。たとえば、「二〇一七年四月五日のウズベキスタン共和国政府とキルギス共和国政府との科学的・技術的協力に関する協定」は、一〇条に従い、本協定は署名当日に発効すると規定している⁶⁵。二〇〇八年一〇月六日に署名されたウズベキスタン共和国政府とラトビア共和国政府との間の「緊急事態の予防および解除の協力に関する協定」は、同協定一八条に従い、外交チャンネルを通じて発効に必要な国内手続きの実施に関する最終的な書面による通知を受け取った日に発効する。この場合の書面は、双方の外務省の口上書の交換による通知の形態をとる。

次いで、条約法二六条は、ウズベキスタン共和国の締結する条約への留保につき規定す

る。条約の規定および国際法の規範に従い、条約の署名、批准、承認、受諾、又は加盟の際に留保を付すことができる。たとえば、ウズベキスタンは、二〇一一年一〇月一八日の「自由貿易地域協定の適用に関する議定書」に署名し、CIS自由貿易地域協定に加盟した。この追加議定書は、二〇一三年五月三日にミンスク市で開催されたCIS政府首脳会議の会合で署名された。共和国の最高議会は、同年十一月二九日に「議定書の批准に関する法律」を制定し、上院は二〇一三年一二月一三日にこれを承認した。ウズベキスタン共和国は、条約を批准する第九番目の国となった。なお、他の締約国とウズベキスタン共和国との間の条約の規定には、いくつかの留保を付した締結となっている⁶⁶。いま一つは、二〇二〇年又はウズベキスタン共和国が世界貿易機関に加盟する前のいずれか早い時期までに、ウズベキスタン共和国および条約の締約国は、GATT一九九四年三条に基づき、相互貿易において国内優遇の義務から免除されることとされた。また、紛争解決手続きとして、二国間協議の実施も規定されている。

この他、ウズベキスタン共和国は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」⁶⁷を批准した（二〇〇〇年十一月一五日）。国民会議の決議に従い、ウズベキスタン共和国は同条約三五条の規定に拘束されないという留保を同条約に付した。

また、国際法および条約の規定によって、当事者の合意の下、共和国の締結する条約に変更および追加規定を挿入することができる。たとえば、「タジキスタン共和国との航空協定」二四条によって、締約国は協定の不可欠な部分として個別の議定書によって、協定に変更および追加を挿入することができる⁶⁸。

第三章 ウズベキスタン共和国の新たな政策および法文書における国際法の実施

第一節 二〇一七年の大統領令「ウズベキスタン共和国の五つの重点発展分野における二〇一七～二〇二一年の行動戦略」の国際法的側面

国際法の効果的な実施は、国家が国際法の規範を国内レベルで実効的に実施している場合にのみ確保しうる。この相互作用関係は、次の二つのアプローチにより行われる。第一に、国家は国内の管轄から、より多くの事案を国際法的な規制に転換する。第二に、国際法の規範を広範に国内法に編入する。国家の内外政策および発展に関する戦略文書に含まれる政治的な義務は、世界の国際協力の内容や方向性を決定する主要な要因となっている。

この種の義務の履行は、各国の国際法上の義務を定める多くの国際条約の国内実施に刺激的な影響を与えている。

グローバル化と地域化の背景にある国際協力の形態の発展と動態性ならびに、常に化する地政学的な環境は、国家間の平和共存の要因を国際規範のみならず、概念的な性質をもつ国内法令として定めるよう要請している。各国は、第一に国内の適用範囲、次の段階で国際的な枠組みを通じて、国際社会および関連地域の発展と平和維持に向けた国家間の努力および共同戦略を策定する活動を強化している。

二〇一七年二月七日の大統領令によって決定された「ウズベキスタン共和国の五つの重点発展分野における二〇一七～二〇二一年の行動戦略」は、国際法・外交分野において重点的な取り組みを定めている⁶⁹。その中で、次の六つの方向性に注目したい。

- 1) ウズベキスタン共和国の主権と独立の強化
- 2) 国際協力の法的な基礎である条約分野および外交政策と対外経済活動に関する国内法制度の充実
- 3) ウズベキスタン共和国の国境に関する境界および画定に関する事案の整理
- 4) 中央アジア地域の平和および安定を強化し、安全および持続可能な開発の地域に作り変えること
- 5) 外国の直接投資および先進技術を国内経済の優先分野に導入し、外国人観光客の誘致および観光インフラの整備、交通およびトランジット分野における国際協力を拡大し、国際輸送ルートおよび物流インフラを発展させること
- 6) ウズベキスタン共和国内外の国民および法人の権利および利益を包括的な保護で保障し、海外に滞在する同国人との協力関係を強化すること

これら条約分野における共和国のイニシアティブは、国際法の普遍的な原則の尊重、国際法規範形成における共和国の積極的な関与に基づくものである。その例としては、行動戦略の採択後に締結された中央アジアの二国間協定およびその他の条約の増加が挙げられる。とくに、他の中央アジア四カ国との地域協力、戦略的連携、航空協定、国境の画定に関する新たな国際法的メカニズムを強調したい。行動戦略の採択後、ソビエト連邦時代のイデオロギー体制がつくったさまざまかつ複雑な要因が関連している中央アジア諸国の国境の境界および画定過程は、ウズベキスタンの積極的な関与の下で前進した。二〇一七～二〇一八年、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国および各国との国境分野に関する条約の調印は、中央アジア地域の今後の交流および経済発展にとって

重要な合意となった。二〇一八年三月九日には、ウズベキスタン共和国とタジキスタン共和国の航空協定が締結され、かかる新たな国際法的な取り組みによって、両国間で初の定期航空便が確立することが規定された。

また、二〇一七年三月六日には、アシガバート市で「ウズベキスタン共和国とトルクメニスタン共和国の戦略的パートナーシップに関する条約」が調印された。二〇一八年四月二三日にタシケント市で、「ウズベキスタン共和国とトルクメニスタン共和国の地域間の協力に関する協定」が調印された。同協定に従い、貿易・経済、文化・人道分野、農業・灌漑分野、医療、観光、環境保護、およびその他の相互関心の協力分野における地域間協力を拡大・発展することが規定された。このほか、カザフスタン共和国とは、戦略的パートナーシップの更なる進化に関するいくつかの国際文書が締結された。

ところで、国際社会は「伝統的な」人権以外に、いわゆる第三世代と捉えられる人権分野の理論的な認識のみならず、部分的な実施も進めてきた。このことは、特に開発の権利に関連するものである。すなわち、特定の条件の変化によって、いわゆる環境分野における人権の認知度が高くなっているのである。この点につきウズベキスタン共和国は、水資源の不足やアラル海の干ばつを含む地球規模の環境保護の課題に積極的に取り組んでいる。同行動戦略の実施過程においても、中央アジアにおける水資源の合理的かつ公平な利用に関する問題への地域間対話も進展しているところである。

二〇一七年以降、地域サミットおよび首脳レベルでの協議会合(Consultative Meetings)の定期的開催を含む地域協力の発展に向けた中央アジア諸国の共同的な取り組みが創設された。ウズベキスタン共和国の提案によって中央アジア諸国と共同で作成された「中央アジア地域における持続的な発展および安定、平和を保証する地域および国際協力の強化」に関する国連総会の決議は二〇一八年六月二二日に採択された。二〇一九年三月二九日、タシケント市で調印された第二回中央アジア首脳会議の共同声明に従い、公式に諸国の首脳の「協議会合」の開催、外相会議や他の政府機関および専門家レベルによる定期的な作業部会の開催に関する規則が採択された。

また、行動戦略の対外経済・国際観光分野の発展に関する措置につき、ウズベキスタン共和国の大統領令により、二〇一八年二月一〇日から、日本、韓国、シンガポール、トルコ、イスラエル、マレーシアおよびインドネシアの七カ国の国籍保有者に対し、三〇日間のビザなしの制度が導入された(ビジネス目的を含む)。その後、対象国が徐々に拡大され、二〇二〇年一月一日には、三〇日間以上のビザなし対象国は日本も含め八五カ国とな

っている。その結果、共和国国家観光発展委員会の統計によれば、外国人観光客数全体は、二〇一九年は六七〇万人と二〇一七年の二七〇万人の約二・五倍に、日本人観光客のウズベキスタン共和国訪問については、二〇一九年は二四、九二二人で年間成長率四六%（二〇一八年は一七、〇五二人）になっている⁷⁰。

第二節 人権分野における国内法制度の最近の発展

本節では、歴史的な分析による「人権」の概念は、元来、国家の国内法制度から国際法に移行してきたことを証明する。一二一五年のイギリスの大憲章は、人権分野に関する初の国際的な解釈の取り組みとなった。一七七六年六月一二日のアメリカ・バージニア州憲法の前文には権利宣言がある。これら法律の中で明記された法原則および規範は、一七八七年の米国憲法の中で確定し、さらに発展した。米国憲法の初の修正条項一〇条は、権利章典と称される。また、一七八九年の仏国の「人間と市民の権利の宣言」は、この理念の基本的な概念を古典的に明らかにするもので、国際的に認められた人権の理念を確立するために最も重要なものである。人権の国際法的な成文化の基礎は、人権を優先的な課題と謳っている一九四五年の国連憲章の採択によって確立された。これを受けて国連人権委員会は、国家が人道的分野でそれぞれの状況を評価しうる基準として「国際人権法草案」の定立を任された。同草案の第一部は、一九四八年一二月一〇日に国連総会「世界人権宣言」の決議で採択され、第二部は、二つの国際人権規約の形で一九六六年に総会で承認された。一九七六年以降、両人権規約は発効し、各締約国に法的拘束力をもつようになった。

二一世紀には、ポストモダンと呼ばれる新たな形態の社会秩序が形成されてきている。それは、グローバリゼーションおよび技術の進歩、または旧来の国家の閉鎖性および全体主義的な性質を克服する試みから生じている現象である。その特徴は、第一に人権を広義に理解し、プライバシーの領域が社会において完全に保護されることを基本としている。第二に、市民社会と国際社会に対する国家の義務に基づき創設された新たな司法制度がある。第三に、もはや国家だけではなく、非政府団体、多国籍組織、および超国家的な組織が積極的な当事者たるグローバル・ガバナンス・メカニズムに対する国家の統合(integrity)が進んでいる。

こうした中、ウズベキスタン共和国は、法の支配の構成要素として、人権分野における国際法規範の実効的な国内実施を進めている。同国は、ソビエト連邦の政治イデオロギー

から脱却し、民主国家として巨大な一步を踏み出した。近年、ウズベキスタン共和国では、司法改革および立法制度を一新する積極的な動向が継続されている。こうして、国民生活のあらゆる分野において法的基盤が改善されつつある。それに関連して、人権保護および保障に関する法制度の新たな進歩的な変化について述べたい。現在、ウズベキスタン共和国は、人権保護に関する規範および基準を含む八〇以上の条約を批准しており、人権に関する一〇の主要な条約の締約国になっている。

二〇二〇年一〇月には、国連設立七五周年を迎える。ウズベキスタン共和国は、一九九二年三月七日から国連加盟国として、世界平和および安全の維持に向けて一貫した取り組みを続けている。二〇一七年九月一九日の国連総会第七二回会合で、S・ミルジヨエフ大統領が発表した「青年の権利に関する国連条約の検討に関する提案 (Convention on Youth Rights)」および「啓蒙と宗教的寛容 (Enlightenment and religious tolerance)」に関する国連総会の特別決議の採択は、国際社会の更なる持続可能な開発と安全保障の強化に貢献するウズベキスタンの新しいイニシアティブといえる。

国連設立後初のアジア大陸におけるアジア人権フォーラムは、サマルカンド市で二〇一九年および二〇二〇年の八月に二回開催された。これらのフォーラムでは、第七三国連総会の主要文書として承認された「人権に関するサマルカンド宣言」を採択した。二〇二〇年八月一二日の「サマルカンド・フォーラム」でS・ミルジヨエフ大統領は、「若者が人口の半数以上を占めるウズベキスタンでは、彼らの権利、自由、正当な利益の保護することが国家政策の最優先課題となっている。」と述べている⁷¹。ウズベキスタン共和国の最高会議は、人権分野における「サマルカンド精神」を実施するためロードマップを承認した。二〇二〇年六月二二日に採択された同国の人権に関する国家戦略に従い、人権分野に関して次の分野が優先的に実施されることになった。

- ・国連、欧州連合、欧州安全保障協力機構、イスラーム協力機構、独立国家共同体およびその他の団体との二国間および多数国間協力の更なる発展
- ・国連の持続可能な開発目標の実施
- ・人権分野、特に子ども、女性、障害者、高齢者、移民の権利の尊重および保護に関する国際文書への加盟
- ・青年の権利に関する国連条約の採択に向けたウズベキスタン共和国のイニシアティブの継続
- ・二〇二一～二〇二三年の国連人権理事会へのウズベキスタン共和国の立候補および国

連に関連する人権団体へのウズベキスタン共和国の立候補の推進

- ・人権分野における諸外国との協力関係の強化

二〇一七年以降、大統領直属の子どもの権利を保護するオンブズマンおよび企業の権利ならびに正当な利益を保護するオンブズマンの制度が導入された。両性平等の保証を定めるいくつかの法律も可決された。その例として、二〇一九年に「女性と男性の平等の権利および可能性の保障」に関する法律の制定を取りあげる。海外にいる自国民の権利の保護は、国際法に盛り込まれた国家の義務の一つである。これはおそらく、国際関係における人権保護の最も古い形態である。多くの国が国内法で、海外にいる自国民の法的保護の体制を有している。中央アジア地域で最大の人口があり、二〇一九年に一五歳から四〇歳までの国民が人口の約六〇%を占めているウズベキスタン共和国も例外ではない。外国で働くウズベキスタンの国民の権利および利益の保障も、共和国の重要課題となっている。

二〇一九年八月二〇日に、「海外で一時的な労働活動を行うウズベキスタン共和国の国民とその家族の保護をさらに強化する措置に関する」大統領令が発出された。同令によって、対外就労移住問題の共和国委員会が設置された。その任務には、対外労働者の権利および正当な利益の保護に関する国際条約へのウズベキスタンの参加（批准）の提案検討も含まれている。また、同令によって、共和国首相の顧問が率いる海外で一時的な労働活動を行う国民の権利の保護および国際経済協力を担当する新しい部局が、内閣府に設置された。

さらに、二〇一七年九月七日に採択された「法的情報の普及とそれへのアクセスの確保に関する法律」に従い、国民の権利および利益に関する文書をより深く理解する新しい制度も設けている。同法によって、市民は政府機関、その他の組織および公務員に関連する法的な情報を得ることが保障されるようになった。

¹ Тузмухамедов, Р.А. *Некоторые международные и международно-правовые аспекты создания, существования и падения Золотой Орды*, 61 MOSCOW J. INT'L L., 116-123 (1995).

(Tuzmukhamedov, R.A. 「ジョチ・ウルス (Golden Horde) の設立および衰退に関するいくつかの国際法的局面」『Moscow Journal of International Law』第六一巻 (一九九五年) 一一六—一二三頁。)

² Ртвеладзе, Э.В., Саидов А.Х. *Дипломатия стран Центральной Азии в древности (I тыс. до н.э. – V в.н.э.)*. 1 MOSCOW J. INT'L L., 118-137 (1999). (Rtveladze, E.V., Saidov, A.X.

「古代における中央アジア諸国の外交 (紀元前千年紀～紀元後五世紀)」『Moscow

- Journal of International Law』第一巻（一九九九年）一一八—一三七頁。）
- ³ Yamamoto, J. *Delayed Promulgation of Treaties and Its Implications over Domestic Implementation* 3 KEIO SFC JOURNAL.219 (2004).
- ⁴ Danilenko, G.M. *The New Russian Constitution and International Law*, L 88 Am. J. INT, L. 77-78 (1994).
- ⁵ Rakhimov, M. *Multilateral cooperation of Uzbekistan and UN*. 224, Vol3. Sharq.
- ⁶ CONVENTION ON RIGHTS AND DUTIES OF STATES.OAS(米州機構). *Available at* <http://www.oas.org/juridico/english/treaties/a-40.html> (19th August, 2020).
- ⁷ Закон Республики Узбекистан No.336-XII «Об основах государственной независимости» от 31 августа 1991. Ведомости Верховного Совета Республики Узбекистан. – Т., 1991. –No.11.- С.246. （ウズベキスタン共和国法律 No.336–XII「国家独立の基本に関する法律」、一九九一年八月三十一日、ウズベキスタン共和国「Vedomosti Verhovnogo Soveta（最高会議紀要）」第一号（一九九一年）二四六頁。）
- ⁸ ウズベキスタン共和国の法令および法律は番号を有する。法律が採択された後に十日以内にウズベキスタン共和国の司法省で登録することが規定されている。
- ⁹ Закон Республики Узбекистан No.ЗРУ -431 «О Конституционном суде Республики Узбекистан» от 31 мая 2017г. Собрание законодательства Республики Узбекистан.- Т.,2017.-No.22.-Ст.407. （ウズベキスタン共和国法律 No. 3 P Y -431『ウズベキスタン共和国憲法裁判所法について』二〇一七年五月三十一日発効、Collection of Legislation of the Republic of Uzbekistan 二二号（二〇一七年）四〇七頁。）
- ¹⁰ Constitution of the Republic of Uzbekistan: Adopted by the Oliy Majlis of the Republic of Uzbekistan 8 December 1992.
- ¹¹ Butler, W.E. *Constitutional Foundations of the CIS Countries*, KLUWER LAW INTERNATIONAL, 762 (1999).
- ¹² Danilenko, G.M. *Implementation of international law in CIS states: theory and practice*. 10, Eur. J. INT'L. L. 51-69 (1999).
- ¹³ Tuzmuhammedov, R., Hakimov, R. *Principles of International Law*, 5. THE WORLD OF ECONOMY AND LAW, 128, 128-130 (1998).
- ¹⁴ Constitution of the Republic of Uzbekistan, Preamble.
- ¹⁵ Rakhimova, Muattara. *Uzbekistan as subject of international, law*, 9, Hoz. i Pravo, 77-82 (1997) (in Russian).
- ¹⁶ Danilenko, G.M. *Implementation of international law in CIS states: theory and practice*, 10. Eur.J. INT'L. L. 51-69 (1999).
- ¹⁷ Constitution of the Republic of Uzbekistan, Article 93.
- ¹⁸ 現在六五〇の二カ国間の条約を締結している。
- ¹⁹ Commentaries to Constitution of the Republic of Uzbekistan. T., 63-64 Adolat (1997) (in Uzbek).
- ²⁰ NOROV, V.I., KHAKIMOV, SH.F. *INTERNATIONAL COOPERATION AND DEVELOPMENT OF THE HUMAN RIGHTS LEGAL FRAMEWORK ON THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN* (1996).
- ²¹ Foreign citizens and stateless persons, during their stay on the territory of the Republic of Uzbekistan, shall be guaranteed the rights and freedoms in accordance with the norms of international law. They shall perform the duties established by the

- Constitution, laws, and international agreements signed by the Republic of Uzbekistan (Art. 23).
- ²² Constitution of the Republic of Uzbekistan, Art. 46.
- ²³ Rakhmanov, A. *International legal aspects of maintenance of global stability and security*, 3 Huquq, 35-41 (1999) (in Russian).
- ²⁴ Tadjikhanov, B. *Norms of international Treaties of the Republic of Uzbekistan and its national legislations*, Business and Law Press, 1997).
- ²⁵ Constitution of the Republic of Uzbekistan, Art. 15.
- ²⁶ Constitution of the Republic of Uzbekistan, Art. 17.
- ²⁷ トゥンキン (藤田久一・松井芳郎訳) 『国際システムにおける法と力』 (法律文化社、一九九〇年) 二〇三頁。
- ²⁸ Tracouzio, T.A. *The Soviet Union and International Law*. New York, Macmillan, 235 (1935).
- ²⁹ Constitution of the Republic of Uzbekistan, Article 17.
- ³⁰ Constitution of the Republic of Uzbekistan, Article 83.
- ³¹ Butler, W.E. *Constitutional Foundations of the CIS Countries*, KLUWER LAW INTERNATIONAL, 697 (1999).
- ³² Tunkin, G. *Theory of International Law*, Mejdunarodnie otnosheniya, 192 (1970) (in Russian).
- ³³ Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan, Article 6.
- ³⁴ Archive of treaties of the Republic of Uzbekistan, Ministry of Foreign Affairs RU (1994).
- ³⁵ ロシア連邦以外の旧ソビエト諸国に対して日本国の立場は同一であった。
- ³⁶ 一九九四年三月一七日、東京で署名された。
- ³⁷ 現在ウズベキスタン共和国国営航空会社「Uzbekistan Airways」がタシケントー東京ー大阪ータシケント路線に週二便運航している。
- ³⁸ シャルル・ド・ヴィシェール著、長谷川正国訳『国際法における理論と現実』 (成文堂、二〇〇七年) 一五四頁。
- ³⁹ ヒギンズ著、初川満訳『国際法ー問題解決の過程としての国際法ー』 (信山社出版、一九七七年) 三一七頁。
- ⁴⁰ Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan: Adopted by the Oliy Majlis of the Republic of Uzbekistan, 22 December 1995, Oliy Majlis Legal Documents (1995), No. 12, item 262.
- ⁴¹ Decree on the Introduction into Operations of the Law on International Treaties of the Republic of Uzbekistan: Adopted by the Oliy Majlis of the Republic Uzbekistan, 22 December 1995. Oliy Majlis Legal Documents (1995), No. 12.12, item 263.
- ⁴² Regulation Cabinet Ministers No 473 on preparation procedures of the conclusion of treaties and fulfillment of the obligations to international treaties of the Republic of Uzbekistan. Annex (Order on preparation procedures of the conclusion of treaties and fulfillment of the obligation to international treaties of the Republic of Uzbekistan: Adopted 12 December 2000.
- ⁴³ Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 2.
- ⁴⁴ Archive of Treaties of the Republic of Uzbekistan, Ministry of Foreign Affairs of

RUz.(1994)

- 45 一九九三年一〇月一五日のウズベキスタン共和国・英国学術・文化・教育協定。
- 46 一九九四年一二月一九日ウズベキスタン共和国政府と UNICEF の協力協定。
- 47 日本国憲法第八五条。
- 48 日本国憲法第七三条三号。
- 49 Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 3.
- 50 Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 2.
- 51 Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 3.
- 52 Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 6.
- 53 Law of International Treaties of Kyrgyz Republic adopted by the Zhogorku Kenesh, 22 June 1999.
- 54 Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 14.
- 55 Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 20.
- 56 Law of International Treaties of the Republic of Uzbekistan (1995), Article 21.
- 57 Constitution of Kyrgystan, Article 48.
- 58 AEROFLOT (エアロフロート) という名称で知られていた。
- 59 Файзуллаева Н.Р. «Обзор научной литературы касательно оговорок в международном праве».Международные отношения – Ташкент. 2017. No.1. С.114-122. (Faizullaeva N.R. 「国際法における留保に関する学術文献の考察」ウズベキスタン共和国外務省所属の世界経済外交大学の研究雑誌 (International Relations) 第一号 (二〇一七年) 一一四—一一二頁。)
- 60 Национальная база данных законодательства, 07.02.2019г., No.03/19/518/2589. (ウズベキスタン共和国「国立法律データベース」、NO.03/19/518/2589、二〇一九年七月二日。)
- 61 Ведомости Олий Мажлиса Республики Узбекистан, 1995г. No.12. (ウズベキスタン共和国「Vedomosti Oliy Majlisa (最高会議紀要)」第一二号 (一九九五年)。)
- 62 Постановление Президента Республики Узбекистан No.ПП-4619 от 26 февраля 2020г. «Об утверждении международного договора». Национальная база данных законодательства NO.07/20/4619/0212. (ウズベキスタン共和国大統領令 PP-4619 『国際条約の承認について』二〇二〇年二月二六日発効、ウズベキスタン共和国「国立法律データベース」 NO. 07/20/4619/0212。)
- 63 Узбекистон Республикаси Халқаро шартномалар туплами, 2005г. (「ウズベキスタン共和国の条約集」二〇〇五年。)
- 64 Постановление Олий Мажлиса Республики Узбекистан No.626-II «О ратификации Консульской конвенции между Республикой Узбекистан и Республикой Болгария от 30 апреля 2004г. Собрание законодательства Республики Узбекистан. – Т., 2004. No.19. - Ст.217. (ウズベキスタン共和国最高会議議決 No.626-II 『ウズベキスタン共和国及びブラザリア共和国の領事条約の批准について』二〇〇四年四月三〇日発効、Collection of Legislation of the Republic of Uzbekistan 一九号 (二〇〇四年) 二一七頁。)
- 65 Соглашение между Правительствами Республики Узбекистан и Правительством Кыргызской Республики «О научно-техническом сотрудничестве» от 5 апреля 2017г. (『ウズベキスタン共和国とキルギス共和国間の科学技術協力協定』二〇一七年四月五日発効。)
- 66 Файзуллаева Н.Р. «Международно-правовая практика Республики Узбекистан в области реализации оговорок к международным договорам». Хукукий Тадкикотлар

- Журнали, 2018 No.2, С.96-97. (доступно на портале www.tadqiqot.uz)
(Faizullaeva N.R. 『条約の留保に関するウズベキスタン共和国の国家実行』、Hukukuki Tadkikotlar Jurnalі(国立法学研究雑誌)第二号 (二〇一八年) 九六一九七頁。) (Available at <http://dx.doi.org/10.26739/2181-9130-2018-2-12> www.tadqiqot.uz).
- ⁶⁷ 2000 United Nations Convention against Transnational Organized Crime, 2225 UNTS 209.
- ⁶⁸ Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан «О воздушном сообщении» от 9 марта 2018г. (『ウズベキスタン共和国とタジキスタン共和国間の航空協定』二〇一八年三月九日)。(.)
- ⁶⁹ Указ Президента Республики Узбекистан No.УП-4947 «О стратегии действий по дальнейшему развитию Республики Узбекистан» от 7 февраля 2017г. Собрание законодательства Республики Узбекистан. – Т., 2017. No.6. – С.70. (ウズベキスタン共和国のS・M・ミルジエフ大統領令 NO.UP-4947 「ウズベキスタン共和国の更なる発展のための行動戦略について」、二〇一七年二月七日、『Collection of Legislation of the Republic of Uzbekistan』第六号 (二〇一七年) 七〇頁。)
- ⁷⁰ Указ Президента Республики Узбекистан No.УП-5326 «О дополнительных организационных мерах по созданию благоприятных условий для развития туристического потенциала Республики Узбекистан» от 3 февраля 2018г. Национальная база данных законодательства, 06.02.2018 г., NO.06/18/5326/0657. (ウズベキスタン共和国大統領令 No.UP-5326 『ウズベキスタン共和国の観光潜在力の発展に対する有利な条件の創設に関する追加的な組織措置について』二〇一八年二月三日発効、ウズベキスタン共和国「国立法律データベース」、NO.06/18/5326/0657 (二〇一八年二月六日)。(.)
- ⁷¹ "Приветствие Президента Узбекистана Шавката Мирзиёева участникам Самаркандского форума по правам человека «Молодежь 2020: глобальная солидарность, устойчивое развитие и права человека»". (人権に関するサマルカンド・国際フォーラムの参加者へのウズベキスタン共和国S・ミルジエフ大統領の挨拶 『二〇二〇年の若者へ、世界的連帯、持続可能な開発および人権について』 (ウズベキスタン共和国外務省の国営通信社、二〇二〇年)。(.) Duniyo, Available at https://duniyo.info/ru/site/inner/uchastnikam_samarkandskogo_foruma_po_pravam_cheloveka_molodezhy_2020_globalnaya_solidarnosty_ustoychivoe_razvitie_i_prava_cheloveka--fx (18th August, 2020).

結語

冷戦終結後、ソビエト国際法および西欧先進国の構築した伝統的国際法の対立は解消され、真に地球規模の国際共同体の法としての国際法が出現した。同時期に旧ソビエト連邦から独立した諸国も、新しい国際共同体の一員として、国際法を定立し、かつ受容することとなった。国際法は、何世紀にも及ぶ多くの国家の世代の外交政策的な行動によって普遍的、地域的、二国間の水準で漸進的に発達している。自国の政治を実施する際に達成される国家間の「基本合意」は、国際法の原則の文脈において保証される。

国家は、相互に受け入れられる安定的な国際秩序の基礎となる国際法に基づき、相互関係を構築する。しばしば競争はあるが、共通のまたは異なる利益を有する国家間の関係を調整する法的拘束力をもつ規則は国際法以外に存在しないと確信することができる。

中央アジア諸国を含む地球上の国家は、現在、共通の課題および国際アジェンダに直面している。とりわけ持続可能な開発および経済発展、人権問題、貧困の撲滅、環境保護、自然災害、および二〇一九年以降終息していない COVID-19 のような世界的なパンデミック現象の防止対策といった脅威や課題が存在していると認めなければならない。

学者であり、外交官として活躍された F・マルテンスは「現代国際法の学術的なシステムの基礎には、国際対話の観念が置かれるべきである。それに従い、それぞれの自律国家は他国と共通利益および権利によって結びつけられ、全体を構成する有機的な一部となっている。」と指摘している¹。近代の中央アジア地域における国際法の諸問題について論じた F・マルテンスの実務者としてのキャリアおよび学術研究は、次の三つの要素から成る法律と外交の不可分の統合性を反映してきた。それは、第一に実効的な国際法、第二に平和創造外交、第三に事実および科学的な根拠に基づく諸論考である。

この文脈において、国際関係の調整機能を有する主要な分野としての国際法の知見は、学界、政府要人、外交および司法当局の専門家、行政、非政府および地方自治体の代表者や実務者、さらにビジネス界に日々求められる不可欠な専門的手段であるといえる。

現代の国際法秩序において、国際法に代わるものがないのは明白で、各国にとって自国の政策を実施する際、国際法に基づいて行動することはより有益である。ここ数十年、世界の多くの国家における政策形成および実施過程に対して多様な形態の世論の影響が広がっている。とくに、国家の政治的な活動に関する国際法的な評価の重要性は益々高まって

きている。世界的に認められているメディアにおいて適宜かつ適切に取り上げられているこうした評価または意見は重要である。

そうした中で、国家の政治過程および国際法との相互作用に関する専門的な知見は、国家活動の近代的な法的側面のみならず、実際に機能している国際システムにおいて多面的な学術分野および法以外の知見も含めて学ぶことが現代の国際法専門家に求められている。それは、国際法研究への新鮮かつ挑戦的な方法論といえる²。

現在、あらゆる国の法、人類の法として、普遍的な国際法の成功を語るができる。この過程は常に進化しているものの、諸国の国内法制度を通じて、国際法の全ての規範が承認され、または実効的に適用されていると過信されてはならない。国際法は、各国の国内法、第一に行政および法関係に直接的に影響を及ぼしているので、そのことを考慮して国際法を検討することが求められている。何世紀にもわたる国際法の理論的研究は、国際法の最も現実的な問題に関する法学者の科学的解釈の成果を効果的に映し出している。たとえば、国際法の科学研究と、国家の外交政策、多国籍企業および金融機関の対外経済活動の法的実施には、総じて有機的な関連性がある。かかる背景の下で、国際法は多くの研究者や実務家、また、概して法曹界を引きつける法学の有望な分野であり、変わらない「浸透性」および需要が存在している。

三〇年前に独立したウズベキスタンは、中央アジア地域および世界規模の国家間の相互利益および相互信頼がある協力関係を尊重しつつ、平和的かつ実りある相互作用を保証する国際法秩序を強化すべく、適切な貢献を続けてきた。したがって、国際法分野における内外の研究、知識の更なる向上および国際交流は不可欠なものであり続けている。

日本を含むアジア諸国の中には、既存の伝統的特徴と、自己同一性(self-identity)および新たな法文化の調和を維持するのに多大な努力を払った国もある。西洋の法的な伝統に対して否定ではなく尊敬の意を表明しつつ、明治維新の時期を迎えるにあたっての日本が鎖国を解いたように、改革に向けて努力をし続けているウズベキスタンは、国際法の受容および他の分野におけるアジアの国である日本の進歩的な経験および実績を研究することが求められている。

ソビエト連邦時代とは根本的に異なり、現在のウズベキスタンにおいて、国際法および国際関係を専門とする学部や専攻を有する大学、研究センターおよび権威ある外国の高等教育機関の支部が設立されている。年々、国の行政機関および公共団体、非政府組織、民間企業などにとって国際法専門家の需要は高まっている。ウズベキスタンでは若年層の人

口が年々増加していることに鑑みれば、同国の外務省および投資対外貿易省などにおいて国際法専門の職員採用が定期的に実施されていることは一つの特徴といえる。

ここ最近、ウズベキスタンの地方行政機関も権限の範囲内で、海外組織または企業との取極めや合意文書を基礎として、積極的に国際協力および経済連携を展開している。共和国の州、地区および市において、国際交流・対外経済担当の副知事や副市長のポストが創設され、それら担当者が所管する部局では、国際法・対外経済関係の専門家の需要も増えている。さらに、国際法の専門家は、外国との対外貿易関係または経済連携に積極的に関与している公社、商工会議所、民間企業および金融機関にも必要とされている。また、国際機関におけるウズベキスタン共和国国籍者および出身者の活動も注目されている。それぞれのキャリアを基に、彼（彼女）らは、公的推薦または一般応募で採用され、国際あるいは二国間の団体が注目している国際協力分野の質的向上や、外国から共和国への投資誘致や科学技術支援などを促すとともに、同国のイメージ向上および強化に貢献している。こうして、ウズベキスタンの多くの専門家やエキスパートにとって、国際的および二国間の協力団体でのキャリアには、共和国の省庁における勤務経験、海外インターンシップ、および日本を含む世界中の著名な大学での留学経験が活かされているのである。

筆者の場合、ウズベキスタン共和国のI・カリモフ初代大統領が設立した「ウミド基金」の日本留学のパイオニアの一人として、ウズベキスタンから慶應義塾大学大学院法学研究科に留学した。今日に至るまで、尊敬する師である大森正仁教授の弟子であることを誇りに思っている。同教授は、長年にわたり、国際法、外交、金融、経済学、社会学、人権およびその他の分野で専門家教育に取り組んでこられた。大森教授の指導の下で得た知識、研究および日本の長期滞在の多彩で豊かな経験は、ウズベキスタンと日本との間の協力関係の促進を実現するための、日本における筆者の専門活動への確固とした基礎となっている。また、ウズベキスタン共和国が三〇年前に独立したことから、日本への留学も可能となった。このような素晴らしい機会をつくっていただいたウズベキスタン共和国の大統領府および関係する政府機関、慶應義塾大学には深く感謝申し上げる次第である。

また、筆者の個人的な経験や観察から、理論的な知識だけでなく、日本での留学や勤務、両国の多面的な国際交流の日々の接触でキャリアを積んだ貴重な経験は、国際法の専門性を向上させるための優れた訓練になっていると確信している。ウズベキスタンおよび日本の友好関係については、いうまでもなく、両国間の継続的な協力関係の発展および強化は、アジア的な共通性、国民の心情、相互の共感、それぞれの言語や伝統への関心、お

よび民族間の親和や信頼は、偉大なシルクロードの歴史的遺産の豊かな文化に対する関与と敬意に基づくものである³。令和時代となった歴史的な年の二〇一九年一二月に、ウズベキスタン共和国のS・ミルジヨエフ新大統領の日本への初公式訪問が行われ、両国の戦略的パートナーシップ・友好関係の更なる強化および深化にとって、新たな時代に入った⁴。現在、中央アジア諸国と日本の政治的対話、経済協力および文化交流が強化されつつあるが、当該地域の代表的な法制度を有するウズベキスタン共和国における国際法の歴史に関する本研究は、このたび初めて紹介されるものであり、日本の国内法学会および実務者にとっても有益なものになると期待される場所である。

1 国際法の歴史の重要性

国際法の歴史に関する知見は、現代国際法の性質や内容をよりよく理解することに資する。「外交官には人生と歴史が最高の教訓である」という格言にも、そうした意味が含意されている。二一世紀、世界はさらなる国際化と併せて各方面において連携に向けた取り組みが行われている。一方で、さまざまな局面においては依然として分断状態が続いている。あるいはそれぞれの国家における差異、「西洋的思考」と「東洋的思考」といった思想や思考の対立、あるいはそれぞれの国家における法制度の特徴性など、さまざまな面で異質性もしくは差異性が存在している。こうした民族、言語および文化の集団生活を、仮にも統一しようとするれば、それぞれの集団の今日の状態が、それぞれの歴史によって形成されてきたという事実との関係から、相克を引き起こすことになるだろう。

2 国際法の歴史の研究を取り巻く社会的背景

現代国際法は、「世界共同体」を規律する法として重要な役割を果たしている。それは、国家および国家間の法的諸問題に関する長年の取り組みの結果として生まれてきたものである。現在、中央アジア地域を中心とした国際法の歴史の研究および調査は、ウズベキスタンにおいては、学会、立法府および行政機関において積極的に進められようとしている。とくに、二〇一六年以降の教育分野を含む積極的な開発計画に関する行動戦略については、活発にかかる問題につき検討が行われている。他方、日本においては、かかる分野について、これまでほとんど研究が進められていない状況である。この点、その研究対象となる個々の題材については、国際関係論、外交論および地域研究などの研究論文や学術的著作の中に見出すことができ、また、特に中央アジアの歴史の資料（アジアおよび日本の研究者の執筆した研究を含む）にも見ることができるところを指摘しておきたい。もっとも、法的、とりわけ国際法の歴史についての本格的な研究は、現在のところ、依然として見出せ

ないのである。

3 本研究の学術的および実践的意義

1. 本研究の実用的な価値として、本研究が、ウズベキスタンにおける国際法の歴史および世界における国際法の歴史的な過程の中で、ウズベキスタンの国際法の位置づけを確認するため、外交史、国際関係史、特にウズベキスタンの歴史から国際法の歴史に関する資料の体系的かつ具体的な研究に取り組んでいることが挙げられる。
2. 本研究によって、本研究対象についての新たな知識を立証することができた。また、本研究の内容は、ウズベキスタンの大学における国際法のカリキュラムの概論や原論の教材としても役立つものとする。本研究において記述した重要な伝記的資料は、そのことだけをもってしても、独自の歴史的な特定の題材として、例えば比較法および外交史といった分野での歴史的な導入として有用である。
3. 本研究の意義として、ウズベキスタンおよび中央アジア地域において、特定の歴史的期間に、国際法・歴史文献に関する多くの情報の蓄積があることを発見した上で、記述されたということがある。長い歴史的な時間を対象として、国際法の歴史および理論、国際法の主題、条約法および外交法など、現代国際法に連なる最も重要な諸問題につき資料を収集し、分析を行っていることが挙げられる。
4. 得られた国際法研究の成果は、他の法分野のみならず、歴史学、国際関係、社会学および文学などの分野でも応用することができ、一般史、法制史および法思想の分野における包括的な学際研究を、さらに発展させるための基盤としての活用も想定している。また、本研究において用いた研究手法は、歴史学、哲学および法学の分野で活躍する専門家にとっても参考となることが期待される。したがって、何よりも筆者自身が、本研究によって得られた情報は、学際的な性質を有しているがゆえ、相互重複的な隣接分野の研究としても、活用に耐えるものであると考える。
5. 本研究によって得られた結論は、理論的な領域でのさらなる発展においても有用である。また、著者が分析に用いた多言語の具体的な歴史的資料は、各種の研究においても確かな資料として利用することができる。
6. 本研究の要点や結論は、ウズベキスタンおよび中央アジアの問題を研究している外国人の専門家にも興味を抱いていただけると考えている。人類の科学進歩および国際開発における日本の世界的なプレゼンスおよび特有のブランド力の魅力、日系ビジネスおよび産業界を含む民間組織、地方公共団体およびこれら地域との国際協力の活性化は、

ウズベキスタンおよび日本の間で国際協力分野に携わっている専門家の建設的な交流、ならびに相互利益をもたらす定期的な情報交換の意義を高めている。その意味で、日本の政府機関、公共機関、地方自治体、学術および経済団体、ならびに企業なども、連携して活動をする際に本論文への参照が有益であることを望むものである。

4 研究素材について

本研究で取り扱った資料の多くは、言語学および地理的な関係性から日本において知られていないものも多いことから、ここで紹介することとする。

(1)公開されている古文書のアーカイブおよびデータベース。

ウズベキスタン共和国の、アリー・シール・ナヴァーイ記念国立ウズベキスタン図書館、科学アカデミー東洋研究所、タシケント国立東洋大学、タシケント国立法科大学、ブハラ国立大学、外務省所属の世界経済外交大学、慶應義塾大学図書館に収蔵されている英語、アラビア語、トルコ語、ロシア語およびウズベク語の豊富な文献と写本を渉猟および参照した。さらに、考古学および民族学的コレクション、条約集および写本のコレクションは、上述の資料の相当部分を占めているが、そのほとんどが原本である。この種の第一次資料を扱う上での最大の困難は、異なる言語で執筆された文書および資料を解析および分析し、最終的に日本語に翻訳する作業にある。本論文において使用されたアーカイブ資料の全配列を試みたが、それらに含まれる資料の情動的価値、高い知的価値、および多様性の豊かさは、刮目に値する。

(2)国際法学者・外交官論文集。

国際法学を代表する各世代および地域の学者と実務者・L.Oppenheim (L・オッペンハイム)、F.Martens (F・マルテンス)、I.Brownlie (I・ブラウンリー)、M.Taube (M・タウベ)、M.Hadduri (M・ハッツリ)、V.Grabar (V・グラバー)、E.Korovin (E・コロヴィン)、R.Tuzmukhammedov (R・トズムハムメドフ)、L.Maksudov 大使 (L・マクスドフ)、K.Karamatov 大使 (K・カラマトフ)、M.Ochilov 大使 (M・オチロフ)、I.Lukashuk (I・ルカッシュック)、G.Tunkin (G・トンキン)、O.Butkevich (O・ブトケヴィッチ)、A.Saidov (A・サイドフ)、R.Hakimov (R・ハキモフ)らによって執筆された著作群は、西洋および東洋の学派を比較研究し、外交活動における国際法の歴史の極めて重要な基礎であることを改めて認識させ、大いに刺激を受けるものであった。なかんずく、二〇世紀に活躍されたバルト系のF・マルテンス教授およびM・タウベ教授の国際法の歴史および近代の中

中央アジア地域における国際法の発達の必要性を求めた著作は、本論文を執筆するための「動力源」となり、筆者の学術活動を開始した時から、正に研究の主軸になっている。とくに、日本の著名な国際法学者である山本草二先生、大沼保昭先生、栗林忠男先生および大森正仁先生の諸著作は、非常に充実しており、その精緻な論理は、国際法の発達における日本の役割への理解および研究にはとりわけ有益であった。また、タシケント国立東洋大学在籍時代、日本語および国際法を勉強していた筆者が初めてお目にかかることができた方が、世界を代表する外交官で、国連人権委員会日本政府代表、国連難民高等弁務官および独立行政法人国際協力機構(JICA)理事長を歴任された緒方貞子先生であったことは幸運であった。また、長年在日活動を応援して下さったユネスコ元事務局長の松浦晃一郎先生、日本およびウズベキスタンに多面的な協力関係の新たなステージを拓かれた在ウズベキスタン共和国日本大使—孫崎亨初代大使、元参議院議員の中山恭子元大使、河東哲夫元大使および加藤文彦元大使をはじめとする歴代の日本大使など、中央アジアとの協力関係を担当された日本の外交官および政府機関の実務者の方々には、中央アジアに関する著作、レポートまたはプロフェッショナルとしてのご助言を賜り、そのお蔭で、充実した実習および研究活動できたことに、深甚なる謝意を表する次第である。

(3) 歴史学の著作および書籍。

古代時代における中央アジアおよびウズベキスタンの古代信仰、部族間の関係、考古学、民族学、宗教学および国際関係史の研究に生涯を捧げた V・バルトルド、M・マッソン、その弟子にあたり筆者と長年交流のある E・ルトヴェラーゼなど、優れた歴史家との精神的な対話は、科学研究の過程で特に資するものがあつた。

(4) ウズベキスタンの政治家、思想家、哲学者および新時代の改革者の作品。

中世および近代のウズベキスタンにおけるティムール帝国およびインドのムガル帝国の国際関係および法制度、帝政ロシア時代におけるジャディード改革についてウズベク語で書かれているウズベキスタン共和国科学アカデミー会員の H.Ziyaev 先生 (H・ジーヨエフ)、B.Akhmedov 先生 (B・アフメドフ) および Mrs.D.Alimova 教授 (D・アリモフ) の代表的な著作は、比較研究の過程において非常に有意義であつた。

(5) 広報・書誌的著作物。

本研究の過程において、次の歴史的人物に関する回想録や実践研究の成果資料も参考にした。イブン・スィーナ (第二のアリストテレスともよばれた大学者、アリストテ

レス哲学と新プラトン主義を結合させヨーロッパの医学および哲学に絶大な影響を与えた)、ナクシュバンディー(イスラーム教スーフィズムの指導者)、チンギス・ハン(モンゴル帝国初代皇帝)、アミール・ティムール(ティムール朝の建国者)、スルターン・バイバルス(実質的なマムルーク朝の建国者)、バーブル(ムガル帝国初代皇帝)、イヴァン四世(イヴァン雷帝、モスクワ・ロシアの初代ツァーリ)、シェイバーニー・ハン(ジョチ・ウルス、チンギス・ハンの孫、モンゴル帝国のヨーロッパ侵攻時の軍事司令官の一人)、ホジャ・アフラール(イスラーム神学者)、フダーヤール・ハン(コーカンド・汗国最後のハン)、イسلام・ホジャ(ヒバ・汗国の最後の首相、ジャディード運動の指導者)、ロックフェラー家、ロスチャイルド家、ピョートル・ストルイピン(ニコライ二世期の帝政ロシア政府の首相)、グリゴリー・ラスプーチン(帝政ロシア末期の祈祷僧)、スターリン(J.Stalin)・フルシチョフ(N.Khrushchev)・ブレジネフ(L.Brezhnev)およびアンドロポフ(Y.Andropov)(ソビエト連邦最高指導者)、ボリス・エリツィン(ロシア連邦大統領)、I・カリモフ(ウズベキスタン共和国初代大統領)、S・ミルジヨエフ(ウズベキスタン第二代大統領)である。

(6) 百科事典・地域研究資料。

百科事典などの情報、地域研究資料および現地訪問で豊富な情報を得た。ウズベキスタンの古代都市および地域ータシケント、ブハラ、ヒバ、コーカンド、サマルカンド、テルメズ、カラカルパク自治共和国、旧ソビエト連邦の中心地モスクワ、サンクトペテルブルク、日本の研究拠点東京、京都、奈良、神戸、北海道大学、筑波大学、早稲田大学、一橋大学、東洋大学、立正大学、奈良大学、奈良県立橿原考古学研究所、東京海洋大学、立命館アジア太平洋大学、ヨーロッパの科学の中心地パリ、F・マルテンスおよびB・タウブの故郷エストニアのタルトゥ市、リガ市(ラトビアの首都)、ブダペスト市、ウィーン市などである。

筆者は、中央アジア諸国の国際法分野に関する日本語による質的および量的な文献の不足、また、周知されている知識範囲が極めて限定的であることにつき、多くの意見および議論に繰返し遭遇してきた。これら事実に関しては、特定の文化的枠組みに捉われることなく、アジアおよび東洋を含む世界のさまざまな地域における国際法の起源および確立の側面につき、日本およびウズベキスタンの学者を含めて、幅広く国際社会に情報を提供し、それら問題を共同で研究し、相互の利益を追求することが急務と思われる。

東洋の古事成語に「温故知新」がある。このことは、常に多面的な対話および紛争が生じる現在の複雑な時代において本論文のような学問分野を探究することは、国家間の相互交流を促し、世界中の国家および各地域の文化的、民族学的および歴史的発展の特徴を理解するための共通な基盤として貢献しうることを含意している。筆者はまた、シルクロードの中心地であるウズベキスタンの歴史および文化遺産に関心を抱く日本の学界および一般読者の双方に、本論文を日本語で紹介すべく、ウズベキスタンにおける国際的な法規範、原則および思想形成の研究に取り組んでいる。ウズベキスタンの国際法の歴史を研究する上で、文献情報は極めて不可欠のものであることは論を俟たない。本論文において、世界の文化および文明が当該地域の国家の発展に与えた影響につき、古代ギリシアにおける出版物および翻訳書、古代ペルシアの文物に関する研究史、およびアラビア語を専門とする歴史家による三つの側面から、当時の統治者および偉大な武人などの活動に関する研究も含めている。

これら文献の検討から徐々にみえてきたことは、ヨーロッパ公法が成立してゆく傍ら、中央アジアにおいても、より正確に言えば、ヨーロッパ公法以上に、伝統的国際法に与えた影響は大きかったということである。世界の国際法の歴史に関する多くの文献は、このことについて、ほとんど述べられていない。本論文で詳述してきたように、現実として、中央アジアの古代以降の法規範の発展は、多民族および多文化が共生共存し、交差する歴史の中で確実に国際法を形成する一端を担っていたのである。その意味で、地球規模での東西を結ぶ中継地点としてのみならず、ウズベキスタンおよび中央アジア地域は、法文化にすら影響を大きく与えた中心地といえることができる。この学問分野は、これから一層、検討する余地がある所以である。

以上を踏まえ、本論文では、ウズベキスタン共和国における国際法の歴史について、慶應義塾大学大学院でこれまでの研究および自らの実務キャリアを活用し、従前の必ずしも十分とは言えない分析に対して、客観性を念頭に置いて、事実に基づき執筆するよう努めた。本論文が、日本の法曹界および幅広い社会分野の方々にとって、ウズベキスタンの国際法の発展と法制度を理解する一助となれば幸いである。

[付記] 本論文で展開される議論は、あくまでも筆者個人の見解であって、ウズベキスタン共和国および関連する所轄官庁など見解を代表するものではないことをここに明記する。なお、一般財団法人日本ウズベキスタン・シルクロード財団、在京ウズベキスタン共

和国大使館および東京海洋大学の中田達也特任准教授には格別のお世話になった。深甚な謝意を表する次第である。

-
- ¹ Мартенс, Ф.Ф. 1 Современное международное право цивилизованных народов. 3-е изд. СПб.: Тип. А. Бенке. 1895. С.430. (Martens, F.F. 『文明諸国民の現代国際法[第三版]』第一巻、(A. Benke 出版、一八九五年) 四三〇頁。)
- ² Vylegzhanin, A.N., Dudikina I.P. *The Politics of International Law as a Concept*, 4 MOSCOW J. INT'L L., 21-37 (2016).
- ³ Азербайев, Э.Г. «О лексике японского и тюрского языков, связанной с терминами родства». *Советская тюркология*: Баку, 1986. No.4, С.58-68 (Azerbaiyev, E.G. 『親族関係に関連する日本語とチュルク語の共通する語彙について』ソビエト・チュルク学研究雑誌四号(一九八六年)五八一六八頁。)
- ⁴ Постановление Президента Республики Узбекистан No.ПП-4553 «О мерах по дальнейшему расширению и укреплению двухстороннего сотрудничества между Республикой Узбекистан и Японией» от 28 декабря 2019г. Национальная база данных законодательства, 30.12.2019г. (Узбекистан Республикаси Президентин 2019 йил декабрнинг 28 куниндаги ПП-4553-сонли қарори билан Ўзбекистон Республикаси ва Япония ўртасидаги икки томонлама ҳамкорликни янада кенгайтириш ва қўллаб-қувватлаш чора-тадбирлари тўғрисида) (二〇一九年十二月二十八日発効、ウズベキスタン共和国「国立法律データベース」(二〇一九年十二月三〇日)))

参考文献・資料

1. 文献

(1) 第 I 部

a. 英語 (第 I 部)

- ADCOCK, F., MOSLEY, D.J. DIPLOMACY IN ANCIENT GREECE (Thames and Hudson, 1975).
- AGER, S. INTERSTATE ARBITRATIONS IN THE GREEK WORLD 337-90 B.C (University of California Press, 1996).
- Ago, R. *The First International Communities in the Mediterranean World*, in THE BRITISH YEARBOOK OF INTERNATIONAL LAW. 1982 (Oxford, 1983).
- ANAND, R.P. CONFRONTATION OR COOPERATION? INTERNATIONAL LAW AND DEVELOPING COUNTRIES (1986).
- Artzi, P. *The influence of political marriages on the international relations of the Amarna age*, in La Femme dans le Proche – Orient Antique Compte Rendu de la XXXIIIe Rencontre Assyriologique Internationale 7-10 (juillet 1986) (1987).
- BEDERMAN, D. INTERNATIONAL LAW IN ANTIQUITY (Cambridge, 2001).
- Bedi, S. N. *The Concept of Alliance in Ancient India*, 17 INDIAN JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW (1977).
- Bendix, Reinhard. *Kings or People. Power and the Mandate to Rule* (University of California Press, 1978).
- BHATIA, H.S. INTERNATIONAL LAW AND PRACTICE IN ANCIENT INDIA (1977).
- BRIERLY, J. THE LAW OF NATIONS. AN INTRODUCTION TO THE INTERNATIONAL LAW OF PEACE (1963).
- Butkevych, O. V. *History of Ancient International Law: Challenges and Prospects*, 5 JOURNAL OF THE HISTORY OF INTERNATIONAL LAW No.2 (2003).
- BUTLER, W.E. ed. INTERNATIONAL LAW IN COMPARATIVE PERSPECTIVE (1980).
- CASSON, L. SHIPS AND SEAMANSHIP IN THE ANCIENT WORLD (1971).
- CASSON, L. TRAVEL IN THE ANCIENT WORLD (1974).
- CASSON, L. ANCIENT TRADE AND SOCIETY (1984).
- Carneiro R. L. THE CHIEFDOM AS PRECURSOR OF THE STATE (Kautz. J, trans. to the Statehood in the New World, 1981).
- Chen, Shih-Tsai. *Equality of States in Ancient China*, 35 AMERICAN JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW No 4. (1941).
- Classen, H.J.M. *The Internal Dynamics of the early State*, 25 CURRENT ANTHROPOLOGY (1984).
- COHEN, R., WESTBROOK R. ed. AMARNA DIPLOMACY : THE BEGINNINGS OF INTERNATIONAL RELATIONS (2000).
- CUNLIFFE, B. GREEKS, ROMANS AND BARBARIANS. SPHERES OF INTERACTION (1988).
- ELIAS LEIDEN, T. O. AFRICA AND THE DEVELOPMENT OF INTERNATIONAL LAW (1972).
- Halpern, B., Hobson, D.W. eds. LAW, POLITICS AND SOCIETY IN THE ANCIENT MEDITERRANEAN WORLD (1993).

- KALTER, JOHANNES., Pavaloi, MARGARETA. ed., UZBEKISTAN (Thames and Hudson, 1997).
- Larsen, M. T. *The old Assyrian city – state and its colonies*, 4 MESOPOTAMIA (Copenhagen Studies in Assyriology, 1976).
- NARAIN, A.K. THE INDO-GREEKS (Oxford, 1957).
- Onuma, Yasuaki. *When was the Law of International Society Born? An Inquiry of the History of International Law from an Intercivilizational Perspective*, 2 JOURNAL OF THE HISTORY OF INTERNATIONAL LAW No.1. (2000).
- Onuma, Yasuaki. *Symposium: “When was the Law of International Society Born?”*, 6 JOURNAL OF THE HISTORY OF INTERNATIONAL LAW No.1. (2004).
- PARPOLA, S., WATANABE, K. eds. NEO-ASSYRIAN TREATIES AND LOYALTY OATHS (1988).
- Strabon. *The Geography of Strabon*. v. V-VII. [Jones, H.L. trans. The Loeb Classical Library (1954-1961).
- SYKES, P.M. 1 & 2 A HISTORY OF PERSIA (2d. 1921).
- WATSON, A. INTERNATIONAL LAW IN ARCHAIC ROME. WAR AND RELIGION (2000).

b. ロシア語・ウズベク語 (第I部)

- Ат-Табари. История пророков и царей, IX в МИТТ, т. 1. М.-Л. (1939).
(At-Tabari. History of Prophets and Kings, IX in МИТТ, v. 1. М.-L. (1939).
- Геродот. История в девяти книгах (Перевод Стратановского, Г.А., 1972).
(HERODOTUS. HISTORY IN Nine BOOKS (Stratanovsky, G.A. trans., 1972).
- Липшиц, Е. Э. Очерки истории-очерки истории византийского общества и культуры (1961).
(LIPSHITS, E.E. ESSAYS ON THE HISTORY-ESSAYS ON THE HISTORY OF BYZANTINE SOCIETY AND CULTURE (1961).
- Оппенгейм, Л. Древняя Месопотамия : Портрет погибшей цивилизации- (1980).
(Oppenheim, L. 『古代メソポタミア : 死んだ文明の肖像』 (一九八〇年) 。)
- Саидов, А.Х., Абдуллаев, Е.В. *Зороастрийское право в контексте религиозно-правовых учений древней и раннесредневековой Центральной Азии*, 7 Государство и право (2000).
(Saidov, A.X., Abdullayev, E.V. 「古代および初期の中東中央アジアの宗教的法教的教えの文脈におけるゾロアスター教法」 『国家と法律』 第七卷 (二〇〇〇年) 。)
- Пигулевская, Н., Якубовский, А., Петрушевский, И., Строева, Л., Белиницкий, А. История Ирана-История с древнейших времен до конца XVIII в. (1958).
(PIGULEVSKAYA, N., YAKUBOVSKY, A., PETRUSHEVSKY, I., STROEVA, L., BELINITSKY, A. HISTORY OF IRAN-HISTORY FROM ANCIENT TIMES TO THE END OF the XVIII CENTURY (1958).
- Полибий. Всемирная история в 40 книгах (Перевод Мищенко, Ф.Г., 1890-1899).
(POLYBIUS. WORLD HISTORY IN 40 BOOKS (Mishchenko. F.G. Trans., 1890-1899).
- Циммерман, М. История международного права с древнейших времен до 1918 года (Прага, 1924).
(Zimmerman, M. 『古代からの一八一八年までの国際法の歴史』 (一九二四年) 。)
- Плутарх. Александр (Перевод Сергеенко, М.Е., - В книге Арриан. Поход Александра, 1962).
(PLUTARCH. ALEXANDER (Sergeenko, M.E. trans., - In the book of Arrian.

- Alexander's campaign, 1962).
- Ртвеладзе, Э.В. В локализации "греческой" переправы на Оксе, 4 ВДИ (1977).
(Rtveladze, E.V. In the localization of the "Greek" crossing on the Oksa, 4 ВАН (1977).
- Руф Квинт Курций. История Александра Македонского. (Под редакцией Соколова, В.С., 1963).
(RUFUS QUINTUS CURTIUS. HISTORY OF ALEXANDER THE GREAT. (Sokolov, V.S. ed., 1963).
- Страбон. География в 17 книгах (Перевод Стратановского, Г.А., 1964).
(STRABO. GEOGRAPHY IN 17 BOOKS (Stratanovsky, G.A. trans., 1964).
- Фердросс, А. Международное право (1959.).
(Verdross, A. 『国際法』 (一九五九年) 。)
- 1 История Византии (Удальцов, З.В. ред., Наука, 1967).
(1 HISTORY OF BYZANTIUM (VLADIMIROVNA, U.Z. ed., Nauka, 1967).
- 2 История Византии (Каждан, А.П. ред., Наука, 1967).
(2 HISTORY OF BYZANTIUM (KAZHDAN, ALEXANDER ed., Nauka, 1967).
- 3 История Византии (Литаврин, Г.Г. ред., Наука, 1967).
(3 HISTORY OF BYZANTIUM (LITAVRIN, G.G. ed., Nauka, 1967).
- Известия русского комитета для изучения Средней и Восточной Азии в историческом, археологическом, 1 лингвистическом и этнографическом отношении, (1903).
Proceedings of the Russian Committee for the Study of Central and East Asia in the Historical, Archaeological, 1 Linguistic and Ethnographic Respect, (1903).

с. 邦語 (第 I 部)

- 青木健『ゾロアスター教』 (講談社、二〇〇八年)。
- エドワード・H・シェーファー (伊原弘監修・吉田真弓訳) 『サマルカンドの金の桃』 (勉誠出版、二〇〇七年)。
- 相馬隆『絹の道を西にたどる 安息隊商歷程考』 (東京新聞出版局、一九八二年)。
- ヘロドトス (松平千秋訳) 『歴史 中』 (岩波書店、一九七二年)。
- 宮脇昭編集『アジア仏教美術論集 中央アジア I ガンダーラ～東西トルキスタン』 (中央公論美術出版、二〇一七年)。
- ユネスコ東アジア文化研究センター『日本における中央アジア関係研究文献目録一八九七～一九八七年三月』 (ユネスコ東アジア文化研究センター、一九八八年)。

(2) 第 II 部

a. 英語 (第 II 部)

- BARTOLD, V.V. MIR Ali-SHIR [FOUR STUDIES ON THE HISTORY OF CENTRAL ASIA (Minorsky, V., Minorsky, T. trans. from the Russian, 1962).
- CHRISTOPHER, P. THE ETHICS OF WAR AND PEACE. AN INTRODUCTION TO LEGAL AND MORAL ISSUES (1999).
- FRANKFORT, H. THE BIRTH OF CIVILIZATION IN THE NEAR EAST (1959).
- FREY, L.S., FREY, M.L. THE HISTORY OF DIPLOMATIC IMMUNITY (1999).
- ONUMA, YASUAKI ed. A NORMATIVE APPROACH TO WAR: PEACE, WAR, AND JUSTICE IN

- HUGO GROTIUS (1993). 日本語では、大沼保昭編『戦争と平和の法－フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、正義』（東信堂、一九九五年）。
- Shabtai, Rosenne. *The influence of Judaism on the Development of International Law*, Netherlands ILR 119,139 (1958).
- SUN TZU. THE ART OF WAR (Oxford, 1963). (孫子『兵法』)。
- TRITTON, A. THE CALIPHS : THE CALIPHS AND THEIR NON MUSLIM SUBJECTS (1930).
- VERZIJL, J.H.W. INTERNATIONAL LAW IN HISTORICAL PERSPECTIVE (1968).
- VINOGRADOFF, P. ROMAN LAW IN MEDIEVAL EUROPE (1909) (2001).
- VINOGRADOFF, P. CUSTOM AND RIGHT (2000).
- Tabari. *Tarikh at-Tabari par Abu Jafar Mohammad ibn Jarir at-Tabari*, (edition critique par M. Abu-i-Fath Ibrahim, I-X, Le Caire, 1960-1969).
- THE PROPHET OF ISLAM MUHAMMAD. A BIOGRAPHY AND PICTORIAL GUIDE, FEATURING THE MORAL BASES OF ISLAMIC CIVILIZATION (4th., 2016).

б. ロシア語・ウズベク語（第Ⅱ部）

- Бартольд, В.В. 2 Четыре исследования по истории Средней Азии [Перевод с русского : Минорских, В. и Минорских,Т., Улуг-бег (1958).
(BARTOLD, V.V. 2 FOUR STUDIES ON THE HISTORY OF CENTRAL ASIA (Minorsky,V. and Minorsky,T. trans. from the Russian Ulugh-beg (1958).
- Гафуров, Б.Г., Литвинский., Б.А.Средняя Азия в древности и средневековье -История и культура- Академия наук СССР, Институт Востоковедения (главная редакция восточной литературы, Наука ,1977).
(GAFUROV, B. G., LITVINSKY, B.A. CENTRAL ASIA IN ANTIQUITY AND THE Middle AGES -HISTORY AND CULTURE- USSR ACADEMY OF SCIENCES, INSTITUTE OF ORIENTAL STUDIES (oriental literature ed., Nauka, 1977).
- Лен-Пуль. Мусульманские династии. Хронологические и генеалогические таблицы с историческими введениями 7 (Перевод с английского с примечаниями и дополнениями : Бартольд, В.)(1899).
(LEN-PUL. MUSLIM DYNASTIES. CHRONOLOGICAL AND GENEALOGICAL Tables WITH HISTORICAL INTRODUCTIONS 7 [Bartold, V. Tra. (from English with notes and additions) (1899).
- Сухарева, О.А. *Костюм народов Средней Азии. Историко-этнографические очерки*, Академия наук СССР. Институт этнографии им. Н. Н. Миклухо-Маклая (Издательство "Наука",-1979).
(Sukhareva, O.A. *Costume of the Peoples of Central Asia. Historical and Ethnographic Essays*, USSR Academy of Sciences. Institute of Ethnography. N.N. Miklouho-Maclay.(Nauka, 1979).
- Строева, Л.В. *Возникновение государства Тимура*, 3 востоковедческих наук (1952).
(Stroeva, L.V. *The emergence of the state of Timur*, 3 востоковедческих наук (1952).
- Тер-Геводнян, А.Н. Армения и Арабский халифат (Академия наук Армянской ССР, Институт Истории. Издательство: АН Армянской ССР, 1977).
(TER-GEVODNYAN, A.N. ARMENIA AND THE ARAB CALIPHATE (Academy of Sciences

of the Armenian SSR Institute of History, Publishing house of the Academy of Sciences of the Armenian SSR, 1977).

c. 邦語 (第Ⅱ部)

マルコ・ポーロ (月村辰雄、久保田勝一訳) 『東方見聞録』 (岩波書店、二〇一二年) 五七—五九頁。

(3) 第Ⅲ部

a. 英語 (第Ⅲ部)

ABBOT, JAMES. 1 NARRATIVE OF A JOURNEY FROM HERAUT TO KHIVA, MOSCOW, AND ST. PETERBURG DURING THE LATE RUSSIAN INVASION OF KHIVA (1856).

ALLWORTH, EDWARD. CENTRAL ASIA : A CENTURY OF RUSSIAN RULE (Columbia University Press, 1989).

FAWCETT, J.E.S. THE LAW OF NATIONS (1968).

GREWE, W. THE EPOCHS OF INTERNATIONAL LAW. (2000).

GROSSER, RENE. THE EMPIRE OF THE STEPPES: A HISTORY OF CENTRAL ASIA (Walford, Naomi. trans., Rutgers University Press, 1970).

PIERCE, RICHARD A. RUSSIAN CENTRAL ASIA 1867-1917: A STUDY IN COLONIAL RULE (University of California Press, 1960).

SCHUYLER, E. 1 & 2 TURKISTAN; NOTES OF A JOURNEY IN RUSSIAN TURKISTAN, КНОКАНД, БУКХАРА AND КУЛДЖА (5th ed.1876).

b. ロシア語・ウズベク語 (第Ⅲ部)

Бартольд, В.В. 1 Четыре исследования по истории Средней Азии (1956) С. 1-68. (Минорских, В. и Т., Краткая история Туркестана, Перевод с русского 1958) (1962).

(BARTOLD, V.V. 1 FOUR STUDIES ON THE HISTORY OF CENTRAL ASIA

(1956) 1-68. (Minorsky V. & T. trans., A short history of Turkestan 1958) (1962).

Бартольд, В.В. 3 Четыре исследования по истории Средней Азии)(1958) С. 73-170 (Минорских, В. и Т., История туркменского народа Перевод с русского, 1958) (1962).

(BARTOLD, V.V. 3 FOUR STUDIES ON THE HISTORY OF CENTRAL ASIA (1958)

73-170. (Minorsky V & T. trans., A history of Turkman people, 1958) (1962).

Бартольд, В.В. 2 Общие работы по истории Средней Азии. Работы по истории Кавказа и Восточной Европе часть 1 (Издательство восточной литературы, 1963).

(BARTOLD, V.V. 2 GENERAL WORKS ON THE HISTORY OF CENTRAL ASIA. WORKS ON THE HISTORY OF THE CAUCASUS AND EASTERN EUROPE pt.1 (Oriental Literature Publishing House, 1963).

Бартольд, В.В. 2 Работы по отдельным проблемам истории Средней Азии, часть 2. Издательство Наука (1964).

(BARTOLD, V.V. 2 WORKS ON SELECTED PROBLEMS OF THE HISTORY OF CENTRAL

- ASIA § 2 (Nauka Publishing House, 1964).
- Miropiev, M.A. Opolozhenii russkikh inorodtsev (On the status of russian foreigners). (Synodalnaya Tipografia, 1901). (in russian).
- Наливкин, В.П. Краткая история Кокандского ханства, (1886) С.190-191.
(NALIVKIN, V.P. A BRIEF HISTORY OF THE KOKAND KHANATE ,190-191 (1886).
- Умняков, И.И. *Международные отношения Средней Азии в начале XVвека. Сношения Тимура с Византией Францией*, - "Труды УзГУ", Исторический факультет, С. 179-200. (1956).
(Umnyakov, I.I. *International Relations of Central Asia at the Beginning of the 15th Century. Timur's Relations with Byzantium France*, - "Proceedings of UzGU", Faculty of History, 179-200 (1956).
- 1 Collection of Operating Treaties 324 (1889) (in russian).

с. 邦語 (第三部)

- V・V・バルトリド (小松久男訳) 『トルキスタン文化史 1』 (平凡社、二〇一一年)。
V・V・バルトリド (小松久男訳) 『トルキスタン文化史 2』 (平凡社、二〇一一年)。
ウェ・バルトリド (長沢和俊訳) 『中央アジア史概説』 (角川書店、一九六六年)。
ヘデン (福田宏年訳) 『シルクロード 下』 (岩波書店、一九八四年) 一二一—一三六頁。

(4) 第四部

a. 英語 (第四部)

- BROWNLIE, I. THE RIGHTS OF PEOPLES IN MODERN INTERNATIONAL LAW (Crawford, J. ed., The Rights of People 5, Clarendon Press, 1988).
- Butler, W.E. *Russian International Lawyers in Emigration: The First Generation*, 3 JOURNAL OF THE HISTORY OF INTERNATIONAL LAW №.2 (2001).
- Galuzo, Petr G. *Turkestan-koloniia* (Tashkent: Gosudarstvennoe Izdatelstvo UzSSR, 1935).
- FERRIER, J.P. HISTORY OF AFGHANS (Jesse, William. trans., John Murray, 1858).
- GRABAR, V.E. THE HISTORY OF INTERNATIONAL LAW IN RUSSIA 1647–1917 (Butler, W.E., Grabar, V.E. ed. & trans. Profile of a Russian International Legal Historian, 1990).
- Hellmann, D. JAPANESE FOREIGN POLICY AND DOMESTIC POLITICS. THE PEACE AGREEMENT WITH THE SOVIET UNION (1969).
- KIM, Y. JAPANESE-SOVIET RELATIONS. INTERACTION OF POLITICS, ECONOMICS AND NATIONAL SECURITY (1974).
- Korovin, E. *International law of the Transitional Period* 59. (Moscow 1924).
- PISAR, S. COEXISTENCE AND COMMERS. GUIDELINES FOR TRANSACTIONS BETWEEN EAST AND WEST (1970).
- Pryor, F.L. The Communist Foreign Trade System (1963).
- TUKES, G. THE SOVIET UNION IN ASIA. (1973).
- TUNKIN, G. LAW AND FORCE IN THE INTERNATIONAL SYSTEM ,156. (Progress Publishes, 1985).
- Tunkin, G. *Politics, Law and Force in Interstate System*, 219 RdC 250 (1989-VII).

b. ロシア語・ウズベク語（第IV部）

- Abdushukurov, Razzaq. *The Flourishing of Uzbek Socialist Nation*, Tashkent:Gosudarstvennoe Izdatelstvo UzSSR (1962).
- Alexeyenkov, P. "Kokand Autonomy." *Revolution in Central Asia*, 36 (1928), (in Russian).
- Aminova, R. Kh. 1 History of Uzbek Soviet Republic, (Tashkent: Izdatelstvo "Fan" UzSSR, 1967) (in Uzbek and Russian).
- Блищенко, И.П. Дипломатическое право. 2-е издание, исправленное и дополненное. (Высшая школа, 1990).
- BLISHCHENKO, I.P. DIPLOMATIC LAW. 2d., (Vyshsaya shkola, 1990).
- Дурденевский, В.Н., Крылов, С.П. Организация объединенных наций, Сборник документов, относящихся к созданию и деятельности, (1956).
- Durdenevsky, V.N., Krylov, S.P. *Organization of the United Nations*, COLLECTION OF DOCUMENTS RELATED TO THE ESTABLISHMENT AND ACTIVITIES, (1956).
- Зорин, В.А. Основы дипломатической службы (1977).
- ZORIN, V.A. FUNDAMENTALS OF THE DIPLOMATIC SERVICE (1977).
- Ильин, Ю.Д. Основные тенденции в развитии консульского права (1975).
- ILYIN, YU.D. MAIN TRENDS IN THE DEVELOPMENT OF CONSULAR LAW (1975).
- История Узбекской ССР. т.I, кн. 1-2 (Ташкент, 1952). (1 HISTORY OF THE UZBEK SSR №.1-2. (Tashkent, 1952). (『ウズベキスタン・ソビエト社会主義共和国の歴史』第一巻(一号二号)(一九五二年)。)
- Крупянюк, М.И. *Советско-японские экономические отношения*, Издательство «Наука» (Главная редакция Восточной литературы, 1982).
- Krupyanko, M.I. *Soviet-Japanese economic relations*. Publishing house "SCIENCE", (Main edition of Eastern literature, 1982).
- Лукашук, И.И. Международное право - Рос. акад. наук : Ин-т государства и права, Академ. правовой ун-т - Серия «Библиотека студента» - (Изд. 3-е - перераб. и доп. Волтере Клувер, 2010).
- (LUKASHUK, I.I. INTERNATIONAL LAW. GREW UP. ACAD. SCIENCES : - INSTITUTE OF STATE AND LAW, ACADEMY, LEGAL UNIVERSITY-SERIES "STUDENT'S LIBRARY" (3d ed. Voltere Kluver, 2010).
- (Lukashuk, I.I. 『国際法—概論：法学部や高等教育機関の学生のためのテキスト 学生選書(第三版)』(モスクワ：ウォルターズクローバー、二〇一〇年)。)
- Миронов, Н.В. Правовое регулирование внешних сношений СССР (1971).
- MIRONOV, N.V. LEGAL REGULATION OF EXTERNAL RELATIONS OF THE USSR (1971).
- Никифоров, Д.С., Борунков, А.Ф. Дипломатический протокол СССР, принципы, нормы, практика (1985).
- NIKIFOROV, D.S., BORUNKOV, A.F. DIPLOMATIC PROTOCOL OF THE USSR, PRINCIPLES, NORMS, PRACTICE (1985).
- Mukhamedova, R. Kh. Presidium Verkhovnogo Soveta Soyuznoi Respubliki. (Documents of Supreme Council of Soviet republic) (Izdatelstvo "Fan" UzSSR, 1980). (in Uzbek and Russian).
- Первое ежегодное собрание Советской ассоциации международного права.

- Советский ежегодник международного права 1958 (1959).
 (「ソビエト連邦国際法協会の第一回年次総会、ソ連国際法年鑑一九五八年
 (一九五九年)。」)
- Сандровский, К.Н. Право внешних сношений (Киев,1986).
 SANDROVSKY, K.N. THE RIGHT TO EXTERNAL RELATIONS (Kiev,1986).
- Танюшкин, Б.В. Дипломатическое право международных отношений. (1972).
 TANYUSHKIN, B.V. DIPLOMATIC LAW OF INTERNATIONAL RELATIONS (1972).
- Taube, M. 1 The history of the Eemergence of Modern International Law. (Middle Ages).
 Introduction and General Part (1894).
 Таубе, М. 1 История зарождения современного международного права.(Средние
 Века). Введение и общая часть (1894).
- Тункин, Г.И. Право и сила в международной системе (1983).
 (Tunkin, G. 『国際制度における法と権力』 (一九八三年) 。)
- Чечерин, Г.В. Статьи и речи по международной политике (1961).
 СНЕЧЕРИН, G.V. ARTICLES AND SPEECHES ON INTERNATIONAL POLITICS (1961).
Внешняя Политика СССР 1936-июнь 1941, 4 Сборник документов, (1941).
Foreign Policy of the USSR 1936-June 1941. 4 Collection of documents, (1941).
- Сборник торговых договоров СССР 1941, 1 заключенных с иностранными
 государствами , (1941).
Collection of trade agreements of the USSR 1941, 1 CONCLUDED WITH FOREIGN STATES
 (before January ed. 1941).
- Konstitutsiya (Constitution) of 4w3.UzSSR (Gosizdat UzSSR, 1961).
- Хакимов, Равшан. Узбекская ассоциация международного права. Университет
 мировой экономики и дипломатии, Узбекская Ассоциация международного
 права (Янги аср авлоди, 2016).
 (Khakimov Ravshan. Uzbek Association of International Law. University of World
 Economy and Diplomacy, ("Yangi asr avlodi", 2016).
 (Khakimov Ravshan・ウズベキスタン国際法協会『世界経済外交大学』(新世代、
 二〇一六年) 。)
- Сборник торговых договоров и соглашений СССР с иностранными государствами (1961).
 Collection of Trade Treaties and Agreements of the USSR with Foreign States (1961).
- Соглашения СССР с иностранными государствами по консульским вопросам (1962).
 AGREEMENTS OF THE USSR WITH FOREIGN STATES ON CONSULAR ISSUES (1962).
- Основные действующие договоры и соглашения между СССР и Японией (1966).
 The main Existing Treaties and Agreements Between the USSR and Japan (1966).
- Независимая Африка в документах (1966).
 INDEPENDENT AFRICA IN DOCUMENTS (1966).
- Gazety SSSR. 1917-1960: *Bibliograficheskii spravochnik*, 1 Kniga (Kniga,1970)
 (in russian).
- Tuzmukhammedov.*How the National Question Was Solved in Central Asia*.
 (Moscow: Progress, 1973).
- История международных отношений и внешней политики СССР в трех томах 1917-1987*,
 Москва "Международные отношения", (1986).

History of international relations and foreign policy of the USSR in three volumes, 1917-1987, Moscow "International Relations" (1986).

История юридических наук. История международного права 205-251 (Печатается по: История юридических наук в России) (2009).

HISTORY OF LEGAL SCIENCES. HISTORY OF INTERNATIONAL LAW 205-251 (Reprinted from: History of Legal Sciences in Russia) (2009).

Революции 1917 года в России и Версальско-Вашингтонская система, 11 противоречия и альтернатива. Журнал "Международная жизнь", (2017).

The 1917 Revolution in Russia and the Versailles-Washington System, 11 Contradictions and Alternative. Journal "International Affairs", (2017).

(5) 第V部

a. 英語 (第V部)

AKENHURST, M.A. MODERN INTRODUCTION TO INTERNATIONAL LAW (Sydney, 1987).

CASSESE, A. INTERNATIONAL LAW (2001).

Fitzmaurice, G. *The general principles of international law considered from the standpoint of the rule of law*, in 2 Recueil des Cours. Académie de Droit International (1957).

KELSEN, G. PRINCIPLES OF INTERNATIONAL LAW. (1966).

LAUTERPACHT, H. 1 INTERNATIONAL LAW : THE GENERAL WORKS (1970).

OPPENHEIM, L. INTERNATIONAL LAW, A TREATIES, I, 173-174 (7th, ed.1948).

b. ロシア語・ウズベク語 (第V部)

Мирзиёев, Ш.М. Шавкат. Узбекистон Республикаси Президенти Шавкат

Мирзиёевнинг Бирлашган Миллатлар Ташкилотининг бош ассамблеясининг 72-сессиясидаги нутқини урганиш буйича илмий-оммабоп. Тошкент. 2017.

(Mirziyoyev, Shavkat. The speech of the President of the Republic of Uzbekistan Shavkat Mirziyoyev at the 72nd session of the United Nations General Assembly is popular. Tashkent. 2017.

(S・ミルジヨエフ「第七二回国連総会でのウズベキスタン・シャフカト・ミルジヨエフ大統領の演説」(二〇一七年九月一九日)。)

(https://www.un.int/uzbekistan/statements_speeches/address-he-mr-shavkat-mirziyoyev-president-republic-uzbekistan-unga-72)。

Рахимов, М.А. Современная история взаимоотношений Узбекистана и стран Центральной Азии с ведущими государствами мира (2016).

(RAKHIMOV, M.A. THE MODERN HISTORY OF RELATIONS BETWEEN UZBEKISTAN AND THE COUNTRIES OF CENTRAL ASIA WITH THE LEADING STATES OF THE WORLD (2016).

(Rakhimov, M.A. 『ウズベキスタンおとび中央アジア諸国における世界の主要国との関係の近代史』(二〇一六年)。)

Саидова, Л. Источники современного дипломатического права: международные и национальное законодательство Республики Узбекистан. (Адолат, 2001).

(SAIDOVA, L. SOURCES OF MODERN DIPLOMATIC LAW: INTERNATIONAL AND NATIONAL LEGISLATION OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN (Adolat, 2001).

(Saidova, L. 『現代の外交法の源流：ウズベキスタンの国際法および国内法』（ウズベキスタン共和国法務省法務情報センター「アドラ」、二〇〇一年）。)

Умарухонов, И.М. Республика Узбекистан и международное договорное право (1998).

(UMARAKHUNOV, I.M. REPUBLIC OF UZBEKISTAN AND INTERNATIONAL CONTRACT LAW. (Umarakhunov, I.M. 『ウズベキスタン共和国と国際条約法』（一九九八年）。)

c. 邦語（第V部）

宇山智彦編集『中央アジアを知るための六〇章』（明石書店、二〇〇三年）

帯谷知可編集『ウズベキスタンを知るための六〇章』（赤石書店、二〇一八年）。

オリヴィエ・ロワ（斎藤かぐみ訳）『現代中央アジア』（白水社、二〇〇七年）。

栗林忠男『現代国際法』（慶應義塾大学出版会、一九九九年）。

小松久男＝荒川正晴＝岡洋樹編集『中央ユーラシア史研究入門』（山川出版社、二〇一八年）。

中井愛子『国際法の誕生 ヨーロッパ国際法からの転換』（京都大学学術出版会、二〇二〇年）。

中山恭子『ウズベキスタンの桜』（KTC中央出版、二〇〇五年）。

松浦晃一郎『先進国サミット－歴史と展望』（サイマル出版、一九九四年）。

山本草二『国際法』（有斐閣、一九九四年）。

2. ウズベキスタン共和国国内法令、二国間の条約および協定

1.Соглашение о сотрудничестве государств-участников Содружества Независимых Государств в борьбе с преступностью. Москва, 25 ноября, 1998г. Утверждено постановлением Президента Республики Узбекистан от 5 августа, 2010г, №ПП-1358. Agreement on cooperation of the member states of the Commonwealth of Independent States in the fight against crime. Moscow, November 25, 1998. Approved by the Decree of the President of the Republic of Uzbekistan dated August 5, 2010, PP No.1358.

2.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Китайской Народной Республикой о сотрудничестве в борьбе с терроризмом, сепаратизмом и экстремизмом. Постановление Кабинета Министров Республики Узбекистан от 22 июля 2004г. № 350. Узбекистон Республикаси Халқаро шартномалар туплами. 2004.

Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the People's Republic of China on cooperation in the fight against terrorism, separatism and extremism. Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan dated July 22, 2004. No. 350. Collection of International Agreements of the Republic of Uzbekistan. 2004.

3.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Китайской Народной Республикой о технико-экономическом сотрудничестве. Ташкент, 3 ноября 2007г.

Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the People's Republic of China on technical and economic cooperation. Tashkent, November 3, 2007.

- 4.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Латвийской Республики о сотрудничестве в области предупреждения и ликвидации чрезвычайных ситуаций. Ташкент, 6 октября, 2008г. Утверждено постановлением Президента Республики Узбекистан от 7 января, 2009г. № ПП - 1033.

Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Latvia on cooperation in the field of prevention and elimination of emergencies. Tashkent, October 6, 2008. Approved by the Resolution of the President of the Republic of Uzbekistan dated January 7, 2009. PP - No.1033.

- 5.Договор государств-участников Содружества Независимых Государств о противодействии легализации (отмыванию) преступных доходов и финансированию терроризма. Душанбе, 5 октября, 2007г. Постановление Президента Республики Узбекистан от 21 декабря 2012г № ПП-1882. Вступил в силу для Республики Узбекистан 26 декабря 2012г.

Treaty of the member states of the Commonwealth of Independent States on combating the legalization (laundering) of proceeds of crime and the financing of terrorism. Dushanbe, October 5, 2007. Resolution of the President of the Republic of Uzbekistan dated December 21, 2012 PP-No.1882. Entered into force for the Republic of Uzbekistan on December 26, 2012.

- 6.Постановление Президента Республики Узбекистан об утверждении международных договоров. г. Ташкент, 28 ноября. 2016г. № ПП-2662.

Resolution of the President of the Republic of Uzbekistan on the approval of international treaties. Tashkent, November 28. 2016. PP - No.2662.

- 7.Соглашение между Министерством водного хозяйства Республики Узбекистан и Министерством сельского и водного хозяйства Туркменистана. О сотрудничестве по водохозяйственным вопросам. Ашхабад, 6 марта, 2017г.

Agreement between the Ministry of Water Resources of the Republic of Uzbekistan and the Ministry of Agriculture and Water Resources of Turkmenistan. On cooperation in water management issues. Ashgabat, March 6, 2017.

- 8.Договор между Республикой Узбекистан и Туркменистаном об экономическом сотрудничестве на 2018-2020 годы. Ашхабад, 6 марта 2017г.

Agreement between the Republic of Uzbekistan and Turkmenistan on economic cooperation for 2018-2020. Ashgabat, 6 March 6 2017.

- 9.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Казахстан о межрегиональном сотрудничестве. Астана, 23 марта, 2017г.

Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Kazakhstan on interregional cooperation. Astana, March 23, 2017.

- 10.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Российской Федерации о сотрудничестве в области здравоохранения,

- медицинского образования и науки. Москва, 5 апреля 2017г.
 Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Russian Federation on cooperation in the field of healthcare, medical education and science. Moscow, April 5, 2017.
- 11.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Российской Федерации о развитии сотрудничества в области туризма. Москва, 5 апреля, 2017г.
 Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Russian Federation on the development of cooperation in the field of tourism. Moscow, April 5, 2017.
- 12.Указ Президента Республики Узбекистан об усилении роли органов прокуратуры в реализации социально-экономических реформ и модернизации страны, обеспечении надежной защиты прав и свободы человека. № УП - 5019. 28.04.2017.
 Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on strengthening the role of prosecutors in the implementation of socio-economic reforms and modernization of the country, ensuring reliable protection of human rights and freedoms. UP - No.5019. 28.04.2017.
- 13.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Китайской Народной Республики о международном автомобильном сообщении. Пекин, 12 мая, 2017г.
 Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the People's Republic of China on international road traffic. Beijing, May 12, 2017.
- 14.Постановление Президента Республики Узбекистан об утверждении международного договора. № ПП-2971. 18 мая, 2017.
 Resolution of the President of the Republic of Uzbekistan on the approval of an international treaty. PP - No.2971. May 18, 2017.
- 15.Соглашение между государственным комитетом Республики Узбекистан по экологии и охране окружающей среды и государственным комитетом Туркменистана по охране окружающей среды и земельным ресурсам о сотрудничестве в области охраны окружающей среды и устойчивого развития. Туркменбаши, 20 мая, 2017г.
 Agreement between the State Committee of the Republic of Uzbekistan for Ecology and Environmental Protection and the State Committee of Turkmenistan for Environmental Protection and Land Resources on cooperation in the field of environmental protection and sustainable development. Turkmenbashi, May 20, 2017.
16. Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Кыргызской Республики о межрегиональном делегировании ответственности за обслуживание воздушного движения между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Кыргызской Республики. Ташкент, 6 октября, 2017г.
 Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Kyrgyz Republic on interregional delegation of responsibility for air traffic

- services between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Kyrgyz Republic. Tashkent, October 6, 2017.
- 17.Соглашение между Республикой Узбекистан и Европейским инвестиционным банком о деятельности ЕИБ на территории Республики Узбекистан. Вашингтон, 13 октября 2017г.
- Agreement between the Republic of Uzbekistan and the European Investment Bank on the activities of the EIB in the territory of the Republic of Uzbekistan. Washington, October 13, 2017.
- 18.Соглашение о порядке формирования и исполнения Шанхайской Организации Сотрудничества. Сочи, 1 декабря, 2017г.
- Agreement on the procedure for the formation and implementation of the Shanghai Cooperation Organization. Sochi, December 1, 2017.
- 19.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о сотрудничестве в области предупреждения и ликвидации чрезвычайных ситуаций. Душанбе, 9 марта, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on cooperation in the field of prevention and elimination of emergency situations. Dushanbe, March 9, 2018.
- 20.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о сотрудничестве в области безопасности и противодействия преступности. Душанбе, 9 марта, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on cooperation in the field of security and combating crime. Dushanbe, March 9, 2018.
- 21.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о воздушном сообщении. Душанбе, 9 марта, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on air traffic. Dushanbe, March 9, 2018.
- 22.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о сотрудничестве в области туризма. Душанбе, 9 марта, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on cooperation in the field of tourism. Dushanbe, March 9, 2018.
- 23.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о сотрудничестве в сфере высшего образования и науки. Душанбе, 9 марта, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on cooperation in the field of higher education and science. Dushanbe, March 9, 2018.
- 24.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о взаимных поездках граждан. Душанбе, 9 марта, 2018г.

- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on reciprocal travel of citizens. Dushanbe, March 9, 2018.
- 25.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан об избежании двойного налогообложения и предотвращении уклонения от уплаты налогов на доходы и капитал. Душанбе, 9 марта, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan for the avoidance of double taxation and prevention of tax evasion on income and capital. Dushanbe, March 9, 2018.
- 26.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о межрегиональном сотрудничестве. Душанбе, 9 марта, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on interregional cooperation. Dushanbe, March 9, 2018.
- 27.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Туркменистана о межрегиональном сотрудничестве. Ташкент, 23 апреля, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of Turkmenistan on interregional cooperation. Tashkent, April 23, 2018.
28. Соглашение о сотрудничестве в области обмена геопространственной информации в интересах вооруженных сил государств-участников Содружества независимых государств. Кызыл, 6 июня, 2018г.
- Agreement on cooperation in the field of exchange of geospatial information in the interests of the armed forces of the member states of the commonwealth of independent states. Kuzyl, June 6, 2018.
- 29.Информационное сообщение по итогам заседания Совета глав государств-членов Шанхайской Организации Сотрудничества. г. Циндао, 9-10 июня, 2018г.
- Information message following the meeting of the Council of Heads of State of the Shanghai Cooperation Organization. Qingdao, June 9-10, 2018.
- 30.Соглашение между Правительством Республики Узбекистан и Правительством Республики Таджикистан о сотрудничестве в области геодезии, картографии, землеустройства, кадастра и дистанционного зондирования земли. Ташкент, 17 августа, 2018г.
- Agreement between the Government of the Republic of Uzbekistan and the Government of the Republic of Tajikistan on cooperation in the field of geodesy, cartography, land management, cadaster and remote sensing of the earth. Tashkent, August 17, 2018.
- 31.Указ Президента Республики Узбекистан о коренном совершенствовании системы повышения правосознания и правовой культуры в обществе. УП - №5618. 09.01.2019.
- Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on the radical improvement of the system for raising legal awareness and legal culture in society. UP-№5618. 09.01.2019.
- 32.Указ Президента Республики Узбекистан о мерах по совершенствованию системы управления в сферах инвестиций и внешней торговли. УП № - 5643. 28.01.2019.

Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on measures to improve the management system in the areas of investment and foreign trade. UP-№5643. 28.01.2019.

33. Указ Президента Республики Узбекистан о систематизации мер по улучшению позиций Республики Узбекистан в Международных рейтингах и индексах. УП №-5678. 07.03.2019.

Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on the systematization of measures to improve the position of the Republic of Uzbekistan in international ratings and indices. UP - №5678. 07.03.2019.

34. Договор между Республикой Узбекистан и Туркменистаном о стратегическом партнерстве. Ашхабад, 6 марта, 2017г.

Agreement between the Republic of Uzbekistan and Turkmenistan on strategic partnership. Ashgabat, March 6, 2017.

35. Указ Президента Республики Узбекистан о мерах по организации деятельности Узбекско-Эмиратской инвестиционной компании. 20.05.2019. УП №-5722.

Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on measures to organize the activities of the Uzbek-Emirates Investment Company. 20.05.2019. UP - №.5722

36. Указ Президента Республики Узбекистан о дополнительных мерах по дальнейшему совершенствованию системы противодействия торговле людьми и принудительному труду, УП № - 30.07.2019.

Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on additional measures to further improve the system of combating trafficking in persons and forced labor, UP №-30.07.2019.

37. Указ Президента Республики Узбекистан о мерах по дальнейшему усилению гарантий защиты граждан Республики Узбекистан, осуществляющих временную трудовую деятельность за рубежом и членов их семей. УП №-5785. 20.08.2019.

Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on measures to further strengthen the guarantees of protection of citizens of the Republic of Uzbekistan carrying out temporary labor activities abroad and their family members. UP-№5785. 20.08.2019.

38. Указ Президента Республики Узбекистан об утверждении концепции государственной политики Республики Узбекистан в сфере межнациональных отношений. 15.11.2019. УП-№5876.

Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on the approval of the concept of state policy of the Republic of Uzbekistan in the field of interethnic relations. 11/15/2019. UP - №5876.

39. Постановление Кабинета Министров Республики Узбекистан о либерализации безвизового режима въезда в Республику Узбекистан для граждан Японии- владельцев дипломатических или официальных паспортов. г. Ташкент, 29 февраля, 2020г, №115.

Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan on the liberalization of a visa-free regime for entry into the Republic of Uzbekistan for Japanese citizens who hold diplomatic or official passports. Tashkent, February 29, 2020, No.115.

40. Совместное постановление Кенгаша Законодательной Палаты Олий Мажлиса Республики Узбекистан и Кенгаша Сената Олий Мажлиса Республики Узбекистан о Парламентской комиссии по контролю за реализацией национальных целей и задач в области устойчивого развития Республики Узбекистан за период 2030г. №149-IV. 27.02.2020.
- Joint Resolution of the Kengash of the Legislative Chamber of the Oliy Majlis of the Republic of Uzbekistan and the Kengash of the Senate of the Oliy Majlis of the Republic of Uzbekistan on the Parliamentary Commission for monitoring the implementation of national goals and setting in the field of sustainable development of the Republic of Uzbekistan for the period of 2030. No. 149-IV. 27.02.2020.
41. Закон Республики Узбекистан о ратификации Устава Гаагской конференции по международному частному праву (Гаага, 31 октября, 1951г). г. Ташкент, 2 марта, 2020г. №ЗРУ-605.
- Act of the Republic of Uzbekistan on the ratification of the charter of the Hague Conference on Private International Law (The Hague, October 31, 1951). Tashkent, March 2, 2020. No. ZRU-605.
42. Закон Республики Узбекистан о о гражданстве Республики Узбекистан. ЗРУ№-610. 13.03.2020.
- Law of the Republic of Uzbekistan on Citizenship of the Republic of Uzbekistan. ZRU №-610. 13.03.2020.
43. Постановление Кабинета Министров Республики Узбекистан об утверждении положений о функциональных обязанностях советника Премьер-Министра Республики Узбекистан - заведующего департаментом по вопросам защиты прав граждан Республики Узбекистан, осуществляющих временную трудовую деятельность за рубежом и международного экономического сотрудничества и департаментом по вопросам защиты прав граждан Республики Узбекистан, осуществляющих временную трудовую деятельность за рубежом и международного экономического сотрудничества. №-198. 04.04.2020.
- Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan on the approval of provisions on the functional responsibilities of the adviser to the Prime Minister of the Republic of Uzbekistan, head of the department for the protection of the rights of citizens of the Republic of Uzbekistan, carrying out temporary labor activity abroad and international economic cooperation and the department for the protection of the rights of citizens of the Republic of Uzbekistan, carrying out temporary labor activity abroad and international economic cooperation. №-198. 04.04.2020.
44. Узбекистон Республика билан Болгария Республикаси уртасида Консуллик Конвенциясининг ратификация ёрликларини алмашиш тугрисида БАЁННОМА. №-626-II. 30 апрель 2000.
- Protocol on the exchange of instruments of ratification of the Consular Convention between the Republic of Uzbekistan and the Republic of Bulgaria. 62-626-II. April 30. 2000.
45. Постановление Президента Республики Узбекистан о присоединении к международным договорам. Ташкент, 10 января, 2020г. №ПП-4564.

Resolution of the President of the Republic of Uzbekistan on joining international treaties. Tashkent, January 10, 2020. PP - No.4564.

46. Постановление Кабинета Министров Республики Узбекистан об организационных мерах по строительству и оснащению комплекса зданий посольства Республики Узбекистан в Объединенных Арабских Эмиратах. 13 января, 2020г.

Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan on organizational measures for the construction and equipping of the complex of buildings of the Embassy of the Republic of Uzbekistan in the United Arab Emirates. January 13, 2020.

47. Закон Республики Узбекистан о ратификации Договора между Республикой Узбекистан и Российской Федерацией о развитии военно-технического сотрудничества (Москва, 29 ноября, 2020).

Law of the Republic of Uzbekistan on the ratification of the Treaty between the Republic of Uzbekistan and the Russian Federation on the development of military-technical cooperation (Moscow, November 29, 2020).

48. Постановление Президента Республики Узбекистан о дополнительных мерах по повышению эффективности деятельности Международного инновационного центра Приаралья при Президенте Республики Узбекистан. №ПП-4597. 12.02.2020.

Resolution of the President of the Republic of Uzbekistan on additional measures to improve the efficiency of the international innovation center of the Aral Sea region under the President of the Republic of Uzbekistan. PP № - 4597. 12.02.2020.